

## 「教学報知」・「中外日報」における

## 仏骨奉迎の記事について

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行人を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行人らの報告書をみると失敗であったとか、事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

現在、私は当時の仏教界における各宗の事情や意見をながめるため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察している。本稿では、近現代の仏教界、宗教界で長く影響力を持ち続けた「中

外日報」からながめてみよう。「中外日報」は前身の「教学報知」を改題したもので、「教学報知」の創刊は明治三十年十月一日である。「中外日報」と改題したのは、同三十五年一月十五日付発行の第七四〇号からである。

当時の仏教界の新聞としては「明教新誌」「開導新聞」「奇日新報」「開明新報」「通俗仏教新聞」などがあり、雑誌には「英文雑誌」「新仏教」「反省会雑誌」「教界時言」「精神界」などがあつた。こうした時代背景の下に真溪涙骨（明治二年〜昭和三十一年）が「教学報知」を創刊したのである<sup>1)</sup>。真溪が新聞事業に乗り出したのはこれが初めてでなく、本願寺派の名説教師七里恒順が住持する博多の万行寺に預けられ、その時に同寺でガリ版刷りの新聞を出している。その後も「南越新聞」を創刊するなど精力的に活動していたが、長続きはしなかった。

「教学報知」はタブロイド判八ページで、旬刊発行であった。真溪は創刊号第一面に

## ● 発刊に就て一言

世に新聞の「発行の辞」ほと、陳腐なるものはあらずなりぬ。今は寧ろ、之なきを以て却て面白しとす。所謂記者の常套語は、故らに羅列するの要なし。辱上爛漫の花は、德行馥郁の実に如かず。

題して「教学報知」と云ふ。何人も問はずして、趣旨の存するところを知らん。唯余輩は、専ら布教勧学の二途を以て、仏教の生命なりと信するか故に、盛んにか振起拡張を謀ら

んとするに外ならず。

今や秋漸く高く、馬大に肥んとす。將に是れ、嚴護法城の志士か蹶然起つて、布教伝道の大計を画すへきの好時機なり。

台湾や彼の如く、北海道や彼の如く、而て海外布教未た一步を挙るに及はずして、早く既に内地雑居は眼前に迫り来る。

仏教前途の多事知るへきのみ。「教学報知」、豈に偶然にして生れんや。

と、内地雑居に対する仏教徒の機関誌として「教学報知」発刊の意義を表明している。また、同号の「社告」には

### ●社告●

「教学報知」は不取敢、本日を以て其第一号を発刊し、猶準備上の都合を以て、今明二ヶ月間は毎月三回の発行に止め、諸事全く整頓を告るの暁を俟ちて、隔日発行に相改め、組織上に於ても多少の変更を加へて、専ら仏教徒の気脈交通の機関に供し、布教勸学の大計を講せんと欲す。若し夫れ内地雑居に対する準備方法の如き、普く天下の公議を介せんと欲するを以て、広く各地に通信員を置き、且つ有志諸氏の奮て投稿あらんことを祈る。要するに吾社は、敢て根拠もなき誇張虚大の外観を競はず、偏に実力の及ふ限りに於て、漸進的方針を執らんとするもの也。

とあり、創刊後の二ヶ月間は毎月三回の発行であるが、諸事の整頓後には隔日の発行に改めるといふ。

創刊して五年後の明治三十四年十二月九日発行の第七二三号で

は、寄せられた密報に

「教学報知」は、目下教界唯一の日刊新聞なるも、本来基本に乏しく、辛ふじて今日まで持続し来りたるも、去四月、最後の究策として一種の売節に均しき手段を以て、本願寺の公布式機関となり、之に依て一息を次ぎたるも、本願寺との契約は本年中を以て満期となるを以て、之が継続運動に余念なきも、本願寺の形勢前日の如くならざるを以て、今回は断然破約となるべく。加るに本願寺の準機関となりてより以來、著しく読者の感情を害して、顧客も大に減少したれば、一社の経済到底持ち耐へ切れず、愈々近日廃刊の様子なり。

教学既に廃刊するとすれば、仏教界一の新聞なきに至るべく、各宗本山林立の京都に於て、両本願寺の事情すら世間に知らしむること能はず。全く暗闇となるべきに就ては、同社に交渉して之を買収せんとするも、同社は頑固にして、何等の方面にも売渡さざるやに聞けば、寧ろ此際某誌を改めて隔日刊行にでもして、直言、直筆、八面攻撃をなさしむれば、一方教学の廃刊にて、皆人の淋しく感ぜる折柄なれば、必ず時好に投じて成功すること請合なりとて、目下頻りに之が運動に忙はしき一部の野心連あり。貴社幸に大に猛勇を鼓して奮発せよ、云云。

とあり、四月に本願寺の公式機関となったが、その契約は本年中に満期となる。また、逆に本願寺の機関となつたところから顧客は減少しており、近日中に廃刊されるといわれる。そこで、同三

十四年十二月二十五日発行の第七三六号では、「終刊」として同三十四年度の終刊の挨拶として

例に依て例の如く、本日をも以て明治三十四年度の終刊を告げんとす。別に何等云ふべき事もなく、昨年も今年も更に以て相異なることなく、依然として平々凡々たるものなり。四月十五日以後、日刊発行に改め、東本願寺の宗報を附録として掲げ来りたるもの、十二月限を以て満期破約となり、相互の契約書廃棄したるくらいが、吾社の一波瀾に過ぎざるなり。近來はお蔭を以て読者も追々減少したれば、内部財政の困難も一方ならざるものあり。若し来年度も継続して発行せんとしたらば、何とか面目を改め心機を新にして、恢復の道を謀らざるべからず。而て即今、別に何等の妙計珍案の出ることなく、一寸先きは暗の世に、分りもせざる来年の事を語りて、地獄の鬼を笑はせんよりは、先づ以て何事も不言不語の中に本年を送り去らんとす。読者諸君、幸に無事めでたき新春を迎へ給はんことを祈るのみ、おさらば左らば。

とあり、同年四月十五日から日刊となり、東本願寺の「宗報」を附録として掲げてきたことや十二月で満期契約となること、来年度も継続して発行できることを願っている。

翌三十五年一月五日発行の第七三九号では、第一面に「教学報知の死 中外日報の生」と題して「茲に於てか心機一転「教学報知」の名を殺して、新たに「中外日報」の実を生むに至れり。他なし教学二途の鼓吹に止らず、宗教を中心として、普く政治、文

学、実業、其他の中外の諸方面に陟りて、広く報道、論評を試みんと欲するに過ぎず」と述べられ、「中外日報」と題して、中外の諸方面にわたり広く報道、論評を試みようとしている。また、同号には、「中外日報」を改めて発刊することについて

◎明治卅年十月より発行し来れる「教学報知」は、今や時勢の必要に迫られ、自ら感奮する所あり。聊か面目一新の下に題号を「中外日報」と改め、来十五日より発刊すること、なれり。

◎「中外日報」は、宗教を中心として、普く政治、文学、実業其他の各方面に陟りて、報道論評を試むべし。区々たる宗派内の小闘、細々たる一個人の私争の如き、向後吾社の関知する所にあらず。

◎さあれ四面開放、春風秋月は、吾社生來の特質とする所。眼中毫も怨親なく、頭上唯だ一碧あるのみは、終始を貫きて実行せんとする所。向後永く此公約を忘れざらんことを期す。

◎「教学報知」を読むも世間の出来事が分らぬとは、従来読者の嘆声なりし。「中外日報」は、別に世間記事の一欄を設けて、苟も家として知らざるべからざる世間の俗事は、悉く要を摘んで集録し、「中外日報」を見れば、別に他の世間新聞を読むの必要なからしめんと欲す。

◎大に通信部面を拡張して、内国各地に於ける在来通信員の外に更に増員して、山間僻遠の状況までも之を知らしめ、米

国ニューヨーク、清国北京、朝鮮京城、布哇ホノルル等は、既に特約通信員のあるあり。尚漸次欧州各邦に於ける知友に向つて交渉中にあり。

◎市内の配達区域は、従来東西六条に限りたるも、今回は更に更に之を拡張して、京都全市に涉りて配達せしむべし。而して市内配達は、挙げて東洋教学院に囑托し、苦学中の学生諸氏が、自ら健脚に鞭ちて配達せらるゝなり。吾が「中外日報」を講読せらるれば、即ち是れ一面に於て、蛍雪の苦を積める前途多望の貧学生諸氏を救護するものなり。一挙にして誠に両得。

とあり、「中外日報」は宗教を中心とし政治、文学、実業など各方面にわたつて報道、論評を試みるという。また、「世間記事」の一欄では世間の俗事も集録するといっている。なお、第七四〇号（明治三十五年一月十五日発行）では、「改題発行」として

別に深き由来ありて然るにはあらず。左れば故らに虚飾を弄して、之か理由など語るべき必要もなく、唯だ誤つて一時、本願寺の準機関とまで世上に噂されたる「教学報知」と云ふ、名目の何となく感情上忌はしき嫌ひになりて、「中外日報」と改めたるに過ぎざるのみ。其名を改めたりとて、其実をも失はんとするにあらず。本願寺と関係を断ちたればとて、強て抗争の地に立たんとするにあらず。尺蠖の屈するは伸びんと欲するため。無実なる冤罪を忍び惨酷なる罵声を浴びつゝも、辛ふして無事五年の歴史を積みたる心中、人知

るや否や。準備時代に於ける浮沈顧みるに足らず。吾は將に実行時代に歩を移して、聊か功を成さんと期するものぞ。既往誠に茫乎。孤憤幾度か胸壁を破らんとするも、時機熟せずして終に今日に至りぬ。而て「中外日報」は生る。此間の消息たる仏、独り之を知るのみ。俗耳凡眼の徒、何ぞ俱に語るに足らんや。

とあり、「中外日報」の生まれた消息が述べられている。

このような変遷の「中外日報」には、明治三十三年三月十三日発行の「教学報知」第三五〇号から同三十七年十月二十二日発行の「中外日報」第一四九二号までの間に、仏骨奉迎関係の多くの記事が掲載されている。そこから採録したが、翻刻にあたって仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

#### 注

- (1) 「教学報知」から「中外日報」に改題された過程や創刊者真溪涙骨については、常光浩然『明治の仏教者』下（昭和四十四年二月 春秋社）三七八頁以下、安食文雄『20世紀の仏教メディア発掘』（平成十四年八月 鳥影社）二十四頁以下、「中外日報」第二八三二四号（平成二十九年十月十三日発行）第一分冊にある「教学報知」創刊の時代背景 などによつた。

## 凡例

- 一、本稿は明治三十三年三月十三日発行の第三五〇号より同三十七年十月二十二日発行の第一四九二号までの「教学報知」・「中外日報」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかに誤植は訂正した。

## 「教学報知」

叡山と仏骨〔明治33年3月13日 第三五〇号〕

叡山鉄道の事に就ては、昨秋高木文平氏が帰京の車中に暹羅全權公使稲垣満次郎氏に出逢ひし節、叡山鉄道架設の件を語りたるに、公使も大に同情を表し居りしに、此程公使より、昨春印度政府が同国にて発見したる釈尊の遺骨を暹羅皇帝に贈呈したりしに、同陛下には更らに右遺骨の一部を本邦の仏教界に御贈与あらせられん叡旨有りし由にて、同公使より本邦仏教各派管長に左記の書面を送り、以て各派協議の上、適當の委員を選び派遣せられ度旨を送りたり。而るに高木文平氏は、叡山鉄道否決の件に付き、此程内貴市長を訪問したる際、右の趣を漏したるに、同市長も斯る事なくとも、是非同鉄道の再願を為すべしとの意見を抱き居りし際なれば、大に之を賛し、是非仏骨は仏教上由緒深き叡山に安置せんと、遠からず市内の重なる大寺を訪問して意見を叩かんとす。

(前文略す) 小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基、所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に亘りて、尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乘ずべきあり、此等南北両仏教の一致を計り、数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛するを得べく、仏教如斯にして、二十

世紀文化の上にて一大光明を發揮すべし。仏教徒の天職、亦実之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏教の一新时期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして、諸氏等先進の責任亦是に在りと信候。

而かして小生は、今諸氏と共に、仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は、同国ピルラハラに於てベツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰、其他の遺物(遺物発見の記事別項御参照相成度候)をば、仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下亦空前の盛式を以て、之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には、錫蘭島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て、各々聖物の頒を得申候。然るに這回當国王陛下、亦た聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖地聖物なるものゝ、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金龕中基督磔刑の古針が、常に巡拝の善男善女をして、随喜の涙を墮さしむるが如き。或は「クリミヤ」の大戦、亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひ

しが如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に欧米基督教国の民に渴仰せられつつあるかを推知するに難からず候。

今回の事實は、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち、仏界一振の盛挙に出でられん事、熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること、既に當国外務大臣より通知有。之且つ我邦より派遣委員に対して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得共、我邦仏教各派の中より、可成高德博学にして英語を能くする仁数名を委員に御選び、相成至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館

稲垣滿次郎

聖物發見の由来

釈尊降誕の地カピラブツを距る數哩「ピブラハワ」に、地主ベツペ氏なるものあり。数年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を發掘せば、何等か仏界に光明を与ふべき發見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之が發掘に従事せしが、ベツペ氏の熱心、遂に空しからず。地下二十呎にして、仏教界に一新時期を画すべき一大發見を為すに至りぬ。其發掘せ

し品々は、一、石櫃一個、二、水晶及蠟石瓶二個、中一個は記銘せり、三、遺骨及遺灰、四、塗灰及木皿の破片、五、寶石其他裝飾物の多量等にして、ベツペ氏は直ちに之をバスタチの收税官ラマサンカー氏に報じ、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏ベツペ氏の書を領するや、氏は直に之を熱心なる仏教学者博士ホエイ氏に対し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなるを明にせり。

以上は聖物發見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日發兌 Pioneer に博士ホエイ氏の論文あり。又一ロイヤル、アヂマチツ、ソサイチーの報告書に、ベツペの聖物發見に関する記事あり、就て見らるべし。

仏骨奉迎に就て一言〔明治33年3月23日 第三五五号〕

英人ベツペ氏印度の古墳を發掘して、一の靈骨を得。博士某之を研究して、正しく釈尊の遺骨なりとの断定を下だし、英政府は之を以て、其一分を暹羅國王に呈せり。茲に於てか、わが稲垣全權公使は、再三哀願して仏骨の分与を請ひ、遂に其許諾を得たりければ、公使より縷々其意を齎らして奉迎すべき意を、各宗管長へ伝へたりといふ。吾人はわが當路者が如何なる手段方法を以て、金剛不壞の仏舍利を奉迎し、以て世界の仏教國たる光輝を、中外に發揚せんとするや、如何なる去就進退を施して、直接暹羅國王、及び間接英政府に感謝の意を表證せんとするかを知らずと雖

も、兎に角何は措きても、盛装肅儀以て之を歓迎するの至當を叫呼する者なり。中には奉迎に急がんよりは、先づ調査員を發遣して、其偽真如何を取調ぶるを必要なりと論ずる者あれども、余を以て之を見れば、英政府既に確信を仏骨に於き、世界の仏教國と目指せる暹羅に呈獻したる程のものなれば、今更ら愚かしき技師や鑑定人を差向くるの必要は在らずと思ふ。端的に之を云は、仏骨なりと信じて之を奉迎す。他時異日、万一其真物ならざるを發明する場合ありとするも、輿論は決して我仏教家を目して、愚にも就かぬことをしてけりと指笑するものは非ずと思ふ。若それ信的を外にして、仏骨の真偽如何を考察せんとならば、今回の分与物は且らく措く、古来仏舍利と称するもの、現に我國著名の各寺各山に在るものより之を始めよ。何ぞそれ迂策の甚だしきや、平生無頭腦無定見にして、万事に周章狼狽し以て動き易き僧侶諸師なるにも拘はらず、目前に落在せる仏骨奉迎の一事を悠々閑過するは何ぞや。余輩は、実に仏教に誠実にして、國家に忠篤なる公使稲垣滿次郎氏に対して、汗顔愧怍の情に耐へざるものあるなり。奉迎か調査か、將た不問か、請ふ速かに其大局達觀の策を明示せよ。然らざれば世界の異教徒は、掌を拊して其蒙昧不靈を嘲罵するのみに非ず。内地の仏徒もまた、鼓を鳴らして大いに其責任を問ふものあるに至らん。吁仏心なきものは、仏骨の歓迎に急ならず。仏骨の歓迎を熱向熱望するものは、仏心を完備するものなりと評下するも、敢て誣言にあらざらんか、仏心を得るに急ならば、乞ふ仏骨を迎ふるに切実熱心なれ。時事見聞するに忍

びず、乃ち茲に一言する者なり。(城東散士)

ベツペ氏 (明治33年3月23日 第三五五号)

印度の古墳を發掘して、仏の靈骨を得たりと伝ふ。悲むらくは、今世一の阿育王なき事を。

稲垣公使 (明治33年3月23日 第三五五号)

取敢ず仏骨の分与を暹羅王に歎願す。吾人豈襟を正して此一節を欽慕、感謝せざらんや。

仏骨奉迎 (明治33年3月23日 第三五五号)

仏骨奉迎に付、世上既に種々の異議を唱ふる者あり。余は断じて思ふ、異論は奉迎して後の事也と。

仏骨奉迎に就て (明治33年4月11日 第三六四号)

四国山田哲司

露帝の御指に箝め玉ふ指輪の貴重なること、世伝へて之を知れり。今之が来歴を聞くに、指輪の頂上に箝め玉ふ木片は、教祖耶蘇の磔せられし十字架の木片なりと云ふ。其真偽は暫く措き、苟くも露帝の御身として斯くも、指輪を貴重し玉ふこと決して謂なしとはせざるべし。先年露帝の我國に來遊し玉ひし時、我が外務大臣に玉ふやう「余が國の変ずべからざるもの二あり。一は宗教、他は國語なり云々」と如何に露國の宗教と、其の社稷との関



係深きを知るに足るべし。固より露国の耶蘇教は、万世不易の宗教にして、乃ち露帝は耶蘇教の法王なると。同時に教祖耶蘇に対しては、純然たる信徒たるなり。耶教の徒にして其教祖を尊み、之を尊むの熱誠より、教祖の終焉を告げし十字架の木片をも貴重するは、勿論當然のことにして、実に耶蘇信徒の行為として尤もの次第なり。今聞く、暹羅帝が我が日本仏教徒に対して仏骨を分与せらるゝの運びに至ると、抑も我日本仏教国の国民は、如何にして之を迎へ、如何にして之を奉せんや。世智弁的の操觚輩は、或は外宝輸入として兎も角も之を迎へんとか、或は仏骨などは左程必要なし、杯と論ずる族もあり。彼のヘボ記者輩の誤託は、

一々聞くの耳を持たず。實際我仏教徒は、此際大に仏骨を歓迎し、以て二千八百有余年来の恩師に謁し、暹羅幾先程の遠方より、而も正々堂々として、暹帝の手づから分与し玉ふ御厚意と御信徳とを併せ、奉迎せざるべからず。已に前に掲げし露帝の十字架片をも、猶貴重し玉ふ御心事を鑑みても、我仏教徒たるもの、真の仏舍利を得奉るに至ては、其の狂喜幾千万倍ぞや。希くは充分なる審査を遂げ、一日も早く内外の準備を尽して、奉迎せざるべからず。奉迎委員としては差當り誰人を選出せんか。東京の仏教新聞記者が選みし南条博士こそ最も然るべし。博士は円満なる梵学者にして、又た実に英語の快弁家なるのみならず、再三印度南清の地に遨遊し、深く彼地の事情にも通じ、且つ充分の資格貫目もあり、暹帝の謁を賜ふも面目こそあれ、決して恥なかるべく。特に博士は道心堅固の老僧なるに於てをや。余輩は双手を挙

げて博士を推し、其他伴侶者の如きは余輩の言を須るす。又た泰安の場所は、比叡山との撰最も適當ならん。兎も角も僧侶一般、自他一味、宗別派流を論ぜず相一致して、大恩教主釈迦文仏の大舍利奉迎に意を致さざるべからず。我四国の如き、現今結成中の団体を挙げて、將に大に奉迎の実を抽んと欲す。報知記者足下幸ひ、奉迎の誠を鼓吹せよ。

### 仏骨と三百万円 (明治33年4月11日 第三六四号)

東本願寺にて、彼の仏骨奉迎の事を一手に引受けたるは、元より石川舜台氏の画策に出で、氏は夙に平岡浩太郎氏と密約を結びて運動費の支出方を属し、既に一木某なるものをして、東西京の間に往復せしめつゝあり。大隈伯及び青木子等の添書を得て、先発隊は昨今中に暹羅国へ向け出發せる筈なるが、愈々仏骨を奉迎し来りて、比叡山頭に安置するまでの費用は、凡そ百万円を要すれども、仏骨安着の上は、各宗派の寺院門徒よりの寄納金多々なるべく、凡そ百万円を得る見込なるを以て、其内より東本願寺年来の負債百式拾万円を弁償し、右費用をも引去り、剰余八拾万円は云云すべし、と云ふ。目算に成れるものなりと某新聞に見えたが、甚だ請取がたき事実なれども、序ながらに摘記。

### 仏骨奉迎の正使 (明治33年4月19日 第三六八号)

仏骨奉迎の正使として大谷派新法主を戴き、更に副使として各宗派中より四名を選びて同行せしめんとは、各宗派の輿望なるが如

く。昨十八日は更に妙心寺に各宗委員会を開き、交渉を纏めたる筈にて、多分新法主は、之が任に當るべきを承諾あるべしとなり。其最も適任たるは明かなり。

#### 妙心寺会議〔明治33年4月21日 第三六九号〕

議長は前田誠節師にして、副議長は名和洵海師に選定せらる。●十九日出席者は廿九名あり。前日に引続きて仏骨奉迎に関する協議を開く。而て満場忽ち賛同して奉迎に決す。●真言宗の小林栄運師は、仏骨の真偽調査委員を派遣すべきを唱へたるも、仏光寺の有馬憲文師は、右は暹羅駐割の全権公使に於て、既に精査を遂げあるを以て無用なりと説き、終に小林師は自説を撤回したり。

●奉迎使に就て、曹洞宗の弘津説三氏の説として真言、浄土、曹洞、日蓮、臨濟、本願寺派、大谷派の七宗より各一名の奉迎委員を選出し、而して七委員にて、正使副使についての協議を托することとせんとの説に対し、議長は採決せしに多数にて可決したり。●昨二十日も引続き開会し、帝国仏教会組織の件、仏骨奉迎事務所設立の件、其他二三項を議決せし筈なり。詳しくは次号紙上に記すべし。

#### 仏骨奉迎と鳥尾、三浦両子〔明治33年4月21日 第三六九号〕

仏骨奉迎に就ては鳥尾、三浦の両子爵も大に賛同の意を表し、多少の労を辞せずとの事なるが、此程峨山和尚に対して、仏骨奉迎に就ては啻に各宗派のみならず、稲垣公使よりも通知あり。其の

旨趣は、奉迎するは容易なれども、将来に対する崇敬維持上付、充分暹羅国皇帝に対しても、後日信実を欠くことなきやう、十分計画ありたしと語られたる由。

#### 仏骨奉迎委員の評決〔明治33年4月21日 第三六九号〕

仏骨奉迎使の人選に付、種々議論もありしが、各宗管長総代として、高田派新法主常磐井莞猷師を推すに決定せりと。同師は昨年夏独逸より帰朝し、梵語学に精通し、且つ各国の語学を知悉せるを以て、尤も適任なるべしと。

#### 仏骨奉迎に関する内賣市長の談〔明治33年4月23日 第三七〇号〕

仏骨は靈骨なり。宜しく之を靈地に埋葬せざるべからず。今全国に於て最も深く且つ遠く、仏祖に縁故ある靈地といへば、比叡山又は高野山なるが、高野山は叡山に比しや、僻在し、単に真言宗一派のみの靈地なれば、余が公平の考へには、叡山を以て最も適當とす。其歴史に富める各宗派中にて最も古く、殊に山城江州一帯を瞰下し、こゝに仏骨が安置しありといへば、信仰の点に於ても大に宜しく、また仏骨奉迎を照会せし稲垣公使の意も同様なれば、旁々同山を適當とす、云々。右につき高木文平氏は大に之に賛成し、再昨日妙心寺に赴き、各宗委員に市長の意見を伝へたりといふ。

妙心寺会〔明治33年4月23日 第三七〇号〕

過日来、仏骨奉迎に就て引続き開会中なる各宗協議会は、去廿日を以て終了を告げたるが、同日左の各項を議決したり。皇太子殿下御慶事奉祝献上品に就ては、議長より、稲葉元厚（妙心寺派）、小林栄運（真言宗）、土屋觀山（大谷派）、名和洵海（本願寺派）、河野良心（時宗）の五氏を指名して、委員に任じたり。又仏骨奉迎事務所は大仏妙法院内に設け、不日常務員を置くまでは、右五委員に於て事務を処理せんこと、なれり。

● 积尊御遺形奉迎協議案（可決）

第一項 帝国仏教各宗派は、奉迎使七員を選挙し、暹羅国へ派遣せしむる事。但し宗派は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出發日時は奉迎使協議の上之を定む。○第二項 奉迎使は互選を以て正使一員を置くことを得。○第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。○第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千元を程度とし、物品の撰択は奉迎使の協定に一任すべし。○第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名、住所等は、本日より五日以内に通知せられたし。○第六項 积尊御遺形奉安所、及奉迎事務所を設置する事。但、京都市下京区妙法院前町妙法院とす。○第七項 奉迎事務所に関する費用は、奉迎委員に於て之を議

定すべき事。前項の費用は、一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。○第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金一万円 奉迎使派遣費

内 金一千元 奉呈物品購入費

金七千元 奉迎使往復費

金二千元 奉迎使予備費

以上費目は奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し、

一時立替ゆべし。

第九項 御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法

は、奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ。

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ。

一 仮安置会 同上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ。

一 拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ。

第十項 奉迎委員は、御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為

し、宗派会議に提出し決定すべき事。

一 塗廟建設の件

一 同上建設地撰定の件

一 右費用に関する件

第十一项 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事

○特別協議案（可決）

一皇太子殿下御慶事に付、各宗派奉祝献品を為し、管長連署総代を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事。但し議長、指名を以て各宗派より委員五名を選定し、献納物品の撰択、及之れに關する諸般の事項を委托する事。

○特別協議案（可決）

一釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝國仏教会を設立し、同会組織方法等は、之を各宗派管長会に提出し、議決を求むべし。

仏骨奉迎の正使決定（明治33年4月25日 第三七二号）

仏骨奉迎の正使決定は、愈々各宗派よりの懇請に依り、大谷派新法主大谷光演師、之に當らるゝことに決し、師は旅行準備のため、二十三日を以て一応東京浅草別院へ引歸へされたり。随行は南条文雄師、外三名なるべしとなり。

暹羅国王へ捧呈（明治33年4月25日 第三七二号）

仏骨奉迎使派遣に付き、各宗派より暹羅国皇帝陛下、及同国外務大臣、并に稻垣公使へ、各管長連署の書面を呈する筈にて、前田誠節師、目下起艸中なり。又暹羅国宮中、其他前年渡米ありたる親王、及各大臣への贈呈品は、何れも日本美術品の内より撰択する意見にて、比叡山延曆寺、真言宗総本山教王護国寺、両本願寺、曹洞宗越山、能山、両本山、浄土宗総本山知恩院、其他有名

なる各本山の写真をも、合せて贈るよしなり。

釈尊御遺形に就て（明治33年4月27日 第三七二号）

広 陵 万 岳 草

此頃妙心寺内竜泉庵に開かれたる、釈尊御遺形に關する協議会に付て、真言宗の小林栄運氏は、真偽調査委員を先発すべしと云ひ、仏光寺派の有馬憲文氏は、己に在暹羅国の我が全権公使、稻垣氏が精査せし者なれば無用なりと論じ、終に小林氏は自説を撤回せりと云ふ。子謂く、小林氏晩を時なる論を成し、云ふべく行ふへからざる弁を弄すには、慙笑の外なし。業に己に、釈尊の遺形として英及び暹羅の両政府が見認たる遺物に對して、突飛的に真偽調査呼はりは、採るに足らざるは勿論なれども、之に對する有馬氏の、稻垣氏が精査せし者ゆる誤りなしと云ふ説も、幼稚なる考へと云べし。然れば如何と云に、予はペツペ氏の所信とホエー博士の研究とに重を置きて、釈尊の遺形なる事を確信する者なり。故に遺形其者を信するに於ては有馬氏と同意なるも、所信の基礎に就ては其源を異にす。予は己に、我が本山文書科より發行せる宗報第二十一号に、釈尊遺形の記事を掲載せられたるを一見せし已來、既に之を疑はずと雖も、猶ほ我々が今日まで見聞せし諸書に就て、其の明確なる事歴を得んと欲し、左の數項を標準として自ら取調を試みたり。

一カピラブツ（地名） 一ピプラハワニ（地名）

一サカヤス（保存者の名） 一遺骨及遺灰

一水晶及石の瓶  
一石櫃

一木器及宝石

右七項中、第一より第四までは、略ぼ類似の事柄を見出したるも、第五已下に関しては、今日まで取調べたる書籍中に見當らず。又第一は第三に關係を有し、第二は第四に因縁ある者の如し。依て今予が拝読せし十誦律に就て、左の表を作る。

種類	分塔	所在地名	所奉人名	
舍利舎塔	第一分	拘尸城	力士	
	第二分	波婆国	力士	
	第三分	羅摩聚落	拘楼羅	
	第四分	暹勒国	諸利帝利	
	第五分	毘兜	諸婆羅門	
	第六分	毘耶離	諸利昌	
	第七分	迦毘羅婆国 (カピラプツ)に音近し(サカヤス)は釈子の一人歟	諸釈子	
	第八分	摩伽陀国	国王阿闍世王	
	瓶塔	瓦塔	頭那羅聚落	姓煙婆羅門 菩薩処胎経曰 <sub>二</sub> 優波吉 <sub>一</sub>
			畢波羅延 (ヒブラハワ)に音近し	婆羅門
灰塔	灰塔			

右の表に依て、ペツペ氏の発掘せしは、第七分塔なる歟、又は第十灰塔なる歟、此二塔の一なるべし。予は斯の如く想像すと雖も、固より地理不案内の身なれば、其の何れなるやを指定するに苦しむ。其故は、若し第七分塔とせば、地名と保存の人とは稍や相合するが如きも、遺灰は無き筈なり。既に処胎経、阿育王経、

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

及び十誦律に依れば、遺骨と遺灰とを別分とせし事を識せり。若又、第十灰塔とせんか地名及び遺灰(遺骨は遺灰中に混在せし者と認む)ありし事は、略ぼ合するに似たるも、保存の人をサカヤスト云に反す。然れば甲乙、其の何れなるやを決し難し加之ず。西域記等に依れば、印度に在りては仏骨の塔頗る多く、其の迦毘羅衛(西域記には劫比羅伐率堵とあり)一国に付ても、城南五十里の地に、賢劫人寿六万歳の時に出世したまひし、迦羅迦村駄仏の遺身の舍利塔あり。又、此を距る東北三十余里の地に、賢劫人寿四万歳の時に出世したまひし、迦諸迦牟尼仏の遺身の舍利塔あり。共に無憂王(阿育王の事なり)石柱を建て、各仏寂滅の事を記すと云へり。斯の如く仏舍利塔の多き地方に於て、而も未だ其地を踏まざる予輩が、単に既訳の書籍のみに付て、確實なる断案を下さんと欲するは、甚だ難事たり。依て予は前に陳る如く、ペツペ氏の所信とホエー博士の研究とを信念の基礎として、今回発掘の遺形は釈迦牟尼仏の遺物なりと定め、而して予が取調べたる十塔の内にては、第七分塔なるべしとの断定を下せり。依て之より其の理由を述べん。(未完)

新仏骨論を読む(明治33年4月27日 第三七二号)

果して然りく、余輩は曩に仏骨奉迎の件に付き、大に各宗の當路者に警告し、挙措苟もせざらん事を望めるの因み。近時或はかの韓退之が、仏骨の表を学びて喋々するものあるべしと予言したりしが、果して然りく、近来毒筆を以社会を毒する某新誌は、

新仏骨論なる一題を掲げて、毒舌、否毒気を吐き出したり。其要に云く。

それ仏骨を迎ふるの事、縁をして草莽未開の時に起らしめば、必しも怪まず、然れども、開明の今日にして、仏骨を迎ふるが如き痴漢ありとせば、天下の迷愚是より甚しきはなし。吾人は密に思ふ、仏骨を迎ふるの馬鹿気たるは、浮屠氏全般の知る処なるべし。知て而して、猶之を迎へんとするは、其意仏骨を敬するに非ずして、実は之を利用して天下の愚夫痴婦を籠蓋し、以て一朝に巨利を博せんと欲するの大野心あるを以ての故に非ずや。さればこそ両本願寺を初め、各宗各派、我物にせばやと、紛争に余念なき者なり云々と。

讒謗の舌、迷狂の筆素より三文銭の価値無し。題して新仏骨論と云と雖も、実は韓文公の犢鼻褌かつぎにも及ばざるなり。余輩はかゝる迷倒の族に向て、一言を費すの大人気無きを知ると雖も、洪濟を以て任とするもの、寧ろ憐愍の情に耐へず。迷文家、及び世のかゝる毒鋒に惑溺する人の為に、囁々として一片の婆心を吐露すること左の如し。

仏骨と云へば骨なり。骨ならば牛の骨も骨なり。馬の骨も骨なり。よし真正の仏骨にもせよ、之を奉迎するは文明人の態度に非ずとは、また三歳の童子も然か云はむ。これはこれ、皮相の空言にして仮令へば、金剛石も石なり、大理石も石なり、鴨川石も石なり。石ならば何ぞ之を尊重愛求するの必要あらんや、と云ふに同じきものなり。彼は未だ信向の何たるを知らず、理想の何たる

を知らず、胸中ただ利慾の一点張なるを以て、這般仏徒の拳を目しても、猶且つ野心満々たる釣利策なり、と誤解す。誰か抱腹絶倒に耐ゆべけんや。彼等の暴論を以てすれば、伽藍も土木の集合物なり。無用なり。直ちに破壊すべしと云はん。身体も四大の仮和合物なり。何ぞ自重するの必要あらん。速に殺戮すべしと云はん。あゝ、笑止々々、笑止なるは明治の韓退之なるぞかし。汝若、法身舍利の一義を講究せば、靦然として発汗通身なるを覚えん省焉。(老婆子)

#### 高楠博士の仏骨談 (明治33年5月3日 第三七五号)

仏教の開祖たる釈迦牟尼の入滅に關しては、從來東洋の仏教者間に於ては、種々年代上の異説あれども、輒近欧米に於ける言語學者、及び比較宗教學者等の史的考證によれば、耶穌紀元前第五世紀を以て、最も正確なる年代と認定せり。偕て釈尊が印度俱尸那伽羅なる沙羅双樹の林間に於て入滅するや、當時の仏教徒は、孰れも教祖追慕の衷情に沈みし中にも、摩羯陀国の阿闍世王、毘沙離国「リツチャビ」種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅割波のブリヤ王、羅摩邑の拘利耶王、吠率奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、俱尸那伽羅の摩羅王の八人は各信教上の由緒を具して、釈尊遺骨の分配を請求に及びしが、其分配の方法に付き、議論定まらざりしかば、遂に婆羅門の徒盧那なるものに命じて、遺骨を右の八人に対し平等に分配せしめたり。而して彼等八人は、其遺骨を恭しく受取りて、各其地方に持ち帰り、壯麗なる塔を建て、之

を納め、月を定めて盛大なる祭礼供養を営みたり。然るに徒廬那は、遺骨分配の役目に當りしとは云へ、遺骨は既に彼の八人に分与を終りしにより、止むを得ず分配の時、遺骨を納めたる空甕を乞ひ持ち歸へり、其時、畢鉢羅邑の孔雀王と云へる人遅れて会せしも、遺骨は既に去りて跡なかりしかば、唯火葬後に残りし灰と炭とを納めて歸り、同く塔を建て、厚く供養したりと云ふ。故に右の如く釈尊の遺骨及び遺物は、十箇所に分れたり。以上の史的事実は、巴里語の大涅槃經の結末に出で、尚ほ漢訳の經典にては仏所行讚經、有部雜律等にも散見せり。

其後二百余年を経て、彼の印度を統一して、帝國政治を施し、大に博愛主義を唱道して、仏教の傳播に尽したる阿育王の時代に當り、同王は右十箇所の仏骨塔を發掘し、再び諸州に新塔を建て、之を祭らしめたり。是れ非常なる仏骨塔の变革なりしが、其中一二の塔は堅牢にして、遂に發掘する能はざりしかば、當時の伝説にては、地下竜王の守護なりとて、一層尊崇するに至りしと云ふ。

一昨年中、印度ピブラーフバより、一箇の甕を發掘せしが、此甕に伴ひたる刻文は、僅に二行許のものなれども、刻文の意味は、此甕中の物体は、正に仏の遺骨に相違なしとあり。昨年に至り、右甕中の遺骨を三分して、其一部は英国倫敦の博物館に納め、其一部をカルカッタの博物館に蔵め、其一部は世界唯一の仏教主たる暹羅国王に贈与したり。此暹羅国王の受領せしものこそ、曩に稲垣公使の斡旋により、我国仏教徒へ分与するの運びとなり、現

今仏界の大事件となりしものなり。

仏骨なるものは、前陳の史的事実に依り、既に二千四百余年の歲月を経過したるものなれば、其真偽を云々するは、寧ろ吾人の領分外なりと思ふ。我国仏教徒の仏骨奉迎が、果して仏教上に利益を与ふるや否やは別問題なれども、従来仏教者が史的研究を粗略にする余り、斯の如き明白なる史的事実あるにも係らず、世上の非難に對して、一言も論明する能ざるは、仏界學術の衰頹せるを證すものにして、歎ずるの外なし。今回は我が日本仏教の代表者として、真宗大谷派新法主及び南条博士が、仏骨奉迎使として暹羅に向ふ由なれば、之によりて我仏教徒が聊なりとも、暹羅日本間の交通を親密にし、進みて東洋教徒の聯合を図り、南北仏教協同研究の好機を迎へ、新に世界宗教研究上に貢獻する所あらんこと、切に希望に堪へざるなり。

#### 選定済の委員〔明治33年5月3日 第三七五号〕

既に選定を終へたる仏骨奉迎委員と宗派は、大谷派土屋觀山、永源寺派伊藤宗富、建仁寺派後藤文宸、融通念仏宗黒田覺州、興正寺派三原俊榮、時宗河野良心、東福寺派平住幽谷、西山派青井俊法、天台宗園光轍、寺門派河村暹尊、東大寺派平岡宥海、妙心寺派後藤禪提、曹洞宗有沢香庵等の諸師にして、未だ開緘せざるを以て決定せざるは法曹、臨濟、鎌倉建長寺、日蓮宗本門派、相国寺派、黄檗派等なり。

### 仏骨奉迎委員会〔明治33年5月3日 第三七五号〕

仏骨奉迎委員会は、去三十日を以て開きたるも、各宗派より奉迎員を選定し、事務所に届出たるものは、僅かに四宗十八派に過ぎず、来五日ならでは結果を見難しとなり。

### 釈尊御遺形に就て(弐)〔明治33年5月3日 第三七五号〕

夫れ地理上に関する古代歴史の證考は、古書旧記に依り、地名又は方位里程等に付て、學術的理論的に其実績を得んと欲するは、頗る迂回なる考へにして、寧ろ地方局部の人口に膾炙する伝説に依て、其実を極むるの簡易にして、且つ確實なるに如かず。仮りに其一例を出さば、彼の有名なる陸奥の阿古屋の松にして、出羽の国に在る如く、地名の変更は固より、多く年時を経るに於ては、意外なる地形の変遷も有る事ゆゑ、古代の旧趾を探験するの材料としては、数百年前の記録は、地方人士の口碑に伝はる者に如かさる事、万々なるを知るべし。然るに今ペツペ氏が、自分の所有地内に釈迦仏の遺跡ありとして、覚束なくも熱心に二十呎の地下を発掘せしは、必ずや其の所信の根拠なくんばある可からず。故に予は謂く、恐くは其地方局部の人口に膾炙せし伝説が、此の事業を成遂げしむるに与りて、力ある者なりしと信ず。然らば則ち、古書旧記に勝る、万々なる所の口碑伝説に依て、発見せられたる御遺形は、其真にして偽に非るを知るべし。則ち予が、前にペツペ氏の所信を信ずと云ひしは是れなり。

次にホエー博士の研究に付ては、其の関連せる事情を考察せざる

可からず。凡そ社会の行為に於て、好奇的と着実的との二あり。今御遺形発見に付ては、此の二を論ずれば、ペツペ氏の発掘は其の伝説口碑の信すへき者有りたるにもせよ、其行為は好奇的なり。而してホエー博士の研究は、自ら進んで遺形に関する事実を調査せしに非ず。彼の発見由来に記する所に依れば、英領印度政府の収税官たるラマサンカー氏の囑托に依る者なり。然れば、我が邦博士が広く妖怪の報道を募りて、之を研究せし如き、好奇的研究に非ずして、他の懇請に応ずる着実的研究なり。而して好奇的研究は、如何なる者と雖も附会牽強を免れず。之に反して着実的研究は、他をして信せしむるに足るの事実を標準とする者なり。加之す、ホエー博士は熱心なる仏教学者なりと聞く。然れば未だ其人に接せざるも、決して輕挙浮薄の人には有らざるべし。況んやサンカー氏が真偽精査を托するに足るとして、望を囑せし人なるに於てをや。然則ち、着実なる人物に依て着実なる研究を経、而かもホエー博士が自ら信ずるの余り、論文起草して世に公けにせしより考るも、此の御遺形は真物にして決して偽物には非ざるべし。則ち予が前にホエー博士の研究を信ずると云ひしは是なり。(未完)

### 南条博士の無責任〔明治33年5月3日 第三七五号〕

今回南条博士は、新門主の暹羅随行を辞したる由なるが、其事情は自坊の副住職か重患の爲め、之を捨て、遠く海外に行く能はずと云ふにあり。実に驚人たる無責任と云はざるべからず。自坊副



住職の危篤は、一寺に取りて大事は大事たるに違ひなきも、是れ一私事のみ。仏祖の遺骨を奉迎すると、元より比較すべき談にあらず。苟も文学博士の肩書を有する者にして、斯る賭易きの道理を知らざる筈なきも、顧ふに、仏骨の真偽を彼是云ふ世上の俗論に憶して、尻込したるにあらざるか。実に定見も眼明なき世間普通学者たるの、職分をも知らざる者と云ふべし。若し果して真偽知るべからずとすれば、何故に正々堂々新門主に向て諫止し、宗門の面目を傷けしめざるを勉めざるや。徒らに其責を新門主に負はしめて、自ら其責を免れんとするは、師主崇敬の本旨を知らざる者也。仏骨にして若し疑点あらば、断じて先づ新門主の正使たるを止めしむべく、否なれば、最初此人をと信任せられ、随行を命ぜられ、師も一日之を諾したる以上、飽までも自ら責任を負ひ、一自坊の私事を以て新門主の名声を傷るが如き、不都合をなさざる事を切望に堪へず。(東六尾川子)

教学報知記者曰く、温厚着実の君子にして、一朝俄かに正使随行を辞せられたるは、必ず何かの事情あることにて、決て俄かに博士其人の罪惡を鳴す可らざるは万々なり。而て上掲の一投書は、新法主を思ふの熱誠より出で、博士の進退を九鼎の重きに比したるものか。是れ亦た何か意味あるが如く、一概に中傷の言とも認めざる節あるを以て、暫く全文を掲げ置きつ。尚重ねて公明なる事実の報道を待つのみ。

仏骨奉迎と妙満寺一派 (明治33年5月7日 第三七七号)  
妙満寺一派が、仏骨奉迎に就て各宗派と協同一致の方針を採らざるは、敢て四箇格言の頑夢に依りて然るにあらず。一派の云ふところは、法華經に、『妙法蓮華經一部を安置して、乃至舍利を安んずることを須めず』とあるに由りて、各宗派の仏骨奉迎に反対するにありと。吾輩の自謙は、舍利よりも經論、經論よりも信仰と云ふにあり。妙満寺一派にして云ふところの理由の如く、虚儀に奔らずして実行を果さば、至嘱の至りに堪へざるなり。

#### 釈尊御遺形に就て「統」(明治33年5月7日 第三七七号)

次に今回発掘せられたる御遺形は、十誦律に出る十塔の中の第七分塔なるべしと云ふ。予が卑見を陳ふ可し。既に前に論せしが如く第七分塔とすれば、遺灰は無き筈なり。此に付て処胎經には而も白き記事を載たり。曰く、仏の遺骸を茶毘(火葬)し終て後ち、拘尸那(此に角城と云ふ仏入滅の都城也)及び其他七国の王、仏の舍利を争て將に鬪はんとす。時に智臣優波吉(或は姓煙とも徒廬那ともあり)なる者あり、八国の衆に告て云く、我れ今仏舍利を八分して平等に之を頒たん、願くは争ふこと勿れと衆之を諾す。依て彼れ一甕を持來り、蜜(粘着質の物)を以て甕裏に塗り、之を以て量り分つと、云々。後ち甕を將らし還て、塔を起つとあり。此の蜜を以て甕裏を塗るは、何の意らありてやと云に、仏舎利の細小なるもの、及び遺骨に混在せる遺灰を、甕の裏面に附着せしめ、以て紀念物となさんが為めなりと云ふ。其當時

に在りて、仏舍利を尊敬渴仰せし情推知すべきなり。上記の如き次第ゆゑ、遺灰と遺骨とは混在せずと云を正説とす。然れども、今考るに釈尊の入滅は、本年を距る已に二千八百四十九年（仏滅の年代に付て十余種の異説あれども、我宗相伝の説は、周の穆王五十三年に入滅したまふと決せり。即ち神武紀元前二百八十九年也）の前にあれば、年数の久しき、或は遺骨の幾分灰と化し、土と化せしやも測る可らず。故に遺灰あるが為めに、第七分塔に非すと断言するを得ざるなり。既に然りとせば、所在地をカピラプツと云ひ、當初の保存者をサカヤスと云ふに依れば、前に掲げし表中の迦毘羅婆国に在る諸釈子の保護せし第七分塔に當る事、燎々火を睹るが如し。故に予は、前に第七分塔なるべしとの断定を下せしものなり。

既に斯の如く古書旧記に依るも、地方人士の口碑に徴するも、又着実なる学者の研究に任ずるも、皆以て真物たるを信ずるに足る。冀くは我が仏教徒の緇素道俗の諸氏よ、世上無責任の空論には惑はず、他日御遺形奉迎の吉辰に遇はゞ、大々の歡迎あらん事を望むと云爾。（完）

#### 西派仏骨奉迎使〔明治33年5月7日 第三七七号〕

西本願寺よりは、仏骨奉迎使として藤島了穩氏を、此程暹羅国へ出張することに任命せり。

#### 西派の仏骨奉迎委員〔明治33年5月7日 第三七七号〕

西派の仏骨奉迎委員は、内局注記神根善雄氏に命ぜり。

#### 南条博士、再び随行員を受く〔明治33年5月9日 第三七八号〕

博士は、自坊副住職病氣の故を以て、一旦新法主の暹羅正使随行員たることを辞退せられしが、更に本山より交渉の結果、再び其命を受けて随行せらるゝことに相成りたる趣なり。

#### 仏骨奉迎使〔明治33年5月9日 第三七八号〕

仏骨奉迎使は七名の筈なりしが、浄土宗は各宗派と提掣を断たんと申込みたれば、目下決定し居るは、大谷派新門主を始め、臨濟宗前田誠節、本願寺派藤島了穩、曹洞宗日置嘿仙の諸師なり。真言宗は奉迎使を出さざることに決したり。

#### 妙法院会議〔明治33年5月9日 第三七八号〕

仏骨奉迎各宗派委員会は、一昨日午前九時大仏妙法院内に開きたり。来会委員二十七名にして、各宗派より東宮御慶事献上に付いて、小林栄運師東上委員となり、献品を奉じ東上せしが、曹洞宗管長畔上棟仙師、昨日参内し、献上を了りし旨を報告し、夫より献上品買入費賦課の協議を為したるに、宗派割十分の三、寺数割十分の四、実力割十分の三に決し、夫より常任委員十名の選挙を行ひしに、當日日蓮宗不参の爲め、九名選挙することとなり、左の如く當選したり。

有沢香庵（曹洞宗） 蘭光轍（天台宗） 青井俊法（浄土宗西山派） 三原俊栄（興正派） 小林栄運（真言宗） 土屋観山（大谷派） 名和洵海（本願寺派） 後藤禅提（臨済宗） 河野良心（時宗）

尚ほ、仏骨奉迎に関する経費は、當分借入金一万円とし、予入金は十万円とすることに決し、午後四時三十分散会せり。

#### 仏骨奉迎委員会〔明治33年5月13日 第三七九号〕

各宗派の仏骨奉迎委員会は、去九日も妙法院の事務所に於て開会し、妙法院門跡村田寂順師を奉迎事務総理に、同院執事補植山菊次郎氏を書記長に選定し、次に暹羅国皇帝陛下、同国外務大臣、并に稲垣公使へ呈すべき、奉迎使信認状の起草成りたるに付き、各宗管長の調印を求むる為め、土屋観山師を委員に選挙したる由。

#### 仏骨奉迎使愈確定せり〔明治33年5月13日 第三七九号〕

仏骨奉迎使派遣の宗派は七宗派と定まりしが、就中浄土宗は宗派の都合ありとて各宗派の提携を絶ち、仏骨奉迎には更に関係せざることに決し、真言、日蓮の両宗は奉迎には賛成するも、奉迎使派遣は謝絶することゝなしたるにより、愈派遣することに定め、其姓名まで公表せしものは、曹洞宗の日置黙雷、妙心寺派の前田誠節、大谷派の大谷光演、本願寺派の藤島了穩の四名にて、同人等は本月下旬出発することに定めたり。而して右四名の中にて一名を正使となし、残る三名を副使とする都合上の話しあれども、正副両使の権限に於て高下のあることなれば、断然正使を置ずし

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

て、四名共に同等の資格にて行くとの説盛なり。若し愈正使を置くことになれば、四名の中にて互選する筈なるが、多分大谷派の光演氏ならずば前田誠節氏が藤島了穩氏なり。何れにしても、権能と資格に於ては敢て異なる処なき筈なるに、連りに之が争ひをなすものある由なるが、言語に絶したる話なり。正使にもせよ副使にもせよ、各宗管長より申付たる一箇の使者たるに過ぎるに、使者の長となりたかとして、何の名譽にもあるまいものを。（活眼導師）

#### 积尊御遺形奉迎事務所〔明治33年5月15日 第三八〇号〕

积尊御遺形奉迎事務所にては、昨日午後三時より、鴨東中村樓に新聞社員を招待して、何事か談ずるところありし筈なり。

#### 大谷派新法主の一行〔明治33年5月17日 第三八一号〕

大谷派にては、新法主の遺形奉迎として渡暹せらるゝに就ては、随行長に南条博士、随行員には石川馨、大草恵実、文学士藤岡勝二、医学士某、榭見得聞、浅井恵定、暹羅語通訳として、日本暹羅公使館書記山本安太郎等の諸氏。其の他家従三人従僕一人、都合主従十三人の一行にて、南条博士、藤岡学士は、渡暹の上は、南北仏教上に就て何事か取調ぶるところある由にて、石川、大草二氏は、専ら事務に従事することとなり。

**仏骨奉迎と各宗派**〔明治33年5月17日 第三八一号〕

仏骨奉迎に就て合同を為さざりし宗派中、浄土宗は単独にて奉迎するてふ公辞の下に、経費の分割を遁れんと計りたるものゝ如く、法華宗は法華一部云々の経文下に不合同なりし如くなるも、其実は先年の四箇格言問題に、未だ偏執を脱せざるものゝ如し。右二宗派を除いて、其他の宗派は何れも合同せりと委員は語れり。

**奉迎使一行の出発**〔明治33年5月17日 第三八一号〕

別項記載の仏骨奉迎使一行は、来る廿二日午後一時二十四分發にて、當地を出発して、同夜は神戸常盤ホテルに投宿。翌廿三日午前十一時、神戸解纜の博多丸に乗船することになりたり。又た今日日は、各宗末寺僧侶、及諸学校生は、何れも七条停車場まで見送りを為す筈なりと云ふ。

**奉安所の撰定地**〔明治33年5月17日 第三八一号〕

奉安所を建築すべき場所は、委員中、東京、京都、南都の三ヶ所に、諸説相岐れ居る由にて、未だ何れとも決定せずと云ふ。

**御遺形奉安所**〔明治33年5月17日 第三八一号〕

奉迎使一行が、御遺形を受取り帰朝の上は、奉安所建築完成までは、仮に大仏妙法院に御遺形を奉安する事に決定せりと云ふ。

**仏骨奉迎に就て**〔明治33年5月17日 第三八一号〕

去る十四日奉迎委員は、鴨東中村楼に京阪の各新聞社員を招待して、奉迎に関する各宗委員の決定、及び其理由を公表して曰く、御遺形を奉迎する次第は、先般暹羅国王陛下より、同国駐劄の本邦公使稻垣満次郎氏に、御遺形分配の御勅賜ありしことにて、公使は之れを各宗管長に通じ、茲に於て各宗は委員を選定し、奉迎に就て会議を始めたり。而して国王陛下の御思召は、単に御遺形の分配を主と被遊ざる由にて、大にしては国と国との関係上、向後も一層親密に交際せんこと、又た南北仏教の合同を計る上に於ての御思召より出でたるものなれば、各宗は謹んで遺形を奉迎することに決したり。御遺形の事に關し、世間、其の真偽如何の調査に就て、種々の説あるも、委員等は南条博士、其他ホエー氏等の説に信を置き、之れを奉迎することに決したり。又た奉迎を為すと同時に、各宗の合同を為し、大に慈善事業其他の社会的事業を起すこと、及び宗教を益々社会に近かづける様に為すこと等をも、夫れづ計画決定するに到りたり云々、と云ふにありき。

**御遺形奉安所建築に就て**〔明治33年5月17日 第三八一号〕

奉安所地所撰定すら東京、京都、南都の三ヶ所に、委員中諸説相岐れ居りて、決定し居らざるに、奉安所建築の事を報ずるは、少しく早計の嫌なき能はざるも、委員の一人に就て聞くところに由れば、先づ奉安所建築設計を奉迎委員に於て之れを為し、管長會議を開きて其経費を決定することに為す由にて、其計画は十町四

方の地所中に中央に八角塔を築き、之れに御遺形を奉安し、周圍に各宗の礼拝堂を建て、四方に門を設けて、境内中には仏教中央大学、施薬院、救護院、舞樂堂、鼓樓、客殿、祠堂、鐘樓、拝室、戒壇、寺務所大講堂等を建築する計画にて、大講堂は所謂金堂にて、印度古代の建築法によりて建築を為す筈にて、先づ之れらの総ての完成は、今後十五ヶ年の見込なる由なり。

### 釈尊御遺形奉迎に就ての雜信〔明治33年5月17日 第三八一号〕

各宗管長が、奉迎使任命の親任書上、奉迎使の氏名の下に尊称を用ゆる派と、自己が命ずる使者に尊称を用ゆるの不可を云ふ派と兩派に別れ、大谷派は其の前者にして新門跡大谷光演師、前田誠節和尚、藤島了穩司教、日置黙仙和尚と記せんと主張し、本派は其後者にして、管長自身等が任命するものなれば、大谷光演、前田誠節、藤島了穩、日置黙仙にてよろしと主張し、結局委員中より三原俊栄氏、交渉委員として、一昨十五日大谷派本山に談ずるところあり。結局新門跡大谷光演となすことに決定し、他は呼流しとなりたりと云ふ。●正使選挙に就て妙な風説を耳にす、願くは虚なれかし。●奉安所地所撰定の際には、随分議論あることなる可し。而して妙心寺の前田和尚、頗る成算あるものゝ如しと喧伝せらる。●神戸の各新聞社員を二十二日常盤ホテルに招いて、奉迎に就ての趣旨を談ずることとなり。●奉迎の行に就て、宿論あるも是非を論ずるも、今は詮なし。唯願くは、御祭的に流がるゝイツモの仏教徒の陋弊に墜いらざらんことをのみ希望にたへ

ず。

### 仏骨奉迎使〔明治33年5月17日 第三八一号〕

仏骨奉迎使は前号所載の通り、大谷派よりは新法主、本派よりは藤島了穩氏、曹洞宗よりは日置黙仙氏、臨濟宗よりは前田誠節氏と決定し、真言宗は分離論の爲め、浄土宗、法華宗は不同の爲め選出せず。又た去十四日の委員会に於て、奉迎使中より、大谷派新法主大谷光演師を正使とすることに決定せりと云ふ。

### 仏骨奉迎に就ての希望〔明治33年5月21日 第三八三号〕

暹羅より仏骨を奉迎する事は、各宗委員会に於て議決せられ、岩本千綱氏先発として、早く已に彼土に在り。大谷派本願寺新法主大谷光演師、亦南条文雄氏等を随へて近々當に発すべしと云へり。仏教国として、仏骨奉迎の事固より悪しからず。然れども其之を為すには、亦自ら相當の礼道あり。思ふに彼等の今之に赴くに、果して如何の道を以て之に処せんとするか。

聞く所によれば、仏骨の奉迎に就ては、独り我邦の之を企つるのみならず。暹羅の隣邦緬甸の如き、曾て之を求め、而して其儀礼の恭しき、其贈答の盛なる、一個納骨の筐を以てして、猶五十万円を投じたりと。されば曩に我邦に於て、初めて奉迎の挙あるを伝ふるや、彼国の新聞紙等は、衰亡旦夕に迫れる緬甸にして猶彼の如し。日本は旭日昇天の勢を以てして、愈此挙に出づるとせば、儀式典禮、其盛測るべからざる者あるべしとて、早く已に大

に期待する所ありしと云へり。然るに今、我奉迎員等の齎らす所と云ふを聞くに、一切の費用としては八万円を支出せるも、暹羅国王に捧ぐる献上品や、彼国教徒に対するの幣物は、其額僅に三千余円の価格に過ぎずと。洵に今遣す所は高僧碩徳、其奉迎の儀式に於て其応対の礼節に於て、固より深く過つ所あるべからず。

然れども、唯其聘札の薄き此の如き。是豈に果して能く我の礼道を尽して、我が国光を發揚する所以の者となすを得んや。

今夫れ、同じく東洋に国する者、安南は、已に仏の領有に帰し、緬甸、印度亦早く英の附庸となる。現時独立的として存する者、

僅に唯、暹羅、波斯、支那、朝鮮と及び日本の数国に過ぎず。暹羅、緬甸、安南の間に在て英仏覬視の中に挟まれ、熟ら同族諸邦の形勢を察して、波斯の事は云ふまでもなく、支那も亦彼の如く、朝鮮滅亡に垂んとして、頼む所は唯一、扶桑日出の帝国のみ。此に於てか日暹の親交漸く密に、特に近来に於ては、通商外交共に大に望を囑すべき者あり。乃ち、今の仏骨を迎ふが如き幸に善く之を用ゐるば、或は以て善く其交親を温め、国光を揚ぐるの具となすに庶幾かるべきも、若し夫れ或は一步を誤らんか、事敢て大と謂ふべからざるも、亦唯徒に折角収め得たる我の国威を墮し、思ひも寄らぬ彼の侮蔑を得るのみにして止まん。余輩は固より斯る事柄に於て、敢て無益の大金を費消せよと謂ふ者にはあらず。然れども已に其地に就て之を迎ふ。交親国に対する一国の体面としても、其儀式聘札の如きは、充分意を用ゆる所あらんことを望まざるを得ざるなり。(読売社説)

### 仏骨奉迎使の出発 (明治33年5月23日 第三八四号)

昨廿二日、午後一時二十四分、七条発列車にて、数千人の群集に擁せられて出発せり。七条にて五十発、梅田にて五十発、神戸にて五十発の煙花を打上げて、其行を送りたりと。

●往復六十日 仏骨奉迎使は、門司に二日、上海に二日、シンガポールに三日、暹羅国に凡そ十日滞在の予定にて、海上は凡そ三十日間にして往復六十日を要し、七月下旬、若くは八月上旬には、帰朝の都合なりと云ふ。

### 仏骨奉迎に就て (明治33年5月23日 第三八四号)

松 木 遺 弟 投

此頃諸宗の本山共同して、暹羅国へ向け仏骨奉迎をなさんとするに就て、囂々乎として天下に呼称し、種々の説を吐くを聞く。其仏骨は即ち舍利のことなりや。仏骨を舍利とは異なりやと云に、先舍利とは印度語にして爰に身骨と翻す。只身骨といへば死人凡夫の骨に濫するがゆゑに、梵語の名を存して舍利といふこと、法苑珠林四七<sup>上</sup>出る名義集十三<sup>六</sup>に依れば、舍利は骨身といひ又靈骨といふ。即ち遣す所の骨分を通して舍利と名くるとあれば、仏骨の総名を舍利といふなるべし。我国にては骨と舍利とは、骨より舍利を生ずるが故に、別物のやうに謂へり。今迎ひ奉る仏骨は腔骨なりといひ、或は胸骨なりといひ、又水精の如き舍利なりといひて、未だ確たること知れ難し。兎に角西洋の大学者の鑑定といひ、英国なり暹国なり紛れもなき充分の順序を経て、我国へ

も分骨するといふ。至極有り難きことなれば、我等喜び勇で奉迎せんと欲す。予熟思ふに、仏骨なれば定て威光赫々たる奇瑞あるべし。いかに澆末の衰運なりといへども、仏舍利の感通あるや明なりと信ず。其舍利たるや三種ありて、一には骨舍利其色白し、二には髪舍利其色黒し、三には肉舍利其色赤しとあり。若し仏舍利なれば、何ほど槌撃するとも破るゝことなきは、是仏骨の微なり。何れにても、舍利の効驗如何を疑ふ者ありしと見え、昔し普の竺長舒は頻りに舍利を重んず。其子法顔は沙門であり乍ら、常に還俗せんと欲す。笑て云く、舍利は是沙石同様、何ぞ貴ぶに足らんといふ依て、父長舒舍利を水中に投入すれば、忽ち五色三匝光りの高さ数尺なるを見て、法顔大に驚き、還俗を思ひ止まれりと。又后漢の明帝は、已に仏法を信じ、寺院を建て僧を度す。五岳の道士大に妬て、釈老の優劣を試んことを請求し、道經と仏經とを置き共に火を以て□きたりしが、□ち道經は焼けて、仏經は焼けざりしと。爰に於て道士の巨魁大に愧ぢ、自ら憾て衆前にて死したりといふ。其他種々の感應靈瑞あること枚挙に遑あらず。委くは、法苑珠林第四十巻を見るべし。予更に考ふるに、今迎ひ来らんとするは、骨にあらず、灰にあらず。蓋し仏舍利なるべし。其故は阿育王經、菩薩処胎經等に依れば、釈尊入滅後荼毘し終れば、八国の王大に諍ひて舍利を求むること出たれば、余分のあるべきことなし。且つ十誦律の説に依れば、仏舍利は當分にして八分となし、其灰は灰塔として、已後無量の塔を造りて供養し、又瓶塔として、其容れたる瓶までも夫々分配して、造塔供養

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

することあるからは、何ぞ余りあらん。今迎ひ奉るは第七分とも第八分とも限らざれども、定て阿育王の造塔せられし隨一か。往古地中に埋没して、今それを発掘せしなるべし舍利は、叮嚀に尊崇供養すれば増し、然らざれば減することあるべし。今や仏教東より西に流れて、其光輝弥発するの好時節なれば、英人の発掘に係るは、蓋し深き因縁あるべし。

#### 奉迎使よりの獻品（明治33年5月23日 第三八四号）

一行より暹羅王国、及大臣等へ獻すべき土産物は左の如し。但し大谷派本願寺より特別に、凡そ三千余円の物品を贈呈したる筈にて、既に該国へ着荷し居る由。

一金地芝山入花生 一對

白斜子袋入、茶色紐にて結び、桐筐に納め、之を復た柩櫃の函に入る。

一平目蒔絵巻煙草函 一個

白縮緬帛紗に包み、黒柿の函に納め、之を復た柩櫃の函に入る。

一真美大観 甲乙二冊

紙本絹表紙、上等桐文庫に納め、之を復た柩櫃の函に入る。

又同国大臣僧正、稻垣公使への贈品は左の如し。

一七宝藤模様花生 一對

一同古代模様花生 一對

- 一 古銅象嵌花立
- 一 古金欄二十五条袈裟
- 一 右袈裟包は縮緬紅白昼夜仕立、函は鳥桐外箱付。
- 一 真美大観並製
- 一 一對
- 一 一肩
- 五部甲乙十冊

### 仏骨奉迎使一行の出発〔明治33年5月25日 第三八五号〕

正使大谷光演師一行神戸に達するや、信徒並に遠来の僧俗等は、神戸停車場附近に押寄せ、各団体並に講中の旗を押立て歓迎し、正使等は県庁の馬車にて諏訪山中常磐に、其他の一行は各旅館に分宿し、尚京都其他よりの見送僧侶及有志者は、数百名に及び。此夜、諏訪山温泉場の外門あたり迄、紅灯を山字形に吊し、庭前にて音楽隊の奏樂あり。斯くて正使は、一昨朝九時三十分、常磐出立の先触にて、十時県庁の馬車にて旅館を出ず。三台の貸馬車には副使其他同乗し、水上警察署前にて馬車を駐め、有吉参事官等は一行の水上小蒸汽船に同乗し、本船迄見送りたりき。此日亦海岸へ群集せし老幼は数知れず。有志の見送り船は小蒸汽数隻を充て、尚土船には国旗を飾り、音楽隊をも乗せ、僧侶及信徒等盛に歓送し、海岸にては絶えず花火を打揚げ、石川舜台師は門司迄見送るべしと。

### 代議士の仏骨開帳熱〔明治33年5月25日 第三八五号〕

政界にも近頃面白き仕事のなくてや。代議士と云ふ連中何かと云へば、宗教モグリ運動を始むるは、忌はしき一流行にぞありける

が、某々など云ふ代議士二十名ばかり申合せ、運動費は何程にても支出するから、是ツ非仏骨委員中に加入し、イザ仏骨到着した時は、長崎より東京に開帳して諸人に拝ましめ、之より得たる利益は等分して頂きたいものなり、との請求を持ち込み来り、目下交渉中なりとかや。代議士の勸進元に、仏骨の興行は近頃新しき見世物にこそ。

### 送各宗諸師之暹羅国奉迎釈尊靈骨序〔明治33年5月25日 第三八五号〕

暹羅国駐在公使稻垣君、以狀牒吾国仏教各宗管長曰、客年二月印度人別氏、発迦毘羅城附近古墳、得遺骨殉宝及壙銘以古文記之、仏教博士保氏、考證其事以為釈尊荼毘後其遺裔之所築古墳、英国印度政府乃分其靈骨殉宝於本国及暹羅国、暹王陛下虔礼甚厚頌之緬甸及錫倫島、又以吾帝国仏法尤盛將貽其一分於吾国仏教各宗、使外務大臣伝旨於我、是无前之盛事蓋仏法興隆之兆也、其宜協各宗之力以奉迎之於是、各宗相謀設委員推予總理其事、乃簡各宗派諸師以奉迎之発有期相共設齊以饒之、余乃告之曰、吾本師釈迦文仏之聖徳、遐邇固無論耳、仏法東漸上下帰依、名僧高德相踵輩出渡洋蹈海、冒險排難以輝仏日潤法雨者史不絶書、然其跡概止於漢土遠及印度者寥寥寡聞、當時交通不便使之然耳、今則万里一瞬四海比隣窮欧米巡宇内不遑屈指而至功德如古名僧者則無聞、蓋有之我未知之、是豈無故而然哉、夫暹羅雖少世界奮邦而為我吾國 国王陛下以吾国奉仏教特頒靈骨、盛旨之所在可知矣、今諸



師以各宗簡撰、當靈骨奉迎之事、万里飛航以赴其地、其職也榮其任也重矣、余聞暹羅國上自王室、下至衆庶無不歸仏、其僧侶持律嚴、正戒行尤堅其所執雖小乘而比之吾國現狀豈其無忸怩乎哉、是尤所當深慮也、夫世界宗教仏法為大、宗義深奧高妙信徒多殆占宇内人口之四分、而不幸其本國早衰、大乘妙旨專存於我、是世界仏教者所同許也、而察其末則内顧而疚者頗多、其振刷興隆之任果是誰之責那、今積尊遺蹟蹟於印度、暹王陛下特貽其靈骨於我國、安知非大聖之露陰騰其拳以然乎哉、実可謂仏法中興機矣、諸師能幹其事以奉迎于此、内之各宗和衷協濟、対靈骨如対聖身、虔誠修勤各務其當務、為其可為、外之大放修教光明布大乘妙理於彼土、以振刷興隆吾宗、使仏日重輝法雨永潤豈非一大美事哉、若夫空失此機無克有為則、豈獨負暹王之盛旨哉、辱帝國之体面哉、其奉対大聖靈骨復何顏拈念珠披袈裟以周旋於其間哉、故余以此挙卜我國仏教興廢隆替之運也、嗚呼諸師往矣、勉旃我刮眸以待其還繼時明治三十三年五月十八日

積尊靈骨奉迎事務総理

妙法院門跡大僧正村田叔順

### 仏骨奉迎の美挙

〔明治33年5月29日 第三八七号〕

北豊 東陽 円月 寄

仏骨奉迎の美事、貴社の報知にて委悉に領知する事を得たり。暹羅國王より稲垣公使に約して、我邦仏教徒に分与せらるゝもの、仏教全盛の国とおもはれしが故ならん。二千四百余年の久しきこ

となれば、諸宗の中その真偽を疑ふものこれあるも、理なきに非すと雖、求めざるに彼國王、これを分与するを辞すへきの理なきのみならず。高楠博士の説明に依るに、(五月三)誰かその疑を散せざらんや。諸宗諸派の中、たとひ止むを得ざる事故ありて奉迎せざるも、これを随喜賛成すへきことなり。我真宗の如きは、弥陀仏を本尊として釈迦尊を並へて拝せざるも、決してこれを排斥するに非ず。況や諸宗の中、釈迦仏を以て本尊と仰くものは、歡迎の同意を表せざるへけんや。これはさておき、仏骨奉迎に就て、諸宗諸派の執綱の諸君に一言を呈せんと欲す。近來社寺局を改めて神社と宗教の二局とし、而も宗教局中に、外国の諸宗教も仏教と同列に皇国の宗教とすることゝなれり。耶蘇諸派の中、偶像を拝することを厳制するの一派あり。彼宗派の教意、全くその理なきに非ず。我邦の諸宗派徒らに仏像を拝して、仏の教意を守らざるもの、此般仏骨を奉迎して、只その遺骨を拝するのみにして止むときは、恐くは新宗教の偶像を拝せざるものゝ為に譏笑せられん。露國大王の如きは、「キリスト」の遺品を宝冠に戴き給ふと聞けり。如是の人は仏骨奉迎を宜なりと云へきも、若し真実心中仏教を奉行するに非ざるときは彼新教は申すに及ばず、偶像を拝するの諸派に至るまでも亦これと譏笑せん。冀くは雲照律師の北陸東海の二道に巡教して、十善の徳風に靡かすが如き(五月三日報)行化をなして、他の笑評を招かさらんことを、敬て諸宗諸派の執綱の諸君へ白す。

**各宗派管長会**〔明治33年6月1日 第三八八号〕

来五日より各宗派管長会議を開く筈にて、一昨日釈尊御遺形奉迎事務所総理、村田寂順師より各管長に、左の通牒を發したり。

本年四月二十日、各宗会議の決議に依り、来る六月五日より三日間、京都花園妙心寺内竜泉庵に於て、各宗派管長会議開會致候間、該日午前九時迄に御出席相成度、此段御通牒候也。

追而各宗派より出席委員の数は、明治三十二年六月十二日、各宗派管長会議の決議せし各宗集議所規則第四条に準じ、御出席相成候様致度、為念申添候也。

**仏骨奉迎委員会**〔明治33年6月1日 第三八八号〕

大仏妙法院なる仏骨奉迎事務所にては、此程常任委員会を開き、委員の事務を区分して第一、第二の両部を置き、第一部は奉迎に關する儀式及び諸般の準備、第二部は奉安所塔廟其他の設計に係る事項、及び仮奉安に係る事務を分掌する事とし、委員の分担を下の如く定めたる由。◎第一部 河野良心、後藤禪提、名和洵海、青井俊法、小林栄運◎第二部 蘭光轍、三原俊栄、土屋観山、有沢香庵、田村豊亮、尚ほ奉迎の件に付き、各宗派管長会議に提出すべき議案編製の為め蘭光轍、名和洵海、土屋観山、後藤禪提の四師を委員に選定せり。

**仏陀伽耶の親告式**〔明治33年6月3日 第三八九号〕

仏骨奉迎使の一行か汽船中に於て協議を開き、曹洞宗よりの提議

に基き、先づ暹羅国王より仏骨を領したる上、更に仏陀伽耶に立寄り、親告式を挙行せんことに決したるを以て、一行は帰路印度に廻航すべきに依り、帰朝は二週間延期するならんと云ふ。

**奉迎経費の増加**〔明治33年6月3日 第三八九号〕

奉迎使の一行は船中会議の結果、暹羅より印度に廻航すること、なりたるを以て従つて、奉迎経費も已定の予算にては到底不足なるを以て、来る五日より開議さるべき管長会議に、常置委員より其増加予算案を提出して、事後承諾も求むる筈なりと。而して一人の旅費八百円程増加せる割合なりと。

**仏骨奉迎使の一行**〔明治33年6月5日 第三九〇号〕

本月二十三日神戸港出帆の博多丸に便乗せし、大谷光演師以下奉迎使の一行は、無事去三十日香港へ寄港せし旨、奉迎事務所へ電報ありたりとなり。

**仏骨奉安準備**〔明治33年6月9日 第三九二号〕

仏骨奉迎準備に付ては、各宗管長会に於て、帝国仏教会々則同細則の確定するを待ち、引続き同会の協賛を求むる筈にて、其原案は凡そ左の数条の如しとなり。

仏骨の長崎に到着するや同地二泊、佐賀、博多、小倉、赤間関各一泊、広島二泊、尾之道、岡山、姫路、神戸各一泊、大阪二泊にして、京都に到着は長崎より十五日目とす。▲仮奉安会

は、京都御到着一週間以後に於て、一週間之を行ふ事。▲拝膺会は、明治三十四年四月八日より同五月十五日迄施行の事。▲塔廟建設の起工式は、前条四月八日より五月十五日の中間に於て行ふ事。▲上陸会、奉迎会、拝膺会の三会施行の日に於て、各宗派大小の寺院は梵鐘を鳴し、相當の供養を為す事。

### 各宗管長會議〔明治33年6月9日 第三九二号〕

各宗管長會議は、再昨日の協議会に於て、帝国仏教会々則案の爲め、各宗より委員を選出することとし、右選挙の結果、曹洞宗より弘津説三、真言宗より小林栄運、臨濟宗より瑞岳惟陶、真宗（本派を除く）各派より有馬憲文、本派より神根善雄、天台宗より中村勝契、日蓮宗より田村豊亮の七師當選したれば、一昨日も本會議を開かず、午後一時より大仏妙法院に於て同委員会を開き、番外蘭光轍、土屋觀山、名和洩海、後藤禪提の四師出席し、大谷派本願寺法主も三時過より臨席して、七時頃散会。

### 大菩提会創立式〔明治33年6月11日 第三九三号〕

仏骨奉迎に關し、各宗派管長会に於て、日本大菩提会の組織確定したるに付、今十一日午後二時より大仏妙法院に於て、提携の各宗派管長及重役参集なし、同会の創立式を挙ぐる由。

### 仏骨奉迎使一行の消息〔明治33年6月11日 第三九三号〕

奉迎使中の一人より、五月三十一日夜認香港に於て、博多丸船中

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

より吾社に寄せられたる通信に曰く、「拝啓、生等一行十八人、海上無事去、二十九日香港に着し、明一日出帆、新嘉坡に向ふ筈にして、盤谷府へは、来十五六日頃に着する予定に有之候。暹羅国王陛下は、奉迎使歓迎の準備を盛にせられつゝある趣、過日先発したる岩本千綱氏より、各奉迎使へ通信せられたる由に有之候。又奉迎使一行は、仏骨授受を終りたる後、更に一躍して仏膺参拝の論起りて一決し、既に大谷派新法主及び曹洞宗の日置師の如きは、其本山より参拝を許可し、旅費を電信為替を以て送附し來り居候。生等も或は驥尾に附して、靈区を巡礼することとなるべしと喜居申候。是亦た宿縁深厚の然らしむる所ならんと存候。又別紙諸家の船中に於ける傑作送呈仕候間、貴誌上に於て御紹介被下度候。（別項参着）

（奉迎使の一人）

### 八日の管長會議〔明治33年6月11日 第三九三号〕

去八日の各宗派管長會議は例に依り、妙心寺竜泉庵内に於て、開会出席者は大谷派本願寺法主、天台座主を始め三十六名にて、先づ第一号議案、日本大菩提会々則（委員修正案）の議事を開きしに、第三条の起業方法に対し、本派本願寺委員は、単に覚王殿建築に止め、教育及慈善事業を見合すべしと、発議したるより議論沸騰し、纏らざるを以て、交渉の爲め休憩数度に涉りて、午後三時三十分再び本議を開き、本派委員神根善雄氏は、番外土屋觀山、後藤禪提両氏との間に激論あり。本派委員は、徹頭徹尾教育

慈善を大菩提会の事業と為すことに反対せしが、大谷派委員和田  
 田氏の發議に依り、本案の二読会を開くべきや否やに付き、採  
 決することに決せしかは、本派管長代理近松尊定、木辺派管長代  
 理松原深諦、三元派管長代理星野貫了、本派委員名和潤海、同菅  
 田実言、同神根善雄の諸氏は、袂を聯ねて退場せり。夫より議長  
 は本案に付き採決せしに、過半数にて二読会及び三読会を省略  
 し、本案可決確定し、引続き第二号、及三号議案を議したるに、  
 是亦異議なく可決確定し、午後四時五十分散会せり。

#### 管長會議の議決〔明治33年6月11日 第三九三号〕

去八日の会合に於て可決確定したるものは、左の数項とす。

##### ○第一号議案

##### 日本大菩提会々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き支部  
 を各地方に設く。

第二条 本会は積尊の遺形を奉安し其聖徳を顕揚し、国民の道  
 義を涵養するを目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが為め、順次左の事業を起す。  
 起業方法は別に之を定む。

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。会員待遇方法は別に  
 之を定む。

一名譽會員（本会職員会の推選による者  
 又は金百円已上を喜捨したる者）

一特別會員（本会職員会の推選による者  
 又は金十円已上喜捨したる者）

一正會員 金一円已上を喜捨したる者

一隨喜會員 応分の金品を喜捨したる者

第五条 會員の徽章及證票は、本部より之を交附す。

第六条 本会は、各宗派管長を推戴して名譽會監とす。

第七条 本会は、會務処理の為め左の職員を置く。

職員の服務規則は別に之を定む。

一理事長 一人

一理事 十人

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互選し、理事長  
 は理事の互選を以て之を定む。

第九条 本会に監事三名を置く。其選出方は前条に準ず。

第十条 本会々議は各宗派選出の委員を以て之を組織す。

第十一条 會議は定期臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之  
 を開き、臨時会は緊急必要がある場合に之を開く。

第十二条 現金の出納は、特約銀行をして之を取扱はしむ。

第十三条 經費の予算は、本会々議に於て議定し、決算は毎年  
 定期会に報告す。

第十四条 支部に関する規則は、別に之を定む。

已上

##### ○第二号議案

日本大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の爲め、勧誘委員若干人を各宗派より選出す。其員数は従来の慣例に依る。

第二条 勧誘委員には、本会より囑托状を交附し、其姓名を各宗派に報告す。

第三条 勧誘委員は、本会本部より一定の方針を示し、派出所しむ。

第四条 各宗派は、勧誘委員に便宜を与ふる爲め、門末一般に對し訓示するものとす。

第五条 勧誘委員派出期限は、一方面約一ヶ年とし、一組二人以上を以て各府県を分担せしむ。

第六条 勧誘委員は、其担任地に於て領収したる金員百円に達する毎に、全員の姓名簿及金額を明記し、本会へ郵送すべし。

第七条 本会の発会式は、明治三十四年四月之を行ふ。

### ○第三号議案

#### 起業順序

#### 第一期事業

##### 覚王殿建築工事

一 入会者凡百万人に達するを待ち、覚王殿並に附属物の建築に着手すること。

二 建築物は壮大堅牢にして、永遠に保存し得べき範囲内に於て、之を計画すること。

三 該工事の落成期は、凡七ヶ年間とす。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

#### 第二期事業

##### 教育及慈善

第一期事業終了を告たるときは、更に会員中より喜捨金を募集し、凡そ見込み立たる時を待ち、起業着手するものとす。

#### 奉迎委員会（明治33年6月11日 第三九三号）

仏骨奉迎に関する準備に付、昨十日午前九時より、妙心寺竜泉庵に於て、委員会を開きたる由なり。

#### 送瞻岳道兄奉宗主命迎仏骨于暹羅国（明治33年6月11日 第三九三号）

九三号）

前田 九華

挙国皆僧徳不頽。暹羅仏教最堪推。大蔵曾贈

未翻本。聖体將頒新掘灰。霧瑣深林虎嘯遠。雨連巨沢竜涎堆。

為公傷賀宿縁厚。万里奉迎全使回。

松洲曰 氣宇吞海

●又

金尾 藍田

一 葦茫茫路八千。袈裟何説別愁牽。梵文幸未竜宮隱。仏骨今將

日域伝。碧海飄肅飛錫処。紫雲鬢鬣散華天。此行応復波濤穩。

億万鯢鯨了宿縁。

松洲曰 詩亦切実干護法者

●將迎

仏骨于暹羅国臨発賦此留別諸友

藤島胆岳

扶桑天小志難論。万里鵬程氣欲吞。林產黃蛇瘴煙卷。路偏赤道熱風翻。誰疑真偽佻陀骨。却說興亡日本村。頼有暹羅僧實在。移之併植大乘園。

●其二 此行有仏蹟拜礼之議第四故及

同

大乘不汲小乘流。南北相分風馬牛。迷信豈闕迎聖体。宿緣偏喜拜靈丘。巨江栖鰐水波濁。喬木懸蛇瘴霧稠。為有親王墳墓在。迂回更向老過不。

松洲曰 老成

同

●從神戶至香港舟中作

眼中不復見青螺。船向澎湖島外過。誰識風濤雷吼底。有人默坐誦維摩。

●又

幸有諸神加護存。怒濤無復雪山翻。孤舟遙在天南外。汽力風帆尽仏恩。

●香港次胆岳公詩韻

日置 嘿 仙

港門無復旧形存。米舶歐船旆翻。自是奮然尋仏蹟。欲酬海岳未酬恩。

●舟達香港夜熱不寐

南条 碩 果

灯火高低知有山。舟中人定夜方間。此生三度到香港。自笑依然東海鯨。

●舟中雜詩

同

休笑依然東海鯨。此行尤其是適痴頑。清風六月義皇上。和氣一堂

夷惠問。万里遠征忻法德。千年遺骨仰恩頌。巨舟日夜向南去。贏得二句公事間。

西本願寺の寄附 (明治33年6月15日 第三九五号)

西本願寺は、大菩提会の第二期事業として、教育及慈善の起業を為すことに反対し、同会組織に同意せざることに決したれども、仏骨奉安の為め覚王殿を建設することは勿論賛成なりとて、同殿建設費中に、金貳万円を寄附する事に決し、顧問利井明朗、注記名和洲海の二師は、此程大仏妙法院に仏骨奉迎事務総理村田寂順師を訪ふて、其旨を陳述し左の書面を送りたり。

今般、各宗派管長會議に於て、大菩提会を組織し、會員を募集し、釈尊御遺形奉安の殿堂建設等の事業企図、可相成段議決有之候処、本派に於ては、殿堂建設の儀は無論賛成に付、右費用の内へ、本派より金二万円寄附可致候、乍去、大菩提会組織の儀は、断然同意難致候条、此段申進候也。

明治三十三年六月十日 真宗本願寺派管長代理 近松尊定

奉迎事務総理村田寂順殿

西本願寺反对の理由 (明治33年6月15日 第三九五号)

西本願寺反对の理由として、同派の某當路者が語れるところなり、と云ふを聞くに曰く、目下僧界墮落せる状況を見て、世間早くも推断して、教界が山仕事を為すが如く云ふものあるは、心外千万にして甚だ慚愧に堪へず。故に苟くも遺弟として教を釈門に

奉ずる以上は、靈骨奉迎奉安の如き盛事に際しては、先づ金を他に募ることを為すよりも、己他に先んじ之れを俗人の手に藉らず、僧侶自から其の奉安の殿堂を建設せんことこそ望ましかれ。左れば之を俗人より募り、七ヶ年を費して巨大の土木を起すよりは、宜しく七万の僧侶各自金二円を投じ、十四万円位の殿堂を建設し、以て釈尊崇仰遺徳顕揚の実を挙げ、□人の模範たらんことを期すべし。是本派の意見にして、今回殿堂建設費に金貳万円を寄附し、且つ大菩提会の組織に同意せざる所以なりと。事実果して云ふ所の如くなるや。

雑感〔明治33年6月15日 第三九五号〕

西本願寺は最初より、御遺形奉迎には決して賛成して居るのでない。夫れは甚だ理由のあることで、我輩等も至極賛成を表する次第ぢや。要は真宗の教旨は二尊一体である。夫れに何でも内容の信仰が日々に減退して居る今日の各宗派が、御遺形のみを重きを置くは誤りであると云ふことでありたソウナ。然るに之れに賛同したは、若し合同せぬ時はワイ／＼連が、西本願寺は仏の御遺形を奉迎するに賛成せぬ、以ての外のことぢやなど、例の仏教呼はりをするは定のもの故、万一ソウ云ふことになると、門末が動揺するから、信仰衰へて遺形に奔走する様な本末を誤りて居ることでも、決して御遺形其物を迎ふるは、絶対的に悪ひといふのではないから賛成したものだと、或派の委員の一人が云ふて居つた。若しも夫れが事実なれば、我輩は西本願寺の爲めに惜しむのは、

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

愚僧共等と共同して、胴骨祭りなどに縦令、仏敵云々のワイ／＼連が他日起るとも、最初より加入せざるに置かなカツタことである。已後は万事に慎重の態度をとりて貰ひたい。イツデモ最初は加入して、後で文句を附けるでドウモ卑劣で、イカメ慎重の態度とは中途で言ひ出すことでない。最初事に當る時のことである。

●村田妙法院門跡が、西本願寺に大菩提会の件で交渉の爲めに、例の馬車を駆りて赴いた時に、西本願寺は寄附はするが提携は出来ぬと云ふたと云ふことである。マー、やる可しくである。ド／＼不和を生じて喧嘩をするぢや、餓鬼踊りでもしろいワ。死骸の運動、胴骨祭り、餓鬼踊り。澆末になると面白いは、お祭りに喧嘩は由来ツキものである。お祭りが止んだら、仏法滅亡である、否各宗派滅亡である。ダカラお祭専一、喧嘩専門でやれ。●大菩提会創立式の當日、禪の委員が大声で西本願寺を罵りて、挙げ句に貳十万円以て来たら、各宗と交際謝絶することを許してやる、と云ふたソウナ。夫れを聞いたものは、大に驚いて、坊主と云ふものはヒドいことを云ふものぢやと語りたが、禪宗あたりは大分開けて、湯葉や豆腐ばかり喰ふて居るものはない。縄手、先斗町、五番丁あたりで妾宅を構へて居る重役がある位ぢやで、ソノ位のこととは随分言ひもするが、若し湯葉位喰てる坊さんがソノなことを云ふたら、ドコからソノナ音が出ると云ふてやりたら面白と、又たの一人が云ふて居りた。やる可しく。我國の仏教は信仰で保て居るのでない。宗派感情で保たれて居るのであるから、目下の現状を維持せんとなれば喧嘩にかぎ

る。我輩どもは別段、今日の各宗派に重きを置かんから、亡び様となくならうと勝手にするがヨイ。喧嘩仏法が亡びたら、真の仏の光りがみえる様にならう。●坊主は矢鱈に大居士と云ふものを崇めるが、何に故に大居士、即ち陳腐な脳味噌を持てる楽隠居がありがたいかわけがわからぬ。●胴骨祭りには一向小居士の運動がないが、ドウ云ふことであらう、お祭りに居士の出ぬ幕はこれまでない凶である。●三浦観樹大居士、鳥尾得庵大居士、菅竜貫小居士、岡本柳之助小居士、段證依秀小居士、夫れに中西牛郎小居士などはない様になりたが、随分小居士は多い。これらの小居士が出ずば、仏法の運動は盛かんにならないのである。お気に障りたら御免やすや。●我輩は公認祭りや、胴骨祭りは頗るキラヒである。コンナものに騒ぐ位なら、俄師になる方が余程ヨイ。(市狼)

### 奉迎使の帰朝期〔明治33年6月17日 第三九六号〕

仏骨奉迎使の一行が、印度の仏蹟を参拜せんとする事は、船中の委員会に於て決議したる所なりしも、同地方は目下極暑の折柄と云ひ、且ペストなどの悪疫盛なるのみならず、印度は近来彼の大飢饉にて、未曾有の大惨状を呈し居る際なれば、彼是同地に立寄る事は見合せとなり、一行は遺骨を受取りたる上は、直に帰途に就く筈にて、多分七月下旬か八月月上旬頃帰朝すべしとか。

### 告仏教各宗派諸師〔明治33年6月19日 第三九七号〕

曩日暹羅国に於て釈尊遺形の発見あるや、本邦仏門諸師の間には、多くの議論あり、多くの研究あり。種々の交渉を経て、終に各宗三十有余派の協議調ひ相聯合して、之を我邦に迎齋するの事となり、選定されたる正副両使節は随行と、もに、既に去月二十三日、我神戸港を出で、暹国に向ひたり。此挙たる、実に日暹兩國の交情をして、益々親密なるに至らしむべく、殊に宗派頗る多くして、各々相振はざる仏教界にとりては、最も賀すべく、且つ最も喜ぶべきの事たり。而して、又実に将来、仏教の大結同を来すの一大動機たらずんばあらざるなり。宜なり、迎齋使を送るの行、甚だ盛且壮なりしこと、余もまた門末僧侶及信徒諸氏と、もに、神戸埠頭煙火楽声の中に此一行を送り、其盛儀を觀たり。余は此盛儀を觀るの時に於て、転た感愴に堪へざるものありき。且つ同日、當港居留外人に対しても、其赧然たりしことありたり。蓋し、独り余のみならざるべし。是れ他なし。僧帽僧服の不規律千万なる、其帽といひ衣といひ、其履物に至るまで千様万式にして、一定せざりしこと是れなり。抑々服装は舊に、衛生上の具たるのみならず。以て人の威嚴を保ち、礼義を明かに示すの用具たることは、更に論を俟たざるなり。故に国の文明に進むに随ひ、衣服の制度慣習、益々細微に涉り之を欠げば、以て人の道を損ふといふに至る。欧米文明の諸國、皆然らざるなし。本邦文明の度、未だ此の如きの域に達せず。故に服装等に就きては、酷しく責むべからざるものあり。然



りといへども、衆庶の模範たるべき、文明の導師たるべき僧侶諸氏にいたりては、必らず進んで是等の制を厳定し、以て其威厳を保ち、其礼義を明かに示さざるべからざるなり。是れ独り各派僧侶のための□□□□□□□□□□のみならず、民間百般の□□□□なる常規なき我帝国のために、必ず尽さざるべからざるの務なりとす然るに、彼の欧米諸国民の環視せる神戸埠頭に於て、仏教迦齋の如き復有るべからざるの使節、堂々として国を去るに臨み、殊に仏教各派、共に相列して行を送るなど、本邦再び観ることを得べからざるの盛挙あるに當り、彼乱雜異様の態容を示す。是れ則ち、仏教徒の無規律、仏教の不一致を表するものにして、彼国民に對して、豈赧然たらざるを得んや。

是に於て私議あり。曰く、遠からず使節の仏骨を奉じて、當港に帰着せるの時に於ては、一宗派毎になりとも、各々其帽子及僧衣を一定せられんことは是れなり。履物の如きは、尚之を後にするも、帽の如きは先づ最も之を厳定し、必らず之を用ふることに定められんことを、切望して止まざるなり。

惟ふに、今や宗教に対する国家の法制さへ定まらんとするの時に方り、積尊の遺形を本邦に迎齋し、暫く平安京妙法院に安置し、後改めて其霊場を定めんとす。是よりは、積尊の精靈愈々光輝を發し、仏徳も亦た益々燦然たるに至るべく、竟に仏教大同團結成立するの時あらんこと予め期すべきなり。加之一たび首を回さば、外教は漸浸瀰蔓の遠図を以て、其根柢を固めんとしつゝあるを見るなるべし。然らば則ち、今より以て各派互に内を修め、外

を齊へ、互に其進運を競はざるべからざるなり。各々厳正なる宗律あるを省みて、其僧衣を一定するが如き良に易々たるのみ。仏骨を我神戸に奉迎するの時を機として、之を実行する、決して難からざるなり。是の時に當り、前の種々異様な態容を觀し、外人等我仏教徒の着々進歩的一致をなせるを見て、更に愕然胆を冷さすることあらんには、諸師の心、其愉快、果して幾何ぞや。乞ふ、此好機を逸するなからんことを。茲に一私言に述べて各宗諸師に告ぐ、若し容るゝあらば、仏教界の一進歩たらんか。

終に臨み猶、一言の告ぐべきは、僧帽僧衣の様式に至りては、最も其撰定を慎重にし、久しからずして復た變革するが如きことなからんことを、而して其原料の如きは、必ず内國産のものを用ひ、殊に節儉を示し、徒に奢侈に流れざらんことを。併せて冀望に堪へざるなり。

#### 仏骨奉安に就て内貴市長の談（明治33年6月23日 第三九九号）

鳥尾將軍は先日、大菩提会の創立式にて、今度京都に收容すべしとの積尊の遺形をば東京に移遷すべし、との意見を漏せるが、固は京都の繁榮策上より、中々東京に遣る訳には行かぬ。両本願寺の法会でさへ、今日京都には非常に潤沢を与へつゝありて、申さば京都市に取ては、此上もなき福の神なり。此に積尊の遺形にても當市に收容さるゝに於ては、又も一の財源を拾ひたりと云ふもの。左れば若、東京にでも移遷すべしとの議論勢力を占むるに至れば、京都市民は全力を尽して争はざるべからず。又仏教徒も遣

形を東京に取らるゝ様な無意地にては、共に俱に語るに足らず。要するに鳥尾將軍の意見は、個人の意見として聴くべきも、京都市の繁栄とは絶対的容るべからざるものなり。

### 東西本願寺「一」〔明治33年6月23日 第三九九号〕

●近來西本願寺の態度と云ふものは、何のことはない、不規律で無方針で実に支離滅裂の有様である。我利私慾の一片に駆られて、毫も公共的の觀念と云ふものはない。自分に都合のよきことであれば、槽理窟を並べて吹聴し、聊かたりとも自家に不利益のことであれば、漫りに反対を叫びて妨害を試み、何事も自分の思ふ通りに得手勝手を振り廻はさんとするの外に、一の能事もないのである。是は群小事を理するの致すところで、常に見下げ果てたるヒガミ根性より起つた結果である。

●彼の大菩提会に就て反対したのも、実に何等理由の存するあつて然るのではない。例に依て例の如く、自己利益と云ふ私心上から割出されたのである。最初帝國仏教会と云ふ名称であつた時に、西本願寺は斯る名称にては、妙に政府に反対する団体にても結ぶかの如くに想はるればとて、大菩提会と改称したのである。而して規則編製の当時には、一宗派を代表したる委員を出して協議に携らしめながら、之が決議と云ふに至つて反対するは、実に自縄自縛の狂態と云はねばならぬ。

●大菩提会と云ふ名にて寄附を募るのも、慈善財団と云ふ名にて寄附を求むるのも、名称こそ異なれ寄附と云ふ点に至つては則ち

同一である。各宗派が合同して慈善事業を挙るに就て寄附を募れば、西本願寺は人から山師であると悪口されるから、と云ふて反対し、彼自身が慈善事業を企つるには、寄附を求むるも平気である。慈善財団設立条例には、五百万円の資金は寄附行為として、宗派の内外を問はず汎く世の仁人志士に募ると云ふ、の条項がある。何等の顔色あつて、斬る鉄面皮なる勝手なことばかり云はれたものか。各宗派が勸財をすれば、信徒の膏血を絞るのであるが、西本願寺が勸財するのは、善因縁を結ばしむるのであるか。実に没条理の、愚論も亦た甚しきものである。

●斯る首尾不揃の槽理窟を以て、猜疑嫉妬を以て成れる自家のヒガミ根性を掩はんよりは、明かに男らしく、各宗派に於て今更に慈善事業など呼び出されては困る、自派に於て既に此挙があるから、大に差支あれば此処暫時見合せて貰ひたい、と公言する方が余程ミツトも善いのである。決断袂を聯ねて退場するなど云へば、サシモ立派なる芸等の如く心得て居るのであるか。丸でワンパク小僧の是も非もなしにダ、をこね廻すのと同様である。

●東本願寺は、各宗派を煽動して西本願寺を孤立しめんとの計画追々其凶に当り来りつつあり、と云ふものがあるが、大体各宗派など云ふものは、実は附いて居つても、離れて居つても左までに利害痛癢を感ずべき程の實力を有するものでない。寧ろ各宗派が東本願寺に附て居るから、一面東本願寺の弱勢を示して居るのである。無くて損なく、有つて却て邪魔になるが如き各宗派を味方に附けて、何の必要があつて西本願寺を孤立せしめんと謀るの

であるか、信徒を怒らせて金を集むる算段であると云ふものもある、タトヒ名称だけでも各宗派合同と云へば勢力あるが如く見ゆる。而て実は何の利益もない。何の利益もなくして勢力あるが如き芸を演じて、ナンデ金が集り得るものか。若し東本願寺にして、真に信徒の金を吸集せんとする考ならば、寧ろ各宗派をして西本願寺に附随せしめ、自分は孤立の地に立つて、今の西本願寺の態度を学ぶを以て得策とするのである。反動勢と云ふものは、必らず自分が先づ弱味に立たざれば、利用し得られるものではない。是等は東本願寺を悪口せんとして、却て東本願寺を称賛したのである。「木堂」

#### 仏骨奉迎使の帰朝〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

同一行は、遅くも来月十二日までに長崎に着する由にて、同地着の上は、多分曹洞宗皓台寺に安置して、三日間大法要を修し、夫より海路直ちに大阪に着し、天王寺に奉安して、こゝにても大法要を修し、夫より汽車にて京都に着し、東本願寺にて一先づ休憩の上、行列を整へ妙法院の宸殿に練こむ由なり。

#### 着後の仏骨〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

仏骨の妙法院の宸殿に奉安せし後は、三日間、各宗代るぐ大法要を執行し、其後は各宗一ヶ月交代にて、妙法院に常在。奉仕を詰置き、来年四月八日、釈尊降誕会の大法要を修すると同時に、覚王殿の起工式を挙行する由。

〔教学報知〕・〔中外日報〕における仏骨奉迎の記事について

#### 奉迎事務所委員〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

御遺形奉迎事務所委員有馬憲文、小林栄運、名和洵海、三原俊栄の四氏は、明日頃當地出発。仏骨奉迎の爲め長崎に出發する由にて、夫れより四氏は九州地方に於て、大菩提会の勸財募金を爲す筈なりと云ふ。

#### 日本大菩提会趣意書〔明治33年6月29日 第四〇二号〕

恭しく惟るに、大恩教主、釈迦牟尼世尊八相成道の化儀は微妙不可思議にして、法身の理体には隠現なしといへども、大慈大悲の応用には、仮に生滅を示し給へり。故に生を、中天竺摩訶陀国、浄飯王の妃、摩耶夫人の胎に托し、四月八日無憂樹下に降誕し、身には三十二相八十種好を具足し給ふと雖も、凡夫に似同して嬰児行を示し、四門に遊戯して生老病死を厭ひ、夜半に王城を踰え、衰竜の衣を脱ぎて袈裟を着し、菩提樹下に正覚を成し給ふ。是則十九出家三十成道と称ふ。爾来、華嚴、阿蔵方等、般若の四時を経て、如来出世の本懐たる妙法蓮華經、一切衆生成仏道の旨を説き玉ふ。是を秋取冬蔵更無所作と名く。化縁既に終り、俗に従ひ光を韜み、沙羅双樹の間に、一切衆生悉有仏性、如来常住無有變易と称へて、大般涅槃に入給ふ。嗚呼哀哉我等衆生、宿福薄劣にして在世の利益に洩れ、金鍔木彫の仏像等、住持の三宝を帰憑とし、青蓮満月の妙相を、竟に瞻奉ること能はざるは、常に悲歎に堪ざる所なり。今や天運循環して、此明治の聖代に會ひ、世尊の遺形を聖地より奉迎し、親しく瞻仰し奉ることを得るは、優

曇の萼、浮木の亀も啗ならず。誠に空前の盛事にして、仏法興隆の吉兆と、何の歓喜か之に若んや。抑も世尊は其在世の化導を以て自ら足れりとせず、其滅後に於ても骨身舍利を以て、福を人天に被らしめんと誓ひ給へり。即ち円寂茶毘の後ち、靈応窮りなく、祥瑞荐りに臻れり。是於て八国の王、及諸天竜王、骨身舍利を分ちて各宝塔を建て、闍維所亦高頭を築き、尊重恭敬して、応驗最も著しかりき。這回暹王の分たれし金軀の遺形は、闍維宝塔の遺物なりと、仏教博士保氏の考證せしは、斯道名家の證するところにして、益々信念を堅くせり。夫れ世尊の遺形は即ち大日弥陀三身一法界塔婆なれば、一瞻一礼するものは、惑業氷の如く消え、福智雲の如く、速生極楽即身成仏の功德を具し給ふこと、言の尽すべきにあらざるなり。依之各宗協同して、爰に日本大菩提會を設置し、協同贊襄の力に頼りて、輪奐たる大覺王殿を建立し、以て遺形を奉安し、且つ益々仏法を闡明し、慧日を發揮し、以て公衆の信念を鞏結し、道德を培養せんことを企てたり。夫れ、菩提は性の真理解脱の大本にして仏道の極致なれば、之を以て本會の名とし、之を内にしては、各宗協同一致して本會を隆盛にし、之を外にしては、世界仏教者を合同融和して、相共に大乘の法雨に潤ひ、醍醐の真味に飽かしめんと欲するなり。夫れ我国仏教は、各宗派に分れ、其所依を殊にするも、其源を窮るときは仏意に原かざるはなし。猶百川流を分つも同じく海に朝宗し、子孫家を異にするも俱に一祖に帰するが如し。苟も教祖の源旨に帰し、仏法の余流を汲むもの、豈協同一致して罔極の慈恩に酬はざ

るべけんや。仰き願くは、帰依仏教の徒は縉素に論なく、十方の善男善女、皆此趣旨を賛成し続々同盟加入し、相俱に心を協ひ力を戮せ、以て本會の事業を完成ならしめられんことを。

#### 大菩提會支部設置 (明治33年6月29日 第四〇二号)

大菩提會に於ては、東京に支部を設置する為め、東上委員理事有沢香庵(曹洞宗)師は、此程東上したれば、昨今日中、芝区烏森各宗派集會所に於て、仏骨奉迎に関する件、及大菩提會東京支部設置の協議を為すよし。

#### 仏舍利奉迎鼻間 (明治33年6月29日 第四〇二号)

仏舍利は来月十日頃長崎へ着。同所より直ちに大阪に着。四天王寺に二泊の上、京都に着の事となりたり。▲京都へ着の節は、大谷派本願寺阿弥陀堂に休憩す。▲夫よりの道路筋は、烏丸通を北へ、五条を東へ、伏見街道を南へ、七条を東へ、妙法院勅使門より宸殿に入る。▲宸殿前へ東西六間、南北五間、皮檜葺の拝殿を新築することゝなりたり。▲廟務所は、勅使門内の北へ建築すること、茶所は南穴門内の東に建つることゝし、何れも来月十五日に成功の由。▲仮奉安に際し執行する法要は、余程嚴重なるよしにて、古来の法式は、目下取調中なり。▲仏舍利奉安中は、妙法院勅使門内左右に、高サ十二間の六金色仏旗を建つるよし。▲長崎迄奉迎すべき委員、有馬憲文、三原俊栄二師は、一昨日午後二時三十分、京都駅発列車にて出発し、藪光轍、名和洵海二師は、

昨二十八日午後出発すべしと。

#### 大菩提会東部事務所〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

大菩提会東部事務所は、多分東京愛宕下青松寺中に設立せらるべく、又兩三日中に各宗派に於て、取締組長等を其の本山、若くは事務出張所に招集し、理事田村豊亮、有沢香庵二師より、大菩提会創立の旨趣を演説せられ、各宗派より創立委員を互選し、明日創立委員の大会を開き、同市内の会員募集、并に東部事務所の開場式等の順序を議せらるべしと。

#### 仏骨紛々〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

仏骨奉迎の委員共は、内費市長を招きて、何卒万事尽力を頼むと嘆願したさうだ。すると内費の言として奉安地を東京にするならば、断じて世話出来ぬと云ふたさうだ。すると委員共は、決して東京に移さぬからと云ふ条件を附けて、ヤツト市長尽力の承諾を得たさうだ。仏教界の仕事は、ナンデ此様にお目出度過ぎるのである。区々京都市の小さい眼孔を以ては、東京を外国の如く思ふて居るでかなあらう。コンナ問題を判定するのに、地方的根性を以てするは大間違の極だ。少しばかりの眼の見える者は、誰でも東京説に賛成する筈である。○詰り仏骨を態々遠洋万里の外から持つて来て、多分な入費や時間や労働を投じて、日本の一小都に過ぎない京都の田舎的繁栄を助けるために、各宗派総掛りで大騒ぎをして居るのである。実に馬鹿の骨頂が知れない。京都の繁栄策と

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

云ふ題目の下には、各宗派は犠牲に供せられても怨なしと云ふのであるか。各宗派の犠牲ぐらゐは頓着せぬが、多少是が仏教の向後の消長に関するものがあるから、飽まで国家的観念の上から打算して欲しい。○往年の事であつた、本願寺の或一部の策士と云ふものが、真影を東京に移すと云ふて六条界限を騒がせた事がある。スルト案外にも熱度が高くなつて来て、終には一種の平民大勢揃へと云ふので、本山に詰掛けイヤな風評さへ伝へられた。此頃或一種の仏骨京都論者は、東京説を挫くの方便とでも思ふてか、又今度もアンナ騒ぎが起つては大変であると云ふて居るさうだ。ソナ事があれば畏い事であるが、議論は決して畏力の下には屈伏することが出来ない。○仏骨奉迎に就て、最も旗色の分らぬ大体力の分らぬ宗派が一二あるさうだ。或宗は仏骨奉迎には極力反対すると力味居りながら、愈々仏骨が来ると云ふに切迫すれば、忽ち覚王殿は東京にせねばならぬと大騒ぎをして居さうだ。又或派は仏骨奉迎には反対であるが、暹羅国王の厚意は嬉しいから、之を謝するために特に使節を派遣すると云ふことである。又或派は仏骨に関する勸財的運動はイヤだと云ひて提携を絶ちながら、ヤハリ委員を出して他宗派と共に勸財させて居るさうだ。全体ドコからドコまでが正気で、ドコからドコまでが狂気やら、サツパリ坊主共のする事は分らない。(東大部内一尊者)

#### 大谷派の諭達〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

東本願寺に於ては、日本大菩提会々則に基き、同派内僧俗一般へ

対し、左の如き論達を発したり。

明治三十三年六月八日、各宗派管長聯合大会に於て、**釈尊御遺形奉迎**の紀念として日本大菩提会を創立し、今般同会本部より、会則第三条及施行細則第三条に依り、奉迎事務総理兼日本大菩提会理事長の囑托状を携帯せし勸誘員を全国各地へ派遣せられ候条、派内僧俗一般、此際護国扶宗の赤誠を以て同会設立の趣旨を翼賛し、仏徒たるの本分を尽すべし。

### 釈尊遺形入殿行列

〔明治33年7月3日 第四〇四号〕

明治三十三年六月二十二日 総務 大谷 勝 縁

釈尊御遺形奉迎事務所に於ては、奉迎使一行七条停車場へ帰着し、同所より大仏妙法院宸殿へ仮安置を為す道筋の行列順を、委員会の議を経て決定したるが、通路は烏丸通を北へ、西条通を東へ、寺町通を南へ、五条通を東へ、伏見街道を南へ、七条通を東へ、妙法院へ着することに改め、行列は左の如し

#### 行列順序

前駆二行 仏旗二旒 奉迎委員(人力車) 諸講中(参謀旗を立) 各宗派僧侶 稚児数十名(天冠白狩衣紫被) 各名譽職員 各宗管長(馬車) 各宗門跡(馬車) 仏旗二旒 楽人二列 総理(馬車) 仏旗二旒 錦旗二旒 鳳輦 錦旗二旒 奉迎使旗(紫) 正使(馬車) 副使(馬車) 奉迎使旗(紫) 二旒 奉迎使(馬車) 随行員(人力車) 各宗僧侶 諸講中 各宗学校職員生徒(兵庫) 列外一般信者

### 駐劄暹羅公使の出迎

〔明治33年7月5日 第四〇五号〕

釈尊遺形を齎らしたる一行、長崎に着する曉には、本邦駐劄暹羅公使は先発して神戸に赴き、此処にて一行を出迎ふ由。

### 釈尊遺骨と各宗法要

〔明治33年7月5日 第四〇五号〕

釈尊御遺骨當地に到着の翌日より向ふ三日間、妙法院大宸殿に於て、八宗三十三派参集順次大法要を挙行せらるゝ筈。

### 明暗教会の出迎

〔明治33年7月5日 第四〇五号〕

遺形奉迎一行到着の際、尺八を吹奏して、三百名以上行列して、妙法院まで送らんと、菩提会事務所に申込み来れり。

### 仏骨迎齋使の一行

〔明治33年7月7日 第四〇六号〕

夫の仏骨迎齋使の一行は、来る十一日頃長崎着の予定に付き、準備委員として各宗より其代表は、真宗興正派にては三原俊栄、同仏光寺派は有馬憲文、同西派は名和潤海、真言宗は小林栄運、天台宗は蘭光輶の諸師を派遣し、既に長崎に着し居れり。同地にては二日間盛大なる上陸式を挙行する筈にて、九州各地より来集する僧俗非常に多かるべく、随ふて現在の宿屋にては収容し切れざるべき見込なりと云ふ。

●鳥尾子、西本願寺に注告す。西本願寺は仏舍利奉迎に関しでは同意なれども、大菩提会組織に同意を表すことを得ざるより各宗派と分離せしより、同じく流れを釈門に汲むものとして感

賞すべきにあらず。何とかして和衷協同ありたしと、奉迎事務総理村田寂順師は交渉を試み、本派にては顧問利井明朗師応接に當りつゝあるよしなるが、此程来滞京中の鳥尾子爵は本派本山に到り、紫明の間に於て利井顧問と密談し、仲裁的勧告を為したるに、利井師は自分一己にては何とも返答し難し、顧問会を開きて其の意見を一致したる上、法主に告げ、其裁可を経て確答すべしとの事にて立別れたるよし。

#### 大谷派の奉迎事務所〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

東本願寺に於ては、所内に积尊遺形奉迎事務所を新設し、松岡秀雄、児門賢象、鈴木信雄、福原意聰、田中開導、名倉和嘉、久米天海、渡辺鈴三郎等の八名を以て、之が掛員に任命したる由なり。

#### 仏教徒加賀国同盟会〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

仏教徒加賀国同盟会にては、明十日頃臨時總會を開き、仏骨奉迎委員選定の件、并に門徒會議開設要求の件に就き協議すべしと云ふ。

#### 大菩提会東部創立會議〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

同会は、規則第六条に理事一人とあるは、本部より派遣して事務長の任を帯ぶる者なるが、當日出席の各委員は之に満足せず、更に東京府下に於て七名の理事を選挙し、本部派遣の理事と俱に会

務を整理せしめんとの意見なりしも、斯くては本部の規則並に支部規則に衝突する所あるを以て、田村、有沢の両理事に囑して、東部限りの理事七名を置く事を、本部へ交渉する事となり、又御遺形奉安所に就ても、是非輦轂の下たる東京に奉安せんとの意見なりしも、是は未定の問題にて、唯今とても京都に決定したる次第にもあらねば、此の事は他日本部に稟議するを穩當なりとし、次に奉迎使長崎着港の際、東部より総代二名以上を選び、奉迎せしむる事は之を大阪迄とし、東部に御遺形奉迎の件は、七八九の三ヶ月は炎暑中なれば、涼風のたちたる後にせんとし、発会式期日及び準備の件は、東部職員選定の上に決する事としたり。

#### 仏骨奉迎雜事〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

妙法院内に仮安置会を設けて法要を執行すべき付き、拝所、茶所、御供所等を新築する筈なり。○菩提会は三蓮華形を以て定紋と定めたり。○當日は在京各高等官府、市名譽職、諸会社銀行員等へも案内状を發して参拝せしむる筈。○大谷光瑩法主は、此の際可及的嚴肅に、且鄭重に奉迎せざる可らず、當日は何れも徒歩にて行列せん、との意見なりし由なりしが、理事長たる村田寂順僧正が、病中の事ゆゑ不都合なればとて、遂に馬車若くは人力車にて奉迎する事になりし。

#### 仏骨奉迎に関する種々〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

長崎着の上は、同地皓台寺に於て三日間、上陸大法会を行ひ、九

州各地各宗僧侶参列すべしと。○奉迎会は大阪天王寺に於て執行するに付、打合の爲め、委員土屋観山、後藤禅提、河野良心の三師は、今八日同地に出張すと。○又浄土宗（西山派を除く）が奉迎会に加はらざるは、同宗僧侶概旭乗師が去廿八年来暹羅に留学し、同地に於て奉迎に就て尽力せしに依ると。○又長崎より京都に到る沿道の汽車汽船は、奉迎者の便利を図り、臨時賃金の割引を爲すよし。○又此程、委員土屋観山、後藤禅提、河野良心の三師、内貴市長、増田上京区長、片山下京区長等、木屋町吉富樓に會し、奉迎使帰着の際に於ける諸般の設備に就て協議したり。○又其京都着の際には、七条停車場より仮安置所なる妙法院までの沿道に、凡そ三間を隔つる毎に六金色の仏旗を掲げん筈にて、其旗は目下調製中なりと。○真宗信者の団体なる保信会にては、着京當日、七条停車場を初め、東本願寺最寄数箇所、十八畳敷大の旗を樹て、之を中心に数百の球灯小旗を吊し、尚停車場より同寺前まで、両側に数千の紅灯を吊し、近傍各町は毎戸仏旗と提灯を出さんこと、せり。○又仏骨は之を東京に安置せんとの説あるより、右の保信会は他の仏教各団体に交渉し、是非とも之を京都に置かんことの運動を爲さん覚悟にて、近日中各団体の協議会を催さん筈なりと云ふ。

#### 仏骨の奉迎〔明治33年7月9日 第四〇七号〕

○仏骨の奉迎も余りイカメシキ奉迎使の多いので、何だか屋根がら毫光がさす様である。今度日本へ到着の時も考へものだ。物に

過不及と云ふ事があるから。○想へば十三宗三十九派七万の寺院、十万の僧侶、稲麻竹葦の如き御盛んだか、実考すると自然淘汰が手緩くて、人為淘汰が遣りたくなる。矢ッ張過不及屋の代物たり。○兼好法師が、硯箱に筆の多いのと仏壇に仏像の多いのとは、感心せぬものなりと云ふたが、稽へてみるとまだくゝある。（過不及生）

#### 奉迎と三河信徒〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

三河に於ける信徒は、大に積尊遺形の奉迎を喜び、着京當日は、凡三千人勢揃ひして来京すべしと云ふものあり。

#### 積尊遺形の奉迎に就て〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

式列に加はらんと欲するものは、金一円以上を寄附すれば之を許され、且つ法会の節は、特に定めたる場所に入て参拝することを得べく。○僧侶は所属宗派の制度に従ひたる正服、俗士はフロツクコート又羽織袴、婦人は白襟紋付着用の事。○奉迎参列を欲するものは、十三日までに最寄の寺院へ姓名申込書を送るべき事。○金品の寄送は、寺院又は事務所へとの事。

#### 白縮緬の仏旗〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

仏骨風葦の正面に掲ぐ可き仏旗は、浜縮緬に仏の一字を金糸にて刺繡し、其意匠は池田清助氏引受け、其下書は最も美事ならざればならずとて、建仁寺管長武田黙雷師に依托し置きしに、隸書風



にて去る三日揮毫済となり、目下刺繍中なるが、是非長崎到着の間に合はす都合なりと。

### 大阪の奉迎と法要〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

大阪に於ては、积尊遺形奉迎に関し、京都より土屋、藪、後藤等の諸氏出張準備中にて、到着点を梅田停車場と一定し、同所より遺形を天王寺へ奉迎し、同寺に一泊、翌日大法要を営み、翌朝直ちに京都へ出発する筈。

### 歓迎の煙花〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

积尊遺形の七条に着する當日は、停車場附近に於て百八発と。及び、當夜日吉山上に於て、同じく百八発の煙花を打上げる筈なり。又三河なる大谷派信徒よりは、奉迎使一行の帰朝を祝するたため、特に二百発の煙花を献すべしとなり。

### 長崎に於ける奉迎〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

長崎市に於る积尊遺形奉迎準備に就ては、京都本部より各宗派聯合奉迎委員総代として、有馬憲文、名和洵海、三原俊栄、小林栄運の四師、去月廿九日より長崎市に出張し、油屋町宝屋方に事務所を開始し、諸般の設備已に成りて、三原俊栄師は去る五日より鹿児島方面へ、名和洵海師は翌六日より武雄、佐賀、博多、久留米、熊本の各地へ、小林栄運師は小倉、四日市、大分の地方へ何れも出張し、到る処各宗派寺院教務所管事、又は取締等を会し、

九州全道の各宗派寺院共同し、大法会を長崎市皓台寺に於て執行する筈なり。

### 仏骨奉迎に就て一議〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

大仏の鐘に和して、府下各寺院の梵鐘を撞くも好し。七条停車場より妙法院まで、三間毎に六金色の仏旗を掲ぐるも好し。東本の前数箇所十八畳大の巨旗を翻へすも妙なり。相成るならば、當日は噴水を恒星天まで懸吐せしめて、千万仏徒の塵頭に真ツ懸るも頗る妙ならむ。

されど余輩は、此の間に処して、頓狂なる浄侶諸氏が茶番的の振舞を演じて、得々乎たるを欣ぶものに非ず。一点何か威容肅々たる儀表を呈して、四方環視の信念を喚起せむことを望まざるばあらず。已む無くんば、各宗僧侶が當日着用の法衣を種別するに在り。須臾余輩が臆断に依らば、

天台（紫色）真言（木欄所謂ニブイロ）、浄土及真宗（黒色）、

禪三派（緋）、日蓮（白色）

此の如くにして隊を分ち、群を殊にして、靈骨の前後を護衛せば、啻に秩序其宜しきを得るのみに非ず。又沿道の衆庶をして、肅然として楽見せしむるに足らん。當路の識者、幸に之を択べ。（天眼于寄）

### 仏骨奉迎に付苦言〔明治33年7月11日 第四〇八号〕

何事にても時機相応々々と云ふ癖に、今度仏骨奉迎と云ふ時機は

如何なる時機であるか、脳漿を冷して少しく考へても視よ。清國の変乱は日一日重態に趣き、北京にあるわが公使、及び居留民の安否さへも分明ならぬばかりでなく、服部中佐の戦死を始め、続々兵士の死傷を報道し来り、畏くも上 陛下に在らせられては、夙夜に軫念を痛ませられ、文武の諸官何れも謀議に刻苦しつゝある折柄ならずや。奉迎も去ることながら、今度はたゞ整肅に之を迎ゆるだけに止めおき、追て巍々堂々の式を挙行して欲しい如何。(痛憤生)

#### 暹羅に於ける奉迎使 (明治33年7月13日 第四〇九号)

一行の暹羅国に着するや、宮内省より直ちに小蒸汽船を以て迎へられ、総て国賓の待遇をなし頗る、鄭重嚴肅を極めたり。而て正使大谷光演師は、特に公使館内に宿泊せられ、其拜謁を許されたる時の如きは、差廻しの馬車にて宮内省中門まで便乗し、《各国公使の礼》宮内、文部等の各次官以下は中門まで出迎ひ、玄関には各皇族大臣挙げて出迎はれたり。斯くて国王陛下に拝謁するや、最も優渥なる詔勅を下し給ひ、特に各宗派へ対し仏像一体と別に、大谷派に対し改めて仏像一体を下し給ひ、右は数百年來王室に守護せる靈仏なるを以て、紀念として永久積尊遺形と共に安置さるべき旨、最も有難き思召にてありきとぞ。

#### 大谷法主の奉迎意見 (明治33年7月13日 第四〇九号)

積尊遺形の奉迎に就ては、大谷法主は夙に一種の意見を有し、各

宗派と多少相容れられざるが如きものありて、彼の長崎に於ける上陸法要を以て奉迎の順序を誤るものとして、終に上京の時日を繰上げしめたるが、着京の節に於ても、各宗管長が馬車又は腕車に乗るは、大恩教主に対する末弟の礼にあらずとして、徒歩説を主張せられ、又は彼の行列中に於て、天童児を加へ芝居めきたる乱雑を演ずるは、遺形を迎ふるの道にあらず。儀式は宜しく嚴肅に行はざるべからずとて、痛く注意を加へられたる由。種々の事情ありて法主の説は行はれざりしも、兎に角に積尊遺形の奉迎に就て、大谷法主の最も誠実熱心なる一斑を見るに足るべし。

#### 遺形奉安の地は東京 (明治33年7月13日 第四〇九号)

彼の積尊の遺形を奉安すべき覺王殿の建築は、之を西京にすべしとて、内貴市長は各委員との間に約束あるが如く云ふものあるは、全く事実を知らざるものにて、縦令斯る約束ありとするも、元より一個人の私言たるに過ぎざるものにて、右奉安地に就ては、夙に某々有力なる三四本山を始め、有識高僧中に於ては、既に東京説に確定し居る由にて、斯る仏教消長の命運にも関する大問題を決するに、区々たる一京都市の盛衰如何の如きは、最初より眼中に置き足らずと云ふ。

#### 本山の回答、有志の失敗 (明治33年7月13日 第四〇九号)

積尊遺形の奉安に就て、京都の繁栄と云ふ点より、専ら歡迎に力を尽せりと云ふ。内貴氏外有志と称する二三氏より、此程土屋觀

山氏を介し、東本願寺に向ひ、遺形の奉迎は成るべく之を盛大にせんと考にて、沿道市民に対しても仏旗又は提灯等を吊し、歓迎の祝意を表せしめんと欲するも、吾等単一のみの運動にては十分行届かざるを以て、此際本山は、特に重立ちたる市民を枳殻邸になりと招き、酒飯なりと饗して、懇切に依頼する所ありたしと申込たるに、本山にては、京都市民が数百年來殆んど仏教のために生きつゝありながら、大恩教主の遺形が来着あると云ふに、求めて請はざれば歓迎すること能はずと云ふが如き、冷淡無情極る賤劣の人に対しては、敢て何事をも云ふべき要なし。何ぞ故らに彼等を招きて饗応をなすの徒勞を学ばんや。歓迎するもせざるも、各自の任意自在勝手にするが可なりとの意味にて、凜乎たる回答に及びたれば、有志の面々も大に慚色を含み、爾來幾分か真面目で献金するに如かずとて、債券と共に本山に返上するものも往々之ある由。

#### 奉迎使一行の帰着〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

同一行は昨十二日午前、長崎港へ無事帰着したる旨電報ありたり。

#### 玉輦の調製〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

积尊遺形を奉迎すべき玉輦は、八角形にして蓮形の瑤珞を付け、全体を黒塗とし高欄には朱塗にて、正面扉の両方は唐艸の彫刻を爲し、金鍍金の金具を打ち、頂上の擬宝珠は、金塗にて頗る美麗

の者なるが、右は各宗本山の仏具用達なる下京区七条通り新町西入、竹内商店に於て目下製造中なりと云へるが、同商店にては該用達を命ぜられしを名譽とし、総て実費にて調達する筈にて、来る十五日頃に落成する由。

#### 仏舍利奉迎の時日定る〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

仏舍利は愈昨十二日長崎港着船の筈にして、其入京に至る迄の日割は、左の如く確定したり。

七月十二日 長崎港着船。

同 十三日、十四日、長崎に於て上陸会。

同 十五日 馬関一泊 但午前長崎発車午後三時二十三分門司着車門司より小蒸汽船にて馬関へ着。

同 十六日 馬関出発 但馬関より徳山まで汽船、徳山午後七時五分発列車にて出発。

同 十七日 午後零時三十分大阪市梅田停車場着直に天王寺に入る。

同 十八日 天王寺に於て拝迎会。

同 十九日 京都有着。但し午前六時三十分天王寺停車場より乗

込同七時四分梅田停車場へ着。同七時三十一分官線へ乗換、

同午前八時五十分京都七条停車場着。直に大谷派本願寺へ入興すべき事。

同日 午後大谷派本願寺より大仏妙法院へ仮奉安の事。

### 楽僧五十名〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

御遺形着京當日は、東本願寺より楽僧五十名を出して、行列音楽に供する由。

### 生徒の奉迎〔明治33年7月13日 第四〇九号〕

真宗大学、真宗中学其他各学校生徒は、何れも正装にて供奉の列に加はる筈なり。

### 仏骨奉安道筋の変更〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

来る十九日當地へ到着すべき仏骨奉安の道筋は、大谷派本願寺の要求により、烏丸通りを五条へ、五条通を伏見街道へ、伏見街道を七条へ、七条通を妙法院へ入り、同院宸殿へ奉安する事に変更したる由。

### 金沢別院世話方の大集会〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

大谷派金沢別院の一市二郡に於ける世話方は、仏骨奉迎等の件につき去十二日午前十時より、同別院大広間に於て大集合を催せり。会するもの僧侶共五百有余名にて、先づ林与右衛門、梅原讓、上島政次郎、藤田祐城等の諸氏は種々談ずる所あり。何れの件も決議して午後四時散会せり。因に云ふ仏骨奉迎の爲め上京する者は、中々多人数の由なり。

### 東京奉安論(上)〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

秋 水 寄

(積尊遺形の奉安地に就て)

積尊遺形奉安の地は文化の中樞、進歩の先導たる東京に定めざるべからざるは、苟も大局に眼を注げるもの、直ちに承認する所である。而て稀には妄庸凡俗の徒ありて、彼の京都一流の有志連が叫ぶところに和して、覚王殿も京都に建つべし、教育慈善も京都に於て起すべし。遺形若し京都を去らば、東山鴨水の前途を奈何など下らぬ誤託を云ふものがある。元来泉水に住む金魚は大海の激浪怒涛を知らず。区々たる京都の一隅に限られて、一小都の繁栄を助くるために、大恩教主の遺徳を利用せんとするは、憐むべくも亦た不都合千万なる考である。吾等は積尊の遺形どころにあらず、実は両本願寺の真影も東京に移し、東京を以て伝道布教の根拠地としたい希望である。吾等の眼中には独り仏教の興亡あるのみにして、京都の盛衰などは夢にも思はない。一小都の情実に纏はれて仏教の大計を葬るまでには、未だ毫碌しないのである。京都論者も余りに得手勝手が強いではないか。夫程までに仏教に祖前累代の恩恵あることを知れるならば、従来仏教に対する態度が今少しく格別でなければならぬのである。本願寺の如きは、京都市民のために、寧ろ罵詈訕弄の侮辱を受け、有らん限りに威敵を傷けられたのである。而て積尊遺形の来着に際して彼等は何と云ったか。沿道市民に歓迎の意を表せしむるため、責て軒頭仏旗を掲げ、屋端提灯を吊すぐらゐを励行せしめんと欲すれば、酒で

も一杯ふれまつて、本願寺から依頼をして呉れと云つたではないか。何たる無礼亡状の甚しき申分であるか。仏教の恩沢に育てられたるものか、釈迦文仏の遺形を他人から強て頼まねば歓迎がされないとは、実に没分曉の底が知れない。奉迎が出来ないならば、勝手次第にするが可なり。斯る冷懐淡情の人類に向つて、何ぞ依頼してまで沿道の光景を添ゆるの必要あらんや。思はざるも亦た甚きものである。

京都論者の云ふところは、ザツトこんな調子であるから、元より論にも話にもならない。何んしろ、唯一の京都繁栄策てふ利慾的野心から割出された筆法であるから、京都を離れては天下に通用しないのは當然である。斯る愚昧の徒に長く相手になつては、自分も終には馬鹿にされて来る。

偕て積尊遺形の奉安地を東京とせざるべからざるに就て、一二の理由を云はんか、先づ各宗派合同の好機会を造るものである。総ての事物は、合するは成るの始にして、離れるは滅するの終たることは、学問上の原則である。宗教亦た独り此原則に漏るゝことは出来ない。今日の如き有様にて、各宗派と云ふものが、個々別々に孤立して居つて、果して何時仏教興隆と云ふ時機が造られ得るものであるか、試みに教育と云ふ点より観るも、東西本願寺に於ては稍や学校類似のものもあれば、聊か教師に似たるものも出来るかも知れないが、夫も世間の進歩に比して、未だ俄かに遜色なきまでには至らないのみならず、思想学識の点に於て常に程度の卑きことは明かなる事実である。本願寺に次では真言、天

台、曹洞、臨濟等であるが、是等の宗派中に果して何程の学校制度が行はれつゝあるか、甚だ不完全極るお恥かしきものではないか。不完全ながらも、学校制の設けられてあるはマダ最上等の分で、一の学校も塾舎もない宗派もあるではないか。布教上第一の要素たるべき僧侶教師を養成せずして、法教を盛んならしめんとするは、恰も兵を養はずして戦争を開かんとするに均しく、決して完美なる効果を見られ得るものではない。

又た社会事業に就て云ふも同様である。僅か千か二千足らず、甚しきは三百や五百の末寺を以て一宗派を形造つて居るものが、果して何等の事業か成し得らるべきや。一本山の維持、殿堂の修覆すら出来ない見苦しき有様ではないか。自ら孤立して將た何の余力ありてか慈善事業などを企図することを得んや。苟も宗教にして社会に対する事業が出来ないならば、社会外のものである。恰も支那や朝鮮に於ける仏教と何にも撰ぶところが無い。自ら社会外に逸出して、能く社会の指導者となり、先覚者となり、誘掖者となり、感化者となることが出来得べきや。由来仏教は常に消極的方面にのみ、社会は最も積極的方面に進みて居る。故に一日を経れば、則ち一日の懸隔を生じ、一年を経れば、則ち一年の懸隔を来すのである。而て十年、二十年、五十年と過ぎ去るに於ては、仏教と社会との距離は全く別世界の奇観を呈し、雪と墨との遠隔を見るに至るは必然の勢である。夫が何故であるかと云へば、全く各宗派間に於て封建的の旧習未だ醒めず、個々別立して大合同と云へる必要を忘れたからである。思想の流通も、智識の

交換も、進歩の競争も、曾て之を知らず。何を以てか布教伝道の振興を望まんや。唯だ齷齪区々として情実壁中に起臥し、一小局面の裝飾に營々たるばかりである。(未完)

**法要施行の順序**〔明治33年7月15日 第四一〇号〕

法要施行の種類を分て左の五種とす。○上陸会は明治三十三年七月長崎着港の翌日より二日間、同市に於て之を行ひ、十五日長崎御乗船、十六日航海中、十七日神戸御上陸。○同十七日午後零時三十分、大阪梅田停車場御着、直に天王寺に御入。○拝迎会は、明治三十三年七月十八日、大阪天王寺に於て一日間之を行ふ。○奉迎は明治三十三年七月十九日、京都大谷派本願寺に於て之を行ふ。○仮奉安会は明治三十三年七月二十日より三日間、京都大仏妙法院に於て之を行ふ。○拝瞻会は明治三十四年四月八日より同五月十五日まで、大仏妙法院に於て之を行ふ。○上陸会及拝迎会執行の際、地方附近の各宗派僧侶は総て出勤するものとす。○仮奉安会法要執行の順序は左の如し。▲第一日 天台宗各派、臨濟宗各派、黄檗宗、曹洞宗▲第二日 真言宗、日蓮宗、時宗、華嚴宗、真言律宗法相宗▲第三日 浄土宗西山派、真宗各派、融通念仏宗。○拝瞻会法要の執行は毎日一座とし、各宗派輪次之を施行す。宗派聯合して法要を執行するも妨げなし。○上陸会及拝迎会を執行する地方僧侶は宝輿発着の際、適宜の場所に於て奉送迎をなすへきものとす。○仮奉安所奉安中の御供養▲一ヶ月を一期とし各宗派毎に一期宛抽籤を以て輪次奉仕し、當番宗派は適當の者

を精選し二名以上常任せしめ、其止むを得ざる場合には他へ依托することを得。▲雇員及び費用に關する事項は別に之を定む。○日本大菩提会発会式は明治三十四年四月八日、本部に於て之を挙行し、発会式に關する事項は別に之を定む。○覺王殿の起工式は、明治三十四年五月十五日、妙法院に於て之を挙行し、其起工式に關する順序は別に之を定む。

●**積尊御遺形各所行列之図**

- 先仏 ○六金色旗 ○空也堂 ○兵裝學生
- 法服用用宗學生徒 ○各宗派講中 ○各団体
- 金閣不動講社員 ○明暗教會員 ○真言律宗
- 華嚴宗 ○法相宗 ○融通念仏宗 ○時宗
- 日蓮宗 ○三門徒派 ○誠照寺派 ○山元派
- 出雲路派 ○木辺派 ○興正派 ○仏光寺派
- 高田派 ○大谷派 ○本願寺派 ○曹洞宗
- 黄檗宗 ○永源寺派 ○円覺寺派 ○大徳寺派
- 東福寺派 ○建長寺派 ○妙心寺派 ○南禪寺派
- 建仁寺派 ○相国寺派 ○天竜寺派
- 西山派 ○真言宗 ○真盛派 ○寺門派
- 天台宗 ○六金色旗 ○天童子 ○各宗管長方
- 総理 ○楽師 ○仏旗 旗幟(宝輿) 幡旗
- 奉迎旗 ○奉迎正使 ○奉迎旗 ○奉迎使
- 奉迎使随員 ○各宗門跡 ○各宗派本山住職
- 各宗派重役 ○官員 ○名誉職員 ○新聞記者

暹羅に於ける模様 (明治33年7月15日 第四一〇号)

奉迎使一行の暹羅国王陛下に謁見せしは、六月十四日にして、當日は宮内省より美麗なる二頭曳の馬車を差立てられ、宮内大臣の先導にて謁見所に入り、文部大臣は奉迎使を国王に紹介し、国王陛下より左の勅語ありたり。

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんが為めに、始めて此国に来れる日本仏教徒の奉迎使を見ることは、朕の喜ぶ所なり。且つ日本は暹羅よりは遠隔の国にして、制度も習慣も或る場合に於ては異同なきに非らざれども、尚同一宗教を信ずる所の同教国なることを信認することに於て、満腔の欣喜と満足の感情とを以て、刺撃されたる熱心の程を領解ありたきことなり。朕は仏教の先導者にして保護者なるを承認せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本仏教徒が此神聖にして、真実なる遺形の分配を得ざりし事は、彼等が其一分を得んことを希望すべしとは、朕の識認せざりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本へ安置し、巡拝者をして其便を得せしめんとする彼等の願を信認せし上は、之を手渡しすることは、甚だ喜ばしきなり。奉迎使の此国に來り、且つ普通協同の利益のために開明の事業に倦怠なき尽力の程は、朕の感謝する所なり。日本仏教徒が海外仏教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は、日本仏

教の益々隆盛に赴くことは、朕の最も切望する所なり。

長崎到着の模様 (明治33年7月15日 第四一〇号)

前夜来暴風雨にて、同朝も陰雲濛々として時々強雨を降し、強雨漸く晴るれば細霧となり、加ふるに風さへ荒くして、一同安き心もなかりしが、臆がて午前九時を報じ、奉迎使一行を載せたる汽船入港したる報に接するや、今まで降続けた細霧も晴れ、出迎人も多少愁眉を開き、一同大波戸に集ひある間、奉迎事務所にて予ねて用意したるステンボートも來り、此は一隻は奉迎事務所員の乗用に充てられ、一隻は各宗管長代理及新聞記者の乗用に充てられたり。臆て出迎の一行は相前後して本船ロヒラ号に着、何れも奉迎一行の労を謝したるに、一行には皆健全恙なく挨拶せられ、出迎人の一行中信徒講中も見受けたり。稍々ありて奉迎使には御遺形をステンボートに移し、此は正副使と奉迎事務員とが保護し、他は用意のボートに乘組み無事上陸したり。上陸の間は海上にて間断なく煙花を打揚げたり。而て一行の上陸するや、附近の善男善女の拝観せんとて集ひ來るもの黒山を築き、又沿道に国旗を掲げ迎意を表し、頗る雑沓を極めたり。行列は釈尊御遺形を奉迎委員四名にて之を昇ぎ、正副使は車に乗じて之に続き、其他各宗奉迎員、重なる講中等之に連なり皓台寺に入れり。皓台寺にては奉迎の一行暫時休憩の上、釈尊の御遺形を本堂の正面に安置し、奉迎正使大谷光演師は一行を代表して挨拶を述べ、各宗僧侶は説経法要を執行し了りて一行には旅館に入れり。當日此法要に

参せんと集ひ来る善男善女は無慮一万余人、流石に広き本堂も立錫の地なきに至り、実に近来稀なる盛況なりき。(同地特報)

### 東京府下の奉迎 [明治33年7月15日 第四一〇号]

各宗寺院よりは、夫々総代を京都に派し仏舍利を奉迎せしむる都合にて、大谷派よりは同府下末寺総代数名、本願寺派よりも同様出発するといふ。

### 奉迎雑事 [明治33年7月15日 第四一〇号]

各宗洪濟会は、昨十四日午前十時より寺町四条下る浄教寺に於て奉迎に関する協議会を開けり。▲當日京都駅より妙法院迄の順路の辻々にはモスリン製長二十尺巾十二尺の大六金色旗を樹立する由。▲空也堂の踊躍念仏団体、明暗教会の虚無僧団体も行列に加ふること、なりたり。▲仏舍利仮奉安所なる妙法院宸殿の拝殿は明十六日成工し、同拝殿の四方に吊る灯籠は隠元灯籠と称するものにして、一灯籠に三十六本の蠟燭を点すべし。外は硝子張り総黒塗にして、七条仏具屋町各宗本山用達山崎屋にて調製したり。

### 仏骨は西京に奉安せられたし [明治33年7月15日 第四一〇号]

仏骨奉安地に就ては、東京説大に勢力あるも、實際的に於て京都は日本仏教の一大中心なるを以て、信徒の便利上よりするも、向後の布教上よりするも、京都ならざるべからず。唯一時莊飾的に流れたる洋風心酔連が自家鼓腹の結果として東京を囓し立つる

は、信徒をして方向を失はしむるものなり。反省せよ。(山陰香生投)

### 大菩提会に勧告す [明治33年7月17日 第四一一号]

釈尊遺形の奉安、今日に於て之が是非を鳴すの既に無用たるを知らば、余輩は敢て緘黙を守り、三千年の遺弟として謹んで敬意を表する所あらんと欲するなり。而て大菩提会に向つて一言勧告を試むべきものあり。貴公等は釈尊遺形に対する敬礼の道を忘れて唯徒に外表の美を競ひ、お祭的に興行的に景気を添へて俗眼を驚かさんことのみに汲々たるは、僧侶社会固有の持病として之を許さんも、苟も人間普通の神経を有し、同教徒に対する観念を失はざるに於ては、釈尊遺形を迎へ奉るの日に際して、連想能く釈尊降誕の地たる印度の大飢饉を思はざるを得るや。貴公等は仏教の恩沢に浴して安楽に衣食するを以て、終には冗贅の費を散じても一日の快を貪らんと期す。心得違ひも亦甚しきなり。煙花を空に咲かしめ、天童を地に列せしむ、果して幾何の費ぞ。而て釈尊終に之を感納あるべきや。一発の響に一円を散ずるは易く、一円を投じて一人一月を養ふは難きか。若し在留印度人ありて行列練歩の美観を望めば、果して日本仏教徒の同情に薄きを怨まざるを得るや。飢渴の涸に沈淪せる六千万人の同胞は、他日日本に於ける釈尊遺形奉安の盛況を聴かば、今昔も感慨果して如何あるべきや。貴公等が集りて奉祝の盃を飛ばすの時、寒国菜色の人は生きながら鴉犬の食たらんとす。嗚呼遺形宝輿の中に眠るも、仏の慈



愛永く慘園悲林の間に迷ふなるべし。一握の焼香を此に獻するよりは、一涙の熱涙を彼に灑がば仏の満足寧ろ仰ぐべしとす。

我に仏の遺形を迎ふるの歎あり。而て彼に自ら枯骨に泣くの悲あり。海を隔てたる同教徒が幸と災、福と禍夫れ斯の如く奇觀を呈す、是豈に一面に於て積尊遺形は、日本仏教徒の慈善を試みんとして、印度窮民を救済すべき急を告げんがための任務を帯びて来れるにはあらざるなきを得んや。機会なり、今日は日本仏教徒が全力を挙げて積尊降誕地に於ける飢渴を救ふべき機会なり。而て大菩提会実之が卒先たるべき地位に在り、宜しく各宗派を督し、全力を挙げて印度救済の大運動に従事せよ。徒らに外教徒及び世間人のために擯斥と嘲笑を招くこと勿れ。余輩は切に勧告するもの也。

### 東京奉安論(下)〔明治33年7月17日 第四一一号〕

秋水 寄

(積尊遺形の奉安地に就て)

今回支那に起りし紛乱の如きは、原因を宗教的より汲み来れるを以て、若し日本仏教徒にして東洋大局に対する先見の明と布教上の實力を有するならば、斯くまでの紛乱に至らしめざる前に、宗教的感化を応用して調和又は自省せしめて、禍変を未萌に防ぐことが出来たであらう。結局隣邦大陸の民衆をして、一種の宗教的迷信に駆られて、紛乱今日あるを致せしめたるは、一面日本仏教の實力なきことを表白せる反證にてはあらざるか。而て今日日本願

寺を初め二三宗派は、軍隊の布教師や傷兵の慰問使ぐらゐを派遣せしめ、任務終れりと思ふて窃かに自負の色を動かせるは、実に鉄面皮極る次第である。斯くまでに薄弱なる卑賤なる狭小なる希望を以て、豈に能く仏教の大興隆を期すべけんやである。

真に日本仏教の勃興を願ひ、仏教統一の旗幟の下に清韓の野を風靡せしめんとならば、実に之に対する力と云ふものなかるべからず。而て総ての力なるものは合同より生ずるものである。合同とて別に南無阿弥陀仏を改て、南無妙法蓮華經とするのではない。各派宗門の規則は其俛にして置て、合同すべきものを合同するのである。即ち布教なり、教育なり、慈善なり、社会事業なり。總て仏教全体の面目を保持すべき方角に於て合同するのである。仏教衰へたりと雖も、今日にして各宗派が区々の情実を棄て、大合同の実を挙るに於ては、仏教の興隆、豈に俄かに絶望するを要せずやである。而て教育なり、慈善なりの事業に當るは、是れ即ち仏教者の本務たるのみならず、是れ間接に外教徒と戦ふのである。戦ふには力なかるべからず。而て大勢力は大合同の中より生じ来る。各宗派合同の必要は、実に今日の最大急務と謂はざるを得ない。

然れども合同をなすに機会と云ふものがある。即ち積尊遺形の奉安は、最も各宗派合同に適當なる好機会を造つたものである。遺形は決て骨にあらず。則ち直ちに是れ仏である。仏に対しては師である、父である、弟子である各宗派は悉く同胞兄弟である。何人も直ちに平等無差別の觀念が起る。即ち期せずして各宗派の大

合同と云ふものが出来る。然れども若し積尊を西京に奉安するに於ては、幾分か合同の氣運を遅からしむるの妨害物がある。即ち各宗派本山と云ふものがありて、数百年來信徒を限り、民衆を限り、区域を限り、是より之までは、吾が所領地なりなど云ふ觀念を以て生活し來りたる陋習が抜けないから、容易に一朝一夕に之を根本的に打破し去ることが六ヶ敷いものである。而て東京に於ては、各本山と云ふ小局的觀念を生ずべき媒介物がないから、最も速かに彼此の融合共通を見ることに便利なのである。此点より見るも、遺形の奉安地は是非東京でなければならぬ。

而て又た人間が丸で違つてある。西京の如き柔弱退縮主義の氣質ではない。由來關東人の氣象は、最も進取勇敢の性格に富みてあるは、何人も直に承認する所である。ソリヤ、中には古の長刀連中もあれば、又はツマラない迷信者もあるが、兎に角自ら信ずる所に向つては、飽までも真面目に進取する特質を具へて居る。而て人民は、先づ挙げて無宗教である。若し一旦關東人の思想界に宗教的原素を注入するに於ては、布教上実に云ふべからざる好便利を得ることは、疑ふべからざる事實である。故に純然たる宗教の本能より云ふも、性質淡泊にして進取の氣象に富みながら、宗教思想に欠乏せる關東人を濟度するのは、実に最も興味ある事業である。關東人にして、一旦宗教的國民となるに於ては、決して上方奴の如き退縮にして冷淡なるが如きものではなく、必ず意氣地からでも熱心に他の誘導に勉むるは明かである。西京人は他に支配せらるべき性質なるも、東京人は他を支配すべき氣力を有して

居るから、彼等關東人に対して一旦宗教に熱信するに至らば、忽ち布教上の光焰を添へ来るは疑ふべからざる所である。ドーモ關東人はエライ。

積尊遺形は決して一片の枯骨ではない。即ち是れ活仏である。然れども之を京都の如き柔弱卑縮の地に置けば、ホントの枯骨となつて死に終つて仕舞ふは必定である。若し之を東京に移し加るに、關東人の淡泊勇敢なる氣象中に宗教を植ゆるの動機を与ふれば、遺形は忽ち活仏となりて働くのである。關東人種をして一たび宗教的國民と化せしむるに於ては、国光を輝かし教義を盛んならしむるに於て、京都人種等の夢想だも能はざる功績を見ることであらう。若しも今日までに仏教が關東人に依て實力を養はれてあつたならば、支那、朝鮮の如き夙に風化せられて、仏教統一の旗幟の下に支配せられて居つて、今日の如き支離滅裂の不幸は演ぜしめなかつたかも知れない。關東人は実に仏教再興の特権を握つて居るも分らぬ。

遺形は是非東京に奉安せざるべからず。第一に關東人種に宗教的素養を植ゆるの便利あり。教育なり慈善なりの事業に於て必ず速成の効あるべく。依て以て永久布教の根拠地となさば、一令以て天下を動かすに足るの時機を得んか。

(完)

**宝壺** (明治33年7月17日 第四一一号)

仏舍利を納むる宝壺は純金製にして、暹羅國王陛下の御寄付に係るものなりと。

**奉迎正使の奉答**〔明治33年7月17日 第四一―号〕

暹羅国王陛下の一行に対する勅語は、前紙既に之を掲げつ、正使大谷光演師一行を代表して左の答辞を捧呈す。

大日本帝国仏教各宗派を代表したる、真宗大谷派大谷光演、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙謹告す。

大暹羅国王陛下、聖徳天の如く高く、仁徳地の如く闊し、爰に優渥なる聖慮を降し、釈迦大覺世尊の遺形を、我日本帝国某等仏教者に頒与し玉ふに依り、各宗派管長は光演を奉迎正使に、了穩黙仙等を奉迎使に選用し遺形奉受の任を囑托せり。光演等此任に膺り聖明に咫尺し、玉体の清爽なるを拝するを得た。何の栄か之に加へんや、伏して望む陛下外護の力を増隆し玉ひ、十善の資を保有し玉はんことを光演等誠恐誠懼の至りに耐へず。

**大谷法主と岩本千綱氏**〔明治33年7月17日 第四一―号〕

仏舎利分与の事に付、稲垣公使と共に尽力したる同氏は、此程来京三条小橋大津屋に投じたるが、再昨日大谷派法主に面謁して対談し、午後七時よりは中村楼に於ける大谷派役員の招待に応じ、本年三月二十四日暹羅渡航より、去月十五日仏舎利拝受に至る迄の手續等を演説したり。此演説は来十九日の仮奉安に際し有志者に頒たるべしとなり。

**沿道の準備**〔明治33年7月17日 第四一―号〕

七条停車場より大谷派本山門前を経て、万年寺まで高さ十二間大旗（牛印五凡繫十八帖敷）を千鳥に二十五本樹立して、其間に六金色の小旗を釣り両側二間毎に奉迎と書きたる大紅提灯を掲ぐ。（以上保信会有志者の寄附）又烏丸通万年寺より、五条を経て妙法院に到る各町々は、各戸幕を張り祝灯を掲げ、仏旗を掲げ両側に竹埒を設けて景気を添ゆるよし。

**大谷派門末信徒**〔明治33年7月17日 第四一―号〕

今度參州尾州加能越の諸地方より、数万の僧侶奉迎式行列に參列の爲め上京する由なり。

**大谷派二十七講**〔明治33年7月17日 第四一―号〕

府下二十七講員は日々同寺奉迎事務所に対し、奉迎式行列に參列したき旨申込みありしが、昨今七八百名に達したりと。

**巨剎訪問及文部大臣迎晩餐会**〔明治33年7月17日 第四一―号〕

十三日午前十時文部大臣は日本公使館に來りて、昨日奉迎使訪問の答札を為せり。午後奉迎使の一行は文部省書記官の案内に依り、盤谷府南方仏教新派の「ワットプロンスリン」寺に抵り、（新派は今を距る五十年前先王の創設に係る者にして、寺院の裝飾儀式并に僧侶の法衣は異なる所あり）釈迦の大像を拝し高塔を縦覽し、尚ほ寺院内に設立する巴利語學校を巡覽せり。生徒百名

許あり他日僧侶たる可き候補者は勿論苟も暹羅に於て、紳士たる可き者は巴利語を知らざれば其資格を有する能はず。恰も歐洲諸国学士が羅典希臘語を学ぶと一般なり。該学校は比較的清潔にして西洋風の構造にして、教師は皆僧侶也日本仏教各宗の学校を以て之に比すれば、或は遜色なき能はざる可し奉迎使は、帰路工部大臣及盤谷府の知事を訪問なし。此夜稲垣公使奉迎使及随行南条石川大草七師は、文部大臣の晩餐会の招きに応せり。大臣の邸宅には日本提灯数百を吊し煙火を打揚げ、又蘇音器を以て暹羅の詩歌を発せしめたり。深更に及て旅館に帰れり。十四日午前各奉迎使は文部省吏員の案内にて仏骨を蔵する高塔を拝観し、帰路内大臣を訪問す。

#### 暹王謁見〔明治33年7月17日 第四一一号〕

十四日午後四時宮内省より、日本公使館へ廻されたる三台の馬車に各奉迎使及稲垣公使同乗し、随行の僧侶も亦他の馬車に乗て隣々と車輪を輾らせて、宮門に入れば近衛兵は左右に排列して、捧銃の礼をなせり。各奉迎使は宮内文部二大臣に誘れて、「グラントパールス」に入れり。王宮は西洋流の石造にして、宏壯輪奐燦然として人目を奪ふ。巴里府の「チュルリー」「白耳塞」の王宮、秦皇の阿房も蓋し之に過るなかるべし。然れ共惜むらく其規模の狭小なるのみ暫ありて、暹王は鬪を拝して履声高く軋りて、出御し玉ひ胸間に各国の勳章数個を帯び、盛装儼然威儀堂々一見人をして仰視に堪へざらしめたり。王は大谷正使より順次に藤

島、前田、日置奉迎使に対して握手の礼を行ひ玉ひ、而て大谷正使は暹王の優渥なる叡慮に依りて、今回日本仏教各宗派に対して、積尊遺形を分頒せらるゝ恩旨の辱けなき旨を拝謝せられたれば、暹王は直に暹羅語を以て数十分間の勅答をし玉ひたり。其態度の活潑にして、威儀整齊、毅然として侵す可らず。音吐朗々として満殿に透徹して、真に謹聴す可きなり。勅語了りて文部大臣之を英語に口訳し、南条随行長は又之を日本語に口訳せり。（勅語大意は別記の如し）謁見式了り、控間に於て宮内大臣は暹王誕生簿を把りて、各奉迎使をして出生の年月日を自署せしめたり。

（未完）

#### 公使の来京〔明治33年7月19日 第四二二号〕

在京駐在暹羅国公使バージロングロナチエス氏は、再昨日午後六時五十六分着列車にて来京し、京都ホテルに投宿せり。右は京都に於て仏舍利を奉迎の為なりと。

#### 暹羅公使へ贈与〔明治33年7月19日 第四二二号〕

一昨日村田妙法院跡は、各宗本山を代表して、目下京都ホテルに滞在の暹羅公使を訪問し、仏骨奉迎に関して同国の斡旋を謝したる上、當地塩路軒製の花菓子一籠（代価百余円）を贈与したる由。

### 加賀同盟会の仏骨奉迎〔明治33年7月19日 第四一二号〕

仏教徒加賀国同盟会にては、二千年の古昔に遡り、所謂三界の導師たる釈尊の慈顔を拝し、且つ摂化利生の金言を拝聴する思ひをなし、尚正使一行の労を謝さん為め、此際盛んに奉迎せんと準備全く整頓したる由にて、同会々長林与右衛門氏其他三百余名は、昨十八日金沢別院に打揃ひ、午前七時四十五分金沢上り列車にて来京したる筈なりき。

### 西本願寺の理由書〔明治33年7月19日 第四一二号〕

西本願寺が、各宗派の組織せる大菩提会へ加入せざる理由書と云へるものを、一昨日夫れく門末へ配付せり。左に

今回東本願寺始め、各宗派共同組織せる日本大菩提会の目的たるや、左の三大事業を起さんとするにあり。

- 第一 釈尊御遺骨奉安の為め、広大なる殿堂を建築する事
- 第二 教育事業を起す事
- 第三 慈善事業を起す事

已上の三大事業に伴ふ経費は、各宗派に属する僧侶信徒に対し大募財を為し、以て之が成功を遂んと企つるにあり。

本願寺派本山は第一御遺骨奉安所建築にのみ賛同を表し、第二第三の二大事業に至ては同意する能はず。其事由約言すれば左の如し。

本願寺派本山は、壹百有余万戸の門徒六百有余万人の信徒を有し、之が教導は壹万有余の末寺、貳万有余の僧侶をして其任に

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

當らしむ。其教義たるや他力信心を勧めて来世の得脱を示し、王法為本の旨を説て忠孝の道を諭す。是を真俗二諦の教義と云ふ。而して本山は此教導の中心たり。原動者たり。法主は即ち師長たり。故に教育にまれ、慈善にまれ、従来本山か門末に向て常に取る処なり。現に本末の間に数十の学校を設け、その經費を本山より支出し、或は補助しつゝあり。

慈善の点に至ては、或は風水害、或は火災震害、或は海嘯、或は感化保護院、盲啞院等に向て、本山財政の及ぶ限り救助しつゝあり。殊に昨年より、日本大慈善会の組織に着手し、之が成功を遂んが為に、目下本山の全力を此に注ぎつゝあり、門末も亦此旨を体し、全力を此に用ひ、他に力を致すの余地なき也。

前条の理由に依り、本願寺本山は、釈氏たる僧侶の負担とするを至當とし、一派を代表して、御遺骨奉安所建築費の内へ金貳万円を寄附し、大菩提会加入のことは謝絶したり。本願寺派に属する門末たり信徒たるの諸氏は、本山の旨趣を領し、何方より勧誘するとも、日本大菩提会に加入すべからず。

暹羅に於ける奉迎の実況(続)〔明治33年7月19日 第四一二号〕

仏骨授受 十五日午後四時、祇園寺に於て仏骨授受の式あり。各奉迎使、稲垣夫婦、奉迎使随行諸員、及在暹日本居留住民等は、既定の時間に先て該寺に参集せり。文部大臣は英語の草稿を把りて朗読的演説を為し、然後暹羅新旧派の僧侶数十名椅子に倚

り、「パーツ」（宝珠形扇）を捧持して、巴利語の経文を誦し、誦了りて文部書記官は、小形の金塔を把りて大谷正使に授けたり。是に於て各奉迎使は、文部大臣稲垣公使と立会の上、金塔を開きて靈骨を拝したり。各奉迎使は、準備の如意宝珠形の金函に金塔を収め、更に錦囊を以て之を包み、二重の桐箱に封鎖して前田奉迎使、之を馬車に奉じて同乗し、一行は靈骨を供奉して、日本公使館に帰れり。是夜各奉迎使は、仏骨を蔵する金函に封印を附し、帰朝の後、各宗管長立会の上、之を開封することになせり。

●内道場拝観 十六日午前各奉迎使は、文部省吏員の案内を以て、宮中道場吉祥宝寺を拝観す。本尊は翡翠石釈迦の座像（長三尺計）にして、往昔隣国老樋と戦ふて、勝利を得たる分取品なりと云ふ。其価値を論ずれば、実に数億万円にして、暹国を挙げるも、或は之に比するに足らざるなりと。又高数十丈の金塔あり。

黄金を以て瓦となし、珠玉を以て柱梁を飾り、金碧燦爛赫奕目を奪ふに至りては、世界稀に観る所の者たり。加之数千の瑛珞風に触れて相摩し、鏘々然として音響を発する有様は、宛然として極楽世界に遊ぶもの想ひあり。又堂中敷物は銀板を以て「アンペーラ」に代へるものあり。其他小体の黄金仏に至りては、更僕して数ふ可らず。其美を王宮仏殿に尽すに於ては、宇内何れの国か蓋し暹羅に過る者なかる可し。

●愛知阿旧都、并晚波院離宮 十七日午前七時半、奉迎使一行は、宮内省より仕立たる列車に搭して、旧都愛知阿に赴く。鉄道

は広軌式にして、機関車の燃料には割木を用ひ、蓋し暹国は石灰を出す鉞山なきに由る。旧都は盤谷を北に距る三十哩許にして、市街は湄南江の兩岸に跨りて、浮家泛家江流に傍ふて櫛比羅列し、往来必ず舟楫の便に依らざる可らず。各奉迎使は、宮内省の小蒸汽に搭して知事「ワルボンサー」を訪問せしも、不在にして、書記官知事に代りて奉迎使を接待し、知事の別邸に朝食の饗応をなしたり。一行は案内に依て馭象場を縦覧す。該場は巨材を以て埒を結び、毎年交尾の候に際して馴養の牝象を率ひて、山間に至りて野生の象を誘引して、馭象場に欺き入れ堅く埒を鎖して、数象中に就き良象を択んで、余は尽く之を解放する者にして、彼等は其解放せらるゝや先を争ふて湄南江に投入して、濁水を飲み、数日の渴を医する有様は頗る奇観なりと云ふ。蓋し馭象の事は他邦になきことにして、暹羅の特色なり。晚波院の離宮は洋風の築造にして、其規模頗る宏壯、輪奐、一見人目を驚すに足る。室内の装飾には、金銀瑠璃金剛翡翠玳瑁等の寶石を用ひ、燦爛赫奕人をして応接に暇まあらざらしむ。実に宇内の珍器宝物を蒐集して、人生の豪奢を極むる者と謂はざる可らず。暹国全体の富の程度に比すれば、或は権衡を得ざるの感なき能はず。英仏人の暹国に対する垂涎三尺豈に其故なしとせんや。奉迎使一行は、離宮構内内務次官の別邸に於て、次官より昼飯の饗を享く。配膳頗る丁寧を極めたるを以て、一行は意外の満足して、三時四十分の汽車にて盤谷府に帰れり。愛知阿の旧趾は禾黍離々、一も目を寓するに足る者なし。

●宮中陪食 十八日午後二時、各奉迎使は、稲垣公使と共に宮内省より廻はされたる三台馬車に乗り、宮中に伺候したり。則ち宮内文部外務三大臣は奉迎使を出迎ひ、待合の間に導き、暫時休息の後、暹王寢殿に御し玉ひ、各奉迎使に対して握手の礼を行はせられて、自ら先導して食堂に入り玉ひたり。陪食の榮に与りたるは、稲垣公使及奉迎使の外、随行長南条文雄師一人にして、他の十一名は暹国政府の親王及文武官なり。暹王は日本仏教の万歳を祈り、併せて各奉迎使の健康を祝し玉へり。食時中は庭前に絶へず嚙喰なる天楽を奏し、又大団扇を揮ふて涼風を送り、賓客をして薄暑の苦惱を覚へさらしめたり。食了りて、別室に於て珈琲を賜はり、而して暹王より日本仏教各宗へ対して金銅の仏像（長三尺計）一軀を賜はりて、勅せられて曰く、此仏像は暹羅特有の鑄造にして、一千年前の古仏なり。現時鑄造の技術を失ひたれば、今之を鑄造せんと欲するも復た得可らず。是れ我邦の重宝なり。願くは他日、日本に於て仏骨安置の殿堂出来せば、此仏を御前立として安置せられんことを望むのみと。懇懃に各奉迎使に対して握手の礼を行ひ、海陸万里帰路恙かなきを祈ると勅し玉ひて、各奉迎使は退出せり。正使大谷光演師へ対して、別に金銅の仏像一軀（長一尺計）を賜はり、又各奉迎使に対しては紀念章四枚を賜はりたり。一個は青銅にて、二個銀製、他の一個は金製なり。各表面には仏像を彫刻せり。（別記の如し）文部大臣よりは、各奉迎使并に随行の僧侶に對して、仏像一軀宛贈与せり。外務大臣よりも各奉迎使へ贈品ありと云ふ。

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

●公使館夜會 是夜稲垣公使は、各奉迎使及隨行員、其他暹国政府の文武官并、在暹各国の公使領事貴夫人等、百有余名を招きて夜會を開き、軍樂を奏し、暹羅の優伎を演し、日本の煙火を打揚げて余興を助け、立食の饗応あり。主客歡を尽して、深更に及て散す。蓋し該會は、仏骨奉迎使の爲めに開くものに似たり。

●奉迎使出立 十九日午前十時、奉迎使日本公使館に集まり、文部省より廻はされたる小蒸汽船に搭し、稲垣公使夫婦及文部大臣秘書官等同船して湄南江を下り、河口に碇泊せる独逸船「マールラット」号に移れり。在暹日本人は勿論、文部大臣自ら來りて、奉迎使の一行を送れり。而して「マールラット」は、午後二時汽笛と共に拔錨して、湄南江を離れたり。奉迎使一行、盤谷府滞在は僅か一週日なれども、朝參訪問應請待賓、疫病を畏れず、炎熱を憚らず、日夜奔走して殆んど寢食に遑まらざりき。又暹羅政府は、接待官を附して名勝旧跡に案内して、奉迎使一行をして十二分の満足を与へたり。如此き取扱ひは、毫も国賓と異なる所なし。暹羅あらざれば、安んそ仏教徒に對して如此優待厚遇するの国あらんや。而して稲垣公使の周旋尽力の行届きたる結果、亦与りて其多きに居ると云はざる可らず。奉迎使一行は、廿四日新嘉坡に着し、仏蹟參拜は都合ありて之を見合せ、大谷、前田、日置三奉迎使は仏骨を供奉して、直に帰朝の路に就き、藤島師は本山の命に依り、一行に別れて、来九月初旬、巴里に開ける万国宗教歴史會に參會の爲め、歐洲行の鵬程に上れり。（積尊御遺形奉迎事務所）

●西本願寺の訓令 両派本山の門末への訓示は、容易に解せぬ所か、沢山ある其中之一には、自行を先にし化の他に及ぶ、百事此精神を離るゝを得ず。矢鱈に堂班を売り、学階や巡教使の仮面を販売するのか、矢張り自行を先にする精神と云ふものが、実に変な自行もあるもの哉。夫れから覚王殿建築費を、坊主共か負担するを以て自行となすに似たり。坊主か錢金出す事か自行なら、貧坊は到底自行かならぬ。門末の膏血や仏祖の生血を吸込て居る役員共は、沢山蓄財か出来てあるから、勝手に負担するか善ひ。併し盗み取た錢金で建築したら、御釈迦様は如何にも御満足であらふ。次に門末を代表して二万金寄附した故に、覚王殿の建築費には一厘も寄附はならぬと云事邪。又た寄附の志あらは、本山へ持て来よと云こと邪。又た門末代表の二万金ちやから、割當して五割も十割も利益を取る見積り故に、其心得して居れと云こと邪。心得違かありては、他日役員の當てる罰か畏い故に、一寸と確て置きます。(越中骨堂)

●若し活仏ならば 無着は五台山に文殊を打ち、黄檗は羅漢の神足は蹴飛した事があるれど、こは今人に望むべき事ならず。今度の事もこれが仏骨だから善いが、万一にも活きた仏か菩薩であつたら必竟ドウスルであらう。恐くは正使や副使さんでも灰身滅智して仕舞はん。また若真正の仏陀なりせば、咄汝痴漢何ぞわれを迎ふるに、此の如き御祭りの挙動をなすや。汝等永くわか仏徒たるべからずと呵責し玉はん吁矣。(無骨生)

### 世尊御遺形奉安地考〔明治33年7月21日 第一一三号〕

西京を適當とする論者は旧習眼なり。西京を仏教の中心と妄想する仏教の中心は、真宗の北国に於る、九州に於ける、日蓮の房総に於ける、岡山に於ける如きを云ならん。西京は堂宇の在る処、皮相上の美觀に止るのみ。人心浮薄風俗淫猥、決して今日の西京を以て、聖物を奉安すへき靈地にあらざるは勿論なり。東京を良好とする識者は生意気なり。東京は信仰を誠実にする人士の在らざる地なり。誠実の信仰者を養成する為ならん歟。恰も江南の橘をして、江北に棘たらしめんとするなり。東京の士徳として、信仰に淡泊ならしむるなり。三百年來、徳川氏か念仏門を国教視して、浄土一宗の特別保護に全力を尽せしも、其痕跡は僅かに三緑山の一楼門に夕陽冷かなるのみ。戊辰瓦解の際、旗本八万騎(其實拾万已上と云)の土家にして、仏壇を有せしは数ふるに足らざりしと伝聞す。松平家代々浄土宗門たるへしと、家祖の嚴制も有形にすら遵守し能はざりしは、其人を罪にあらすして、其土地先天的の然らしむるなり。却て參勤交代の艱苦を嘗て、勤番として出仕する国守等の家臣には、信仏家続々ありしなり。眼を転して維新後の今日、三十年齡の東京市民を見よ。学者にまれ工商にまれ、名譽ある人はすへて東京已外の地より輸入品たらざるはなし。東京各寺院の賽詣者、所謂有難屋連中を簡別せよ。東京市人は十中の一、百中の十を以て数ふるに困むるへし。却て淫祠邪路に奔走する者、現に式拾万人の多数に達すると新紙の報道なり。金竜山頭大悲の靈場は、都人の綺羅を闔はずの地なり。両国



橋畔、酸鼻の紀念たる回向院は、相撲の定期場、神仏開帳の定小屋たるなり。国家に殉し、無限の名譽と功勳を祭祠せる九段坂上の一新大社は、競馬と煙火を取除け、陸海軍官衙の保護なきか、門前凄々たる草影を呈出し、独り雀羅を稠密ならしむるのみ。駿河台上、魯国の結構せし半空に聳ふる教堂も内部を吟味せば、讚美歌声唳々。上帝の冥助を祈祷するの青年は、衣肝袖腕の兵児たらされは、赤腹たれ申さぬ女子を多数とす。都人は時々の鐘声の喧嘩を攻撃するのみ。嗚呼三拾年前の江戸、明治聖世の東京は、信仰を排除するの劣等地たり。濁悪場たり、魔界たり、仏の大悲たるや三不能と説く。無縁の衆生の生活する無縁の土地たり。如此無縁の境に聖物を奉安する勞して功なし。徒に誹謗正法の大道を醸成するのみ。寧ろ西京の皮相上の美觀に止るの勝れにあらざるか。小僧は頃日心正意奉安の地を考一考して、実に完全無欠の靈境を得得せり。帝国中何の地たるや、試に標出せん者、客諸君好事を以て一笑に付与し玉ふな。

「為高三国一、此語甚区々、八面玲瓏色、求之天下無一、即知帝國無二の靈地、芙蓉峰上に奉安するの外なし。富士峰神秀なる多辭を要せず。実に帝国の积尊たる上宮太子、甲斐の黒駒を御して、峰嶺に止らせ玉ひたるの聖跡なり。高野大師、富士八葉の曼陀羅を始とし、仏教有縁の靈場たるや人口に膾炙す。近古の俗人、食行美祿なるの者に、幾多の迷信者をして誤らしめ、淫祠の類似たらしむる、豈慨歎の至りに堪へんや。乍去山頭は、兔に角神祠のあるのみならず、氣候寒冷、参拝者に時節の制限を設けさ

るへからず。依て東南に面する半峰已下、景勝の域を卜し、敢て壮大巍然たる土木を構造するに及はず。最も高潔に最も堅牢に、廟塔を建立すへし。名山に躋り勝地を歩む人、心自ら清潔なり。況んや世尊の遺形を奉安するの聖地に於てをや。事別所別対機別利益別は、今更喋々を要せず雖も、小僧は世論の許すと否とに管せず、聖物奉安の聖地、帝國無二の富峰其地を外にして、一寸地あらざることを断言す。

世間京の東西を論する諸氏は、聖者其者をいかに解釈せらるゝ歟。本仏撰化の恩波に浴し、帰依鑽仰する四部の弟子に於てこそ、稀世の聖物として尊奉するにあらずや。数百年來、直接間接に衣食住の恩賜を蒙りたる京都市民を見よ。儀式一遍の奉迎すを、酒でも飲ませ肴でも喫せて依頼せよと、東本願寺に迫りたるにて了解せん。脳中一点の信仏力なきものをして冷評を下さしめは、印度古代の一枯骨碎片と云はんのみ。西京新京極通の中央にても、東京日本橋通の真中にても、思の外に觀覽者はあらざるへし。浅草公園の水族館に数歩を譲るは火を見るよりも明かなり。伝教大師の比叡山に於ける、弘法大師の高野山に於けるは、朝廷保護否御崇敬の名区なれば暫く措き、かの役の小角大峰山上の如き、日蓮の身延山の如き、文雅風流の閑人にあらずして、信仰者の陸続絶へざるにあらずや。明愚の差はありと雖も、信仰の熱度は、敢て土地の難易得失を問はざるは勿論なり。信仰の冷熱によりて価値の明滅する物に於てをや。今回の聖物奉安は、東西二京、彼此欠点の免れざる面を比較競争するは、大体に通せざる甚

しきものなり。況んや帝国に於て、古来より仏舍利として尊奉する二三に止らざるなり。中古もすへて百済王の献品なり。惠贈なり。或は奉迎使の名義はなきも多く、奉勅弘法入唐僧の供奉たるや疑ひなし。其都度々有縁の地に奉安するは、勿論有形の仏舍利は無形の修多羅と其利益、有情の差は天壤豈ならざるなり。小僧は小僧の信して疑はざる決意を陳へて、此稿を終らんとす。他なし有形の聖物をして、よく其光輝発揚せしむることを得るや、帝國十三宗の名僧大徳諸師よ、徒に漁夫の利を助成せしめて、却て聖物渡来已前の失態を、将来に現出せざらんことを警戒すること然り、噫。(吾妻小僧)

● 仏骨奉迎嘗の評判録 上下三千載詳の東西を隔て、不思議の奇縁は現れ、大聖釈迦文仏の遺形は、明治三十三年七月十九日午前八時五十分を以て、初て京都に入れりき。吾は元より奉仏の徒なるも、如何なる罪業のありてにや、自ら斯る空前絶従の大盛典に列するの榮を得ず。世にも敵めしき、お祭的の行列にも加るを得ざるは、蓋し幸か不幸か吾、吾ながら之を知らざるなり。去りながら煙火の響空を破り、音楽の音耳を掠むるに遇らては、徒らに悠々午睡をも貪り居られず。やをら炎熱を犯して、群る人の山をコジ分けつゝ、漸く伏見街道正面と云ふに身を落ち付けて、ヤツトのことに宝輿を拝することを得たりき。▲今日の群集は、真に近年に見ざる盛況にて、沿道附近は実人に人を以て埋め立てられたり。両側は青竹を以て埒を結び、屋上はテントを以て日光を覆ひたり。営利に細々たる京都商人は、軒下に赤毛布などを敷き

て、一人前五銭など云へる張札を出して、客を招きつゝあるを見受けたり。▲奉迎人の大部分は、大谷派を以て占領せられたるが如き観ありて、少くも十分に対する六人の割合なるべし。▲従来行列又は練供養と云へるものは、本願寺の法要などにし拝見したることありしも、一派末寺の僧侶が集りて之を修行するに過ぎざりし。今回は兎に角、釈迦世尊と云ふので、各宗派が競ふて奉迎の誠を尽したるものなれば、八家九宗と一眸中に納めたるの感あり。日蓮僧と真宗坊が同列練歩するは、蓋し古今未曾有の珍事なるべし。▲始終唯だの一声たりとも南無と呼ぶ音の聞へざりしに、途中のことなればなるべし。暑い熱い辛い、咽が渇く汗が出る、逆上する足の痛む等の声は、殆んど口々に囁かれたるもの、如かりし。▲天童と云ふもの、揃の晴衣装にて練行きしは、飯田、山崎等の生花籠よりも、痛く群人の眼を喜ばしめたるなるべし。美しきは道理、祇園甲部の芸舞妓、五十名の出揃ひなりとは、釈尊亦た満足の色あらんかし。▲参列の八分までは、皆念珠を手にし居りたるは、チヨツト感心なりし。残り二分の念珠をも持たざりし参列者と云ふは、多く京都某々会員、某々講中と云ふもの等に在りき。▲遠国の参列者は、直に北国筋に多くして、関東筋の旗は一向に見受けざりき。而て京都の地を去る速き国の人ほど、質朴の風に富めり。近江よりも尾張、美濃の同行は雅にして、三河よりも加賀、能登の信徒は雅なりしが如し。其山科講中と云ふに至つては、半都半田見られたものにあらず。京都の講中信徒と来ては、俗中の俗、帽子を戴き、煙草を吹かし、美服を競

ひ、雑談口恣にし、乱紛不製なること、嘔吐る催すばかりなりし。▲垢面汚髪の翁媪が、尻切小草履を穿ち、先祖代々の遺伝物たる小杖羽織の上に、肩衣斜めに被り、額上より油の如き汗をタラ／＼流しつゝ、傍人に嘲り笑はれながら、更に頓着の色なく、一生懸命と云ふ有様は、実に仏天を感動せしむるものありしならん。▲僧侶の正装して、西洋靴を穿てるもの三四人ありき。▲酒に酔ひて満面朱に染み、目元のヲロ／＼せるもの又三四人ありき。▲看護婦養成所の生徒が二十人ばかりの行列は、甚だ愛嬌ありき。▲傍觀人の雑談乱語殆んど聞くに耐へず。宛として興行を見るの感あり。エーゼーと呼び赤坊主と叫び、クローズ坊と嘲りキンカン頭と罵り、西瓜の数珠繫ぎと称する等、実に千差万別皆な是れ輕侮冷笑の声ならぬばかりし。然れどもサスが宝輿の来りし時は、十中の大人までは双手を合せて、敬礼を表したるは殊勝と云はんか。▲小学校の教員らしき一人、隣の有難屋らしく、頻りに積尊を嘆ずる人に向ひ、「骨かナンデ其様に有難いのか」と云ひて冷笑しぬ。有難屋らしき人怒りて曰く「ソナナお前のやうな糟理窟で世の中が通れるものか。骨が有難くないと云へば、本願寺の真影さんも木だから崇くないと云はねばならぬ。ソナナ水くさい了簡では仏法の味が分らぬ」と、教員らしき人忽ち閉口の色ありき。▲参列者中顔なじみのある男タツタ一人。(点堂)

### 南条博士の暹羅談 (明治33年7月21日 第四一三三号)

仏骨奉迎正使、大谷光演師に随ひ、暹羅へ渡航せる文学博士南条

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

文雄氏、神戸において往訪の某人に語りて曰く、仏教の暹羅に入りしことについては、磐谷に滞在中種々取調べしも、何分正確なる歴史なきことゆゑ、その年代は詳かならぬも、釈迦如来没後、弟子の一人同国に來りて布教したり。何れも仏教に帰依し仏門に入らざるもの少し、特に現国王より三代前の国王は、二十歳にして出家し、廿七年間縮衣を纏ひ、その後王位に即き、仏教のため大に力を尽しければ、仏教また／＼興隆し、中流以上の貴族は必ず一度仏門に入るの例となり。而して實際仏門に入らねば、政治その他の社会に対するも勢力なきものとなれり。されば磐谷市中の寺院は頗る壯嚴にして、特に宮裡にある寺院の如きは頗る華美を極め、安置せる仏像は宝石を以て作り、装置せる作花は同国北部の殖民地より毎年献納するものにして、金錢を以て作られたるものなり。其他諸種の裝飾品もまた、皆珍奇ならざるはなく、かくて同国の珍宝美術品は、悉く王室及び同寺院に吸集せらるるといふも、敢て過言にあらざるべし。又同国の仏書は、皆印度のペアリ語を以て記され、僧侶の一般布教に従事する場合は、之を暹羅語に訳して説く者の如し。扱仏骨の暹羅に伝はりし次第は、印度のバステイ州に於て、去明治卅年英人ウイリアム、ペツペ、ジョーヂ、ペツペといへる兄弟が発見し発掘に着手し、一時中止せしを英人スミスの奨励により再び着手し、遂に一の瓶を発掘し、其蓋に記せる文字に就て、釈迦如来の遺骨なることを知り、英国政府へ届出しかば、同政府は之を暹羅国王に送りて、其内上ビルマ下ビルマに各一片及び、印度セイロン島に三片を配たらんこと

を依頼したるより、同国王は本年一月盛式を以て之を各国の奉迎使に渡し、稲垣公使等の尽力により、好意上その一片をまた我国へ配たるゝに至りたるものなり。従来同国に行はるゝ仏教は、所謂小乗教なるが、僧侶の生活は善く積尊の教を守りて規律嚴肅なり。王族といへども、毎朝必ず跣足にて市中を托鉢し、信徒は道路に跪坐して之に米或は錢を喜捨すれば、僧侶も恰も仏の身代といふ姿にて之を受け、会釈もなさず無言にて行過ぎ、その見識こそ却て日本僧侶等の想像し及ばざるところなり。又食事は二食にして、不可昼食と唱へ、正午迄に二回の食事をなし、午後より翌朝迄は一切食事をなさざるなり。又同国には耶穌教、バラモン教、マホメット教なども侵入しをるも、その勢力微弱にして、下等社会及び移住民の間に行はるゝのみ。マホメット教は主としてマレー人の間に行はるゝものゝ如く詮ずるに、同国教育の権は今尚仏教徒の手にありて、中流以上のものにて外教に帰依するもの少きが如し、云々。

●仏骨奉迎寸評 東本の大寢殿は、今回一般僧侶の控序であった。●各宗奉迎委員の事務所に統て、別に大谷派奉迎委員の事務所があつた。おり／＼隙見するに、随分と御繁忙の様子であつた。●上壇の間が、各宗派本山住職、各宗派門跡、各宗派管長の席であつて、簾の外より窺ふに「三十八名居ました」。其中老僧九分で少壮は一分で、少壮は総て真宗各派の管長と見受けた。●老僧の中にも二三名は最早老祿して、老朽用に耐へなる風にみえた。●これが仏界の貴族的、いな枢府の方々と想へば、腋下潜に

冷行を生じた。●管長方の談話としては、まに／＼宗教問題の噂もあつたが、多くは清国騒動の嚙に齒の根が浮ゐてあつた。●下壇の方をみると、本願寺派、大谷派、真言宗、曹洞宗、妙心寺派、時宗派、日蓮宗法華宗（面書き方である）臨済各派黄檗宗、融通念仏宗、律宗、華嚴宗、天台宗、西山派（異例）等の席札があつて、老若の円頂が満々と詰懸て居た。ソーシテ何れもお婦さんの様に今日を眩れと着飾つてみえた。●これがみな護法愛国に熱誠なる〇〇とすれば、気を強ふするに足るがと、考案力を深くすればするほど怪しき感じが起つたが、けふは書くまる。●それから大師堂に行つて拝観するに、六方の聖龕は内陣の中央に安置しありて、何となく気高く貴く、西行法師の所謂（何事おはしますかはしらねともかたしけなきに涙こぼるゝ）こふ感に泣かれたが、立て後ろを振向くと、さきの信想が消滅して、讒謗律が犯したくなる。●それは雲霞の如き円頂連が、せめて殊勝にも聖前に誦念せんとせず、騒々敷も堂外の椽側に立はだかりて、儀式の見物に余念タハイモ無き有様であつて、御本尊の許にはたゞ四人の侍僧が静座するの外、八百畳中絶えて一人の料跪合掌するさまも見えぬからである。●それから一寸おかしく感じたは、堂の南方に當つて、澀々と煙華の揚るたびに、堂の屋根に遊べる鳩が驚いては、立ち／＼する趣であつた。この仏骨奉迎も、わるくすると煙花で鳩を騒がす位にとゞまりはせぬかと云ふ感事である。●けふの儀式に最も感ずべきは、門跡も管長も奉迎使の別もなく、みな徒歩にて妙法院へ奉迎奉送した、管者なる挙動であり

し。●凡そ東本前より妙法院迄の沿道に、天竺木綿もて造りし天幕は、其數六百カマであつて、反に直すと二百反を使用したとは、タイした物ではなるか。これは秦始皇の阿房宮已来、歴史にも聞かなる大事跡である。●沿道に堵集せる數千万の群集が、凡そ半日間も危坐拝觀せしは、其疲勞サ加減も想ひやらるゝが、馬車と腕車にしか乗らなる御門跡が、一里已上も後々徒歩せられしは、却てゑらかりしならむと氣の毒に思ふた。●妙法院内の準備も至極行届き、管長門跡また各本山住職の焼香、行礼も静肅で好かつた。先づこれは當日の寸評である。(寸評子)

●西六の暗潮 自信教、人信主義を以て立ち、何事にも殆んど卑屈無能かとはかりに思はるまで、慎重の態度を採れる西六本山の内部に、近頃一種の暗潮を認む可しとは、殆んど何人も信ずる能はざる、底の事なるも坊間伝ふるもの、説また一理なきにあらざ。記して読者に報導せんは、教界の現状慶す可きことに非ずして、寧ろ悲む可きの事に属するも、睡氣醒ましにまで記さんには、亦た強ち無効の事にもあらざる可し。現本山の勢力中心点は、疑もなく宿老利井明朗師にして、師は何人も知るが如く、誠実にして信仰篤く、加ふるに一山の元勳とし、謂はば師を措いて殆んど他に人なきが如し。島地、大洲、赤松、水原、安国各々一山に功勞ある人たるや論なしと云へども、利翁に較ぶれば何れも皆な遜色あるを免許せず。故に野心あるものと主義あるものとの論なく、其慾望を達せん手段に利翁を説ひてと謂はんより、寧ろ煽動して其非望を遂げんとし、又た主義あり主張有るものも、一

宗の興廢上策論建議一として翁に談ぜざるものなきは、之れ已に今日まで世の知るところなり。老ひて病軀を提げて、翁の京地にある所以、実に茲にあるなり。翁の一身や一宗の爲めに、重且つ大なりと謂ふ可し。而して羅漢然たる老僧も亦た、風来以外に一種の価値ありと云ふ可きなり。故に翁の言動や、西六一山の爲めには、実に九鼎の大呂よりも重し。加ふるに積年来小田仏乗が、毒言を以て法主との間を中傷したりしも、近時漸く其事露れ、翁が法主に於ける信任は、目下昔年に倍するに至る。斯くの如く記せば、翁は実に完全無欠、一の欠点なき人の如きも、人生誰れか一の弱点を有せざらんや。翁亦た実に一大弱点を有せり。一束して之れを云へば、翁の短氣と翁の他の爲めに昇ぎ上げらるゝとは、疑もなく翁の短所たるやは、何人も首肯するところなる可し。一の意見用いられずは、直ちに自坊に帰へりて、念仏以外亦た余事なく、巧みに昇ぎ上げられて、狡奴が不識／＼の中に慾望を達しつゝあるを知らざるが如きは、從來翁が小田仏との關係等を知るものは、確かに疑ふ能はざる事實なる可し。我輩其の何人なるやを云ふを欲せずと雖ども、新進の思想を蘊蓄して一山重役の椅子に由れる某氏は、早くも己に翁の弱点に付け入りて、何事か成効せんと期しつゝありと伝ふ。素と此流説たるや風捉捕影の説なる可けれど、既に重役中一二氏の如きは、断然意を決して某氏が運動の利翁の意を動かすに至らば、去りて故国に帰へらんと期するものあるが如し。此報を聞いて、自家が計画密謀の着々成功しつゝあるを喜ぶものは、独り露西亞的貪心を有する木津橋畔

の大天狗なりとす。暗潮は既に漲れり。今後西六の天候、雲乎雨乎將た風乎、抑も亦た春風駘蕩たる好天地乎。

一盛觀錄 僧伽三千頭、群集幾千万、東本願寺より大仏妙法院にいたる数十町のあいだ、蜿蜒たる天幕は人の意表に張られ、爛熳たる旗幟は己れの望外に翻れり、管長徒歩、門跡徒歩、奉迎使一般僧侶、伶人天童居士悉く徒歩にして仏骨を圍繞し仏徳を讚歎せる、何等の殊勝ぞ何等の盛觀ぞ。されば浸潤の癖つきたる数日來の雨も欽みて一滴を漏さず、時節柄の天日と熱気を散じてや絶へて炎暑を覚えず、薫風泪々、香煙縷々、煙花の響きに応じて掀翻し、天楽の音に和して翔翹す、空華の乱墜恵眼ありてみる人はこれを見む。六種の震動天耳ありて聴くものはこれは聴かむ。吾人は仏舍利にこの奇瑞ありと豈想せるものにはあらず。仏徳の人天を風靡して自然にこの現象を來せしふことを歎せずんばあらざるなり。凡そ各宗各派、僧侶の一堂に鳩まれる、欽明渡仏已來の儀なるべく、在俗群集して治道に堵列せし、その正にこれ維新以來の初事たるべし。儀式的と笑ふものは之を笑へ、茶番的と譏るものは之を譏れ、仏骨奉迎の礼典は之が為に増損無きなり。唯われ人は、今日以往この礼典を紀念として、従来における各宗間の圭角を除き、有事の日に臨みては、共心戮力所謂「天下円めて一跳り」と云ふの概あらしめたきものなり。聊か見聞の一事を録して同好に資す。(仰觀道人)

**暹羅に於ける日本寺**〔明治33年8月3日 第四一七号〕

仏骨奉迎使の爲めに、通訳の勞を取りたる遠藤竜眠師は、印度仏陀伽耶の仏跡を礼拝せん爲め、目下其途に在る由なるが、師は曾て同国盤谷府に、護暹山日本寺と云ふを建立するの心願ありて、其趣旨目的とする所は、印度より帰朝後之を發表する筈なりと。

**大菩提会の縁日**〔明治33年8月11日 第四二二号〕

法要執行の縁日は、仏舍利を暹羅國に於て奉迎使が授受せしは、六月十五日にして、恰も釈尊が涅槃に入り玉ひしは、二月十五日なるを以て、毎月十五日と四月八日誕生の八日を探りて、每宗派各寺院に於て、毎月八日と十五日の両日を御縁日と爲すことと爲したりと。

**暹羅仏教の談話**〔明治33年8月11日 第四二二号〕

大谷派新法主には、來十五日頃には、各宗僧侶及び末寺の僧侶を會して、同地の事情を悉く演述せらるべく。猶又來月初旬よりは、房總常の國々を巡鐸せられ、布教に従事せらるゝ筈なりと。

**紀念の写真**〔明治33年8月11日 第四二二号〕

奉迎事務総理、同事務常任委員、及び三十三宗派より一名づゝ撰出せし奉迎委員等四十四名へ。去月十九日、大谷派本願寺より妙法院へ仮遷座までの写真を、紀念として一組(八枚)づゝを贈与したるが、是れは委員の手に留めずして三十三宗派の紀念として

保存する趣きなり。

### 法報応化の作用〔明治33年8月11日 第四二二号〕

法報応の三身は、ツマリ体相用の三である。釈尊の法身が体で、釈尊の報身が仏骨即ち相で、釈尊の応身が用便ち大菩提会である。世尊に法報応の三身無しと云はゞ已まん。体相用の三が区々別々のものならば已まん。所謂法報応の三、体相用の三、全く三即一の働きありとすれば、何で覚王殿建築の費用を転じて、仏生地の大飢饉や、在清国のわが諸兵士を慰問するの用に供する事が出来ないのである。都不呂の瓦が硯石となり、磨粉木で賊を防ぐ事ができる世の中に、さてく窮屈千万な各宗各派の諸有志である。これでは法報応即ち応身の作用は全く皆無であるぞ。(城東散士)

### 暹羅国王よりの御寄贈品〔明治33年8月17日 第四二四号〕

暹羅国王陛下より、今回特別の聖旨を以て、大谷光瑩師へ、御写真に御宸筆を添へて、當年の紀念として御寄贈遊ばさるゝ筈なりとか承る。又嚮に奉迎使に、御下賜ありし仏像二体を安置すべき蓮台をも、御寄贈相成る由にて目下調製中なり。又全皇后陛下下りも、特に大谷派へ経文を御寄贈相成る筈にて、之か外秩は長くも御手づから御調製遊ばされたるものにて、頗る美麗精巧なるものなりと云ふ。

### 暹羅の噺〔明治33年9月7日 第四三四号〕

暹羅国王は、先代も今代も賢明の方で、而も後宮の美嬪は百名許もある。これは国王が自ら納れるのでなく、貴顕や富豪から献納するのぢや。●さて其美人を何処から得て献納するかと云ふに、美人養成所とでも云ふやうな処があつて、二三百円乃至千八百円位で需めに応ずるとの事。

### 暹羅問題の解釈(一)〔明治33年9月13日 第四三七号〕

(全教国民に対する相憐)

僕に對して暹羅の觀察を述よとは、余程無理な注文である。元來暹羅の實際と云ふ者は、彼自身でも觀察は六ヶシカロ、未だ完全の地図の無のでも明了して居る。而かし問題に因ては、絶対的の話せぬとも確定せぬ。此話をする前に為て置くべき必要は、暹羅と云ふ解釈で有る。則ち彼は生きて居る乎死んで居るかの問題で有る。之を実に容易な様で六ヶ敷問題である。ダカ彼は死んでも居ナカロが、固より活きても居ない。若し活て居るなら自動か無れはならぬ。彼は殆んど死屍か、電氣に感した様な者で、万事他動的で有る。起も坐るも歩くも止るも皆自力で無い。夫ぢやから其危険と謂つたら、劍の上の輕業と一般じや。

夫なら、彼は朝鮮の如く至極の貧国かと云に、夫は中々左様でない、彼の富と言たら実に驚く位で有る。世の中に貧弱の国と云か有る、朝鮮の如きか夫に違いない。処か暹羅と来ては一種変手古で、富弱の国で有る。所要、彼の富は精神の無い富で有つて、単

に天然の富で有るからで有る。悪銭身に附すとは暹羅にも応用の出来る語で、天候地味の賜物に頼て生活せられて、自己の精神に汗血を絞て生計の苦勞を営む必要が無ひからで有る。夫で彼等は天物を濫用して居る遊民ジヤ。自分が汗血を絞らぬで、子孫へ伝へ、或は先祖から貰たので有から、所詮慾が薄い。結局情が感らぬ、身が入ぬとした者ダロ。夫で彼は一国の主権杯には殆んど頓着せぬ感案がある。ケレトモ難有事には、彼には千古万歳牢として不可拔底の一大鉄鎖が有る。此鉄鎖は慥に彼の生命で有て、又た彼の靈魂で有る。故で此生命と靈魂の不滅の間は、決して国家として絶望でない。ツマリ其生命と靈魂の中に一偉人が出来さへすれば暹羅は万歳で有る。ソソなら其物は何にぞと謂へば外でも無い仏教で有る。此仏教が暹羅人の頭脳に染込んで居る事は、到底東亜人の比較は出来ぬ。

暹羅人は仏教以外の人物に対しては、彼は豪族で有る、勢力家で有る、彼の地位権勢は我の上にいるから我は及ばぬ。夫で我は彼と崇敬ねばならぬと迄は思ふダロ、ガ彼は断じて仏徒以外の人物を友とし夫として肌は許しはせぬ。此は彼が歎き脳髓から割出すで無く、鈍き頭に染り込し先天的の習で有る。夫かと云ふて仏教に反抗して出来て有るところの耶蘇教を見ても彼は平気である。盤谷府中天に沖する耶蘇教会堂は幾個も有る。中でアーメンを唱へる矢張歐洲人の外はない。之は暹羅人計でない、在留支那人でも其通で有る。元々儒教国の南清人も、暹羅へ来ては完く葬祭の儀式を仏教に依頼して居る。彼の銅臭人種も外は知ぬか、暹

羅に居る丈は、基督教国人でも手は付られぬ様で有る。サー此処ジヤて、コ、か実に考へ処で有る。今日本政府の方針杯は、殆んど維新廢仏の手段を代へて、其精神な実行シツ、有る。ツマリ仏教と云ふ者を一個の仇敵同様に取扱て居るか。ドーたる、我東洋同種同教の国に向て仕事をする場合に成つて、政府と仏教が互角の地に立たら、仏教か人心を収攬する位、政府の力が人心に浸漸するダロか。自己が政略の為に、此貴重物に傷を負して不具にした暁には、飛んでもない恐慌を来す場合か有るは必定である。僕は国家か仏教を冷遇する精神が不思議で耐らぬ。是程明了な確実な牢固な反照かあるのに。(愚軒) 堪らない。

### 暹羅問題の解釈 (二) (明治33年9月17日 第四三九号)

(十字軍は人類の公敵なり)

チト話に身か入り過て、飛んだ横道へ這入たが、此からが各国か暹羅に対する解釈で有る。南亞大陸二十五万方哩の沃野は、決して狭いと云へぬ。米の産額から言ても実に非常な者で、現に五十万円已上の資本を備へて居る。精米社会か盤谷市中到る処に聳へて居るでも喫驚する位で有る。夫れで有るから此国に対する各国は、流涎三尺処でない、実に三千丈とでも言いたい程有る。虎視眈々と云ふ形容辞は、暹羅の現状の為に造られた者であろ。其所で今日暹羅に対して虎視的眼光の鋭い優力の地位に立て居る国はと云へは、先つ英仏二国で、之に次て独乙である。其所へもて来て、新たに勢力を扶植したか魯国で有て、昔から居留民の有



るは葡萄牙、和蘭、伊太利で客籍民は支那で有つて米国も無論来て居る。

此国へ来ておる強国にして、温當なる普通通商の考を以て居る国は一ヶ国も無だろ。皆ドイツもコイツも肉を喰いたいか血を吸りたい、責ては鱈でも嚙ぶりたいとの野心を持って居る。哀れ暹羅と云ふ国は丸で車飯店の番附見た様な者じや。茲へ集て居る奴が自分勝手に食物の品定をして居る、何んと失礼な話じやないか。先○国の好みはドージャと云へは、彼は鱈を棄て、血を吸ふと云ふが、従来の考で有る。夫は何故ぞと云へば、彼は既に印度緬甸等の宝庫を取て居るから、最早土地には慾望かない。慾望が無いでは無いか、彼は各国均衡上の面倒を避けてコーして居るのじや。暹羅は虎彪の群に投げられた肉と一般で有る。彼の幸に稍古形を保て居るは、虎彪慾望の衝突で有る。今一虎か先つ爪をかけたら、他の数虎は嚙て見ては居ない。故に彼等は此肉を啖はんとする前には、屹度先つ己か格闘して後の事に為にやならぬ。其中他虎が側目をせるか、居眠でもあるかして、視線を緩めに隙か有るか、今では肝腎の肉よりか虎同志か、面の睨合をして居るノジャ。是か幸に毒爪利牙の肉にかゝらず、命を保つて居る所以で有る。処か○国て有る彼は、今も云ふ通り、今日の処では、已に印度半島より緬甸を圍繞して、馬來群島迄吾有にした暁は、最早左様苦情ツキの領地を拡張する必要かない。其所て彼は最も狡猾なる手段を以て、其血液たる經濟の上に於て、窃に自己の猷慾を逞くする事は、各国が手腕の及ばぬ辺である。古老の説に蛙と云

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

ふ奴は、不思議の作用を持って居る奴で、其作用を利用する時は幻妙の術を得らるゝ、彼の緒方周馬の自来也の蝦蟆の術の如きで有る。彼には一種の電気作用かありて、目的の物体に接せずして、遠方の方から口を開けて、カツプと言たら其物か独り口中へ飛込む。之は世人の見て知つて居る作用で有るが、夫をか年長の老蛙に成ると、川の前岸に居る動物に電氣を送て、其血液を吸取すると云ふ事を、昔話に聴た事があるが、今此話を借りて言ふ時は、○国は丁度老蛙の様な者て、其物体に目を注げずで、丸て不知風をしてソツと自己特独の電力を以て彼の血液精氣を吸取らんとし、且つ吸とりツ、有る。然れば其電力はドンな者で、其電池は何処に在るかと云へば、電池は本国首府で発電して置て、彼暹羅国有数の貴族中の人物を扞んで、力めて其電池たる本国に誘引して、自国の文明に眩感せしめる、之か第一の電気触感である。此触感を受けてよりは、紙背を視る眼光の無い暹羅人は、○国を以て世界一の雄国として、直ちに皮相の文明を模擬せんとする。又た模擬させんとして種々の教唆的手段を施す。其所で彼等は○人の口車に乗て、外面の裝飾さへ出来れば立派な文明国と思ふて、大は軍艦鉄道より小は家具雜貨に至る迄、供給を○国に仰かせる様に仕掛ける。夫れには、教師だの技師だの顧問員だのと種々の智巧を備へた者を輸入する様に為る者である。夫で暹羅の貴族にして英語の出来ぬ者はない。彼国で英語の普及して居る事は、実に意想外にて、中流已上の社会に交際するには、暹羅語は知らぬとも英語さへ出来れば聊かも差支はない。夫で英国の勢力か何度

迄浸漸して有るかは、略ぼ想像か出来るダロー。(愚軒奇)

### 暹羅の近信 [明治33年9月25日 第四四三号]

中に立る所試みに二三項を録すれば、東本願寺が如才なく立ち廻りて、宮廷の信用を博せるは、他宗を出し抜きたる仕打ちながら、流石に目覚し、遠からず布教を始むる由なり。公使が奉迎使を特別に取扱ひたる事に就ては、彼此批評あり。▲例の岩本千綱氏は、本願寺の援助を得て、再び此地にて旗揚げし、山林伐採金山採掘に従事するとか、或は香港當地間に汽船を浮べるとか、頻りに運動し居る模様なり。又協亜商会にても、山林伐採を目論見居るとなり。▲領事篠野氏は、威厳赫々居留民一同平伏す。公使稲満氏は、仏骨に満身の力を入れて、今は御疲れの様子なり。同夫人は、美的日本を暹羅に知らしめたる点に於て大に功あり。▲在留人は、書生流の人が過半にて、暹羅語を巧みに採る人先年よりは余程増加したり。

### 新教田に汚足を印す [明治33年9月25日 第四四三号]

左に掲ぐるものは、目下清国福州に在る某老師より、大坂の或方に送れる書柬中の一節なり。一字一涙の□なくんばあらず。清国僧侶の念仏往生に満足し、上求菩提の誓願と下化衆生の願力なきは、清国人民の根柢に非常の影響を及ぼし、信仏の觀念は現在と未來の幸福を祈るに止り候。宗教的迷信の多数人民を支配する勢力は、恐大なるものに候間、宗教思想の發達を謀らずんば、

清国の開發と平和は得らるべきものにあらずと存じ候。這回の事変は、一半は宗教の軋轢鬭争に原因し、世界の面前に向て清国伝道の重大なることを説明せられ候ものにて、日本の仏徒は世界の平和の為に、清国に於ける仏耶兩教の衝突の調和を謀り、乃祖の宗旨を再興すべき重担を与へられたるものに候。特にわが臨濟は、歴史上密接なる關係を有し、根底の感情より融和すべき種子有之候間、この際江湖大徳の東來を激し、これを外にして亜細亞の文化の為に貢獻し、内にして祖恩を報答し、本国腐敗の教海を掀翻し、圏外に向て宗風と僧規を振作することは、刻下適切の偉業と信じ候。松雲老漢と、もに、各山の巡錫を了し候上は、台湾に迂回し一旦帰京いたし、同寺の雲衲を糾合し、陸続江湖大徳の海外に移幢を促したき考に候。海外未知の同教徒は、其人の道徳識見を知ることなく、唯自国の僧風に対照し、其人の態度と行為によりて、日本仏教の軽重を打算いたし候ものなれば、何宗派の僧侶たるを論ぜず。其人は即ち日本仏教を代表し、將來の伝道に向て利害に關する至大なるものに候間、慎重の注意を要すべきことに候。這回釈尊御遺形奉迎使の一行は、日本仏教の各宗派を代表し、上海香港新嘉坡を歴て入暹せられ候ものなれば、清国の同教徒に環視せられ、一行の行為と風采は、一人より千万々に伝唱せられ、福建の伝道に向ては、奉迎使の行為の善悪は直接の利害有之候。其は新嘉坡等の各殖民地には、鼓山の末寺にても二十有余の寺廟ありて、年々南洋に來往の僧侶は百有余人に上り候間、この土の伝道に尽瘁いたし不肖等は、窃に苦口苦心罷在候と

ころ、果然前田誠節奉迎使は、入暹紀行を世に公にせられ、奉迎使一行の洋食に飽満し、某の日に本国の料理を喫し候は、異域の海にありては甚だ珍味なりとて、汁（鯨牛房）皿（黒鯛青唐辛）向附（鶏肉寒天）の献立を記し、仏骨奉迎に伴ふ一大名譽の如くに吹聴せられ候。誠に奉迎使の態度と行為は、福建の伝道に向て一大妨害を与へ、不肖等が日本仏教の嚴肅なることを鼓吹し、清国僧の頑夢を警醒する上に対し、一大汚穢を与へられたるもの候間、国家と法門の為に緘黙を保ち難き事に候。釈尊御遺形の奉迎は、固より第二第三に下りたること、は申しながら、仏徒たるものは恭敬供養の誠実を尽すべきに却て、敬仏尊礼の本意に背馳し、仏骨奉迎は僧弊助長の媒となり候は、千古の遺憾に候。妙心寺の奉迎に伴ふ諸般の設備は、誠に開山の遺風を滅却し、屋漏藤環の當年を回想し、転た落涙の至に候。妙心一派の事業は、善惡ともに臨濟各派の全体に影響を与へ候ものなれば、護法憂宗の大徳は特に留意すべき要緊の一段に候。管長猥下は、誠節奉迎使と馬車に同乗し、幾百余人の寺院用達等は、腕車に一定の旗章を携へ之に従ひ帰山せられ候や、楽隊は劉曉たる歡迎の譜を吹奏せし奇観は、常識によりて解釈しがたく、大阪に於て我宗門の諸大徳の、草鞋徒步にて世尊を奉迎せられ候に对照し、天地の別これあり。近時妙心の所業は、余程奇的なる脳髓を有する児孫の行為に候。去れど毒弊の極点に達せざれば、宗風整理もいたしがたく候へば、護法憂宗の同志は、暫く古人遁世の事に擬し、海外に法幢を移し、圈内の腐敗を截断するは、寧ろ取るべき法策に候。往々

老大徳猥下は、事務僧の魔術に籠絡せられ、大法のため遺憾の至に候。天涯客土なりて、客観的に日本仏教の現状を達観いたし候ときは、慨感のことのみ多く、この頃悪詩を打して、「正法論兮微笑台。遺風抛向白雲堆。三千蘭若藤環沢。却作魔僧慾火媒」慧劍輝兮正典刑。何人回転旧門庭。可憐微笑拈華境。慾火臭煙滿地腥。」松雲老漢、直に筆を拈し、愚韻に和し、二偈を打せられ候。曰「壯麗花園玉鳳台。老松夾路翠成堆。怪看海外斯文字。恐作宗門誹謗媒」正法輪中奇特句、奉迎盛事動門庭。鶴林煙滅三千載。直到而今仏骨腥」わが本国に於ける所業の善惡は、暫く別問題として、不肖等は日本仏教の真面目を提げて、支那大陸に宗風を振作いたしたく尽瘁するの時に会し、這回のごとき汚穢非道なる足跡を海外の新教田に印せられ候は、法道に違背し、国家と法門の爲め害毒を与へ候ものなれば、この問罪の声は、一人より幾万々人に伝へられ、輿論監視の勢力となり、将来を警戒し、海外に関する事業は、一段の注意を要したきことに候。随侍自珍專一に奉存候。恐惶頓首謹白。

#### 奉迎使一行の失態（明治33年9月27日 第四四四号）

暹羅国の俗として僧侶の肉食することは、差して意に留めざるも、酒を飲むこと、陰部を現すことは、最も恥辱とする処なるに、今回奉迎使の一行中、聊かなる感情の衝突よりして、悉に旅館を転じたため、恰も来遊中の欧米人と同宿せざるべからざるに至り、四面環視の中間に立ちながら、座作進退、大に乱雑を極

め、昼となく夜となく、間かなあれば酒を飲みつゞけ、往々紛々たる臭気を含み、赤顔を提げて貴族の門に伺便する等の醜態あるのみならず。苟も日本仏教の代表者たるべき高僧と称せらるゝ、分際を以て、居常あやしげなる浴衣を着し、細帯の俣、寝台に横はりて、殆んど危きまでに脚部を露出して恥ぢず。全宿西洋人の食事中にも、遠慮なく外椽を闊歩し、或は高声雑談する等云ふに忍びざる振舞ありしこと、一行の去つて跡も既に消へたる今日に於てすら、専ら一種の話柄となりて、オリエンタルホテルに汚言を留めつゝありと。其責を負ふものは抑も誰者ぞ。

#### 石川参務の辞職〔明治33年9月27日 第四四四号〕

頃者公成證書の授受を終りて、一段落を告げたる北浜銀行と東本山との関係に就て、石川舜台師は、深く不満の色あり。部下役員が恚に、専断を以て斯くも本山の主権を傷けたるは、遺憾に耐へず。其責の帰する所、亦た自ら多少を分たざるべからずとて、断然辞表を提ぐることに決意したりと報するものあり。果して如何にや。

#### 暹羅僧の風儀〔明治33年9月27日 第四四四号〕

日本には十二宗、三十六派と云ふ多岐の宗派が有りて、各其宗意安心を殊にして居る許りでなく、所奉の本尊まで違つて居る。心が暹羅と言つたら、決して左様言ふ面倒は無い。本尊と言つたら釈迦一仏に限つて有る。宗派では三派あるが、別に所依の經典、

所奉の本尊が違うではない。唯だ日常の規律に寛嚴の差が有る迄で有る。仮令は彼の新派は、我日本の律宗で、旧派は我國の半律僧と見たら相違は無かる。彼等は炎天焦地の熱帯国に居り乍ら、無毛頭を火気炎々たる日光に照らされ、一寸の布片も踏まぬ跣足で、熱灰の如き焦土を歩るき、而かも身に三疊敷已上の幅員ある袈裟を巻付けて、夏を知らぬと云はぬ限りの平気で歩いて居る姿は、殆んど日本人の想像の出来ぬ辺で有る。彼等は如何にすれば如斯苦行か出来るかと問へば、仏誓力に乗るから出来ると答へる。若し不幸にして、此生活に耐ゆる事が出来ずして、途中で疾病でもすれば、誓願力の薄弱からで有ると考へる。故に彼等は疾病禍患に依つて仏陀を疑ひ、因果を訝かる事はない。唯だ自分の善業力、精進力、誓願力の不及で有る。清浄なる力を具へて居る僧は、必ず円満なる仏陀の願力に乗ずる者で有ると確信して居る。故に円満なる仏陀の願力に乗せんとすれば、是非一度は刺髪染衣の僧とならねばならぬとキメて有る。夫れで暹羅の人は、上は一人の天子皇族より下は平民社会に至る迄、一度は僧となるに確定して居る。夫れで男子にして一度得度せぬものは、社会に立つて信用が薄すい位で有る。此風習は上流に成る程嚴重で有る相ナ。現に今の国王も、一度は出家せられた御方で有る。夫れで今日天子の位を踏んで、後も仏法継統の王たる転輪聖王と云ふ教法上の尊位を併せて保有して居らるゝ。其他王弟にて目下僧形と成つて居らるゝお方も有る。此等のお方、則ち法親王が如何なる生活を為て御座るかと云へば、夫れはモー單純至極の生活方に

て、露聊かも平僧と相違が無い。同じ香色の木蘭衣にて、矢張り露頭で跣足で二度御飯を喰べて、鉄鉢を提げて歩いて御座る。日本で行はるゝ紫衣緋衣金欄呉錦杯と云ふ物は、如何なる高僧でも被服着用する事が無い。日本僧の青黄赤白黒純金半金紋織杯と五色八彩の粧を凝らして或る場合には、質鉢置いて借金迄して衣裳の競進会をして、俗者の目を驚かす醜状と比較したら、其淨穢其尚卑の差問はずもがなと言ふ外なしで有る。夫で想起す事が有は、彼仏骨奉迎使か、王城の側ラワットポーなる大道場で仏骨を授受された時、之に列席したは暹羅僧七十余、日本僧十五名（デ有ツタカ兎レタ）か左右に駢列した。其正面には中央に仏骨を安置して有る。少し隔て、當日の勅使たる文部大臣と稲垣公使夫妻と控へて、其後へ五列程に暹羅の貴紳が並んだ。ソシて日本僧の後方に日本の居留民が陣取りをした。其時日暹両僧が相對峙して、日本僧は洋椅子に懸り、暹羅僧は半跏して坐つた景容は、中々見物で有ツた。僕も居留民の一人として末席に列したが、彼暹羅僧の清爽枯骨なるは、実に宛然たる古羅漢のパノラマにして、日本僧の威儀堂々風彩凜々として、流石は平素の大舞台上に練習を積みし程の切有りて、举措進退其度を得て、一指の微動、片唇の嚙占方、両足の踏方までチャンと規律か有つて、オマケに五彩の盛粧アタリを払つて見へしサマは、居留民一同鼻の高イ事が数千丈で有ツた。之で酒を飲む事と浴衣がけは見せ無ツたら、日本僧は威儀堂々如神との記事を彼の歴史に遺したに相違ない。ハテ残念ナ事ジャワエ。

（居留民の一人涓水生寄）

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

速かに大菩提会を破壊せよ（明治33年9月29日 第四四五号）

今日の所謂高僧なるものに依て事業を企つるの迂愚なるは、今更詳説するに及ばず。彼等は仏教を興さんがために生るものにあらずして、法蓮末路の余勢に浴して衣食の料を貪り、遊惰安逸の夢中に一生涯を営まんと期するものなり。彼等が肩土敵めしく纏へる金欄袈裟は、営業上唯一の看板にして、此看板の下に身を潜む間は、飲食淫遊の不自由を感じざるものと思推せるなり。試みに彼等より金欄袈裟を脱せしめは、果して普通人間一定の資格を有するもの將た幾何あるや。円頭の光るは信あるの證にあらずして、黙窓の熾んなるを表白し、手足の柔かなるは徳あるの徴にあらずして、懦弱に沈めるを形出し、高尚なる品性あるにあらず。深遠なる素養あるにあらず。精神は早く既に死し、気力は早く既に枯れ、四支五管悉く無用废物の標本たらざるはなし。彼等一日法衣を脱棄すれば、忽ち今日の生計に究し、飢渴に陥らざるを得ざるものなり。斯の如き不潔汚埃、無用贅長、何等の役にも立たざる造糞器に依て、仏教末路の一日を与へんとするは抑も迂闊なり、愚昧なり、野蛮なり。

彼等か最後の一戦として画したる仏骨奉迎の一事は、今日果して如何なる結果を告げつゝあるか。大菩提会の現状は、果して如何なる悲境に沈みつゝあるか。胸中一点の成行もなくして、妄りに誇大の吹聴を吐て世人を惑はし、由来一定の方針もなくして、恣に過分の計画を企て、天下を欺かんとし、今は却て自ら拳指狼狽の醜態を演しつゝあるにあらずや。覚王殿建築どころにあらず。

慈善事業の着手どころにあらず。仏骨未だ妙法院中の一隅に淋しき孤影を留むるに過ぎずして、早くも大菩提会は、負債のために内訌紛々の私争を生ぜんとしつゝあり。金メツキの高僧か自ら出馬して、頻りに勸財募金に勉むるも、世の信任より見限り果てられたる彼等の言行は、悉く何等の効力をも有せず、仏骨を以て好餌とし、菩提会の名に依て酒肉淫色の邪慾を貪るの資を得んとするものなり、との疑念を去らしむる能はざるなり。特に頃日追々として、彼等奉迎使と称する一団の魔族か、暹羅国中に於ける失態亡状の事実世間に露出し来るに及び、遠く海外の新聞紙にすら、日本仏教徒の失行を謡はるゝに至らしめたる。在来心あるものは、日暹両国の交誼を親厚ならしむるの好機関として、窃かに仏骨奉迎の美拳を賛じたるも、今は却て奉迎使の犯せる罪惡に依りて、千歳拭ふへからざるの汚辱を流し、同教国の法田に荼毒を投じ、海外布教の前途に一大蹉跌を来さしめたるを痛憤するに至れり。暹羅国王を始め皇族貴紳の方々か、飽までも真面目に赤誠を捧げて尽瘁せられつゝあるに反して、遊散の旅行に趣きたる奉迎使等は、白昼公けに彼の風紀を紊り、恣に彼の国俗を傷けて恥ぢず。酒気満面貴族の門前に叱せられ、乱言噪拳、同宿の外人に戒められ、夜陰に乗じて異境の醜業婦に戯れんとして、警備の敵なるかために果さゞりしを、遺憾として声高らかに物語れるか如き。精進潔斎の法体を以て、鯨汁や黒鯛、鶏肉の珍味に舌を鳴し、公刊の文章に於て左も名譽らしく之を広告するか如き、陸に海に到处に醜声を伝へ、奉迎使は則ち請負師なり。菩提会は没落

怪なりとまで批評せらるゝに至りたるは、何たる見下げ果てたる浅聞しき、不祥至極の沙汰にてあるぞ。二三奉迎使の恥辱は之を忍ぶべし。一菩提会の汚名は之を忍ぶべし。独り日本仏教の大汚辱を奈何せんや。日本帝国の不面目に奈何せんや。海外布教の大頓挫を奈何せんや。抑も是れ暹羅国王の優渥なる聖旨を空くして、皇族貴紳の懇切なる芳情を葬りたるものなり。不敬無礼の大罪は、將に何を以て償はんと欲する乎。若し今日彼等の現在に於ける態度の有の俣を画かれて、暹羅公使の手より報告せらるゝに遇はゞ、如何に鉄面皮なる彼等にも、自刃以て天下容れざる大罪を謝する所なくんばあらざるべし。宜なる哉、政府は夙に茲に見る所あり。彼等二三僧の失行よりして、或は向後の国交上にも多少の障害を来すべきを慮り頃者、窃かに秘密探偵を彼地に派して、沿道及び本国に於ける彼等の残せし行跡に就て、事実調査中なりと風説するや。而て之がために、稲垣公使の上にも或は一種の奇禍を及ぼすことなきやとて、心あるものは大に憂慮せりと報せらるゝは、果して真か偽かを知らずと雖も、要するに奉迎使一行の不始末か、將に輿論の一問題に上らんとするは、争ふべからざるの傾向に陥りぬ。

形勢既に斯の如し。事情既に斯の如し。各宗派協同の上に出ける大菩提会の成立は、所詮見込なし。否な寧ろ菩提会は、既に早く自殺せしものなり。既に自殺せる菩提会に向つて巨額の財葉を投じて、一日にても形骸の保存を勉むるは、勞して甲斐なき無用の業たるに過ぎざるなり。会員一人の増加を見るは、則ち天下の一

人を欺惑せしめたるなり。宜しく害毒の区域、甚だ広大ならざるの時に於て、速かに根本的に之を破壊して、更に新たなる組織方に於て、清潔浄白なる大菩提会を改造するを急要とす。是れ正に、暹羅国王の優渥なる聖旨に奉答すべき日本仏教徒の一大義務たるを忘るべからず。而て彼等奉迎使一行の処分法に就ては別に論あり。請ふ之を他日に語らん而已。

#### 奉迎使失態事実の取調〔明治33年9月29日 第四四五号〕

其筋にては、彼の仏骨奉迎のために暹羅国へ渡航したる一行中、往々失態の跡ありて頃者、漸く世間の物議に上らんとするものあるを以て、之か事実を取調べ置くの必要ありと認めたるにや、窃かに秘密探偵を派して、沿道及び該國に於ける一行経歴の事跡を探查しつゝ、ありとの報あり。果して然るにや。

#### 大菩提会〔明治33年9月29日 第四四五号〕

此程開会せし議案の重なる者は、會員募集遊説員派出の件にして、就中同会維持金、并に覚王殿建設の爲め要すべき募金方法たる内務省令第三十八号告示以来、同会理事中二派に岐れ、會員募集の上、任意喜捨に附すべきか、又同省令に随従して出願許可の上勸募すべき乎、此の両説東西の理事中に起り居る事とて、之が決定せざる限りは、仮令各地方に遊説するも、同会の意志薄弱にして充分に遂行すべき事蓋し難かるべければ、今回総代会にて何れにか決定し、其議決に基きて委員の運動を一致すべき筈なり

き。

#### 前田誠節を排斥せよ〔明治33年10月5日 第四四八号〕

前田誠節の名にも似合はざる偽悪の魔僧たることは、世上既に公評のあるあり。今更事実を挙げて、之を表示するに及ばざるなり。而て仏骨奉迎のために彼を渡暹せしめたるは、日本仏教千古の恥辱にして、彼は実に破戒無慚の墮落を一身に集め、遠く世界の十字街頭に立ちて、汚埃醜陋の仏教を広告したるものなり。奉迎使一行の過ぎりし沿道、並に暹羅國に於ける不評判は、啻に日本仏教の名声を傷けたるのみならず、日暹両國の交誼上云ふべからざる障壁を築き、向後海外布教の前途に一大失敗を招かしめたるは、掩はんと欲して掩ふこと能はざるの事実となれり。藤島了穂の如き亦た罪あるも、敢て深重と云ふにあらず。大草恵実、石川馨等、孰れも多少の醜態あるを免れざりしも、彼等は從隨的の輩族、元より云ふに足らず。独り誠節に至つては、言語道断なる不埒を恣にし、傍若無人の乱行を逞ふしたるば、一行の挙げて認むる所なるべし。実に各宗派は巨万の財宝を散して、遠く同教國に親友を結ばんと欲して、終に一介俗僧のために寧ろ永く怨恨を異境に買ふに至りたるなり。誠節は実に日本仏教の面目を傷けたるものなり。積尊の遺靈に汚辱を加へたるものなり。暹羅国王の優渥なる聖旨を葬り、却て不敬を以て之に答へたるものなり。換言すれば日本國の威靈を辱かしめたるものなり。啻に仏教を以て目すべきのみならず、或意味に於て彼は実に〇〇と名けらるべき

ものなり。而て帰朝後の彼は、更に何等恥づる色なく、各宗派の僧俗亦た彼を頂きて平然たり。是れ豈に僧家の無神経を表し、各宗の大呆漢を示すものにあらざらんや。余輩は切に各宗派に向つて警告す。速かに誠節を仏教界外に排斥し、明かに彼か犯せる罪状を具して、彼か頭上に宣言を下すと共に、遙か暹羅国上下の民衆一般に対して、日本に於ける仏門制裁力の嚴峻なるを示し、奉迎使中の悪魔を殺したる事実を表せざるべからず。然らずんば玉石永く混交され、美醜終に判する能はず。何を以てか同教国民を疑惑中より脱却せしむることを得んや。誠節を殺し、而て大菩提会を葬らずんば、日暹の關係永く暗黒の境より離るゝこと能はざるなり。茲に實際の形勢を示して、之を断言し置くものなり。

(柏陰)

#### 仏骨後日の夢 [明治33年10月5日 第四四八号]

大菩提会は早く既に自死を遂けたるものである。而も妙法院の門前には、秋風肅殺の間に看板は掲げられ、一頭五十円と云ふ法外千万なる過分の給料を食る委員の影も出没するを見れば、形体だけは残つてあるのであらふ。而て此死体の処分法には困つたものである。●葬式料は五百金もあれば沢山であらふが、彼は今日まで死体の保存に就て非常に多くの借金を拵へてある。之か償却の方法は、果して誰か講じて、責任は誰か負ふのであるか。実に仏教界の一大難物か出来たのである。●一年を通じて五十円足らずの収入で小本山の寿命を継ぎ居る坊主か、一ヶ月五十円の給料

と云ふので、大菩提会様、大明神と拝み立て、居るのも無理はない。円い頭の余り慾の深いのは見ツともないぜ。●村田と委員とか折合はないのは、第一委員か五十円だのに、総理か二十五円だから不都合ぢやと云ふのと、始終村田を馬鹿にするのか悪いと云ふのである。モ一少し大人らしい喧嘩か出来ないものであるか。名利は脱するには及ばざるも、今少し名利の区域を大にするか善かろうぜ。●村田ツマリ印章役で、委員は先づ取込掛である。馬鹿にされて腹が立つ程の坊主ならば、ナゼ決然として大菩提会を脱して、之が改造を企てないが。門跡流の長袖者も余り時勢には応ぜないぜ。●大菩提会中に、刑事上の制裁を受けねばならぬものが一二名あると云ふことである。●東本願寺の新法主か奉迎に出掛ける時、船の中に於て自ら発言して、一行が行くから、帰るまで固く準守すべき規則を拵へて貰いたい、と迫つたそうである。其中は雑談、飲酒、遊歩、娯楽等は一切之を禁止し、袈裟法衣は昼夜離さずと云ふのもあつたゲナ。スルト前田の野郎が第一として之を破り、先づ素ツ裸になつて行儀を崩しかけたと云ふことである。●前田の処分せざるべからざるは當然であるが、藤島了穂も石川馨も大草恵実も亦た、多少の制裁を加ふべき罪悪である。各本山は十分調査して見るが可い。知らずば教へて進ぜるであらふ。●藤間なんて文学士と云ふ肩書あれど、丸でボーイに異ならない。暹羅国に於ける彼が、皆んなに追ひ使はれた態は何んであるか。今頃の文学士なんてサツパリ役には立たないノ一。



## 暹羅電話（仏骨奉迎の奇談集）〔明治33年10月5日 第四四八号〕

仏骨奉迎使が、愈新嘉坡着と云ふ事が暹羅へ聞こへた時、暹羅の政府から稲垣公使の許へ、摂待上の事に就て相談が有つた。其相談の中に、日本仏教は肉食を禁じて有ると聞くから、今度の御馳走も精進料理にシヨウか、と云ふ難問題が有つた。其には流石の稲垣公使も大に閉口した。何故なれば、肉食すると云へば日本仏教の規律に關係する。せぬと云へがヨイけれども、實際は中々左様で無かる。之が雲照律師とか云ふ人なれば、噉肉は大日本大乗仏教僧の大禁物で、不噉肉食は慈悲行で有る、位威張られるけれども、ドール何にだか剣呑でならぬ。正使と本願寺派の使節は、無論宗制上噉肉して差支なしジヤが、次に前田君は、當世流の開化僧で有るから、洋食の喰様に恥はかゝぬとして、一人日置暎仙師じやが、此人はドーか知らんが、兎に角四人の中で三人も肉食家とすれば、来る道中でも汽船でも遣るに相違か無いから、肉食差支なしと答へるべし。若し左も無くして、此処丈け真面目で遣つた処で、往復の汽船の中が左様で無かつたら、飛んだ赤恥を搔くと云ふ話が出て、遂に肉類の御馳走をうける事に話か極つたゲナ。処か彼人等が来て見ると、日置師は流石に厳格にて、一切肉類を用ひざりしも、他の御坊達は中々ホークの持ち様ナイフの遣ひ様かうマカツて、暹羅の摂待員を感じさせたゲナ。イヨー開化和尚、日本料理の説明無理は無い。

又稲垣公使と居留民との關係は、親密か疎遠かと云へば、先づ疎遠の方で有る。疎遠どころでない、寧ろ仇敵視して居る。夫れな

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

ら其理非曲直を糾明する時は、何れが曲非の醜を負ねばならぬかと云へば、是は中々疑問で有る。世間では、稲垣君を至極偏頗の人の様に云ふか、穴勝ソーとも云はれぬ。何故なれば此批評と云ふ者が、公平眼から視て云ふ事で無く、斜眼的の非難で有る。ダカラ其正鵠を得ざるや無論で有るとシカ考いられぬ。左れば其斜眼的觀察、寧ろ色眼鏡的視察によつて報道された者を以て、此内地の人等が何にかの機密を探り得た様に喜んで居るは、実に笑止千万で有る。元來人の機密ナンかと云ふ者は、其人に油断させねば探れる者でない。夫れに何ンぞや、公使と居留民の關係が以上の如き不折合、其間慥に階前千里の区域が有るもの。ドーして公使の方寸に描かれた機密か知れる者が、夫を知つたかの様に云ふは、何にか為にする所ある野心家の処為で有る。僕等は別に公使を弁護するでも何にでも無いが、世の人等が仏骨奉迎と公使との間に、何にか意味者を附ケ度がツテ居る際ユへ、鳥渡した事が針小棒大と為つて、将来日暹間の機関を誤る様ナ事が有りはせぬかと思ふから、コンナ事も言ツて置くなりジヤ。（未完）

## 在暹公使へ感謝状（明治33年10月5日 第四四八号）

播州神崎郡番呂村の内中、仁野村光法寺住職、長谷川顕證外、四十五名の僧俗連、署を以て、彼の仏骨奉迎に就て尽力せし暹羅駐劄公使、稲垣満次郎氏、及び遠藤電眠氏へ宛感謝状を贈りたる由。其稲垣公使に宛たる分は左の如し。遠藤氏へも粗全意味なりし。

閣下、倍尽忠報国の御勤務為、邦家奉感佩謹賀候。承れば閣下、精忠の至誠を以て日暹両間の親密を希ひ、南北仏教の連合を図り、興亜の機関となさんが為に、己人の資格を以て暹羅國皇帝陛下に對し、以て聖物分与の事を以てせられたり。我門全徒、感激無極歡喜嗚咽して措く能はず。良に空前絶後の幸栄と奉存候。殊に本年一月已來六月に至るまで、御運動中或は哀願をなし、或は檄文を以て通告し、或は難困を冒し、或は遮障を排して其の百事取旁の御苦心、千万も嗇ならざることに奉存候。就ては日本仏教徒中、其一分の我等薄か感謝の微衷を表せんが為めに、陋文龜語を捧呈すること、如此に候。早々謹言。

#### 大菩提会に於ける信認の存在〔明治33年10月5日 第四四八号〕

余輩は夙に諷刺直言、幾多の方面より大菩提会、及び三十三派管長の猛省を促したり。而かも余輩の微志は、不幸にして大菩提会、及び三十三派管長と當路者の採用を得ざるの遺憾に煩悶したり。是れ固より余輩局外素人の忠告を俟たずして、各派管長及び當局者内に十分なる成算ありての事なるべしと雖も、寸善尺魔は古今の通害にして、大菩提会の美事、亦た之を障礙するの悪魔なきとせず。而かも其魔障なる者は、内魔先づ生じて外魔之に乗するなり。故に大菩提会が後日に至て、世間より如何なる攻撃非難を蒙るも、是れを悉く外来の中傷的悪戯と為すを許さざる。真理は天地の未分より確定せられ有るなり。曰く自悔而後人悔之の本文も有る世なり。自壁隙風來、自心隙魔生底の工夫は、早く先徳

が後学者に誨へし金言たるに於てをや。故に今日の菩提会が、漸く世間非難攻撃の中心たらんとする者も、亦た壁隙的自悔的の嫌なき、清淨潔白無垢純一の菩提会なり、との自信上の弁解に究するの惨情なきを保せざるに至れり。何んとなれば、仏骨入御以來、茲に数月未だ何等の為す無く、何等の見るなきに於てをや。

今や三伏の余熱已に去り、金風颯々、梧桐を枯らし幹瘦せ葉落ちて、天地寂寞たる時は來れり。余輩曾て空前の大盛事たりし仏骨奉迎件をして、秋冷と共に熱度の鎮沈に帰するなき行動に力むるを誠めたり。而るを大菩提の人、三十三派の管長、當局者等、其冷眼過觀と否とを知らずと雖も、爾來の行運動為に於て、今日に至る迄、余輩をして満足なる事実を社会に紹介せしむるに吝なりしは、果然天下の人士をして、大菩提会の方針活動を諦観するに於て、嫌厭を生ぜしためり。

夫れ一度生ぜし嫌厭の情は、今や一変して非難攻撃の声となりしたり。彼等は則ち呼ぶに大菩提会なるものを以て、仏骨奉迎の神聖を汚すものとし。暹羅國王陛下優渥の聖慮を無視する者とするに至れり。余輩茲に於て、滂沱たる遺憾の悲涙兩頬に淋漓たるを覚ゆるなり。人若し余輩の言をして、激語世を惑すとせば、去て本日（九月廿九日）発行の教学報知社説欄に見よ。余輩は該文を読んで、其摘発的事实の揣摩臆測に出づるを疑ふ者ありと雖も、然れども其立論の骨子に至ては、不得已して之を首肯するの外なきに苦しむ。敢て問ふ、大菩提会たるもの果して、能く自悔の外悔を招く無きの自信ある乎。三十三派管長、當局者たるも

の、断じて魔障襲来の穴隙なきの大覚悟あるか。望むらくは大菩提会たるもの、各派管長、當局者たる人、敢て卿等の怠慢により、累を當来の仏教に及ぼし、垢を仏骨の神聖に塗る勿れ。(建  
国新報)

暹羅電話(仏骨奉迎の奇談集) (明治33年10月7日 第四四九号)

○其二

マー近い話がコー云ふ事が有る。奉迎使が磐谷へ上陸する時には、是非歓迎の列に加はり度と云ふ事を申し込んだは、二十名程の醜業婦で有った。之は宗教の信仰と云ふ上から云へば、差支の無い様ナ者なれども、其实中々ソーは往かぬ事情が有る。夫レは一寸考へても判ツて居る。苟も大日本帝国の大仏教徒を代表して来る使節、而かも正使は、我国貴族、而かも皇室に近い貴族で有る。其人が正使と成ツて、而かも最も神聖なる事業の爲めに渡来した者を、彼の暹羅の貴顕、勅使等と混じて醜業婦を出迎さして耐る者が、此事は先ツ一番に或る留学僧から準備員に相談した。スルと準備員が之を刎ね付けて、公使に往けと言ツて遣ツた。其処で其坊サンは何の氣も付かず、公使へ往ツて相談すると又候公使にはねらた。夫れは夫れでヨカッタか、氣の毒な事は醜業婦で有る。彼等は無論、準備員は勿論、公使の承諾を得た事と誤解して、或人等に御礼のタント云ふて、一同大恐悦でソロヒの衣裳を拵へた。之は実に心事を問へは不便ナ事である。彼等の營業こそ醜業なれ、其内心則ち奉迎使に対する觀念と云ふ者は、真に清淨

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

無垢なる者で、丸で泥に包まれし寶石の様ナ者である。彼等が歓迎の中へ加はる事が出来ると思ツた時は、彼等の主動者は、図らざりき、斯く汚醜の身を以て生仏様を居ながら拜むとはソモ何ンたる幸福ぞ、と絶叫し、今日お迎をすれば、明日死ンでも満足で有る。冥土の土産に此にウエ越す者はなし、と眞実涙を垂れて嬉しガツた。処か之は彼等が或者に楡榔されたもので、決して出来ぬ事を涙を流して迄悦んで居ツた。処か自然に其事か公使の耳に入るし、亦た公使の意見か醜業婦にも洩れる様になると、彼等は大に狼狽した。其処で彼等は更らに或人を頼んで、歓迎参列の事を歎願した口後には、国民の資格を以て出迎すると云ふ様ナ語氣も聞へる様になツた。其処で公使も多少此処分に困ツたけれども、決局参列を許さぬ。万一推して出迎すれば、夫れは各自の勝手たるべきも、其翌日は立払を命すべし。畢竟汝等社会の陰に隠れて居るべき者なるに、何等の思慮ぞ妄りに非分の望を爲すに至ては、不得已相當の処分を施す、との大喝一声に避易して、先づ折角の揃の衣裳もオジヤンになり、且つ或る裡面の黒頭巾も、大失敗に終つたと云ふ事である。

之は固より風評なれども、此風評全くの根ナシ草とは思へぬ。或人の説では、是は或る公使及び仏骨奉迎に釈然せぬ一団の連中があつて、彼醜業婦を教唆して無理にでも奉迎使一行を歓迎せしめ、奉迎使が着盤の時に成つて、我等は不潔なる醜業婦と伍して奉迎使の歓迎を爲す能はずと声言して、万里の波濤を越へて来りし奉迎使一行を、出娼妓の中へ包み込んで仕舞ウと云ふ狂言で有

ツた相ナ。夫れを知ツたる公使は、飽迄之を峻拒シ、終には立払迄予宜したと云ふ事有る。ソシテ其教唆者は何者かと云へば、夫れは判らん、元トより事柄が想像で有るから、其主動者亦も一種理想の人だろかも知れんテ。処か或る半面から云へば、公使か先度公用帰省の時に、モ一帰らぬと早計して、内地の新聞杯へ種々悪口を書いて投書した連中が有るが、是等は間がな、隙ガナ公使の失態を探して居るラシー。今仏骨と公使に関する悪評も、多分夫等か泉源ダロと云ツてる人も有ゲナ。(眉水三寄)

#### 遠藤竜眠師への感謝状〔明治33年10月7日 第四四九号〕

播州大谷派の僧俗より贈りしものに係る。

承るに道人閣下、往年來清貧寡欲の祖風を以て、言語不同、衣食相異の遐邦に在て、爾來其地の語学を練習し、或は其所の教理を研究し、人情風俗を觀察し、或は殖産工業を視察して、實際の交情を温め、通商貿易の道を開き、彼我の教理を交換し、南北の仏教を聯合し、以て東洋勃興の開運を図らん、と念しつゝ、ある精神的の御挙行は、在国の全仏教徒、誰れか渴仰感激の念を生せざらんや。殊に今回清貧空鉢にして、仏骨分与奉迎の御運動は、感佩稽首して措く能はず。我仏教徒の一分たる我々は、文劣にして語亦慢なれとも、薄力感謝の寸意を呈す道人閣下、願くは之れか御容納あらんことを。謹陳。

#### 大菩提会の存在は各宗管長の無能を反證す〔明治33年10月11日 第四五一号〕

既に全く知覺神經を失ひて、昏睡せる大菩提会の如きものに打撃を与ふるは、恰も垂簾に腕押しを試むるが如く、破れ太鼓を撲くにも似て、更に勞して効なき無用の業なるべし。然れども、縦令形骸にても、之を世に存在せしめ、日本大菩提会なる看板を掲ぐる以上は、天下愚民の之に迷惑さるゝもの少なからざるべく、狡猾卑劣、満身利慾を以て固めたる奉迎使、及び委員等が巧みに甘言を弄し、都鄙到る処に誑誘を試むるの間には、「日本大菩提会員」と云へる紀章を貰ふが嬉さに、知らず識らずの中、終に彼等私心の犠牲に供せらるゝもの、亦多々あるべきを信するを以て、慈憫衆生の觀念より、煩はゝくも引導を授くる所以なりとす。暹羅に於ける奉迎使一行の失態は、掩はんと欲して最早や掩ふこと能はざるの事実となれり。実に仏骨奉迎の一事が、永く日暹兩國の親交上に、大妨害を生ぜしめたるは、動かすべからざるの断案となり畢んぬ。日本仏教徒が善隣の素志は、実に教輩俗僧の乱行に於て葬られ、暹羅国王の優渥なる聖旨に酬ゆるに、破戒無慚の不敬を以て捧げたるは、海外布教史上の第一筆に於て、千歳拭ふべからざる醜墨を点じたるものなり。而て大菩提会は、既往に於ける罪惡の隱蔽場として存在するのみならず、将来大に同胞信徒を傷殺せんがために、凶器毒藥の製造所となせるものなり。実に彼等は内自ら同胞信徒の膏血□□□□□□□□大に日本仏教の汚辱を世界面に広告□□□□□□□□□□あるものなり。嗚呼大菩提会

□□□□□□□□の名に於て語られつゝある乎。□□□□□□□□□□  
 □□□□□□□□れつゝある乎。幾多の私慾と醜劇と紛動とは、汝  
 の名に於て演出されつゝある乎。

奉迎使及び委員等は、平素より推して今日、彼等か為しつゝある  
 行動に就て静かに査察を下さば、何人も必ず思半に過ぐるものあ  
 るべし。白昼青楼に上り、公けに酒色に溺るゝは、彼等に於て元  
 と常事として怪まざる所。或者は多くの妖妾を蓄へて淫遊日尚足  
 らず。或者は賭縛に耽りて秋夜尚短きを恨み、或者は興行師とな  
 りて遊芸稼人のウワを跳ねて、妾宅経営の密資に投じ、或者は詐  
 欺に均しき手段を以て、不義の財を貪り、之を高利に貸して、細  
 民を苦むるものあり。要するに彼等は、菩提会の隆盛を願ふにあ  
 らず。菩提会を喰ひ荒して、私門の生計に充んと欲するものな  
 り。淫遊酒肉の邪慾を買はんがために、暹国王贈賜の仏骨を、社  
 会市場に競売しつゝあるものなり。死したる仏骨を売るは、敢て  
 深く惜むる足らざるも、大聖釈迦文仏は、墮獄無間の魔僧に与ん  
 かために、三千載の末世に其遺形を留められたる乎を怪まずんば  
 あらざる也。

翻て各宗本山の耄碌を笑ふ。果して何等見るところありて、大菩  
 提会の如きものを存在せしむる歟。各管長と称するもの無能力に  
 して、今日の処分法に究しつゝある歟。抑も亦た、大汚極醜の魔  
 僧輩とグルになりて、私利の一分に浴せんと欲する歟。各本山に  
 して末寺に対する制裁をも下すこと能はず、各管長にして派内に  
 於ける罪悪をも罰すること能はずんば、一宗門の風紀、將た何者

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

に依てか維持さるべきや。耄碌の本山、無能の管長は名ありて実  
 なきものなり。害ありて益なきものなり。若し□□□□ずんば、断乎  
 として速かに大菩提会を解散せしめ、各自□□せしめたる奉迎  
 使、或は委員、若くは□□□□□□□□罪悪事実の審問を試み、公  
 正厳峻なる処分を下して、一は暹羅上下の同教者に答へ、他は内  
 国都鄙の同信徒に示し、日本仏教の全部が、斯くまでに腐敗の極  
 に達せざることを表證する所なかるべからず。妙心寺に於ける前  
 田誠節は、元より第一の大悪人たり。西本願寺に於ける藤島了  
 穩、亦た罪なしと云ふことを得ず。東本願寺の大草恵実、石川馨  
 等、決て審問に漏るゝこと能はざるなり。是れマダシモ、仮に各  
 宗管長に一縷の生息あるものと認めて注文する余輩警告の微声た  
 るを思へよ。頃者道路の伝ふる所に抛れば、政府は各宗管長の無  
 能なるを知り、寧ろ管長制度の設定あるを以て、宗教自身の発達  
 を妨げ、国家社会の煩勞を来せるものと認め之を全廃して、或る  
 場合に於ては、警察権を利用するも、宗教界に制裁を加んとする  
 の内意ありと云ふにあらずや。余輩は茲に於て、亦た決て多言を  
 費すの必要なきを知るもの也。

終に臨みて、既に魔僧に欺かれて入会したる者と、及び未だ入会  
 せざるものとのを問はず、一言の忠告を与へ置くべし。卿等は実に  
 清浄無垢、一点の曇なき忠実無二の仏法信者なるべし。永く大菩  
 提会の如きものに懸り合ひなば、如何なる大迷惑の頭上に落ち来  
 るも知るべからず。大菩提会の肩書を有する僧侶来らば、何等の  
 名義を冠するとも、総て悪魔の使として敬して之を遠け、又た

「日本大菩提会員」の紀章は、正法誹謗の獄族が掛くべき襟飾たるを思ひ、速かに之を破棄して、再び大衆面前に大菩提会員を名乗り給ふべからず。是れ決て余輩私曲の空言にあらず。將に遠からずして、諸君の方寸に適中該當し来るの事実来接せらるべし。

#### 石川舞台〔明治33年10月11日 第四五一号〕

此頃新聞や雑誌に、何か不平ありて辞職すると書てあるかをどをか、事実であればよい思て居るに、逆もそんなことはない様子、熟々考へて見ると、他から出た風説でなく、彼れ自身か其子分をして根もなきことを言はしめ、世の中に何と評するやらんと、つまり政略的の所作に相違なし、彼れは少し位の不平で辞職する様なやつではない、思つていたが案のじよ其通りだつた。爾し彼れも今が引上る秋きぢや。去年来、宗教法案の爲め、大借金を片附けたのみならず、多少金も作たに相違なし、有人は使ふた斗りて溜めはしなひと言ふけれど、そをでなひ證據には、子分の野間てさい、數百金を投して時計を買ふやら、人力車を買ふやら、隠し金否盗みかね否上まいはつりやらを、そろ／＼外へも出しかけた様な次第であるから、親分の石川は、五右衛門よりまだ／＼ひどひことをやつて居るに違ひなひから、引たとて少しも不自由なく一生を送らるゝ様になりてをるから、其上今引くとせば、一万や二万金はとつて行ける様にしてある。夫れをぐづゝいてをると、大攻撃を受けて退ぞかねばならぬ。彼れの目ては、逆も世の中の大勢は見へまいから、御親切御慈悲を以て一寸忠告をして置く。

(加賀江沼親切山人)

#### 暹羅問題と教学報知〔明治33年10月11日 第四五一号〕

仏骨奉迎使一行の消息を知るに於て、最も愛憎なき公平率直の事実を掲ぐるものは、日本国中独り教学報知あるのみとの前□を置て、長々しき謝辞の下に、向後永遠の購読を、暹羅盤谷府の或筋より注文し来れり。以て該国が、如何に仏骨奉迎に対する日本仏教徒の□作を注視し□□□□□□に足る。

#### 暹羅問題の解釈(五)〔明治33年10月13日 第四五二号〕

仏蘭西の政略は、已上陳べた通りとして、差間が無いらシイ。其所で次が魯西亜で有る。彼国は本土領土の上から言ても、少しも関係も痛痒も感しない。然るに此頃では、中々魯国の勢力か有る。其勢力がドンな勢力と云ふと薩張り判らぬ。其筈じや、魯国の居留民と言ては、一人も無い位ダ相ナ。夫れで勢力か有ると云ふから、判らぬで無いか。又た魯国の勢力として認てる処もない。唯政府の人々や政治上の様子わかる人物か、鬼神の様に思つて戦々競々として居るは、慥なる事実で有る。此奇怪なる現象に就ては、十分研究の価値がある。

此奇怪なる現象は、完く仏蘭西との交換仕事としか思はれぬ。此事に関して数年前に於て、露国か今日の態度を取るべき事を予言した人か有る。果せる哉、昨年に至て突然、露西亜公使か遣て来て、散々抓廻をして還ツた相な。其帰途には、仏蘭西の外交官と

安南の柴昆で会見して、何か緻密なる協議を凝したと云ふ事である。

然れば、露国は何の必要ありて策茲に出でたかと云ふと、此が露仏交換狂言の真相で有る。其證據と云ふは、前にも話した通り、従来仏蘭西の対暹政略は、全く蚕食主義で有ると云ふ事は、殆んど内外一般に認めて居る。又た認めざるを得ない事実を作つて居る。彼仏国は、己に如此、憚悪惨忍の看板を掲げた以上なれば、其の行動には、暹羅政府が非常に注意して、防禦線を張つて用心して居るから、現今の形勢では、兎ても口実の造り様が無い。

其処で露西亜と言ふ国はと云へば、彼は支那北部の外には、印度にも海岸中にも何処にも領土も勢力地も持たぬから、地理上歴史上殆んど暹羅に対しては無関係の国で有る。ダカラ彼は、自然に四面環視の中に立てても、周囲の猜疑を免れる便宜が有る。其所を仏蘭西が見込んで、露国に旗持を依頼した。夫を首肯した露国が、今度ヤツて来て散々に引搔廻したソーなが、其露国の運動は、詮する処仏国の利益と成る事計りラシイ。夫で彼の驚を画かれし旗の陰には、屹度自己の旗章を捲いたる伏兵が有つて、一朝何んとか云ふ時に、湄南河の朝風に中天高く翻へるは、彼暹国民が、寐の間も忘れぬ三色旗に相違かない事実である。

露国か外交の手腕に巧なる事は既に定論あり。今此暹羅政略に就ても実に感服ある事は、暹羅政府に対し種々厚意を表して、延臣の心情を取攬した結果、現国王の最も寵愛し玉へる、第二王子の露都遊学を勧誘し参らせて、今では熱帯不知冬の盤谷に生れ玉ひ

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

し王子は、寒帯不知夏の露都に露語研究の最中なりと云ふ。又た同王子が携帶奉具せし仏骨を、異宗教の露都に於て盛んに歓迎せし如きは、殆んど尋常を以て解釈の出来ぬ事が多い。而して仏蘭西の爲めに如此旗持をした露国は、何れの方面に於て其報酬を得るかと云へば、先づ指當り支那北部より朝鮮にかけての交換仕事をし、其報酬を収めるに相違ない。則ち暹羅に於ける英仏の關係と、朝鮮に於ける日露と、相似た辺から考へたら、此見解の左迄杜杜選ならざるを知るべしジヤ。故に吾人は、彼壤土及び其他の關係薄い仏蘭西が、今後誰林の野に於て企む運動には、慥かに彼が三色旗、影に一種の怪鳥の潜服するありて、時機を待て羽音高く飛躍する時は、八道の群鷄、早やく彼か毒爪に劈さかれん已。而して常に此毒謀を包んで前駆する者は、山賊海盜に等しき十字軍なり。彼は東洋黄種の平和を攪乱する仇讐にして、亦是人類の公敵也ジヤ。

#### 落葉片々〔明治33年10月15日 第四五三号〕

大菩提会の腐敗、再び救済の術なきは、事実に於て争ふべからざるものあり。今日に於て、霹靂一声断乎たる処置なくんは、ポロを出すに随つて社会の攻撃烈しかるべく、次に来るべき問題は、奉迎正使たる大谷光演師の責任より、終には奉迎使以下理事委員等の個人に就き、私徳上の汚点を挙げ、肉薄して迫るに至るべし。●大菩提会なるもの、有無存否、吾に於て元より何等の痛癢あることなし。唯だ之が破壊の速かならんことを欲するは、野僧

輦の私慾を満さんかために、幾多の清浄なる信徒の犠牲に供せられつゝあるを見るに忍びざればなり。

### 暹羅問題の解釈 (一八) (明治33年10月17日 第四五四号)

其次が独乙である。独乙は今の処では、無論英仏の間に立入て、其壤土に於ける後日の割前を受けよと云ふ意味は見へぬ。左れども彼の所為は中々序際は無い。彼は土地とか何んとか云ふ苦情の出来易すい煩を避けて、甘い事を遣つて居る。が実は英仏の爲めには彼は目の上の瘤である。ダカラ英仏の政略として、不得已彼の歛心を害せぬ様に為ぬばならぬ。其所を見込んだか彼の炯眼で、所謂序際の無い処で有る。然れば彼独乙なる者は、如何なる針略を取つたかと云ふと、其最初英仏を威嚇した手段は、無論相互外交の機密に属するから弁シニクイが、兎に角彼の立廻りは余程巧に有つた者と見へて、倏忽の間に暹羅の伐木権を得た。夫れ迄は単に英人の手に帰して有リシ者か。今では殆んど独人の占領したる有様で有る。之れは英人の爲めには、余程利益圏を侵犯された者に相違ないけれども、左りとして此利益を割譲せぬ時は丸で台なしになる。夫れは何ぞと云へば独仏同盟で有る。若し英国か独人の商権を圧縮しよしたら、彼は一方に面して仏に向ひ、英に背して後足で砂を掛けるに相違ない。ソーなれば、英は丸切り虻蜂とらずの馬鹿を見ねばならぬ。其所で英は、泣く泣く対独政策の爲めに、自己の慾望の反対に出てゝ。彼をして伐木権を得せしむる様、暹羅政府にとり持つた。之は全く彼に対するオセツカ

イで、中に立た独はマンマと甘い事をして遣つた。夫で今彼の涓南川の中を流れる筏は、多く独乙の国旗を立てられてあるとか、何でも我か廿七八年の出来事で有る。

独乙は如斯、英仏の間を甘いこと操縦し、漁夫の利を占めて、今では海でも山でも挙げて、彼が手中に帰したと云ふて差支が無い位で有る。何人も承知せる通り、暹羅は南面した国で、左馬來半島を要し、右安南角島に連いて居る地形で有るので、西は新嘉坡盤谷間東は、香港(西昆東京等を経て)盤谷間の航路に依て交通されて有れば、此海上権は是非政府の手に無くては不都合で有る。処でアの通りなノンキな国で有るので、此權利を一英人の手に委ねて有つた。処が此頃に至り、其英人が何にか事情が有つて、船舶と共に其權利迄売却に懸つた。之を知た仏人、如何でか之膏味を見逃すべきやで、早速これ買取にかゝつた。夫を聞いた暹羅政府は、上下愕然色を喪ふた。夫れで無くてさへ、喉を押へ腕を擦ちが首玉に嚙附て居る仏国が、百貨を外來に待つ暹羅の海上権迄取つたと云へば、之れは慥に彼の死活問題で有る。夫故同国政府も、平素のノンキに似ず、是に就いて種々工夫を考へたけれども、外に適當の方が無い。ソコで彼等が希望の視線は、一齊に吾が義侠国の日本へ注いだ。此時稲垣公使は御用帰省中で、代理公使を国府寺新作氏が仕て居た時分で、兎角工合のよく無い場合で有る。居留民と言つても非常に平気な者で、自分等が商品も悉く、此会社の船で無くては搭載の出来ぬ事を知り乍から、誰れ一人起て、運動するは勿論、内地へ報告すらした者も無い位で有



った。ソー云ふ風に在留日本人の無気力遅鈍は、非常に暹羅人を失望さし、又た之に因つて一層困迫を重ねさしたに相違ない。其所へ丁度出喰したが、独乙のヘンリー親王で有る。

#### 大菩提会の勸財〔明治33年10月19日 第四五五号〕

全会委員、三原俊栄氏等一行が、九州地方に勸財の爲め発程する由、前号の紙上に掲載せしが、一行は一昨夜名古屋へ向け発程せりとの事なり。

#### 菩提会怪報〔明治33年10月23日 第四五七号〕

鳳興を山崎屋に注文せしことに就て、会計帳簿の所在に就て、暹羅国王陛下へ進上せし土産物購入に就て、何れも猥らはしき怪報あり。さてもコンミツシヨンの世とはなりけり。

#### 興正寺派と菩提会〔明治33年10月23日 第四五七号〕

同派法主は、菩提会の委員等が、各宗を踏み付けたる態度をなしつゝあることを新紙の報導にて知り、全会を脱会せんと期し居らるゝ由なり。目下不在中の同派より出でたる菩提会委員、三原俊栄氏が帰京して、如何に法主に弁疏し誤魔化し去るかは□知のことにして、随て貴族の決心も未知問題なるも、侍者に対しては仲々の立腹なりしとなん。

#### 大菩提会と小田仏〔明治33年10月23日 第四五七号〕

大菩提会は、慈善財団を根本的に破却せんと作戦、計画中々に怠りなき由、早くも小田仏の聞くところとなり。田仏は近頃、大菩提会の委員、某々等と何事か密計、籌策に日も尚ほ足らざるとか報導し越せるものあり。

#### 護法会と大菩提会〔明治33年10月29日 第四六〇号〕

自ら称して仏教者の品行動作を監督し、苟くも仏教者の為すまじき態度を爲したる者あれば、忠告を加へ以て改悛せしむると云ふ、鳥尾得庵居士、其他の組織したる護法会は、彼の大菩提会委員等が名を、仏骨奉安に藉り私利を営み居る事実を指摘し、去る廿日委員松本鼎、田辺某の二氏を派し、同会委員と会合して、親しく忠告する所ありたる由なるが、大菩提会委員等は、當日護法会の委員として来りたる田辺氏が、新聞記者の肩書を有するを見て、菩提会委員会等を脅かしたるものと思ひ、右忠告に対して、甚だ不快の感情を有し居れり。護法か菩提か狐と狸の往復、元より是非の孰れかに在る所を知らず。

#### 日置と前田〔明治33年10月29日 第四六〇号〕

仏骨奉迎使と云ふ結構なる名の下に、海外に赤恥を晒しに行きたる俗僧中に於ても、多少の黒白はあるものにて、日置黙仙の如きは、聊か居留民中に於ても評判の好き方なれど、前田誠節と来ては犬畜生とまで下げしみられつゝあり。茲に一奇談と云ふは、在

暹羅留学中の遠藤竜眠が、非常の大究迫に沈みつゝあるの際、彼等渡来の事ありしを以て、先づ前田に応分の助勢を乞ひたるも、前田は気の毒とも云はず、ソナナ金がある位ならばビールでも飲むとて冷遇したるに去て、日置に泣訴したれば、彼は直ちに一百円を出して之を給与し、大に壮志を励まして、別離を告げ帰らざりと、一言一行の端末に於ても、二人者の平素こそ忍ばれる。

#### 賛衆の仏骨参拝〔明治33年11月1日 第四六一号〕

去三十日、賛衆一同打揃ふて、大仏妙法院に到り、仏舍利及黄金仏に拝礼し、尚ほ今回、暹羅国皇后陛下御寄贈の具多羅葉抄略三蔵経を観覽したる由。

#### 仏牙舍利贈呈の議〔明治33年11月3日 第四六二号〕

鎌倉円覚寺に仏牙舍利あり。是れ建保年間源実朝卿、故ありて印度より得たる釈迦如来の齒牙にして、其大約一寸強、靈現著しとて、老若の帰依浅からず。これを宝殿に安置し、毎年十月十五日を以て、厳なる仏牙舍利大法会を行ふ。然るに今春暹羅皇帝より、好意を以て仏骨を本邦に分与し玉ひしに付ては、今回は本邦僧侶より、この仏牙舍利を同皇帝陛下に分贈し、以て仏教国の交情をして、益親厚ならしめんとの議あり。且下稲垣公使を始め、貴族院議員兒玉淳一郎、法学士鈴木正也、早川千吉郎、法学士大津麟平諸氏等は、同国の宮中に向て交渉中なりと。

#### 金風殺伐 大菩提会の腐爛〔明治33年11月3日 第四六二号〕

○大菩提会の不信認 は、吾人之を唱ふや久し。而かも世人は、馬耳東風を以て余輩の説を迎へたり。蓋し余輩は、大菩提会に忠実なるか故に、彼理事輩の鈍腕猾智を以て洗されたる菩提会を非難せり。元来大菩提会なる者か、今春仏骨奉迎を機とし、呱声を洛陽の天に放ちし時は、余輩は救主の来臨として、双手を挙げて之を歓迎せり。左れば余輩は爾来、同会が無障の発口を希望して已まざるは。蓋し人情の真相のみ。然るを何んぞ凶らん、此可憐の愛児、不幸悪保母の手にかかり、煦育愛養甚た佳しからず。遂に体質柔弱、世に於て無用の贅長たらんとするに至れり。吾人仏徒として、夙に彼か誕生を歓呼せしもの、如何ぞ之を□々に附すべけんや。之れ余輩が大菩提会の不信認を唱へ、理事役員の無能を叱咤する所以なり。此か如きもの、奚んぞ菩提会に忠実ならざるもの、能くする所ならんや。嗚呼余輩は実は大菩提会に忠実なるものなり。而も世人は大菩提会を見る、恰も路傍の行人の如く、其不當の挙措進退曾て知らざるもの、如く、終に千載一遇の好機会を父母として生れし可憐児をして、愚鈍無能の保母に任し、彼か有毒の乳汁を与へしめ、遂に挽回の出来ぬ不具たらしむるに至れり。何ぞ悲惨の甚しきや。

余輩之を聞く、彼大菩提会員等、曩日大阪に下り、同地有志に就ひて説く処あり。有志の輩、亦た菩提会か、仏骨入御の機会に朶まれて生れたる将来有望の健児たるを知るもの故に、勧誘を俟たず、潔よく挙げて入会加名を承諾せしと雖も、其会費若くは覺王

殿建築寄附金の如きは、之を天王寺に設けられし太子講に依頼し、一文半銭の微たも、現時菩提会役員の手に触れしめず、後日組織改善役員改定の暁まで、太子講の保管に依托し置くことを決せりと。是れ何んたる不信認ぞ。余輩か曾て屢々同会の不信認を号呼して、大方の注意を喚起し、同会の刷新を希望するもの、豈に所以なきとせんや。世人若し余輩の説を疑はゞ、乞ふ去て大阪に到り、以て親しく事実就て其真否を糺せ。

○大菩提会役員の卑劣　は、余輩之を耳にする久し。彼理事の輩、何の爲めに同会にある乎。彼は同会の事務進捗を度外に置の徒なり。何んとなれば彼輩にして、一ヶ月五十円、日當三円の優遇は、菩提会あらざる限りは、啻にだも聞く能はざる多く、貧乏本山の役員に由で成りし儕輩なればなり。余輩が聞くところによれば、某本山の如きは、日當貳拾五錢を貰らひ、一ヶ月六回出頭して、満月の事務を整理せねばならぬ本山あり。此本山の事務長の如き、常勤拾五円の薄給を以て、一本山の事務に執掌するものがある。今や偶然にも大菩提会の理事として、一ヶ月五拾円、外出日當參円、束ねて算れば金百四拾円、生来未曾有の大豊年に値遇せしことゝて、一山の事務は、毎日々々打捨ておきて、妙法院裡に五拾円□の算術に余念なきと。

○理事長　の事は、毀譽褒貶は扱て措き、如何なる訳にや、一会操縦の大責任ある身にし有りながら、月々の手當、理事の半額貳拾五円の由、此もまた可しとするも、彼理事の輩は、敢て事務取扱を隱密に附し、十中八九は理事長の視聽を覆ひ、袖の中暗諾

を以て專横暴戻を逞くし、理事長村田僧正の如きは、現今有れども無が如き体裁なりしと。

#### 菩提会遊説員の不行跡〔明治33年11月3日 第四六二号〕

末世末法のナマグサ坊主に持戒堅固を望むは、チト無理なる注文としても、其無責任不行跡を公々然として憚からざるに至ては、吾人決して末世末法の言別を承認する能はず聞くが如んば、彼遊説員等の尾濃地方に至るや、彼等生れてしより減多に見しことなき多額給料に狂気はじしたりけん、銀燭燦然の中に在りて、姪婦妓女を擁し、微□姪楽に馳り、宿醉猶ほ酔めざる汚猥の醜骸に袈裟を纏ふて、昼は菩提会の遊説に従事するが如く、見るも聞くも嘔吐する様なる姪奔乱行を公行して憚らずと、實際を知る人の談話なり。(余輩其人名まで聞取りしも流石に今日丈けは預りおく可し)左れば大菩提会の信用は、彼等法賊の爲めに蹂躪せられ、誰一人振向て相手にせぬ実況なりと。噫菩提会は終に改造せざる可らず理事役員大淘汰を要す。

(渡暹者の一人悲憤生投寄)

#### 可笑碌〔明治33年11月7日 第四六四号〕

大菩提会の如き腐り切つたるズク団に向つて、力瘤を入れて破壊せんとするのは、寧ろ垂簾に対して腕押を試むるの愚であるまいか。アンナものは最早ドウデモ可なり。○石川のホラ坊主を捕へて、イカサマ大層な豪傑らしく吹き立て、鼻息の下に立たんと

するは大分おめでたい話である。イヤモーおかし世の中である。○小田仏にさへ色気ををまき散して、崇拜叩頭するものが沢山にある、人か畜生か分らぬ。○京都の仏教界も、又もや二十三年頃の風に逆退するの傾勢がある。ドーセ形体的仏教はダメである。(市ノ字)

#### 各宗派管長会議〔明治33年11月7日 第四六四号〕

各宗派管長会議は、去五日も午後三時より開会。前日に引続き宗教法案に関し審議せしが、兩三日間を以て終了する筈に付き、愈よ来る九日より一週間、洛北妙心寺塔中竜泉庵に於て、各宗派管長会議を開くことに決定し、本願寺派、興正寺派及び錦織寺派を除き、各管長へ通知状を発したり。右管長会議に於ては、宗派法案の外、大菩提会に関する件等二三の提案案あるべしと。

#### 菩提会に対する建議〔明治33年11月7日 第四六四号〕

仏骨受授に就て、暹羅国に於て尽力せしと云ふ岩本千綱、大三輪延弥の二氏は、頃日菩提会の形勢に就て痛く憤慨する所あり。速かに之を解散する方、寧ろ同教国に対する交誼なるべしと云ふの旨趣を以て、先づ各宗管長に向つて一篇の建議を提出し、大に運動を試むべしとの事なり。

#### 暹羅国への御親書〔明治33年11月7日 第四六四号〕

過般、皇太子殿下へ、暹羅国帝室より最高勲章御贈呈、并に我が

天皇陛下へ御親書御贈進相成りしに付き、我が陛下よりは兩三日前、右に対する御答礼の御親書御發送あらせられし由に承る。

#### 石川総長の繁忙〔明治33年11月13日 第四六七号〕

全師は頃者来、何か非常に大繁忙の趣にて、外来訪問者の如き、一切不在と称して面談を謝絶し、頻りに調査中なりとか。大菩提会も望みなく、宗教法案亦た気配上らず、師の胸中、定めし何か他の新生面に向つて経綸を考へ居らるゝならん。兎に角に、今日の大谷派は、名実共に挙げて師の一手中に掌握されたるの時、師は決して永く睡夢を貪るものにあらずと云ふものあり。

#### 大菩提会と門外〔明治33年11月13日 第四六七号〕

大菩提会の腐敗、今や事実の掩ふべからざるものあるに至り、會計の不始末、委員の不品行等、痛く世上の耳目を驚かさんとするにぞ、本邦駐在の暹羅公使は大に之を憂ひ、密かに事実を調査せしめて、之を本国に報告する所あらんとし、或一部の有志は、頻りに書を稻垣公使に送りて、仏骨渡来後の醜状を訴ふるものあり。又其筋にては、勸財上往々疑ふべき事実ありとて、各地警察に内命して、厳しく彼等の行動に注意せしめ居れりと。菩提会は、終に没落怪の本相を表し来れり。破戒坊主が末路の狼狽を見物せんかな。

### 岩本氏と大菩提会〔明治33年11月13日 第四六七号〕

大菩提会の腐敗を見て慨嘆するところあり、之が解散を各宗管長に勧告したる岩本千綱氏は、暹羅事情報告のため、近日北陸に籠ドナル氏は西本願寺に到り、家従石田可則氏に面談し、直ちに両堂を参拝し、飛雲閣書院等を参観して、飛雲閣に於て茶菓の饗応を享けたり。又た翌九日は、貴族院議員岡部長職、子家族五名を引き連れ来山あり。朝倉注記の案内にて両堂拝観の上、白書院にて茶菓の饗応を享けり。

### 稲垣公使より大菩提会総理へ〔明治33年11月13日 第四六七号〕

去九月廿一日発を以て、暹羅国駐劄稲垣全権公使より、大菩提会総理、妙法院村田寂順師へ寄せたる書翰。

〔前略〕本月（九月）廿一日、當国陛下御誕辰祝賀の爲め、参内謁見の榮を得候節、日本に於て御遺形に対し、盛なる奉安式を挙行したる状況に付、日本駐劄當国公使より、写真を添へたる委しき奉告を受けさせられ候趣、斯迄も日本仏教徒が御遺形を歓迎するの現象は、誠に意外の感を懐かせらる旨を親しく御言葉を賜り、非常に御満足と見受申上候。尤も右は仮奉安式の事なれば、何れ明春を俟ちて更らに正式奉安式を挙行する旨言上致置候に付、尊師并に各宗派管長各位の御一考を煩し度候乍、末筆御遺形に付、小生の尽力たる微力を御丁寧なる御謝詞に預り候へども、万事不如意にて、却て汗顔の次第に御座候。就ては今後も何歎當方にて希望も御座候はゞ、乍不及御尽力可

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

仕候間、無御遠慮御申越下被候先は、當用耳得貴意候。早々

### 仏骨奉迎の前後〔明治33年11月15日 第四六八号〕

●菩提会理事の暴慢 凡そ天下の事物、其細となく大となく自信なくして成功を告げるものは無い。特に大菩提会の如き。半面対外的の大事業に於てをやジャ。僕が菩提会の當路者に向て問はんとするは。自信の存否で有る。僕の考では。到底此人達ニヤ、俯仰天地に恥ぢぬ自信は無かる。若し自信が有るなら。今少し緊かり遣れる筈ジャ。自信の存否は理窟や何ンかで遣れるものでない。一々実践躬行に顕現するノジヤ。聞きやアノ理事とか何とか云ふ連中は、妙法院内の事務所へ担き込む弁當の中へ肉類を入れて、神聖なる古刹を流がし、村田僧正を侮辱したとか、謝絶されたと云ふではないか。此事は今の破戒坊主等には何の感触も無かるが、之が自信の無い第一の證據で有る。斯んな薄志弱行の徒が、ドーして仏骨奉迎有終の大事に膺れるものか。コンな族に担がれた村田僧正が、己りや可愛相で涙がコボレル。

○辞職を要す 大菩提会なるものは、仏骨東漸の大機運を賊害したもので有る。世人は決して菩提会の必要を無視する者ではないけれども、今日の菩提会は其必要を認めない。否寧ろ厭忌して居る。夫れは何故ぞと云へば、中の役員が無能無力薄志弱行の徒であるからで有る。元來菩提会と云ふものは、其組織の當時には仏骨と共に歓迎された。夫て是を宜敷操縦して気焰を養成したなれば、今日此頃は余程面目を更めたに相違ない。処か正宗の宝刀も

人に因て利鈍を別つ如く、此千歳一遇の好機も、斯るデクノ坊の爲めに逸して仕舞夕。其罪咎實に恕す可らずで有る。社会は此等の無能眩職の徒に向つて、何分の処分を爲るに相違ない。大菩提会の理事役員が五拾円取りの命脈も、早や既に旦夕に迫つた。モ一宜い加減で辞職するか宜かる、悪い事は云はぬ程に。

○全体が冷淡 仏教家程不埒なものはない。彼の四奉迎使は勿論、之に随行した連中は随分沢山では無いか、此等の連中は仏骨を渡した跡はモ一責は無いと思ふか、外の連中は兎に角として、大谷正使の随行員はドーだ、第一随行長の文学博士の南条夫から、東京輪番の大草、台湾布教主任の石川（馨）、学士藤岡、録事松見、承事浅井の連中までが其通りで有る。彼が暹羅へ往てドー云ふたか、口を等しくて千載一遇の時機を祝したジヤないか。夫れに何ぞや還つて後は。丸て冷々然として知らぬ風をしておる。ヤツ等暹羅政府から、何故アレ程の待遇を稟けたか判らぬのか。コンな連中が将来仏教の大導師かと思へは、実に憤慨極まる。抑も今度の渡暹に就ては、大谷正使も余程の決心が有つた。夫で随行員に迄撰択上余程注意をした。夫は畢竟後事が有るから。処が撰に撰びたる同派中での切れ物たる、大草石川の態度が是だもの、其余は推して可知ジヤ。彼等ヨクモ々々々、未来の大法主たる新門主を、暹羅三界に迄担き廻して、赤恥を搔したもののジヤ。新門定めて今昔の感に堪られなかる。此に付ては奉迎の発頭人たる大石川にチト申分がある。

○仏骨侮辱の順序 仏骨を侮辱し始めたか、西本願寺で有る。其

次が日置嘿仙で、其次が日本内地の準備員、即ち菩提会の理事とか委員とか云ふ連中で、夫から今日迄相續して来て居る藤島の欧州行、日置の印度行発議、京都奉迎當時の天童等なり。

○竜頭蛇尾 と云ふ語は、仏骨奉迎の用意に造られたのだから。日本仏教の腐敗、形式的の行動には、吾人殆んど唾然たるの外はない。元來仏骨奉迎を単純に観察する時は、是程馬鹿氣だものはない。之か日本に昔から一粒もないものならジヤか、由来日本には由緒正しひ仏舍利が沢山ある。其中で今度大變な費用を投して、大騒をして暹羅三界まで出掛けたは何の爲めジヤ。ツマリ沈嘿仏教を開発する機運一變の爲めだろ。左れば其當時の声は實に大したもので、賛否とも狂口沫を飛して新聞杯で吹聴した。処が今では奉迎前より余程悪く成つた。始吉の後凶は清水の御籤に出た。奉迎前の辻占ジヤゲナ。

○曹洞宗の態度 日置嘿仙氏が、近來大菩提会の爲めに地方巡回するは、正面から見れば氏の運動に依つて、カタ／＼曹洞宗の意向も知れて、如何様熱心らしく見へるが、処が全くソーで無い。夫がドーと云へば、日置老僧が余り覚王殿の事杯吹き立てると、永平寺の工事に關係するから、今では裡に廻てソフと、撃射して居るとのこと。アノ本山が、菩提会の隆運を忌むのは、西本願寺計ジヤナイワイ。

○請負師 暹羅行をしてから、真正に暹羅と云ふことを頭に印したは、大谷光演師より外にない。光演師か対暹思想を継続して居る証拠は、霞町で観察すれば直ぐ判る。其他の連中は、公費を遣

つて遊かたぐ、熱い国を見物に往つたのジヤ。ツマリ仏骨奉迎の請負を遣つたノジヤ。テモマー呆れた浮世でござんすよ。

○大ケナ迷惑 スンな事を遣ても、モ一二度と暹羅に關係の無い請負師には、痛痒相感せぬダロが、真実対南の考を以て居る人達ニヤ、実は大ケナ迷惑なり。第一気の毒なるは、稲垣公使と暹羅公使で有る。次ニヤ従来深縁の有る人達で、夫から全体前後渡暹の日本人で有る。聞キア駐日暹羅公使の如きは、本国への報告に就つて、大に當惑して居る相ナ。実に左も有るべき筈で有る。彼の奉迎使か去つてから五六日後に、或る事から稲垣公使か、モ一坊サンの仕事ニヤコリくしたと云ふたゲナ。先生チト遅かつたく。(渡暹者の一人悲憤生)

**仏牙に就て**〔明治33年11月15日 第四六八号〕

教学報知第四百六十号に、暹羅国王へ仏牙贈呈の議に就て、積翠なる人の投書にオルゴト氏云云とあるを見て、我輩も仏牙贈呈の和尚さん達に質問す。觀仏經<sup>三</sup>、長阿含<sup>廿</sup>、仏の三十二相の第一に、仏齒白齊密白如<sup>三</sup>珂月<sup>一</sup>内外映徹とありて、猛獸の牙の如きには非ず、今和尚さん達の暹羅国王へ贈呈の仏牙は、定て經説の如き歟如何。(参百者)

**各宗派委員の集会**〔明治33年11月17日 第四六九号〕

十四日妙心寺会決議に由り、日本大菩提会の改正案に就き委員会を開く筈なりしが、東亜同文会より建仁寺に招待されし為め一日

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

延期し、十五日各委員集合し、其改正案を議し、又目下同会の大問題たる彼の募集金は、内務省令第六十八号に抛らんとする説と否とを決定する筈なるが、大谷派は独り同省令に抛らずして募集せんと主張すれども、他の各宗は万一其筋より法令違反の処分を受くる事ありては、実に宗教の為に忍びざる事なりと主張せる由。

**大菩提会理事会**〔明治33年11月17日 第四六九号〕

一昨日午後、大仏妙法院に於て、大菩提会理事会を開き、理事長村田寂順、理事前田誠節、青井俊法、土屋觀山、後藤禅提、河野良心、田村豊亮、蘭光轍の諸師出席し、各宗派管長会議の決議に依る菩提会々則改正案の調査委員を互撰せしに、蘭、土屋、田村の三師當撰し、夫れより引続き同改正案調査委員会を開きたり。

**菩提会と諸芸吹寄せ**〔明治33年11月19日 第四七〇号〕

菩提会の理事中カツポレ踊の名人は、前田誠節、後藤禅提二氏にして、小林僧正は浮れ節、土屋觀山氏はステ、コ、三原俊栄氏は義太夫、有馬憲文氏は薩州西郷サンが十八番なりと記せる新聞を見たり。

**大菩提会の内容**〔明治33年11月19日 第四七〇号〕

早晩自滅の制裁を免れざる大菩提会の如きものに打撃を試むるは、寧ろ甚だ時務に暗きの痴拳に類すれども、タトヒ形骸だけに

もせよ、一日世に生存せしむれば、一日だけ社会民衆の上に害毒を与へ、災厄の及ぶところ多大なるべきを以て、最後の引導を渡すまでは、破壊に勉めねばならぬのである。世には新聞をも読まず、時勢にも疎き田夫野婦の多くして、今日にてもヤハリ大菩提会は神聖なるものである。覚王殿の建築は、急いで着手せねばならぬと迷信して、腐敗坊主の詐言に欺かれて、妄りに会員に加はり、或は金財を奪はるゝものあるは、概はしき次第である。而て狡猾なる坊主等は、心中早く既に菩提会など云ふものゝ高等者流に適せざるを知り専ら、下等愚民を第一の華客とし、眼ありて見へず、舌ありて声せざる、盲啞同様の徒に向つて、仏骨の効能を述べ立て、嘘八百吹き散らし、一文にても金さへ取り上げさへすれば能事畢るものとして、頻りに勧財をして居るのが忌々しい。夫れも其筈である、都下に於ては、委員連中の不行跡が漸く世間に知れ渡ると共に、大菩提会の信任は殆んど地を払ひ、何人も金を貸して呉れる者なく、金融機関全く杜絶したる上に、旧来の借金は利に利を積みて空しく返却の方法もなく、妙心寺などは取替へた金か損をするかと躍起になつて心配して居る中であるから、モ一此上は何として、も田舎征伐に出掛けて、何事も知らぬ愚民の懐中を奪ふより外に運命を与ふべき手段かないからである。其内部の不整理、不始末、不都合、不行届は実に呆れたもので、會計部の帳簿すら行衛か知れないと云ふのである。元より金の支出せし方角の分るべき筈もなく、根か飲んだり、食つたり、女郎買したり、妾宅遊びをしたりする費用に供したのであるから是非か

ない。中には生来、夢にも見たこともない分限不相応の大金を、給料など云ふ名にて取れるものであるから、一生懸命お骨大事と拝み奉りて、貯蓄して居るシミツタレ坊主もある。元来暹羅三界まで日本仏教の汚辱を広告しに行つた腐敗奉迎使等に伴はれ、醜業婦に擁せられて、妙法院に入興したる仏骨であるから、守護の任に當れる委員等も実に破戒無慚、有らん限りの侮辱を加へて居るのである。今日の妙法院は、丸で坊主の遊散俱樂部である。囲碁、将棋、雑談、放歌さてはステ、コ、カツボレ等にて日を送り、交際とか懇親とか名を付けて、毎日の如く鴨東の青楼、若くは木屋町の待合等に、牛飲馬食の豪遊を試み、スベタ芸者にアタリを付けて喜び、抹香臭きヌク／＼の金を枕〇として淫売妓を買ふて夜を明かし、甚しきは落籍して手生の花にせんなど発狂するものもある。中には新たに妾宅を拵へんとて、或老婆に頼みて奔走せしめ居るものもある。大菩提会の慈善事業は、女人の外に施すべからず。覚王殿の建築とは、金材を集むる名義に過ぎずして、実は妾宅買入の謂であるかと笑つた者がある。今日の大菩提会は、暹羅王より賜はりし一片の仏骨を餌として、愚夫野婦の裏中を釣り上げ、理事とか委員とか名を付けて、沢山の坊主か遊んで食て飲んで眠て居るのである。腥臭き口や、汚埃の手にて守護せらるゝ仏骨にして、若し一点の靈あらば、定めし号泣禁する能はざるものあるべし。近時仏教界の腐敗は、自他を通じて一般の習俗となりしか、就中大菩提会の如きは、最も甚しき一怪団である。宜しく外部の圧力に依頼するも、速かに根本的大破壊を断行



せざるべからざるものである。世間若し彼等腐敗墮落の事実に暗きものあらば、何時にても歴々たる證拠を挙げて示すことである。

#### 仏教後日の物語〔明治33年11月19日 第四七〇号〕

船中の釈議 仏骨四奉迎使の渡暹の途に上るや、副使日置嘿仙は、長途の徒然に老碌ぼしたりけん。身は仏骨奉齋の大任あるも打忘れ、突然印度行を思立しては矢も楯も耐つたものにあらず、他の連中も中には一番年長の言ふことなればとて、無理に逆らいもせねば、また若手の連中は面白半分の想して、帰朝後の高慢話にはモツケの種として、却て発議者の日置を煽動する位ゆへ、此事何時しか奉迎使惣体の確定議として内地へ打電する様に成つた。処で彼等が着暹後、此事が暹羅政府へ聞へてから、余程暹羅君臣の感觸を害する様になり、最初に準備員と稲垣氏が肝胆を砕いた計画が、瓦解利變更せらるること、成つた。一個の老僧が死出の旅路の思出に云ひだした事が、意外の辺まで波及した。戯串ジャ無いよ。仏骨を貰う迄の事に就て、稲垣氏の骨折は言ふも更なり。夫に続ひて準備員の苦辛惨但は容易で無かつた。夫れを思はず、イロんな剽軽なことを云ひ出されて、折角の計画を水の泡にされて耐るものか。今此のこの影響を、一寸と摘んで云ふ時は左の通で有る。

○妄議の影響一 仏骨奉迎使派遣の儀は頓挫せり。是れ何に故ぞ。他に非らず日置嘿仙が発議に成る印度行のことが、暹羅政府

の耳にする所となりし為めなり。加之是が為め、内部已に幾多の異意を生し、篤実彼の如き南条博士すら、单身帰朝を決心せし位故、稲垣氏は事態の容易ならざるを見て、正使大谷光演師に説く所あり。理に敏なる大谷正使は、快く氏の説を容れ、暹羅を去る二日前、印度行の議を撤回せるも、妄議の瘡痕は、終に奉迎使派遣を躊躇せしむること、なかれり。之れ豈に仏骨奉迎の上に一侮辱を与へしものにあらずとする乎。仏骨奉迎の件は、彼等か渡天沙門の肩書を造らん為めに起りシものに非ざるなり。

○妄議の影響二 暹羅政府か我國民に仏骨を与へんとするや、実に深長の厚意を存せしこと、智能全からざる円顛輩の想像する感にあらざる。左れば同國が仏骨を我に授与せし後は、更らに一貴族数高僧を奉迎使として我に到らしめんとせり。時恰も我諸君の御慶事に際したれば、同國は則ち最上勲章贈呈の議を決し、一皇族を撰んで贈呈使とし、仏骨奉迎使と共に日本に到らしめんとせるの計画ありしなり。左れども如何なる故にや、吾國は贈呈使特派見合の希望を駐暹公使に訓令せしとかにて、此事は見合となりしも、猶ほ奉迎使のことは、依然彼が計画の中に算へられたり、而かも印度行の妄議は、能く之を防遏して、アタラ内外を失望せしめたり。(積翠子)

#### 仏骨の東京移転〔明治33年11月23日 第四七二号〕

京都に於ても、第一着に不徳無漸の委員等のために、空しく味噌を附けて、人氣も思しく上らざるより、二三野士共の議に依り

て、兎に角巡化と云ふ名義にて、来一月早々一、先づ東京に持行くことに内決したりとかや。

#### 石川内局の関ヶ原〔明治33年11月23日 第四七二号〕

石川内局は、當報恩忌法要を期して、東本願寺の財政根拠を確立するの方針を以て、普く全国の重同行を召集して謀るところあらんとする由。右は石川内局のためには、消長起伏の以て決する関ヶ原の一戦とも称すべく、若し行はれずんば、或は全局挙げて最後の決心に出る覚悟なりと伝ふるものあり。

#### 前田誠節〔明治33年11月23日 第四七二号〕

前田誠節は、菩提会改造に就て最も熱心者なりと聞ひては、盗人猛々しきに一驚を喫せざるを得ず。彼は斯る詐智を以て外表を装ひ、人を欺かんとするも、仏天豈に永く彼か罪惡を容さんや。

#### 菩提会々々則調査委員会〔明治33年11月23日 第四七二号〕

菩提会々々則改正に関する各宗派の調査委員会は、過日来大仏妙法院に於て開會中なりしが、各委員より種々の意見を提出し、空しく討論に日子を費す姿なるを以て、委員中にて改正会則起草委員三名を互撰することゝ為り、田村豊亮、弘津説三、日野法雷の三師當撰したるが、右三師等は過般東京へ移せし宗制調査会の委員をも兼ね居るのみならず、菩提会会則を改正するに付ては、内務省へ照会すべきこと往々これあるを以て、東京に於て開會する方

便宜なりとて、何れも東上し同地にて会則の起草に着手することゝ為りし由。

#### 嗚呼大谷光演師〔明治33年11月25日 第四七三号〕

大菩提会の腐敗云ふに耐へざることは、理事委員等の墮落せし事実に徴しても明かに知り得らるゝ所である。今日に於て、会則改正など云ふ局部的の治療は決て効を奏せざれば、斷乎として根本的より破壊するが急務なのである。唯だ一つ気の毒千万に思ふのは、仏骨奉迎の正使たりし大谷光演師の身上である。師は當事件に就ては、自ら正使の冠を頂けるもので、責任の重きを知るものから、飽までも真面目に結末の美を納めんことに心胆を砕き、彼の請負師連中の破戒無慚の醜行を極めたる中に於ても、嚴として品性を落さず、威風を保たれたるは、年輩の幼若なるにも拘らず、頗る上出来の方であつた。左れば今日暹羅人民の腦中に印して、永く記憶に存するものは、独り光演師の一身のみであつたこととは、自他共に認識するところである。惜むらくは随行中に大草某、石川某など云ふ當世流の俗才があつたがために、温厚高潔なる南条博士等までか、甚だ該地の内外人間に於て迷惑されたる奇談あることである。併し是等は附属的のコンマ以下であるから、左まで重要視せられなかつたのはマダシモの僥倖で、彼の前田誠節、藤島了穩輩の淫行醜態は、実に非常なる大弊毒を該地に派し、暹羅国に対しては無礼不遜を加へ、居留同胞民に向つては千歳拭ふべからざる汚辱を偲はしめたるは、志あるものゝ切齒扼

腕、措く能はざるところである。日本の僧侶と云ふものは、白昼公けに飲酒邪淫を恣にし、朝夕積尊の前に礼拝読経することもなく、神聖道場の中に於ても、或は裸体となりて恥ぢず、外国婦人の美醜を評するに忙はしきも、片時も勤行修道をなすものにあらずとの悪事実を、暹羅三界まで広告しに行つたものである。而も彼等の中には投機的商慾に長するものありて、該地出発の際に名を土産に托して、愚昧の中等土民を欺きて諸種の古物品杯をコギ倒して奪ひ来り、今や現に之を人に売付けて不當の利を貪つた坊主かある。暹羅国民の上下は、挙げて彼等醜族の汚行を指弾して居る。而て帰朝後の彼等はドーであるか、毫も素行を改めざるのみならず、醜更に醜を呼び、陋更に陋を招きて、多々益々相集りて、破倫無慚の醜陋を演じて憚からず、終に本邦駐在の暹羅公使をして、本国への報告にすら蹂躪せしむるには至つた。今や其筋に於ても、漸く彼等の行動に注目する所あり。或は法律的の制裁をも加んとするの時に際したるを以て、会則改正など云ふ偽りの声を放ちて一場を欺かんとするは、不都合千万にも程のある次第である。而て彼等は副使であるから、自ら責任も軽ければ、タトヒ失敗の暴露せらるゝことあるも、重荷を独り正使の肩上に負はしめて逃走せんとするのである。実に光演師の今日は、進退谷る苦境に葬られて居るのである。余輩は夙に仏骨奉迎問題の世に起れる當時に於て、既に今日の結果あることを看破したるを以て、光演師に向つては、再三再四、斯る勞して効なき無益の業に携はるのみならず、自ら正使の名を以て渡暹するか如きは、師のため

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

に決て得策にあらざることを忠告した。是れ余輩は、平素微くも光演師の徳行に見るところあり。滔々たる濁末の世に凜然たる一氣風を保ち、將來大に有望の貴公子たることを信したからである。然るに師は、不幸にして余輩の忠言に背き、敢て俗物輩の煽動するところとなり、暹羅三界まで担ぎ廻はされたのは、生来世智に富み才氣に長ずる師の、平素似合はざる無先見の愚拳たりしを疑はない。実に近年の光演師は、独り大谷派に於てのみならず、殆んど向後仏教界の霸王として、自他各宗の主権を握らるべき性格を有して居ると、感嘆重鎮せられつゝあるのである。現に西本願寺に属する門末中に於ては、自宗法嗣□頗る信任するに足らざるを思ひ切り、遙かに光演師を敬仰、羨望して居るものが甚だ鮮くはない。而て光演師は、仏骨奉迎に就て、先づ第一の失敗を招きた。タトヒ師自身は、既に奉迎の任務を全ふしたりとするも、内外の批評は決て一行の不行跡、仏骨の不始末等に正使の責なしとは認可せない。思ふて茲に至れば、師の一身こそ実に気の毒千万に耐へられないのである。師たるもの宜しく仏祖の前に慚愧し、益々素行を清くし品性を高くし、以て永く教界の重鎮たるを期せられよ。余輩か肺肝より出るの忠言、決して無用にあらざるを信ず。若し夫れ、師が向後の方針上に就ては、他日更に之を進言する所あらん。願くは自ら長所即短所たるの真理を味ふて、徐々静歩する所あれ、敢て切望する次第である。

**能登教況**〔明治33年11月27日 第四七四号〕

宗教法案騒ぎし已来、教況頗る不穩なりしが、過日来日置黙仙氏は、大菩提会の振起を謀らん為め、本月十二日、七尾府中町靈泉寺に檀を開き、更に夜に入りて今町長福寺に檀を敲きしが、居合たる畠山智量氏、窃に俗衆に雜し謹聴す。其時彼の日置坊、壇上に立て弁舌する中西派の小田某云々を噂評し、或は□不當不遠的に本派を讒嘲して、菩提会こそ仏教なり、仏に敵するもの外道なりと。畠山氏はを聞くや大馬鹿坊主と鳴動して退き、別席を構へて日置坊を論餌となさんと睨み居たりしが、間も無く二三の有志来りて、評論反て宗教を害するに似たり、との事にて打止みたり。去れど亦た時を待て鋭鋒出るならん。(中外生投)

**稲垣公使の書面**〔明治33年12月1日 第四七六号〕

稲垣暹羅駐在公使より、村田日本大菩提会会長へ宛て、今回同国王陛下が仏教図書館御建立相成るに就ては、日本各宗派の仏書を蒐集せられたし云々と、頃日書面にて申越せりと。

**暹王の仏教図書館設立**〔明治33年12月7日 第四七九号〕

暹羅駐在の稲垣公使より、今回同国王陛下が仏教図書館建設せられ、日本の各宗派の仏書を蒐集せらるゝ思召なりと或方へ申越されたりと。

**菩提会と其筋**〔明治33年12月7日 第四七九号〕

彼の醜汚極る委員等の罪跡を挙げて、其筋に訴へんと相談する有志ありと伝へらる。金取主義ならねは面白かるべし。

**大菩提会の理事会**〔明治33年12月19日 第四八五号〕

去十六日、東京支部の理事来京に付き、翌十七日より規則変更。理事改選等に就き、会議を開き居る筈なり。

**峨山和尚の活言**〔明治33年12月19日 第四八五号〕

仏骨奉迎使一行帰朝して、暹羅の仏教の盛大を説くこと熾かんなり。和尚曰く、暹羅の政治は如何、教育は如何、兵氣は如何、説くもの答ふるに其の不振を以てす。和尚曰く、ソナ仏法なら何んにもならぬ、盛かんにならぬ方がヨイ。流石は和尚活言と云ふ可し。

**釈尊遺形の東遷**〔明治33年12月25日 第四八八号〕

京都市民が同市繁栄上の機関とし、又は宗教上の信仰物体として見做さるゝ釈尊遺形の事に関し、目下大菩提会理事委員等の間に議論百出し、東京選出の委員は東京は輦轂の下にてもあり、且つ遺骸を京都に置きては、何分教化上迂遠にてもあり、旁々目下東京にては、遺形奉迎熱中に盛んにして、日蓮、曹洞宗の如きは、若し遺形にして東京に收容さるゝこと、ならば、其経費は二宗に於て一切負担すべしとの意気込なれば、寧ろ之を京都に置かんよ

り、東京に遷すは万事都合好かるべしとの議多数を制し、明年三月を以て愈々右東遷の運びに至るべしと云ふものあり。

#### 仏骨奉迎使の編纂〔明治33年12月25日 第四八八号〕

仏骨奉迎始末は、岩本千綱氏と大三輪延涌氏の合著せるものなるが、今回大三輪氏は更らに、仏骨奉迎史なるものを編纂して、世に公にする積りにて、目下印刷も其半に達せしとか。今回の編纂は、仏骨奉迎に関する事実を細大漏さず網羅せるものにして、前著に比して二百余頁を増加せるものなりと云ふ。

#### 暹国に於ける稲垣氏の評〔明治34年1月7日 第四九〇号〕

稲垣氏の仏骨に力を注ぎたるは、唯之を以て日暹の親密を計らんとしたるには非ずして、其実敵は本能寺に在りの古智に習ひ、適當なる報酬を得、又東本願寺等の力を借り、他日本国の政治界に雄飛せんとの野心在りしことは、火を見るよりも明なり。夫故に種々の物議にも関せず、東本願寺僧侶を待たもしたるなり。評判高しと近信中に見ゆ。

#### 高崎知事と仏骨〔明治34年1月11日 第四九二号〕

高崎知事、頃日村田妙法院門跡に語りて曰く、若し果して仏骨は、京都の繁栄上に関係あるとすれば、余は地方官として考へねばならぬ。余の考へにては、若しも仏骨を東京にでも遷したならば、地方の信仰者は、本尊にさへ参詣すれば一心は届くと云ふの

で、ドシ／＼此方面にのみ行く様になつたら、自然京都各本山への参詣人は減ずることになる。両本願寺の如きも皆多少の影響を受けるに相違ない故に、仏骨の東遷は京都繁栄上に容易ならぬ関係もあり、兼ねて各宗派の利害にも大なる関係なることなれば、何んとかして之を留める方法を講ぜねばならぬと。思想の古めかしき、識見の浅はかなる憐むに耐へたり。

#### 大菩提会協賛会〔明治34年1月21日 第四九七号〕

内貴市長は、市の繁栄を助くる一方法として、如何にもして仏骨を京都に留安したしとの希望を以て、題の名に於ける一会を組織し、向後大に大菩提会の発達を援護する考なりとぞ。苦勞性閑人もあるもの哉。

#### 菩提会の議案〔明治34年1月21日 第四九七号〕

昨日洛東妙法院に於て、大日本菩提会協議会を開催する由。其議案は、

- 一 菩提会協賛会を設置する事 ● 皇族を総代に推戴する事 ● 理事以下の改選を為すの方法 ● 拝瞻会の準備 ● 東京へ出開帳許可の件 ● 万般準備の爲め一時他より資金を借入るゝ事。

#### 大菩提会と稲垣公使〔明治34年1月23日 第四九八号〕

在暹稲垣公使は、大菩提会総理村田寂順師に書を寄せ、暹羅国皇帝陛下の意思を洩らしたるが、同公使が去年九月廿一日陛下御誕

辰祝賀の爲め参内謁見の際、陛下は日本に於て盛大なる御遺形奉迎式を挙行したる状況に付き、日本駐劄公使より写真を添へたる報告に接し、日本仏教徒が御遺形を歓迎するの状、恰も児子が慈母を慕ふに等しけれとて、非常に満足に見受けられたりと。尚ほ同陛下は仏教に関する図書館を當地に建設せらるべき御計画にて、已に外務内務文部等の諸大臣を挙げて其委員とし、印度緬甸暹羅等に於ける古今の仏書、并に歐洲に於ける仏書に関する著画等を蒐集せしめければ、日本仏教徒は積尊御遺形分与に対する御礼として、日本各宗派の仏書を蒐集して同陛下へ奉呈されなば、陛下の御満足に止まらず、蓋し仏教の爲め一大慶事ならんと勧告せり。同公使は今後微力の及ぶ限り當方面に尽力致すべき筈なりと。

#### 大菩提会委員会〔明治34年1月23日 第四九八号〕

大菩提会委員会は、此程妙法院の奥書院に於て開会し、議事は一切秘密に附したるが、其議件は、

一來る四月十五日より五月十五日まで妙法院に於て拝瞻会を行ふ事

一來る三月廿日より四月八日まで東京に出開帳の事

一右準備方法及金円借入方法の事

等に関し、協議の結果経費は一万四千円の予算とし、各部委員は各宗派より撰出することとし、又拝瞻会の期日は四月八日より五月十五日までの予定なりしを、四月八日より同廿八日までとし、

東京出開帳の日限は三月二十日より四月四日とし、其途中名古屋に於て一日間拝瞻会を行ふことに決したり。尚ほ東京に於ける出開帳の場所は未定なれども、多分大谷派本願寺浅草別院を以て之れに充つるならんと云ふ。

#### 仏骨東遷の議確定す〔明治34年1月27日 第五〇〇号〕

日本大菩提会にては、弥よ来る三月中旬を以て、仏骨を東京に遷す事に確定し、上野公園博物館前の広地に祠堂を建築し、之れに安置することに決定したり。又其の事務所は、芝公園内浄土宗々務所に設置すべしと云ふに、又一方に於ては覺王殿建築位置に付ては各地に競争あり。京都附近にては、宇治郡山科村字清閑寺山附近の地所一万坪余、并に葛野郡嵯峨村清涼寺釈迦堂近傍の地所一万坪内外を寄附せんと申出あり。其他大坂及び東京にも競争起り居れば、本部にては数ヶ所の候補地を撰定して、管長會議に提出する筈なるが、各宗派管長會議は、來る四月拝瞻会執行中に妙心寺に於て開く都合なりと云ふ。

#### 暹羅公使と曹洞宗大学林〔明治34年1月29日 第五〇一号〕

同国特命全權公使ヒヤー、リイチロン、ロナチエト氏は、去二十日、日置黙仙老師と共に曹洞宗大学林を訪はれたり。先づ総監察に於て日置、陸、両師の各々暹羅へ出頭せられし時の状況等を聞き、次で大講堂に於て、同林生徒一同の爲めに一場の演説を爲せり。其大旨は、日本仏教の愈よ隆盛、日本仏教信徒の益す其数

の増さんことを祈ると同時に、暹羅仏教と日本仏教と、将来は相提携して仏教の進歩発達を囂らんと云ふにあり。次に日置老師も、亦一場の演説あり。其大意は同師暹羅へ派遣せられし時觀察せられし事情の大意にて、最と懇切に説示せられたり。演説後陸総監、大森、河野、両学監の案内にて諸堂を參觀し、同林盛大の状況を見て殊の外満足にて帰られたり。猶同公使同日の演説は、追て文章に記して送られんと約して去られしと云ふ。

#### 遺形奉迎費の寄附〔明治34年1月29日 第五〇一号〕

本願寺派の藤島了穩氏は、釈尊遺形奉迎使の一行に加はり暹羅国へ渡航せしが、之が為め同氏の要したる旅費は、同派本山にて一時繰替へ置きしに、此程大菩提会の募財金中より支出する事に及びたれども、其繰替金五百六十三円余を、悉皆奉安事務所に寄附せし由。

#### 仏骨ソップ〔明治34年2月13日 第五〇八号〕

四月八日より三十日間、仏骨拝瞻会を執行するに就き、其準備委員として各宗派より三十七名の委員を選出する由にて、何れも日當報酬付きなりと。●拝瞻会の費用一万五千円、愚僧の裏中に入るもの半以上なる可し。●村田僧正の大コボシ。三原俊栄、後藤禅提の二氏が棘手段にて続々負債をコシラへ、聯帯の印形を僧正に迫る故、大僧正近頃末へは如何になりゆくらんと大コボシと。さて笑止のことなり。●仏骨の東京出開帳は中止との事な

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

り。●理事中に妾の世話方に巧みなる人あり。本堂売却の口入師あり。さては古いが京極の余物興行師もありと。●仏骨ソップで生活して、木屋丁の待合月下亭で痴夢を演ずる円顛、夫れ幾何。●十二月末に理事中の一人が月下亭に仕払し、金額二百三十余円とは小ならずと云ふ可し。●妙法院など云ふ、片隅に仏骨の興行をてるより、寺丁の大雲院あたりへ持て来て興行する方、利潤多かる可しと云ふものあり。一層思ひ切りて新京極に仏骨館でも建て、楽隊入りて囃したてる方、賑やかてヨロシ。

#### 大菩提会の会議〔明治34年2月15日 第五〇九号〕

同会にては、来る十九日妙法院に於て、各宗管長及び委員出席にて予て調査中なりし、大菩提会規則編成調査の報告を為すと云ふ。

#### 日本大菩提会〔明治34年2月17日 第五一〇号〕

本月下旬、妙法院に於て各宗委員会を開き、来る四月八日より執行せらるべき仏骨拝瞻会に要する費額二万円借入れの件、及び曇きに奉迎に関し鴨東銀行より借入れし三万円の負債処分につき協議する由。

#### 仏舍利拝瞻会〔明治34年2月19日 第五一一号〕

仏舍利拝瞻会は、来る四月八日より廿八日まで、妙法院なる仮奉安殿にて行ふこととなり、法要、供養、庶務、会計、協議の五部

を置きて、各宗派より委員を撰出せしめしが、最も準備を急ぐものは協讃部にして、殊に拝瞻会に関する各地要所の建札の事、洛東洛西各名勝寺院に於て殿舎宝物を会員に観覽せしむる事に付、本部より金閣寺、銀閣寺、其他に交渉中。又参拝者に交通の便利を与へん為め、官線鉄道及各私設鉄道汽船等の割引も、手数は意外にかゝるよしにて、両一日前より協讃部委員九名は、日々出席し居れりと。

#### 大菩提会名誉会監会議〔明治34年2月19日 第五一一号〕

大菩提会にては、昨年十月妙心寺に開き、各宗派管長会議へ会則改正案、並に会員募集に関する件を附議せしに、両案とも委員附托となり、其後会員募集の件は内務省令第三十八号に依らずして勸募する事に決したるも、会則改正案は未決の俛と成り居るにより、今十九日午前十時より妙法院に於て、名誉会監会（各宗派管長）会議を開き、委員の報告案に付て協議する由。右に付委員は、本日午後より妙法院に於て総会を開き、改正案に付て審議する由なるが、改正条項の重なるは、総裁及会長を置くこと、理事十名を五名とする事、主計二名を置くこと、役員の手手當を止め、実費弁償と成すこと等なりと。

#### 日本大菩提会の財政〔明治34年2月23日 第五一三三号〕

同会組織の當時に於て、鴨東銀行より金三万円の借入を為し来りしか、今度又た更らに二万円の借入を為し、大々の飛躍を試みん

とするよし。

#### 大菩提会と大谷派〔明治34年2月27日 第五一五号〕

大菩提会にては、改正会則に依り副総裁に大谷光瑩師、会長に村田寂順師、副会長に大谷派事務総長石川舜台師を推薦することに内定したれば、村田師外数名は大谷派法主を訪ひ、其承諾を求めたるに、同法主は改正会則に依り、皇族の内御一方を総裁に推戴することに決し居れるに、未だ右推戴の手續を運はざるに、先だち自分が副総裁の地位に就くは心苦しき次第のみならず、総裁を戴く上は急に副総裁を置くにも及ぶまじとて体善く謝絶し、石川師も亦会長さへ定まれば、副会長の如き殆んど之れを置くの必要を見ず。殊に我法主も副総裁たることを辞退されたることゆゑ、自分も御請致し難しと、冷淡に勿付けたりと云ふ。

#### 村田寂順師の心事〔明治34年2月27日 第五一五号〕

同師が大菩提会に対する心事に付語る者あり。曰く師は、當初仏骨を奉迎するに際し、之れを機として南北仏教の合同、各宗各山の調和、且は僧風の矯正など、随分多大の希望をかけるたるにあて、事は悉く齟齬して、先づ東西両本願寺の睽離となり、奉迎委員の不始末となり、負債償還の苦心となり、且は前途遼遠として殆んど見こみも立たず。さればとて、各委員は各本山を代表せるものなれば、自己の侍僧を指揮する如き能はず。左支右吾して如何とすべからざるに至りしより、両三日前、遂に総理の辞任



書を提出せしが、同師に今逃られては事局益々困難なるより、大谷派本願寺管長其他は、頻りに留任を勧告し、師もまた前後の關係上止むを得ず辞任を思ひ止まることとなりしが、今度改正の同会則によれば、理事三名となしありて、従来の委員八名中より採用するも、五名は落撰することなるが、此際比較的操行の甚だしく乱れざるものを採用し大に風紀を一新し、以て倒れる処までやるの決心なりといへど、前途の多難遼遠なるを思へば、殆んど茫洋の歎なきを免がれざるべしと因に記す。寄付金の一向集まらざる今日、覚王殿の建築などなか／＼のことなれど、敷地に於ては東京、大阪の申込ある上、近来また静岡より同県の小松原と称する古戦場を寄附せんと申込みたりと。また東京にて仏骨奉迎会を起し、當地の拝瞻会に先だち奉迎するとの説もありしが、右は奉迎するとしても拝瞻会の後となるべく、且つ一度東京に移せば、之を再び當地に持帰ることの困難なるべく、されば當地の繁栄上不得策にあらざるかと、或は杞憂する向もありと。

#### 拝瞻会各部事務開始（明治34年3月3日 第五一七号）

大菩提会の拝瞻会は、法要、供養、庶務、会計、協賛の五部を置き、委員を各宗派より撰出したるに付、昨日は午後一時より各部署務開始式を行ひ、各部委員室を一昨日より妙法院内に設立したり。

#### 仏舍利拝瞻会彙報（明治34年3月7日 第五一九号）

仏舍利拝瞻会は、菩提会以外に組織し、今月一日各部の事務を開始し、其部長に當選せしは、法要部長に名和精良（天台）、供養部長に岩瀬靈雲（西山派）、庶務部長に有沢香庵（曹洞）、会計部長に小栗憲一（大谷派）、協賛部長に菅居光賢（天台）等の五部長なりし。▲殿堂宝物観覧は、大仏三十三間堂、同智積院、同養源院、同妙法院、建仁寺、高台寺、青蓮院、金地院、南禅寺、永観堂、銀閣寺、相国寺、大徳寺、金閣寺、等持院、妙心寺、清涼寺、天竜寺、興正寺、大谷派本願寺、仏光寺、東福寺、二尊院、黄檗山、万福寺、宇治興聖寺、平等院、同最勝院等なり。▲大菩提会の発会式は、拝瞻会中に行はんと同会へ交渉の末、発会式は来る四月十八日を以て行ふこととし、之が経費として臨時千参百余円の支出は来十日頃の評議員会に諮ふ筈。▲全国仏教各団体、及び仏教各学校生徒は、拝瞻会に参拝の計画を為ものあるに付、是れ等多数の団体の為には、各寺院共殿堂宝物参観に便宜を与へんと。協賛部委員は協議中。

#### 大菩提会評議員（明治34年3月13日 第五二二号）

大菩提会にては、改正会則に依り、新に各宗派より評議員十五名を撰定し、来る二十日頃までに評議員会を開く筈なるが、再昨日までに各宗派より評議員を定め、本部へ届出しは左の十一名なりと。尚ほ真言宗は例の紛擾の爲め、當分欠員と為す由なるが、天台、日蓮、曹洞の三宗は未だ撰定を了らざる趣きたり。

天竜寺派執事北条周篤○妙心寺派執事後藤禪提○黄檗宗執事鈴木惠眼○仏光寺派執事芦名信光○融通念仏宗執事黒田覚州○高田派執事長岡大仁○大谷派庶務部長和田田什○興正寺派補事三原俊栄○時宗執事河野良心○誠照寺派執事小林清深○西山派執事小松真隆

#### 仏骨拝瞻会と知事市長〔明治34年3月15日 第五二三号〕

日本大菩提会にては、来る四月八日より、三週間釈尊遺形拝瞻会を執行するに付、此程府知事代理青木書記官、兼田内務部第一課長及び内貴市長、大菩提会より村田寂順、小栗憲一、北条周篤、芦名信光の諸氏会合し、右拝瞻会執行期間中、京都市に於て相當の尽力ありたき事、及大菩提会員募集の事等の提案ありしも、結局大仏附近の有志者を奨励して賑を添ふる事、及び大谷派本願寺の紀念法要の爲め、多集参拝人あるべきに付、同寺と妙法院との間沿道にも、賑を添ふる設備をなす事となしたり。

#### 菩提会評議員会〔明治34年3月19日 第五二五号〕

大菩提会の会則改正に依り、各宗派より撰出する十五名の評議員は、天台宗菅井公賢師の當撰承諾届を以て全備せしに付、弥よ来る二十二日、妙法院に第一回評議員会を開き、大菩提会拡張に関する諸案を議する由。

#### 仏舍利拝瞻会〔明治34年3月25日 第五二八号〕

拝瞻会は、来る四月八日より二十八日まで執行の爲、□日來小栗理事長は、伊賀伊勢志摩三国を巡回し、各地に於て同地有志を集合したるに、入会員多く賛同せし由。尚小栗理事長は、昨日四日岐阜地方へ出張せしよし。▲会長村田寂順師は、今回越前福井地方有志より、本会趣旨賛同の招待に依り、同市に到り同議事堂に於て演説を為すと。▲岐阜地方より入会請求四万三千名ありしと。▲特派使請特區を定めたる主任は、東京府田村豊亮。有沢香庵（愛知）、後藤禪提（福井）、石川馨（富山）、間野闡門、豊田心静（大阪）、雄山惠恭、足立法鼓、吉田源応（和歌山）、三原俊栄（兵庫）、奥村明堂（三重）、今井竜城（堺）、東海蜻洲の講師なる由。▲去二十三日午後一時より、妙法院に於て右期間中余興として、市中寺院鳴鐘、東山如意峰大文字点火、六齋念仏踊、空也踊念仏等を行ふと。右の爲め内貴市長及び上下区長、市参事会員竹村藤兵衛、辻信次郎氏等会合すると。

#### 福井市に於ける菩提会〔明治34年3月29日 第五三〇号〕

福井県下は由來仏教徒の勢力ある土地なるが、今回各宗同盟会同盟会より、大菩提会々々長村田僧正の來錫を希望し來りたるを以て、僧正は去る二十四日福井市に至りたるに、前田裁判長を初め妹沢検事正、渡辺市長、藤好警部長等、主となりて連名の案内状を發して、翌二十五日県會議事堂に於て村田僧正の演説あり。同會設立の由來より、仏骨奉迎に関する説明ありて、最後に菩提の

意義に説及し、大に感動を与へたる由。

**覺王殿建設地調査委員**〔明治34年4月1日 第五三二号〕

覺王殿建設地の未定なるより、東京、名古屋、奈良等の有志者より、土地寄附申出もあり、旁建設地調査委員を評議員中より撰出し、調査せしむる事に為り、菅居光賢、後藤禪提、三原俊栄三氏當撰したりと。

**拝瞻会と菩提会**〔明治34年4月3日 第五三二号〕

来る八日より二十八日まで、大仏妙法院に拝瞻会執行中、毎日京都市中二ヶ所に於て仏教大演舌会を開くよし。▲大菩提会開会式は、来十七日の予定なりしを、二十四日に変更したり。▲明二日午後より、村田会長及内貴市長は、上下区学務委員を妙法院に招き、拝瞻会に関する協議会、及び懇親会を開くと。▲大阪府下大菩提会委員総会を一昨日四天王寺に開き、本部より北条、雄山兩特派使出席し、同会員大挙募集の相談会を開きたるよし。▲明二日は、大阪平野町仏光寺別院、明後三日は同天満興正寺別院、四日は堺市大谷派別院にて、仏舍利拝瞻会、大演舌法話会を開く由なるが、弁士の重なるは村田寂順、前田誠節、小栗憲一の諸師なるよし。

**本派と拝瞻会**〔明治34年4月7日 第五三四号〕

本年は釈尊二千八百五十年忌に付き、遺形奉安所たる大仏妙法院

に於て、同大法要執行に付き、来る八日午後早々、各連枝を始め執行注記等四十余名、参拝することに決定したり。

**大菩提会協賛**〔明治34年4月7日 第五三四号〕

内貴市長は、此程祇園中村楼へ、上下京各学区学務委員共同組合長等百三十名を招待し、昨八日より二十日間、拝瞻会を執行に付き、応分の尽力を為さんことを依頼せしに、何れも賛同を表し、供米袋九万個を市内各戸に配付し、拝瞻会に供する事に決したる由。

**大菩提会彙報**〔明治34年4月9日 第五三五号〕

日本大菩提会発会式は、二十四日の筈なりしが、十八日に変更せり。▲同盟派各宗派管長懇話会は、大谷派本願寺、興正寺、南禅寺、建仁寺、相国寺等の発企に依り、来る十六日妙法院に開会する由。▲曹洞宗管長悟由禅師は、来る十六日百余僧を率ひ、仏舍利前の法要を営み了りて、管長懇話会に臨むよし。▲同会評議員後藤禅提氏は、覺王殿建設地調査委員に當選せしも之を辞し、次で同会事務取扱をも辞職し、単に常任委員兼評議員となりたる由。▲拝瞻会中は、松原通以南、鴨川以東、各町々に六金色仏旗、及拝瞻会の印ある紅灯を軒毎に掲ぐることなりしと。▲去七日より、参詣人の為め官線京都停車場前に、烏丸通七条上る東側に、拝瞻会便宜所開設し、委員数名詰め居るよし。▲再昨日下午二時、祇園中村楼へ上下京区学務委員共同組長を招待し、内貴市

長、上下京区長出席。拝瞻会に関し依頼する処ありたり。

### 拝瞻会法要の順序〔明治34年4月11日 第五三六号〕

拝瞻会中法楽の日割は、昨九日十夜念仏、今日明暗教会吹奏、明十一日空也念仏、十二日十夜念仏、十三日明暗教会、十四日空也念仏、十五日十夜念仏、十六日明暗教会、十七日空也念仏、十八日十夜念仏、二十日空也念仏、廿四日十夜念仏、廿六日空也念仏等にて、十八日大菩提会発会式、當夜は如意峰に大文字を点すべしと。

### 去九日の拝瞻会〔明治34年4月11日 第五三六号〕

去九日、第二日法要は正午、真宗本派管長大谷光尊師代理、寂院梅上沢融師、導師となり、名和瀏海師以下六名参仕にて、三礼如来唄、読経（重誓偈律）回向等を厳修し、同本山重役総代、水原慈音師参拝し、午後一時三十分終了。引続き真宗木辺派管長代、福永達応師以下七名参仕し、伽佉、小経回向、伽陀等を修し、午後三時終了し、夫より演舌並に十夜念仏ありて、午後五時に及びたり。参拝者は前日より増□し普賢堂金像仏具多□□□者、意外に多かりしとなり。

### 暹羅国公使の来京〔明治34年4月13日 第五三七号〕

東京駐劄暹羅国特命全権公使ヒヤ、ロナチエツト、リチロング氏は、积尊拝瞻会執行に付、勅使として同国皇后陛下の御備物を奉

じ、来る十六日頃東京出發来京ある筈。

### 拝瞻会の参詣〔明治34年4月15日 第五三八号〕

日一日に多きは、全く紀念法要の余慶に属すとは、瞻仰真影の仏舍利に勝りて功德あるものにや、妙法院前塵十丈。

### 仏骨と京都〔明治34年4月15日 第五三八号〕

頃日京都市にては、仏骨を東京に奪はれんとするの兆あり。仏骨若し京都を去らば、本願寺亦た東京に移転せざるべからず。果して然らば、京都市の興廢に係る大問題なるべし。宜しく市民挙つて全力を捧げ、仏骨留置の運動をなさざるべからずと、一種脅迫的語調を以て、区民各家に就き、徴税的に廿五錢三十錢と割付け強要するは、専恣乱暴の沙汰なりとて、市井各処に怨声頻りに湧く。嗚呼慶か凶か何等の兆。

### 暹羅公使〔明治34年4月19日 第五三九号〕

同公使は、昨日午前大菩提会に参拝。午後は大谷派へ参詣せり。

### 暹羅公使と拝瞻会〔明治34年4月19日 第五三九号〕

東京駐在暹羅公使ロナチエトー氏は、拝瞻会参拝の去十七日午後、七条着にて入洛し、河原町京都ホテルに投宿。昨十八日、拝瞻会へ同国王及妃両殿下よりの御供物を納め、一両日滞在の筈なり。

仏骨奉迎始末（一名仏教の東洋）〔明治34年4月19日 第五三九号〕

仏骨奉迎に就て、準備員として岩本千綱氏と共に渡邉せられたる大三輪延弥氏か、勇健の筆に於て編著されたものに係り、世尊の略歴より南亜宣教会の設計に至るまで、殆んど十八個に分ち、悉く問答体として平易流暢に認められたり。蓋し仏骨奉迎に関する前後の事情を知るには唯一の良書なるべし。唯だ製本の不作法なると校正の不行届なるは、此書の一瑕瑾なるべし。（一冊四十錢、京都地久堂発行）

法要と醜業婦〔明治34年4月24日 第五四三号〕

法要を営むに、専ら外観の修飾のみを競ひ、毫も仏祖崇敬の精神を有せざるは、近来各宗派一般の通弊にして、元より法要を営むは、報恩謝徳の志より出でたるにあらずして、集金徴財の目的より生じたるものなれば、一に愚俗の凡眼を奪ふことのみに肝胆を碎きて、祭礼的若くは興行的に之を挙行するに過ぎず。仏祖を餌に利益を取めんとする一種の営業と見れば、如何に見苦しく浅間しき不都合千万なる振舞ありとするも、亦た深く怪むに足らざるべし。併しながら、飽までも仏祖の威霊を汚し、神聖なる道場を以て、穢塵醜埃のために没葬して憚らざるに至つては、殆んど法滅の兆ありと謂はざるべからず。アーチを築き煙花を上げ、紅灯を吊し長旗を流す如きは、元より無用の虚飾とするも、是式のこととはマダしも寛容することを得へし。醜陋極る造り物を拵へ

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

て、劣等人種の歡迎に供するものあり。揃ひの晴衣装を飾りて花見的に練込むものあり。甚しきは阿弥陀仏殿の地鎮式に、下等遊廓の醜業婦を喚し、股引パツチ長襦袢等、思い／＼の異形なる服装をなさしめて、地鎮祭ちやエライ奴ちや踊らんか、チヨイト／＼など、叫ばしめ、白昼公衆の面前、而も数多外国人の異教徒か宿泊せる眼下に於て、卑猥醜劣極めたる狂舞を演ぜしめて、法要の景況を添へんとするか如き、何たる亡状の沙汰ぞ。加るに信徒は幫間者と和して、紅白の黨を施し法衣する着して、俄坊主の風体を装ひ、十字街頭に於て道成寺の狂言を演ずるか如きを見るに至つては、実に喫驚の外あらざるなり。僧侶か自宗制定の法服すら金欄緞子の美を競ふて、俳優芸者にも劣れりとて、外国人の笑を招けるに、況して醜業婦や幫間連をして斯る猥芸を行はしむるを見れば、啻に異教者に向つて日本仏教の品位を下げしましむるのみならず、抑も亦た平素自称するところの君子国の体面を傷るものなり。斯る地鎮式に於て建てられんとする阿弥陀仏殿の神聖、將た何処に於て求むべきや。前年仏舎利の渡来するや、同じく醜業婦をして輿の前後を擁せしめ、奉迎使の身辺自ら一種の香氣を放たしめたるは、時の新聞紙上に於て屢々奇怪を叫はしめたるどころなりき。仏骨若し靈あらば、斯る末法五濁の有態を見て、破戒無慚の乱行を恕れるなるべく。果せるかな爾來の経過甚だ不始末にして、内部の醜惡罪状一日に暴露し来り、今は早や覺王殿の建築すら何等設計の立つべくもなく、妙法院僅かに細香を献して、田舎道俗の小錢を貪るに過ぎざるなり。是れ併しなか

ら、自ら招き自ら造りたる災禍にして、敢て他を怨み人を責むるの途あるべからず。仏法の末路と云はんよりは、実に法滅の悲景ありと謂はんのみ。末世濁代の悪僧等は、今や経巻を売り尽し法を売りて食はんとす。而も之が営業の附景気として、社会光明の裡面に潜める醜劣の徒を嗾して、白昼天日の下に於て何等憚るところもなく猥行を演ぜしめ、以て仏法の威霊と国家の品位とを傷けんとす。明治聖代の一汚辱、何物か之に過くものあらん。苟も社会風教の任に居るものは、宜しく大々の打撃を加へて、斯る悪僧等を人間の交際界より放逐し去るまでの制裁を加へずんばあるべからざるや。(拙軒)

#### 仏骨と悪僧 (明治34年4月26日 第五四五号)

篠原順明師、頃者来訪の人に語りて曰く、仏骨も惜ひことには、腐り本山や悪僧共の手に落ちたからモー、ダメである。釈迦も気の毒なものぢやと。(長ひげ男)

#### 覚王殿建築場所要請 (明治34年4月30日 第五四八号)

遠江国仏教信者より、此程日本大菩提会に向ひ一片の意見書を添へて、覚王殿新築地所を同国三方原に選定せられたき事を要請したるが、其理由の概要を聞くに、三方原は東西両京の中央に位置し、本邦の中心を占め、南は近く太平洋に面し、北は遠く鬱蒼たる山嶽を遶らし、東は天竜川を控へ、西は浜名湖に莅み、海面を抜く二百尺平坦広袤四里、地勢高燥、地質堅硬にて、松樹繁茂し

清浄無類の地にして、覚王殿建築に適當なりと云ふに在りて、同会にては広く各宗の意見を聞かん筈。

#### 拝瞻会の結願 (明治34年4月30日 第五四八号)

仏舎利拝瞻会は、去る八日より執行中の処、弥よ一昨廿八日を以て結願法要を告げたり。當日午前、拝瞻会各委員中曹洞宗の古川清林、導師となり寿量品を営み了りて、更らに理事長小栗憲一、導師となり拝瞻会役員特派使各役員一同参仕し、導師は上下京区仏供米奉納者の祖先追悼法要、并に汽車汽船の爲めに横死せし者の爲めに同様法要を営むの祭文を誦誦し、阿弥陀経を読みたり。

此時平安徳義会孤児院の孤児四十三名、上下京区内に養はる棄児廿六名、感化保護院感化者十三名を舍利前正面に三段に座せしめ、左席に京都婦人慈善会員、右席に拝瞻会中参詣傷病者に施療業せし医師看護婦を座せしむ。小栗導師が祭文を読める時、孤児棄児感化者の中には涙を禁せざるものあり。此法要了りて此の三者を優待し齋を与ふるに、婦人慈善会員(飯田新七、妻君等を始め)は給仕等を為したり。尚此婦人、慈善会より孤児棄児感化者に手拭一筋、饅頭一包、煎餅十枚づゝを与へたり。午後大谷派本願寺新門主大谷光演師は、三十余名の参衆を率ひ、妙法院に到来あるや、此の前後大谷派門徒は、仏舎利拝礼を兼ねて此の結願法要に逢はんと続々集来するもの非常にして、午後一時三十分、仮覚王殿に奏樂の声起るや群集甚しく、新法主導師にて着座(樂止)焼香、三礼(此時総礼)伽陀、漢音阿弥陀経誦の間、参衆

一同起立し散華の儀ありて、伽陀、回向、総礼等の次第にて終了したり。

#### 暹羅国寄贈の仏書箱〔明治34年5月3日 第五五〇号〕

同国より我文部省へ寄贈したる仏書箱は、目下上野公園に開会せる漆工競技会に出品されたり。右は長さ五尺、高さ三尺にて、周圍は牡丹唐草を彫刻して金箔を施し、黒塗に種々の人物を描ける所もありて、大に斯道家の参考品たるべきものなり。

#### 内貴市長と仏骨奉安地〔明治34年5月3日 第五五〇号〕

甚三郎氏頃日人に語りて曰く、仏骨を當地に安置するときは、これによつて各地方の人を引き、幾分市の繁栄を助成する事となるに相違なかるべき。大なる影響はこれなかるべし。何となれば我京都の地たる仏教の中心点にして、各宗本山の有る所なれば、此地に仏骨を安じてこそ、本山へ参詣旁々来京する者も多けれ、若しこれを他の地方に置く事とすれば、態々参拝する者多かる道理はなかるべし。元来菩提会は最初の遣り口が非常に拙劣にして、且つ委員なる者が利己のみこれ事としたるより、終に一般の信用を失し、光明ある仏舎利も従ひて光を隠すに至り、僅々三万円の借金と二万円位の買掛りも、これが処分に困まる程窮境に立ち至りたれども、今日利己主義を放棄し、确实に且つ巧みに遣れば、安置の土地は日本の公園地と称せられ、且つ仏教各宗本山所在の地なれば、菩提会の目的を達し、五万や六万円位の借財を済

す位るの事は、実に易々たるのみ。これに反して其遣り口確實を失し、関係者各利己をこれ事とせんか。何れの土地に遷すも、決して其目的を達することを得ざるべく、畢竟一時の見世物として木戸銭を集むる位るのことに過ぎず、云々。

#### 覚王殿建築と松室技師〔明治34年5月5日 第五五二号〕

松室技師は、覚王殿建築に就て人に語りて曰く、聞く覚王殿は数多の金円を投じて建築せん計画ある由なるが、自分の考には多額の金銭を投ぜざるも、府下に歴史を有する堂宇にして、維持保存に困難せるものを移転するとせば、至極安価に貰受くる事を得べく。而して建築位置に就ては種々説あるも、余は太秦辺を第一と見認む。同地は太子創立の広隆寺もあり、仏舎利奉安所としては此処を措て他にあらざるべしと信ず、云々。

#### 大菩提会の内情〔明治34年5月11日 第五五七号〕

仏骨拝瞻会は予期の収入なく、殊に尾濃地方を始め曹洞、黄檗、天台、日蓮の各宗は反対の態度を取りしかば、忽ち財政上大破綻を生じ、役員の手當をも支払ふ能はず。又前來重積する負債の十分の一をも返還する能はざるより、村田会長を始め役員等大に其策に窮し、秘密評議員を開き、財政上の善後策につき凝議する所あり。同会目下の負債は約六万円にして、多くは各銀行より借入れたるものなるが、其内鴨東銀行より借入分三万円は既に返却期限を超過し、昨今嚴重なる取附に遇ひ、役員皆頭痛鉢巻の体なり

と。

### 大菩提会を解散せよ〔明治34年5月20日 第五六四号〕

保延、永治の昔、興弁く力者法師のあるありて、屢次宮闕に嫉訴しき。明治聖代の弱法師、あらゆるものを昇き尽したる今日此頃、仏骨を昇て都大路を彷徨ひ廻はりつゝあるなり。見よや、法師は昔も今も能くものを担ぐものなるを。

仏骨渡來の其の時より、吾は屢次警告を怠らざりき。曰く、お祭り囃きをなす勿れ。曰く、不急の土木に懸想する勿れ。曰く、徒らに大言壯語する勿れと。吾の注意は當該法師の尤も忌み、尤も悪むところでありた。然れども菩提会の現状は、吾の警告の無用ならざりしを、日夕事実の上に證據だてつゝあるにあらずとせんや。吾曹は今爰に、屍に鞭撻するの陋に出でず。同情を以て菩提会の内容を推察し、徐ろに善後の一策として、菩提会解散の必要を告白せずんばあらず。

仏骨奉迎を動機として、組織せられし日本大菩提会の理想が、如何なる理想でありしかは、趣意書が弁じて居る如く、覺王殿建築、教育、慈善の三者である。以上の三者は、単に理想の上に描くはよし、猜疑、嫉妬、反問、排擠の念ある各宗派に依りて現実に顕さんとするは、至難の業である。況や三個の問題中、それ自ら時運の必要を認めざる者あるに於ておや。釈尊の遺形とすれば、敬虔の心を以て尊重せざる可らざるは論なし。然れども之を尊重すると覺王殿建築と何の関聯する所かある。内は信仰道念日

に月に衰却し、外は異端の教跳梁を恣にせる、危機一髪の時になりて、不急の土木を起して、尚ほ仏意に協へるとするが、往昔大藏經の鏤刻、尚且つ死仏教の批判を免れざりき。今世の法師、幸に仏心の解釈を怠らざんば、お祭的所謂尊重の妄動を謹み、敢て民力を困憊せしむる勿れ。現時の仏教が、根本的に累卵の危きよりも危しと知らば、法師たるもの思半に過ぐるものあらん。若し識者ありて、仏骨を如何に何所に奉安せんかと問ふものあらば、吾曹は現今の妙法院こそ最も適當なりと答のみ。菩提会が第二の理想とせる教育とは、普通教育にもせよ將た仏教教育にもせよ、既存の各宗派の教育機関の外、何の必要ありて更に教育機関の増設を企てしか。若し各宗派既存の教育機関にして規模狭小なりとすれば、焉すれぞ之を一団として其の改進を計らざる。若し又各宗派は、例の嫉妬、反問、の偏執ありて、或は各宗派相互に特徴の性格ありて、其の教育機関の聯合をなし得ずとすれば、渠等永炭異性の各宗派をして交手提携して、更に教育機関の新設を画策する如きは何等の矛盾ぞ、何等の無謀ぞ。哀れ菩提会の第二の理想も、吾に於ては迂にあらずんば陋、痴にあらずんば狂たらんのみ。第三の理想とせる慈善事業に到りては、吾曹大に各宗派に向て其の必要を警告せずんばあらず。今世の法師の計策になれる事業にして、末頃にもせよ慈善なる題目を掲しを、多謝するに吝ならずである。慈善とは単に金品の贈給をのみ意味するにあらざるは、法師の能く知るところならん。チエリチは人事上に於ける神聖なる問題である。ヒュマニチの題目にしてエコノミースの



題目であらざるを思念せよ。凡そ慈善をなさんと欲するものは、慈心の修養を怠る可らず。内に溢る愛なくして、外に其の奏効を期せんと思惟する如き、慈善問題に接するの資格なきものとす。

さは云へ、吾は法師等に、尽く慈心の欠如を疑ふものにはあらずと知るべし。今世の法師、よしや同情推察の念厚く、双眸悲涙に富むと雖も、其の針路を愆らば、璧を展て泣くの愚に陥ん。其の第一歩を誤り、第二步に□□□□慈善会に依りて苟も慈善問題を号呼する如きは、迂なり愚なり。されど社会が急迫を訴へつゝ、ある慈善事業を閑過すべくもあらず。吾は各宗派が猜疑、嫉妬など云へる痴婦的小感情を脱離して、素より山師的心術を排除して、大に慈善の運行を助けんこと切望に耐へず。異性の問題を含める菩提会をして、慈善を云為せしむるは危険なり。否寧不能なりと信ず。要するに遇、慈善の文字あるにもせよ、吾教界は敢て菩提会存立の必要を認めざるのである。然らば如何にすれば可なりやと云はゞ、唯菩提会解散の一事あるのみ。伝へ云、菩提会は財政大に困徳、且暮債鬼の恹々たる怨声を聞つゝありと。よろしく同盟の各宗派に分割して支弁の道を講せよ。是れ同盟各宗派、當然の義務たるは、疑を容れざるなり。(楓林)

#### 鴨東銀行と大菩提会 (明治34年5月21日 第五六五号)

积尊遺形、奉迎事務所及日本大菩提会は、昨年来鴨東銀行との間に當座過振契約を結び、既に其限度とせる三万円に近き借越と為り居りしが、同行は今回の始末となり、差當り貸出金の回収を努

めつゝあり。大菩提会へ対し返金を促し居れど、却々六ヶ敷模様なり。然れども若しも訟廷に持出し、宗教家に対して強制執行をなすは、最も好ましからざる事なればとて、同行に關係ある下間庄右衛門、中野忠八両氏は、同行重役の依囑を受け、一昨日内、貴甚三郎氏を訪ひ、両者の間に介し円満に其局を結ぶべき様、仲裁の勞を執られん事を依頼したるが、内貴氏は大菩提会、今日の実情は到底急に返済しべからざるべきも、兎に角、村田総理に面し、会談を遂ぐべき旨を答へたりとなり。

#### 大菩提会の借金 (明治34年5月23日 第五六六号)

鴨東、大菩提会貸金三万五千円の請求一件は、内貴甚三郎氏が、該会理事者に返金方を談ぜられたるに、会長村田寂順氏は、今日の場合、鴨東銀行も甚だ気の毒千万の有様ゆへ、何とかして返金の途を立てざれば、或は同行にて法律上の手續に由つて強制手段を取るやも計られず、斯くては唯だ大菩提会の不名誉なるのみならず、各派管長の体面にも関し、且つは宗教家の敗徳を暴露する理なれば、各派管長に於て、一時分担当立替をなして返金するやう、近日各派管長会議を召集し、其議決に由つて、何分の回答に及ぶべしと答へたる由。

#### 仏骨醜談 (明治34年5月31日 第五七三号)

大菩提会に六万円といふ大穴があいた。ドウしても其穴が埋まらない為めに、遂に仏骨並に骨と共に、国王陛下より寄贈せられた

黄金仏を、六万円に担保に入れやうではないかとの相談が纏り。数日前、或る法律家に其事の鑑定を托したとの噂。▲骨は法律上担保物たるの効力かない。黄金仏の方は無論其効力があるといふので、或古道具屋に、其黄金仏の価格の鑑定を命じた。所が三万五千円は愚か、只の五千円も六ヶ敷いとの話して、彼等山師連は頗る困難の体であるとやら。▲担保物としての仏骨の法律上の効力は別問題として、仮初めにもこれを担保物に提供せしめやうとした彼等の脳髓に、何が棲んで居るか。祖先の血を啜り、肉を啖らひ、それを啜り尽し、啖ひ尽した上句に、其骨をまて羹にして吸はう、イヤサ其吸ひから迄を質に入れやうとする彼等の心の底、鬼か棲むか蛇か棲むかと東京の新聞に記せり。

#### 仏骨の末〔明治34年6月1日 第五七四号〕

昨年仏骨を迎へる時、日本菩提会の某師が、嵯峨天竜寺の峨山和尚の処へ往つて、師の寺には雲水が多いから、仏舍利の龕塔を担ひで貰たいと頼むと、和尚はやれ何使とか総理とかいうて、二頭馬車に乗る、出迎ひのつき合には、おれの所の雲水は一人も出すことはならぬ。信者の汗や膏で馬車や馬に乗つてすむものか、と言つたので、某師は赤面して去つた。今や峨山和尚亡し、日本菩提会は不始末事件を暴露すあはれと大朝に。

#### 江州の大菩提会の形況〔明治34年6月4日 第五七六号〕

該会特派委員今湊氏の尽力にや、彦根、八幡、能登川、日野、八

日市、草津、大津等、続々入会する者ありて好況を呈し、又北江州三郡の如きは、去月二十九日各宗聯合の地方委員会を長浜大通寺内に開かれ、会する者四十余名、當日の議題は入会勧誘の爲め、各地各派に演説会を開くこと。如何なる手段によりて会金取り、継をなすや等にて、イヨ／＼来る八月上旬より着手すること、決し、夫より委員は会員、名誉会員、特別会員、正会員等に入して一同散会せり。先づ此の分にては湖北三郡は好況にて、将来大ひに望みあるが如しと伝ふ。(通信員)

#### 僧界不和合〔明治34年6月5日 第五七七号〕

僧の字を解して和合の義とすることは、古来一の異論もなし。而して僧の實際は和合の義を失へること亦久し。僧にして字義の如く和合を本とするものなれば、仏教の隆盛期して待つべきも、互に和合せざること甚しければ、仏教の衰頽に傾くこと毫も恠しむに足らず。僧の義を最も貴べる真言宗に於ても、近來各派分離して独立を謀りしことあり。是れ和合の実なかりしことを世間に公表するものにあらずして何ぞや。同一宗門にして尚且つ然り、況や流を異にする他宗他派に於てをや。斯く言ふを以て、進論上誤りなしとするに至れるを以ても、僧の実義を失へることを歎息せずんはあるべからず。

嘗て各宗協会と云へるものあり。大日本仏教慈善会規約を議定し、遠からず実行に至るべしとの説ありしも、其規約は廃止にもならず実行にも至らず、有耶無耶の間に泯了したるは、大日本仏

教の為に最も遺憾とする所なりし。

後ち大菩提会と云へるもの起り、一方には覚王殿建築の事を計画し、漸次慈善事業に着手する筈なりしも、近時の形勢に考ふれば、仏骨奉迎の事のみは纔に結了したるも、覚王殿建築の事は扱置き従来の負債始末にさへ困難を來たし、勿体なくも極めて尊き仏骨を抵當にせんとするも、法律上抵當とならざるを以て其運びに至らず。又黄金仏と称する靈像を抵當にせんとするも、是は其物体抵當とするに足らず。為に關係銀行は大いに迷惑し居れりとの醜聞を、都鄙の新聞紙に伝へらるゝに至れり。以て其近況如何を察すべし。堂々たる仏教各派相乗りて設立したる大菩提会にして、此の不始末を呈するとは、抑も何たる醜態ぞや。今にして之を顧みれば、曩きに本願寺派か独り此の会を分離し、覚王殿建築に際すれば、二万金の寄附を約し置きたるも、殆ど水泡に属せんとす。之をして水泡に属せしむるとせば、本願寺派は普に二万金の負担を免るゝのみならず、大いに其先見の明なりしを誇るに足るべし。本願寺派に先見の名譽を与る丈、各宗派の意気地なきを反證するものなり。各宗派の管長及び委員は今將た何の顔色かある。其の此に至りし道路には種々の失敗もありしならんが、畢竟するに和合の大主義を失へるに由らずんばあらず。和合の実義なくして事の成就せんことは古今齊しく其例を見ざる所とす。覚王殿建築遂に困難なりとせば、他の慈善事業の如きは尚更困難の事に属す。堂々たる仏教各宗派の管長は、慈善事業に於て、二度まで食言するものと評せられんも、之が弁解の道なかるべし。

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

仏の顔も三度との俚諺あり。二度は已に失敗に帰す、第三回目には何等の事業を以て世に對せんとするか、吾輩の聞かんと欲する所なり。

各宗派より分離せる本願寺派は独力を以て慈善財団の挙あり、目今已に設立願の手續中にありと伝ふ、是も亦失敗に終らんか、成効に至らんか、今俄に保證の限にあらざれども、兎に角立願を出すまでに運び居ることは事実ならん。されば各宗派管長にして、苟も社会に對する事業を起さんとの熱心あらば、従来の瘦我慢の幟を倒して、宜しく本願寺派の慈善財団に助力を為すべし。慈善事業には宗派の異同を問はず、之に随喜し贊助するを以て撰善法戒の本旨に契ふものならん。たとひ我慢にても其事を成就せば可なれども、何事も成就することなく、益々仏教の体面を汚さんとするは、諸師に於ても中心快からざる事なるべし。故に吾輩は、進んで社会に對する慈善事業を起すか、若し別に之を起すこと能はずとせば、他の慈善事業に随喜贊助して、随喜善にても成ぜんことを特に忠告せんとす。諸師それ僧の本義を念頭に懸けて、然る後其進退を決せられよ。

**菩提会**（明治34年6月10日 第五八一号）

遠来の仏骨を安置保存せんが為に、仏教各宗の人士が組織せる菩提会に於ては、その借金六万円の多きに上り、その當局者は將に訴へられんとすといふ。俗間借金の出来る人を以てエラシとす。仏教のエラキ所も亦た此辺に在るかと思ふ。基督教の新誌はヒヤカシ居

れり。

**お祭と布教**〔明治34年6月13日 第五八三号〕

二十世紀大挙伝道と云へる看板の下に、基督教徒は大阪に於て頃日来、提灯行列所謂レンタンマツチを挙行して、頻りに泰西のお祭をやりて居ると云ふことである。が、今後の伝道は果して大挙してやるのであるふか。単にお祭りのみで、布教は零に了るのではなかるか。●花の四月、大谷派は紀念法要と云へる題目の下に、長らくお祭りを挙行した。而して学師布教師の勢揃へて市内布教をやりた。法要が済むと財政問題の外、一も布教問題が聞へぬ。●西本願寺は本月に至りて、東京に於て遷仏式と云へるお祭りを挙行した。一部の有志は之れ幸いにテント伝道をやりた。然し之れも前二者の如くお祭りの布教で、永久に続く様にも思はれぬ。お祭りは宗教家の教勢挽回策には頗る好い。恰も商業家の商勢挽回策に博覧会や共進会を開く夫れと全一で、面白ひ趣向である。が、何時も宗教家の結果が面白い。従来から仏教徒のお祭も聞分ありた。僕の物こゝろがついてからでもユルコソト、フランスなど云ふお祭興行人が外国から来て、南北仏教の合同とか、仏教各宗派の共全とか何んとか、八ヶ間敷ことでありた。夫れから全国仏教家の大会、宗教法案問題、夫れに昨年の骨祭り、大菩提会、不幸にして如上のお祭りは悉く失敗に帰して、教勢挽回どころか寧ろ自家の醜陋を發表して、骨祭りの結果は教務上著しき損害を与へた。夫れに不思議なのは夫の字の付く事業の余ま

り、大的ならずして悉く失敗に帰するのも妙ではないか。仏界の大菩提会、基界の大挙伝道。●お祭りを巧みに利用して布教をやる効果は頗る大であらふと思ふ。蓮師が白喰の相撲や盆踊り、寛円上人の壬生の大念仏、其他古の徳者は種々の方面にお祭りを挙行して、夫れよりも一層大なる結果を布教上に収められたかの様にある。今のはお祭りに至て、肝腎の布教はサツパリである。祭今後はお祭りの余興に布教と云ふ従来の方針を一変して、布教の爲めにお祭りを挙行して欲ひ。(市口)

**大菩提会の末路**〔明治34年6月30日 第五九七号〕

全会の重役中に於て私書偽造、詐欺取財の罪を犯せし形跡ありて、一朝破綻し来らば、由々しき大醜態を露発するに至るべしとの急報あるも、事實は知らず。

**大菩提会の善後策**〔明治34年7月6日 第六〇二号〕

全会にては此程其善後策に就て種々協議するところありしも、遂に要領を得ずして散会したりと。又た全会に關係深き某氏の語るところに由れば、今後大菩提会は各宗派に於て分担して会員を募集し、最初の目的を達するにあらざれば、到底此俟にては千百年を待つも成功覚束なし。又た今日の菩提会は、鴨東銀行の執行処分に服して、而して天下の全情を惹く方宜かる可し云云。天下の全情も凄まじいものなり、

## こゝちよや菩提会の末路〔明治34年7月8日 第六〇三号〕

欺かれたる三河の一会員投

破戒無慚の墮落僧か集合場たる大菩提会の如きものか、世に成立せざらんことを望みたるは、独り余輩のみならざりしなり。果たせる哉、彼の一怪団は外撃の力を待つに及ばずして、内自ら醜態汚状を暴露し来り、今や最後の死辱を晒さんとす。仏骨を餌として、酒色淫楽に遊び耽りたる愚にして、而も悪僧共か如何に臨終末期の哀れなるかを見てやるべし。金爛袈裟を光らせて俗眼を驚かし、妙法院の興行に道者の木戸銭を貪り、あらん限りの方面に手を伸して負債の上に負債を重ね、私家経営の貯蓄に充て又は權妻妖妾を囲ふの放蕩費に消し、祇園廓中荒亡のしだらなき、木屋街頭流通のしれつたさ、殆んど云ふに忍びざるものありしなり。彼等墮落僧中に於ては、私書偽造、詐欺取財と云へる畏ろしき犯罪の跡ありて、之か証拠物件は悉く或筋の手に回収されつゝありとさへか風聞するに至れり。而て今や漸次是等の裏面に含まれたる怪事は、天日の下に照破し来らんとするは、近頃以て心地好き□も愉快なる光景にあらずや。

大破裂なるかな、区々たる姑息手段を以、一時をびぼをするを休めよ。彼等明治の悪僧共は、此際自ら私費したる負債を各宗管長會議に附して、各宗分担の下に支払の方法を講ぜしめんとする由。何たる不都合千万なるツーツーしき沙汰なるぞ。各宗管長は、断じて斯る破戒無慚の後拭ひをなすの義務なきものとするべし。点々の僧実に制せられて、彼等悪僧を救護するか如きあら

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

ば、是れ即ち各宗管長が悪僧の罪を隠匿するものにて、取も直さず従犯者なり、共謀者なりと云はざるべからず。天下具眼の門末は、決て之を是認せざるべく、忽ち其の不當を訴ふるに至るべし。管長等にして彼等悪僧に殉ぜんとならば、宜しく先づ天下門末を離別するの決心を固めたる後、ならざるべからず。四五悪僧の罪状を掩はんかために、永く拭ふべからざるの汚辱を遺し、而も門末の信任を失はんは、事物軽重の理に暗きものと謂ふべし。断然放着せよ、悪僧に垂るゝの涙は無用なり。罪人に恵むの慈悲は入らざることなり。法律の制裁を受るも縄緘の辱を蒙るも、元と彼等の自業自得のみ。善き後には必ず悪き事あるは、因果的面の大道理なり。良民の膏血を絞り、信徒の施物を貪りて、放埒無慚の浮遊に耽りたるものか懲役に行くゝらいのことは、當然の事のみ。各宗管長は、宜しく高地に登りて静に見物して可なり。余輩は亦た、彼等明治の悪僧か悲惨の境に沈むを見て、今日まで欺き欺き通されたる、セメテもの腹癒せせんと欲する也。

## 仏骨の苦境〔明治34年7月11日 第六〇六号〕

大菩提会が鴨東銀行よりの借入金三万円は、去六日が返済期限なるも、未だ其運に至らざる耳か、遠州よりの三万円に御迎申さんとの申込、曹洞宗の同額にて東京への御迎申さんとの申込、孰れも沙汰止と為り、今は何れよりも金融の途なく、もし此俥にして過ぎんには、仏骨其他の宝物が仮処分を受くるに至るやも計らず、於是嵯峨法輪寺の服部賢成氏は、この間の救済を内貴市長に

依頼し、市長は大菩提会の組織を変更して維持法を設け、以て相當救済の途を施さん為め、村田会長とも一両日中に熟議する処あるべしといふ。

#### 仏骨奉迎使懇親会〔明治34年7月13日 第六〇七号〕

去十一日は、渡邉仏骨奉迎使の一行が長崎に上陸せし一週年の紀念日なればとて、同午後三時より東本願寺枳殻邸に於て懇親会を開き、航海當時の逸事などを語り合ひて旧交を温め、黄昏散会したり。この席に列りたるものは、正使大谷光演師、副使前田誠節、日置黙仙、藤島了穂の三氏及び同寺の重役石川舜台、小林什尊、平野履信、土屋観山の諸氏なりしと。

#### 大菩提会の善後策如何〔明治34年7月18日 第六一一号〕

仏骨到着の當時を回想すれば、京都大阪の拝迎甚だ盛大にして、殆んど狂せん許りなりしに、各宗派の山師的僧侶は奇貨担ぐべしと為し、例の大菩提会を振り回し、各地に派出して寄附金を募りたるも、世界は盲目ばかりにあらざれば、容易に其悪計に陥らず、たま〜之に加担する者は、地方の悪僧どもなりしを以て、費用の嵩むのみにて、毫も会運を振ふ能はず。今春の拝瞻会もまづ〜不首尾に終らしめたるは、仏意の悪徒に眞加なきことを證するに足れり。而して会運は日に月に傾き、今や進退に窮する事となれり。

伝ふる所によれば、大菩提会の負債は合計六万円許にして、内三

万円は鴨東銀行、他は印刷会社、料理店及び待合、青楼等に属するなりと。而して此負債の内容を観察すれば、旅費日當其大半を占め、其他は山師連の遊蕩費にあらざるはなし。苟も袈裟を纏ふ身にして、酒食に耽り、剩さへ卑賤の阿摩に戯むる、抔は何事ぞ。夫れのみにも仏罰の當らざるを得ずとは、心ある者の窃に歎息し居たる所なり。今日の結果あるは未だ仏威の失せざりしものなることを認め、会外の僧俗は却て之に感激し居れり。斯る結果を来したるは、悪僧輩の自業自得に外ならずと雖も、之が為に損失を蒙りたる銀行又は商業家に取ては、意外の損害にて、中には倒産の悲境に頻せし者なきにあらずと。善後の処分果して如何にすべきか。

局外者か之に就て容喙すべきの限にあらずといへども、事仏教の体面に関するを以て、嘿して止むべきにもあらず。元來此の大菩提会なるものは、各宗委員の会議より成り立てるものゆゑ、各宗本山に於ても之を知らず関せずとして、防訴抗弁するを得ざるものならん。たとひ彼等悪僧輩の連帯責任とするも、彼等は到底此の負債を弁償するの力を有せず。よし其力ありとも之を弁償せんとする程に殊勝なる者は一人もあらざるべし。されば裁判沙汰となれば、彼輩は打揃ふて破産の宣告を受けざるを得ず。破産宣告は普通商人に取ても権義上の斬罪に齊し、然るを況や教導を職とする者に於てをや。此の斬罪の宣告を受くれば、再び教界に游泳するを得ず。而して各宗派に於て此等の輩の斬罪に処せらるゝを以て、却て他の手を仮りて擯斥するものとし、好機会なりとする

の意底あるものなれば、最早多言を費すに及ばざるも、若し此輩の斬罪を以て不憫と思ひ、或は之を以て該派の不名誉なりとする事ともあらば、之が為に其善後の策を講ぜざるを得ず。

抑も内部の事情は如何なりとするも、債権者たる鴨東銀行その他の商家に対し、此俟に抛棄し置かんには、彼等債権者は嘿して止むべきにあらず。必ずや裁判沙汰と為すならん。果して然るときは其勝敗の数を外にしても、各宗派の不徳義不名誉は世間に轟然たらん。而して之が關係たる各宗派は、殆ど日本仏教の全体に亘り居れるを以て、其不名誉の及ぶところ、仏教の全体に傷けんこと疑ふべからず。されば一旦彼輩に大菩提会組織を委任したる各宗派は、此際之が善後策を講じて、他債権者をして倒産の不幸より蘇生せしめ、世間の人士にも、流石は宗教家なり。倒して止むの不徳義に出でざりしことを承認せしめよ。是れ大菩提会を組織したる罪の幾分を償ふものと謂ふべし。之を為す甚だ難事なりと雖も、若し之を為さざれば、将来各宗聯合して為さんとすること、何事に依らず、全く信用なくして成立たざるに至るべし。果して然るときは、各宗聯合の事業は今年を以て自殺し了れる事とならん。乞ふ大菩提会關係の各宗當局者、熟慮審議する所あれ。殷鑑目前に在り、今後之に類似の山仕事は決して行ふべからず。僧侶は僧侶らしく、如法に布教し如法に運動すべし。たとひ目覚しき事業は成らざるまでも、自ら損ひ他を損ふことなく、少くとも人をして気の毒なりとの同情を惹くに足らん。

#### 大菩提会の財政〔明治34年7月18日 第六一一号〕

一時財政紊亂の世評ありし仏教大菩提会は、其後整理の緒に就き、二三の大宗派より金円を貸与し來三十六年、大坂に開く勸業博覧会を期とし、仏骨大法会を執行する予定なりと報ずるものあり。當たればよいが。

#### 大菩提会と内貴市長〔明治34年7月19日 第六二二号〕

大菩提会々々計理事、豊田心静師は、一昨日内貴市長を訪ひ、鴨東銀行に対する負債金二万九千余円、其他諸商人の買掛金等に関する始末を語り、是非会計監督の地位に立ち、之か整理上に尽力せん事を懇請せしに、内貴氏は同師に向ひ、余は元來大菩提会の組織上に就て意見一致せず。殊に今日の場合、表面斯る責任者の位置に立ち難きも、相応の尽力は固より辞せざる処なり。尤も到底無一文にては、鴨東其他の債権者に対する交渉纏るべくもあらず。仏骨奉迎の當初は各宗本山共同し、非常の熱心を以て大菩提会を設立しなから、今日の窮境に沈むや各自種々の辞柄の下に其責めを逃かれんとするは、宗教家の行動として実に言語に絶したる次第なれば、此際是非共、各宗より少なくとも三万円を醸出したる上は、鴨東其他債権者に対する交渉の労を執るへしと答へたれば、豊田師は何れ協議の上、更に何分の御依頼に及ぶべしと述べ引取りたる由。

### 仏舍利仮安置紀念法会〔明治34年7月21日 第六一四号〕

大日本菩提会にては、去十九日午前九時、仏舍利奉安一週年紀念法要を、仮奉安殿に営みたり。村田大僧正、大導師と為り、参勤職衆十七名にて、伽陀、三敬礼、供養文、表白、敬礼段、四悔、十方念仏、安樂行品、十方念仏、三礼、回向伽陀等の式を以て法華三昧を修し、副使たりし前田誠節、藤島了穩、日置嘿仙の三師使、後藤禪提、土屋觀山、三原俊栄、河野良心、青井俊法の他、理事、講師、奉迎委員、總代和田円什師、豊田、長谷川、芦名の現理事以下、本部員等参拝し、午前十時三十分法要を了るや、喇嘛教貫主は奉迎正使なりし大谷派新法主と馬車を同じくし、隨從の一行十余名と共に参院して、親く經誦焼香を為し、夫より暹羅王より贈られたる貝多羅經、同皇后より贈られたる同經の覆絹等を觀覽し、白尾義夫氏の説明あり。阿貫主より銘香一包を備へ、大菩提会よりは真美大觀一部を贈呈したる後ち、焼酎菓物を侷めたり。午後一時再び新法主と馬車を同じくして、旅館正伝院に帰りしと。

### 暹羅公使〔明治34年7月30日 第六二二号〕

同公使は帰国途次昨日来京、大谷派本願寺に到り、両堂を参詣し、拝領殿に於て両法主に面会し、午後は大菩提会に到りて御遺形を参拝し、村田会長に暇乞を為したり。多分本日神戸に向け出発せしならん。

### 暹羅王の還幸〔明治34年8月5日 第六二六号〕

暹羅王陛下は、英領海峽殖民地巡幸を了へて、去月十七日未明新嘉坡拔錨。磐谷府へ還幸御乗艦はマハ、チャクルリーにして、護衛の砲艦はシグリプとデチャーとの二隻。

周防上の閣通信 佐賀村寺院のみにて、町村制九十七条の免税運動をなしつゝありしが、右は村や郡くらひにて、事の決行を為す能はざるは勿論なればとて、順序的に之をなすは却て其真相を誤解せる小吏員もあれば、来る十月の小集會議を経て、管事より直接に知事へ交渉せしむることに内定せりと云ふ。○本組内には未だ天理教基督教等の教理を説く場所なき為めか、只一回の説教演説等ありしを聞かずと雖とも、随分迷信者の多きことは事実なれば、一朝渠等伝道を試みんか、多数の信者を生すべきは火を視るよりも明なれば、今より之れが予防をなさざれば、他日残慨措く能はざるの時あるべし。○本組近在の浄土宗は、近時五重会とか云ふものを組立て、年二三回つゝ、使僧を巡回せしめ、善男善女を一堂に会して嚴肅なる法会を執行。念仏の功德にて往生するの布教は、案外にも非常の効果を見ることを得たりと。該宗の一談僧は自尊的に語るを見たり。○其他の宗派は、飽食暖衣の外何の爲す所なく、偶々会すれば、生花喫茶の娯楽にのみ貴重の日子を経過せるとは気毒千万なり。真に僧侶は一名遊民の称、吾輩を欺かざるなり。○神道亦全し境遇にありて、祭典執行の外何の爲す所なし。(通信員)



### 大菩提会の仕払 (明治34年8月10日 第六三〇号)

大菩提会の売込商人に対する仕払期日は去る五日なりしが、其支払金額は三千百五十円にして、其内五百円は、鴨東銀行の休業前日に、同行小切手を渡し置きたるを償却し、余の二千六百五十円を以て、従来一銭の支払をも受けざる分に対しては、其半額を払渡し、之れ迄幾分の支払を為しある分に対しては、残額の四分を仕払、又金額五十円未滿の分は、全額を夫々仕払ひたり。而して残額は、本月二十五日を以て支払等なりと。

### 伊勢雑信 (明治34年8月26日 第六四三号)

○大菩提会賛助員募集の爲め、今井竜城、前川眠山、菅沼瀧仙の三氏は、南勢度会郡を遊説せられしか、各宗寺院は大抵入会せしを以て、此程中より津市及附近の寺院を勧誘して、近日中同地に支部発会の式を挙行。○先年曹洞宗を脱し、新仏教の一旗幟を翻へし、基教大學伝道の挙あるを慨し、新仏教婦人伝道隊なる者を組織せられたる大道長安師は、津市四天王寺に於て観音経の講演をせられ、夜は仏教演説をなして大に聴衆に感動を与へられたり。○法義引立の使僧として、大谷派本山は中勢地方の末寺に太田鳳州氏を出張せしめ、副管長就職を披露し、旁ら寺債券の応募者を奨励せられたり。(通信員)

### 大菩提会支払一段落 (明治34年8月28日 第六四四号)

大菩提会にては、本月五日を以て売込商人に対し、支払なき分に

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

は半額を、幾分か支払ひたる分には四分払ひを為し、残余は去二十五日に支払ふことに為せしが、予て同会の負債は六万円計りあり。現豊田会計課長及理事等と村田会長、前田副会長と奔走して、其内四万計りの金円を借入るゝの協議中、前理事後藤北条の二名は、之れか妨害を加へたる爲めに、二十五日の間に合はざりしも、来月五日迄には借入金をして得らるゝ事に為りしを以て、豊田会計課長は売込商人に支払ふべき六千円に対し、半額三千円を融通支出し、二百円以下の分は悉皆払渡し、三百円以上の分は半額は現金にて、半額は本月三十一日限りの約束手形にて払渡したるに、何れも之を承諾したれば、売込商人に対する支払は茲に全く一段落を告げたりと。

### 覚王殿の木材 (明治34年8月30日 第六四六号)

大菩提会の事業たる覚王殿の位置は、同会に於て近日理事会を開きて之を決定し、三十六年に地鎮祭を執行せん予定の由なるが、同院建築木材は暹羅国王寄附せらるゝ予約にて、其運搬方は同王より稲垣公使に依頼しありと。而して右木材は日本の桜に類して長大なる由。猶覚王殿建築に關し、大菩提会々長村田寂順師は、内貴市長に計る処ありしに、市長は今回同会の会計を整理すると共に、勸財と事務取扱とを区分し、事務長は経験ある俗人に囑托すべしと勧告したりと。

**大菩提会の支払結了**〔明治34年9月3日 第六四九号〕

大菩提会は売込商人に対する支払として、予記の如く手形の手形分滞りなく、悉く去月末現金と引替を結了し、尚ほ中途に発見し来りし、同会徽章前理事等の注文に係る残部六百四十四円をも悉皆支払ひ、売込商人に対する掛金は全く支払を結了したりといふ。

**大菩提会支部**〔明治34年9月23日 第六六五号〕

同会三重支部発会式は、去る十四日を以て伊勢津市四天王寺に執行せられたり。此日非常の好天気にて、僧侶信徒の群集夥しく、十三間四面の大堂は忽ちにして立錐の地なきに至れり。偕て仏前の莊嚴美を尽し、立花は町屋村青年会より寄附し、奏楽は相生村有志の奉奏にかゝる。午後二時を報するや劉亮たる声裡に衆僧着座し、洪鐘三吼、真宗各派は長谷部啓、調師導師として是に和し、次に西来寺山主、小泉僧正は天台宗各派を代表して、衆僧と共に勤行あり。終て當山主鈴木天山師の勤行終るや、奏楽にて退座せり。勤式終りて三重支部幹事今井竜城師登壇して、本部よりの祝電を朗読し、且前田誠節師出張する筈の処、宗務上の都合にて不参せりと報告し、夫れより菩提の二字より説起して、平易に開会の辞を述べ、聴衆をして感動せしめたり。次に小泉□達師の法話あり、続て高田派本山より臨席の講師加藤行海師は、表白文を捧読せられ、大谷派擬講、清井堪靈師の代理同く表白文を朗読せられ、最後に山主、鈴木天山師は舍利と云ふ事に就て演説し、何れも同会の主義を敷衍して無事閉会を告げたり。来会者へは一

同に茶菓の饗応ありて盛会。(通信員)

**菩提会金の紛失**〔明治34年9月29日 第六六九号〕

去六月廿六日、日本大菩提会特派使、間野蘭門師が、能登国七尾地方に於て募集したる会費金二百五十円を、同国中居郵便局で爲替に組、證書を書留郵便にて大仏妙法院内の同会計部に宛差置置き、七月上旬帰京して領収書を請求せしに、彼の郵便の到着し居らざるより詰員等は驚き、五条郵便局へ取調方の依頼をなしたるに、六月二十九日と七月一日の両度に、同会名義の裏書に備附の印影を捺して請取りし者あるは、全く詐取されたる事と分り、松原署へ訴へ出しより、刑事は犯人を捜査するに、元同会受付係なりし、福岡県山門郡宮内村字江曲の土族古賀兆吉(三十五年)が、薄給なるに拘らず、宮川町日出楼の娼妓雪松(二十二年)、七条新地服部楼の娼妓千代(二十四年)に凝り、金員を徒費したる上、七月一日外出せし俣立帰らず。裏書の筆跡を検するに、全く同人の所為と確めたれば、嚴重に所在を捜索し、引致の上検事局へ送られたり。

**各宗派管長会議**〔明治34年11月30日 第七一六号〕

各宗派管長会議は、愈よ来月十五日より三日間、大仏妙法院に於て開会することに決定したる由にて、大菩提会本部に於ては、近日評議員会を開き、其提出議案を調査する筈なるが、其重なる議案は左の如しと云ふ。

- 一 釈尊遺形奉安地選定の件
- 一 紀念拝瞻会始末報告の件
- 一 大日本菩提会本部及支部会則条項改訂の件

### 大菩提会末路の光景（明治34年12月9日 第七三三号）

○第一、差押執行の期日は、去月十一月三十日にして、差押られしは大菩提会にあらざりして、前理事即ち鴨東銀行に対する債務署名者十名なり。○第二、其十名とは天台村田寂順、蘭光轍、真言小林栄運、真宗大谷派土屋観山、真宗興正寺派三原俊栄、妙心寺派後藤禅提、時宗河野良心、曹洞宗有沢香庵、浄土西山派青井俊法、日蓮宗田村豊亮の諸師なりとす。○第三、以上の諸氏の中後藤禅提、三原俊栄、小林栄運等諸氏は、目下帰郷若くは他行中に就き、夫々其原籍地に向け執達吏を派遣せるよし。○第四、妙法院を執行せし時は、恰も西本願寺法主の来院中にて、院内上下引繰返し、大騒動をやらしたげな。○第五、其他には随分奇聞が沢山ある就中。○河野良心氏の執行は、折柄同氏不在の処へ、突然いかめしき公吏の飛込し事として、同寺の梵妻某が遽て散らした中から、有金百八十円とかをソツと懐中する処を執達吏に見止られ、没収されて頓アングリして、恨し相に見て居りし様は、実一場の見物なりしとか。余り大黒メイトにこゝ顔も出来ざりしならん。○夫から土屋観山氏の不在の処へ飛込れ、下婢か魂消ちらして本山の役場へ駆付た比は、モー有り物一切封印をつけられた頃で有つたげな。同氏の手文庫から二百円とか引摺出され、金

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

側時計二百五十円程の価格の物の有りしは、一同顔見合して意外に愕いたげな。○次に氣の毒なりしは、西山派の青井俊法氏なり。同氏は此頃本山役院を止めて、帰郷するとかにて、荷物万端を一処に集めて、茲二三日に出立せんとする矢先を遣付られしは、丸で執行の便宜を謀つてお待ち申した有様で有つたげな。同氏も二百五十円程の貯金か有つたと聞けり。此小本山の役員にして此金ありしも、一同愕然の一なりしとかや。○西本願寺のニツコリは、今に始めぬ事ながら、此事有りてより今更の様に躍り上り飛上りて、夫れ見た事かザマ見たかと喜び勇んで御座るげな。兼て約束の二万円はどこや遣つてよい事やら、遣り場の無いのに困りますと、噂とりく居るとの事実にて、百年目の大菩提会、明治卅五年の年越には夫れ相當の進物なるべし。

### 鴨東銀行対菩提会（明治34年12月11日 第七三五号）

大菩提会理事長村田寂順師、及同会前理事に対し、債権者鴨東銀行より財産差押をなしたるに付、同会の代理者として、吉田鬼頭両弁護士は、過日来鴨東銀行に就き、差押解除方に交渉をなしたる結果、此際一万三千円を入金し、来年二月と七月の両度に一万円宛の入金をなす事に纏まり、目下同会にては金員調達方に付、奔走中の由なるが、多分妙心寺より一時立替をなすに至るべしと。

## 「中外日報」

仏骨の奉安地に就て（明治35年1月23日 第七四六号）

大菩提会は一昨日午下会議を開き、議長は村田会長辞任の申出ありしことを報告せしに、更らに留任を勧告することとなり、本派本願寺派及び木辺派は、今回の会議に出席せざるを以て、前記交渉委員より覚王殿建設地に関する意見を問合したるに、東京にては京都にても異存なし、又拝瞻会には参拝すべし、との回答ありたる旨報告あり。次で交渉委員長渥美契縁師より、委員会の結果を報告して曰く、御遺形奉安殿創建地に付ては、宗教の中央地として、京都と為すべきは無論なれども、今日の時勢に鑑みれば、東京に置かんと云ふ説も亦一理あり。東西何れと為すべきやは重要の問題にして、軽々に定むべからず。依て充分に其利害を調査する為め、其の調査の期間を二月より六月までとし、六月廿五日を以、其結果を報告すべし云々と。然るに三方原派は憤然として、交渉委員が専断を以て調査期限を延期せんとするは不都合なりと談じ、委員との間に激論あり。天竜寺の北条周篤師外五名より、御遺形奉安地は、京都の地に定め度事に就ての建議を提出し、種々の議論出で会議は夜に入りしが、結局交渉委員の報告を可決したり。

仏骨の始末方（明治35年1月30日 第七五二号）

大菩提会の末路は、如何に悲惨なる光景を呈しつゝあるかは、世人の均しく指笑する所なるが、昨年末の計算にて、既に七万八千七百円と云ふ負債ありて、之が整理方法は毫も就き居らず。内には利に利は積りて、債は債を生みて、償却の目的更らになく、外には一千万円の集金と云ふ夢想も今は全たく醒め去りて、信用地を払ひたる悲しさは、殆んど毎月百金の寄附さへ見ること能はず。仏骨は哀れ十萬金の抵當物となり居れるの觀あるも、誰ありて之を買得せんと願ふものなく、今は早や仏骨其物の始末方にも困難し居れりとかや。方針なく成算なく、而て確信なき事業の末は総て斯の如し。暹国王に対する日本仏教徒の面目如何。

覚王殿建設地撰定（明治35年2月2日 第七五三号）

覚王殿創建地撰定に就て、臨濟各派は京都、日蓮曹洞二宗は東京を主張する外、別に三方原派の激烈なる運動あり。何れとも決し難きを以て、河野、日野両師は目下宗教法案運動の為め東上中の同委員等と熟議の為め、不日東上する筈なりと云ふ。

仏骨と暹羅王室（明治35年2月9日 第七五九号）

仏骨の奉迎について、稲垣公使等も非常に尽力したるが時、恰も北清事変の最中なりし為め、その結果は余り面白からざるよしなるが、この事については同国王も御心配の御様子にて、昨秋天長節（同国王の）の際も、国王より各国公使一同への勅語あり後、

稲垣公使へは特別に日本に於ける仏骨奉祭の事を御下問ありて、奉祭すべき寺院を建立するならば、材木は暹羅より送るべければ、遠慮なく申出づべしなど、の御言葉もありて、公使よりも日本把事情を詳しく申上げたるに、御満足の体なりきとは畏多し。

#### 覚王殿の建築地〔明治35年3月3日 第七七五号〕

覚王殿建設地は、此程の名譽会監会に於て、京都、東京、三方原の三地を候補地と為し、爾來調査委員に於て、該候補地の実地を調査中なりしが、此程東京に於て委員総会を開き協議の結果、愈よ京都に決したれば、今後は京都に於て適當の地を撰定し、名譽会監会に報告する筈。

#### 覚王殿建設と名古屋市〔明治35年3月13日 第七八三号〕

覚王殿建設地は、調査委員会にて京都に決定したるも、右は単に委員会の決議のみにて、該決議には反対多き由なるが、名古屋市の有志者は、此際覚王殿の位置を東京、京都の中間なる名古屋に設置せんとして、既に徳川侯爵、沖男爵を始め有力者の賛成を得て、同市役所内に御遺形奉安地撰定期同盟会なるものを設け、全地の豪商小栗富次郎氏は目下東上して運動中なるが、近日京都に來り、各宗管長に陳情の筈なりと。

#### 仏骨に就ての下馬評〔明治35年3月20日 第七八九号〕

去十五日、清水黙爾氏が印度留学として新橋停車場出発の際は、

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

高楠、村上の両博士、その他高輪大学の教職員等、見送頗ぶる多かりしが、其人々を乗せ來りたる車夫等が待合の間に、今度島地さんの若檀那が天竺へ出掛る用向を知りて居るかと思へば、皆々しらずと答ふるを待ちて、更に説出して云ふやう、一昨年頃仏骨と云ふて、釈迦如来の骨を何処からか貰ふて來たが、其後菩提会とか云ふ会が借金で仕末が附かず、骨堂の普請も出來ぬので、其仏骨が本物であるので御利益が薄いのかも知れぬと云ふ所から、その実否を詮索に往くのだと云ふことじや。又若檀那は島地さんの子の様でもなく、大きな体じやから外国へ出掛ても恥かしくはないなど、心得顔に話し居たるよし。

#### 覚王殿建設運動〔明治35年3月30日 第七九六号〕

名古屋地方の有志者は、覚王殿を同市附近に建立せんことを希望し、菩提会本部に協議の爲め、此程委員として全市の吉田禄在、長谷川百太郎両氏來京。村田会長、前田副会長以下各理事に面談する処あり。尚ほ覚王殿建設地撰定委員、河野良心、日野法雷両氏を訪問し、其賛全を求めて名古屋に帰りし由。聞く処に依れば愈よ全地方に建立せらるゝに於ては、三十万円の寄附金を為すべしとの意向にて、兎に角來月中旬に開くべき大菩提会名譽会監会議の一問題となるべしと。

#### 覚王殿如何〔明治35年4月10日 第八〇三号〕

曩きに稲垣公使の紹介に依りて、暹羅国皇室より分与を受けたる

仏骨に対しては、其奉迎の為には各宗派の代表者を、遠く暹羅國に航し、頗ぶる鄭重なる儀式を以て之を授受し、其我邦に帰着するや、長崎大阪京都の奉迎盛なりしことは前代未聞と称せられたり。然るに之を奉安すべき覚王殿は今に建築べき場所さへ確定せずとは、甚だ以て彼等委員の不行届を責むるのみならず、暹羅皇室に対しても、申訳なき次第と謂はざるを得ず。是れ仏骨霊ならざるに依るか、委員其人を得ざるに依るか、世人の大に疑惑を懐く所なり。嗚呼仏像物言はず、経巻口なし、骨灰豈に独り霊なるを得んや。吾輩は初めよりかゝる骨灰に熱中して、騒ぎ廻りたる人々の心裏を未審しく思へり。近頃僅に大菩提会の負債を妙心寺の方へ振替へたるを聞くも、妙心寺に対しては畢竟弁償せざるべからざるや明瞭なり。されば大菩提会は今尚ほ多額の負債を抱き居るものにて、容易に皆済の見込なきものと謂ふも、誣言にあらざるべし。故に大菩提会自から覚王殿を建立せんことは、到底望みなき否な頗ぶる難事なるを覚ゆ。

幸ひなる哉、近頃名古屋地方に於て、之を引受け建築せんとの計画あり。仏骨固より日本仏教者に受けたるものなれば、之が奉安すべき位置は日本国内なれば可なり。京都は各宗本山の存する所なるも、従来の経験によれば、容易に覚王殿建築の挙を見るべからず。さればとて一方の負債は時日を空過するに随ひて、増加はすべきも減少すべきことなし、而して仏骨を長く仮殿に奉安置置かんは尤も恭敬を欠くものにて、外聞も亦甚だ宜しからず故に、何方にても之を引受けんとする者ありて、大なる不都合なき見込

立たば、喜んで之に委托すること目下に於ての良策なり。

今日に於ては、大菩提会自から進んで覚王殿を建築すれば可なり、苟も其見込立たずとすれば、名古屋地方に之を委托するの外あるべからず、愛知郡は昔しの記録には阿育郡と書せり、阿育郡に仏骨を奉安すべき覚王殿を建築せんこと、蓋し宿因の存するにはあらざるなきか。

然りと雖も、今回の名古屋に於ける計画も、亦大菩提会と同一の運命に陥るの虞はなき乎。其辺充分の交渉を要すべきは勿論なるも、大菩提会の諸氏は、速かに之が処分を決し、然る後ち布教伝道に全力を尽すことを得ること、せば、一挙にして兩得ならん。敢て勧告す。

#### 仏骨の始末 (明治35年4月15日 第八〇七号)

一昨年野僧共が暹羅より担ぎ込みたる御遺形は、其後安置の場所定まらずして、八釜しき事なりしが、此度いよ／＼英照皇太后の陵北に安置するに決したる由。名古屋にては同地に之を設置せんと目下大運動中なり。追々また醜事実の持ち挙ること多かるべし。

#### 覚王殿の図面 (明治35年4月23日 第八一三号)

大菩提会に於ては、曩に覚王殿及び讚仏殿の設計図面調製を、名古屋の伊藤満作氏に囑托し、同氏は各地方の寺院を巡視し、仏殿法堂の構造を参照して設計図面を調製し、去十七日同本部へ送致

せしが、覚王殿は三重塔にして桁行梁間六間方、建坪三十六坪、讚仏殿は二十五間に二十間、建坪五百坪、何れも朱塗極彩色にて頗る壮麗なるが、該図面は明年の第五回勸業博覧会に出陳して、広く識者の批評を乞ふ筈なりと云ふ。

#### 仏舍利奉安の準備〔明治35年4月27日 第八一六号〕

名古屋の仏舍利奉安地選定期成同盟会は、追々運動の歩を進めたるを以て、愈奉安地を選定するも遠きにあらざるより、其準備のため名古屋市役所に於て去二十五日県下各宗の重なる僧侶を、又二十六日より四日間、毎日午後一時より市内各町総代を招き協議をなし、右協議会の終了後は県下各所に於て大演説会を催すよし。

#### 仏骨問題の結末〔明治35年5月5日 第八二三号〕

覚王殿建築の挙や久し、而して未だ着々其実の挙らざるは、是れ委員諸氏の不能によるに非ずして、日本各宗本山の各々和合心を欠くに職由するの物で、あたら仏骨も借金の担保になるといふ様なことで、是で仏教国じやの大乗仏教相応の地などいつた処が、処詮のなひ話じやなひか。▼名古屋で地面其他の寄附をするといふなら悪いともいへぬが、京都では立派な寺院が沢山あつて、又相応の場処も市の附近には得られない。拙手な殿堂、小さな仏殿では反つて、其威光を損する様な患があるから、一層奈良の古寺の跡に建築するか。其他何処でもよびが、殿堂の配布上京都以外

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

が宜しひと思ふ。寄附金の出来る迄、當分否寧ろ高野の骨堂にでも安置するか。左なくば、叡山四明が峰に石櫃を安じ、之に奉置した方がよからう。勿体ないか知らぬが法は人に依つて弘るもので、仏骨の有無、殿堂の美醜如何は仏教に於て何等の關係がなひではないか。▼寄附金は到底思ふ半分も寄る氣遣はなひ。設ひ寄つた処が、半分は募集員とか委員とかの鼻の下の宮殿建立に消えて仕舞ふのじや。小生の考へでは、覚王殿は不急の工事で今後十年、或は二十年後でよろしひ。其覚王殿建築の費用が集つたら、覚王殿は簡単なものにして、一大仏教病院を創立し、慈善的事业に投じた方が、反つて積尊の本意に合することはないかと独り思ふて居るのじや。〔托仏生〕

#### 仏骨奉安地選定期成同盟会〔明治35年5月15日 第八三一号〕

名古屋の同会にては、各宗の総代百余名を市役所議事堂に召集し、前会全様本会の目的を達せんがため、十分尽力せられたしとて、種々協議をなしたりと。

#### 仏骨奉安地選定運動〔明治35年6月20日 第八五九号〕

仏骨奉安地選定委員会は、今明日中に當地において開會する筈につき、運動のため青山名古屋市長、長谷川百太郎の両氏は、此程當地へ来りたり。

**覚王殿の交渉**〔明治35年6月22日 第八六〇号〕

名古屋の青山市長、横井助役及長谷川百太郎三氏は、夫の覚王殿を名古屋に設置せん計画に付、一昨日入洛、大菩提会に其返答を促せしに、会長村田寂順師は、各宗管長会議の上ならでは決し難きも、二十日副会長以下各委員を集め、協議の上返答すべしと述べ、一昨日午後、副会長前田誠師以下三名の委員妙法院に集議したり。会長の語る所にては、結局現在の役員にては決する能はず。管長会議に於て京都に置く事を議決しあるものとて、今更之を名古屋に移さんには、更に管長会議に建議し、議題として可決の上ならでは定むる能はず、と答ふる外なし。但し管長会議は俄に開く能はず。

**覚王殿と名古屋**〔明治35年6月25日 第八六三号〕

名古屋にては、覚王殿を全地に建設せば、地所金員の寄附を為す由にて、現に三十七万五千円余の寄附申込みありて、優に百万円の寄附に達すべき傾向なりと。

**覚王殿敷地に就て**〔明治35年7月15日 第八七八号〕

名古屋の覚王殿敷地選定委員弘津説三氏、外六名は、再昨日午後五時より、商業会議所に於て、名古屋期成同盟会の青山、吉田、長谷川の諸氏と会见し、全地の状況を親しく聴取れるが、同盟会にては愈名古屋に確定の上は、直に覚王殿第一期建築工事費中へ既納の寄附金約五十一万円を、菩提会へ寄附する旨を答へたり。

尚役員は昨日午前八時より、吉田、長谷川氏等の案内にて、愛知郡八事山附近の敷地を見分したる由。

**覚王殿建築地に就て**〔明治35年7月19日 第八八二号〕

渥美契縁氏の語る所に依れば、菩提会名古屋支部は、同市有志者の要請に依り、稲垣暹羅全使に向て、菩提会の現状及び覚王殿建築地として名古屋に賛同せられんことを申送り、且有志者の熱誠なる運動始末をも併申したるより、同公使はこれを国王陛下に奏聞し、御嘉納遊ばされたるよし。されば管長会議に於て、如何に決定すべきかは未定なるも、国王陛下の御思召は、大なる声援となりて、或は名古屋に確定するやも計り難し、云々。

**仏骨奉安地と渥美師**〔明治35年8月15日 第九〇三号〕

日本大菩提会は、本年一月の宗派会にて、奉安地に係る委員を大谷派の渥美、妙心寺派の前田、天台の中村等各宗派より撰定し、東上を初め都ての事に従はしめたり。此の頃名古屋に於ける奉安地につきて各委員は、実地調査のため同地に出張したりしに、渥美師は自ら差支ありとて、名古屋別院管事竹山得界氏を代理として出張せしめたり。之について或る一部の人は、此は全く宗派会を踏み潰したる処置なり。自分出ねば夫れまでなり、勝手に代理を出す杯は不都合なり、又名古屋支部が之を黙認して居るものも不都合なりとて、つぶやき居れりと云ふ。



**名古屋と覚王殿**〔明治35年8月15日 第九〇三号〕

同地に於ては、運動事務所を市役所内に移し、益盛なる運動をなすこととなり。市内各部に演説会を開き、来る二十日頃より管長会議再興運動として、続いて議員を派遣する筈なりと。暑中ごくろうなる哉。

**覚王殿建設平安同志会**〔明治35年8月25日 第九一一号〕

同会は掲題の如き目的を以て當市に起り、覚王殿建築を管長会議に於て、京都に決定せしめんとの主旨にて、運動する筈なりと云ふ。

**覚王殿建築と京都**〔明治35年8月27日 第九二二号〕

平安全志会は、覚王殿建築に関し、市内百二十余名の学務委員と各組合を通じて、市民に檄文を頒ちしより、覚王殿熱為めに非常に昂まりたる模様なり。

**覚王殿名古屋建築と五十万円**〔明治35年8月28日 第九一三号〕

管長会議に於て、名古屋附近に覚王殿建築地を選定する時は、愛知県より大菩提会へ金五十万円を寄附する事に決定し、既定建築費五百万円は、漸次大菩提会に於て募集する都合にする由なり。因みに右の五十万円は、曩きに名古屋大菩提会支部より寄附申込高四十八万円を算入しあるものなりと。

**覚王殿建築地選定委員**〔明治35年8月28日 第九一三号〕

去月中、名古屋地方覚王殿建築地候補地選定の為め、弘津説三、津田日厚、中村勝契、靈群諦全、土宜法竜等の委員、並に渥美契縁氏代理竹山某、(前田誠節師は事故にて不参)等名古屋に赴き、全地期成全盟会代表者吉田禄在氏と会合し、管長会議に於て、名古屋に候補地を選定さす様、会議通過に尽力する旨の契約を為したりとの通報あり。何れにしても此問題は、理窟をヌキにして実際に勝を得たるもの、勝利にて、今日の如く京都市の氣勢振はざるは、取りもなほさず旗章悪き方なるべし。一日の演説より寄附金の競争にありと思はる。

**覚王殿建設地に就ての情況**〔明治35年8月28日 第九一三号〕

名古屋派は此程九十名程来京したる由にて、大に管長会議に対し運動するとの事。▲奉安地撰定委員は各管長に対し、三方原、東京、京都三候補地に於ける調査の結果、京都を可とする旨を報告すべきも、尚同時に名古屋に於ける土地寄附の件、及同地視察の実況を報告すること、すべしと。▲去廿四日、妙法院に於て大菩提会評議員会を開き、全会規則中の改正案、会計報告、特派使規程中改正案、会計法中改正案を議したり。▲全日、市会議事堂に於て奥野、片山、丹羽、庭田、上野、棚橋、山田等の代議士、其他京都、大阪、石川、富山、福井、岐阜、丹波等の各地より来れる委員有志等は、京都派の為に演説会を開けり。

**名古屋説派の上京**〔明治35年8月28日 第九一三三号〕

名古屋派の運動は愈劇烈なるが、一昨日、服部小十郎、早川竜介、川島松次郎、鈴置倉次郎の四代議士、前名古屋市長、吉田緑在等の諸氏及び佐竹法竜、早川賢竜、近藤珠賢、丹羽円の諸氏外三十名計り来京したりと。

**門末信徒の請願**〔明治35年8月28日 第九一三三号〕

愈昨二十七日より管長会議を開きて、覚王殿建設地を決せんとするに付、全国各宗派門末并に信徒等連署して、一昨日各宗管長会并に大菩提会に向て、京都に建設せられんことに就て一篇の請願書を差出たり。

**覚王殿騒ぎ**〔明治35年8月28日 第九一三三号〕

覚王殿騒ぎの連中に忠告す。もとく、仏骨奉迎は何人の力に依つて、然かく御祭りが成り上がったのであるか。大々の山師、石川舜台あつて事茲に至つたのである。▲石川内局の五十万円の不明なる借金中には、確に其お祭り費用も加味して居るに違ひなひのである。其本尊の石川の好意を忘却して、而も現時その乾児の復讐騒ぎしてあるにも拘はらず、恬然として知らぬ顔の半兵衛をキメ込み、唯た覚王殿のみを昇ぎ廻るは、全く本を忘れて末に走る者ではなひ乎。そこらの□□先生ドーです。□密志想生

**覚王殿建築地の紛紜**〔明治35年8月28日 第九一三三号〕

仏教同盟団は総代菅竜貫、段證依秀、美濃田覚念三氏の名を以て、菩提会に対し一の建議書を提出したり。其要は覚王殿を京都に建設するに就き、其地所には予て菩提会に出入する井出某の周旋に依り、岐阜の日吉善識なる臨済宗の僧が、六千円許にて買得したる神楽ケ岡の地を以て、之に充つることに内定の由。然るに此の日吉師は前田誠節師とは懇意の間柄にて、其間何等かの利益問題伏在すとの噂あり。折角京都に建設する程ならば、斯る不浄の世評ある場所を避け、他に無垢の霊地を選定せられんことを望むとの趣意なりと。

**覚王殿建築京都の寄附地**〔明治35年8月28日 第九一三三号〕

愈よ京都と定まりし上は、寄附せんとの申込ある地域の個所は、松ヶ峰、神楽岡及び蹴上げの三ヶ所にして、何れも凡そ五万坪以上の土地なり。尤も其寄附に係る条件は種々なりといふ。

**覚王殿建設選定委員会**〔明治35年8月29日 第九一四号〕

全会は一昨日妙法院に開かれ、中村勝契、土岐法竜、弘津説三、前田誠節、渥美氏代一柳智成、河野良心等の諸氏出席。秘密会を開き、結局今年二月妙心寺に於て決定せし報告を、八月廿七日附に改定して修正案を定めたり。而して依然案は京都仮定なり。

### 覚王殿建設地と会議〔明治35年9月2日 第九一六号〕

三十日の管長会議は、午前は何物が出席に及はざる旨の書面を、前夜各宗管長に廻送したれば出席なく、遂に捜造書面の廻送の爲めなること知れ、更らに午後に至り二十二名の出席ありて開会し、会則改正に就て再度西本願寺に交渉するの要ありと云へる瑞岳師の説に、大沢師の反対あり。又は大菩提会を財団法人と爲すべしとの津田師の發議あり。遂に本会延期説と非延期説との二派に別れ、甲論乙駁の末遂に、西本願寺へ長、日置、村田の三師交渉することになり。財団法人に関する調査は奥、土宜、河合の三師委員となり、其他の二名は菩提会理事中より選出することになりたり。▲大谷派は名古屋地方に多数の信徒を有するを以て、此際旗色を鮮明にするは不得策と爲し、建設地に対しては中立。▲京都派は、名古屋派の運動激烈なるものあるを以て、各宗管長を訪問して京都維持説に勉居れれと。

### 覚王殿問題と京都市長〔明治35年9月3日 第九一七号〕

去二十六日の夜、市議事堂に於て覚王殿問題に関する仏教演説を開くや、最後に中野忠八氏登壇して曰く、吾京都市長内貴甚三郎は、建勲神社の建築費に対し、名古屋より五万円の寄金をなす時は、覚王殿建設を同市に譲るも可なりと云へり。吾人は宜しく鼓を吹らして、此亡礼の言責を問はざる可らず云々と。是何たる怪説ぞ。内貴市長果して此説を爲せしとすれば、之れ誠に市長としても個人としても決して不問に附す可らざる言責と云ふ可し。

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

然るに不思議なるは、中野忠八氏断々として之を公衆面前に公言せしにも関せず、其後此に対して何等の声を聞ざる一事なり。京都市民は果して之を以て、市長職責の問題とする価値なきものと認定するや否や。「自由報知生」

### 臨時管長会議〔明治35年9月3日 第九一七号〕

一昨日の全会は至りて運動者の来輩するもの少なく、会議に先ち前田誠節氏を坐長として秘密協議会を開き、土宜法竜氏調査委員の資格にて法律上に就ての報告を爲し、二三の質問ありて管長会議に移り、二十五名の出席者あり。正副議長の選挙を爲せしに、京都派は名古屋派の長、日置の二氏を正副議長に推選し、長氏議長席に着き、傍聴請願に就て其許否を否りしに、断然許さざることに決し、夫れより覚王殿土地選定委員の報告あり。引続き昨日も議事を爲せり。全日西本願寺は朝倉注記をして、當初回答の如く断然管長会議には出席しがたしと返答し。東本願寺は何故か出席せず、名古屋派の丹羽円氏全寺に至り出席を求めたるも、改革派処分の爲め多忙を極め居るとして出席せざりし。全日の形勢にては、廿五名中、京都派十五名、名古屋派十名の割りにて、名古屋派甚だ形勢悪しかりしと。

### 仏骨所有権問題〔明治35年9月3日 第九一七号〕

仏骨所有権問題に就て委員は、弁護士吉田佐吉、大滝新之助の二氏に鑑定を請ひたるに、所有権は矢張三十三宗の共有にして、大

菩提会は唯便宜上の私会にして、随て之が処分を決定するの権能なきものと決したりと。要するに仏徒として、兎に角神聖なる遺形の所有権を法律問題とするに至りて、已に積尊の御遺形は一の物件となりたるものにして、延て其威信を墜すこと尠少ならず。其茲に至らしめしは、抑々誰の罪なるか慨歎の至りならずや。

#### 臨時管長会議（明治35年9月4日 第九一八号）

一昨日の同会は、出席者二十六名。真言宗を始め六管長代理者より、名古屋説に就て建議案を提出し、間野、日向、中野等三氏は、建仁寺派管長代理外四名の賛成を以て、京都説の建議案を提出し、番外土宜法竜氏は、門外よりの提出にかゝる請願書を議場に容るゝは悪例を貽すものなりと論し、三原俊栄氏は、参考として容るべしと述べ、宗教法案當時も斯かる提出ありて受理せし例ありと云ふ説出て受理に決し、三原氏より調査未了、菩提会との関係等の理由を以て、覚王殿建築地撰定を五十日間延期すべしと云ふ建議案ありたり。弘津氏は、日蓮宗は名古屋説にも京都説にも調印あり。其真意を認むる能はず。之れを調査すべく休憩すべしとして、二十分休憩後、津田氏は日蓮宗は両方とも賛成なる旨を報告したり。夫れより三原氏建議案を議題と為す上は、先決問題と為すべしとの議出て、議場騒擾を極め、議長の採決を迫るものあり。長議長は日置副議長に席を譲り、日置氏は直ちに散会を告げ、引続き昨日会議の旨を宣告せり。大谷派は名古屋説に賛成を表するものなり。

#### 管長会を解くべし（明治35年9月5日 第九一九号）

覚王殿建設問題につき、過日来妙法院に於て管長会を開きつゝある事なるが、开も各宗の管長は、この覚王殿問題を重要視するか、將た輕忽視するかは知らざれども、今回の管長会に管長親から出席しつゝあるは、真言宗聯合長者長宥匡と真言律宗管長佐伯泓澄の二師のみ。他は越前四個の小本山を始めツイ十町内外の地に在る閑散の小管長すら出席せず、廿六名の管長会中、廿四名の代理出席とは、咄々怪事に非ずや。菩提会及び覚王殿問題が不賛成なれば、彼の西本願寺の如く断然として拒絶するに如かず。徒らに管長会なる美名の下に、一山三文的なる代理者を出たして俗党の為に左右せらるゝが如きは、江湖志士の決して採らざる所なり。依て現下に於ける管長会は、速に解散せしむべし敢て警告す。「妙法院下の一有志」

#### 仏骨奉送論（明治35年9月5日 第九一九号）

御遺形といへば貴とく、仏骨と云へば尊とからすめり。何事も迷信に沈溺せしもの程、狂且つ愚なるは無し。況んや迷信一変して財利となり、暗闘となり、掠奪となるに於ておや。余は近時教界の大問題たる覚王殿設置の議につき、各地迷信者流否欲張連中が、銘々之を奪ひ去らんとするの余りに見苦しく、又は各宗管長若くはその代理者とも云はるゝ程の者にして、余りに頭蓋骨なくして、之か解決に迷惑さるゝの様を見聞しつ。実に仏骨は、日本仏教界の奇禍即ち罪作りなる事を知る。此際余は此迷根を打破す

る為め、茲に覚王殿設置の議を撤回して、彼の仏骨を匆々暹羅に奉送すべしと勧告するものなり。物には有の用あると共に又無の用あり。有観も珍重すべきと同時に、空観もまた甚だ珍重すべし。昔は木像よりは画像、画像よりは名号と唱へられし上人あり。又一休は地藏に放尿し、丹霞は木仏を焼却して一夕の煖を取る。是れ皆な有相執着の凡愚をして、形色已外に信念を喚起せしめんと教誡したるに外ならず。何ぞ今にして此の仏骨を奉送するに躊躇すべけんや。余は韓退之の如く、一片仏骨を迎へたるが為に、聖人の道廢れりとは云はず。又吾人の年代尤も縮少せりとは云はず。唯其奉迎ありたるか為に、石川舜台が東本願寺に幾分の財難を与へしを知る。又時代祭の如き御祭りをなさしめたるを知る。又無邪気なる各宗管長をして、名利社会に信念を動揺せしめたるを知る。又三万円借財の為に執達吏の闖入を防ぎかねたるを知る。又我利く徒の地方に出没して、勸財の醜劇を演しつゝ、在るを知る。又覚王殿設置を以て一山あてんと、京都に、東京に、名古屋に、三方原に、金沢に恰も餓虎の塊肉を争ふか如きを見る。是れ豈韓文公たらずと雖も、罪を仏骨に帰せしめざるを得んや。各宗管長及び野僧野居士輩、よろしく迷夢を一覚して、此

仏骨奉送を断行して可なり。余は此の奉送論の、大多数を以て可決あるへしと信じ。予め奉送正使と副使とを選定す。其當と不當とは、乞ふ諸士の判断に任せんのみ。「今韓公寄」

仏骨奉送正使 村田寂順、全副使 土宜法竜  
弘津説三 前田誠節 三原俊栄 已上

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

**愛知県下の異安心者**（明治35年9月7日 第九二〇号）

大谷の門徒多き愛知県にては、近頃異安心者の勢力勃々として起り、為めに全派にては、此程門末へ心得違へなき様、論達を發したり。異安心者は三業に帰命する一念に往生の業事成□すと説くものにて、嘗て本紙に連載せし、蒲団被りの光明王義、御蔵法門、空也派等のことなり。

**愛知同盟會員御遺形参拝**（明治35年9月7日 第九二〇号）

各宗管長会は三周間の延期と、更に十名の土地選定員を選出する事に決し、散会せしを以て、愛知同盟會員総代丹羽円、野村朗等の僧俗十余名は、愛知県人民を代表し、去四日午前十時妙法院内飯奉安殿に詣し、御遺形を参拝し、会長副会長及本部長一同に会見し、過日來の勞を犒らひ、午後より各自随意に帰名せり。

**覚王殿問題**（明治35年9月7日 第九二〇号）

大菩提会は奉安地選定事務所を建仁寺内久富院に設け、臨濟各派は全山内両足院に全じ事務所を置く、京都派は建仁寺大中院に石川県の間野、富山県の日向二氏を滞在せしめ、五安全志会も従前の如く交渉派と聯絡する由。名古屋派は下寺町の長講堂に事務所を置くこと旧の如く、土地選定委員第一回の会合は来る八日開かべく、各宗より選出する十名の委員予想は、天台中村勝契、真言土宜法竜、曹洞弘津説三、西山、時宗、法相、華嚴、律宗の代表靈群諦全、大谷派久米天海（已上名古屋派）妙心寺前田誠節、

臨濟各派瑞岳惟陶、真宗各派の三原俊栄、日蓮河合日辰等にして本願寺派は選出すまじく、平安全志会の服部賢成氏は内貴市長の添書を携へ、市内を遊説し、京都派に気焰を添へ居れり。

#### 覚王殿と旅宿業者〔明治35年9月9日 第九二二号〕

覚王殿問題に關し、市内旅宿営業同盟会員中、重なる者六十余名は、一昨日午前十一時より木屋町三条下る同組合事務処に會合し、種種協議の末六名の委員を選び、平安同志会と交渉し、盛に京都派の為に運動することを議決せり。

#### 覚王殿建設地比較調査委員会〔明治35年9月10日 第九二三号〕

同委員会は去八日を以て第二回委員会を建仁寺中久昌院に開きたるが、午後三時頃に漸く九名打揃ひ、同日は比較調査の方法に對しては協議を凝らさず、九名の委員を出せる各管長を推選して、土地選定調査の触頭たらんことを請ひ、其承諾を求むること、せり。其の触頭管長は、天台座主梅谷孝成。○真言宗聯合長者、長宥匡○曹洞宗管長、西有穆山○日蓮宗管長、浜日蓮○臨濟宗建仁寺派管長、竹田嘿雷○妙心寺派管長、小林宗輔○真宗興正寺派管長、華園沢称○時宗管長、河野覚阿○大谷派管長、大谷光瑩、猶同委員会に常務委員三名を置くこと、し、之は青山宗完、有沢香庵、木村観順の三師として散会したるが、昨日も引続き會議をなしたり。

#### 覚王殿建設地調査委員選定〔明治35年9月10日 第九二三号〕

覚王殿建設地比較調査委員は、下の如く選定されたり。但し本願寺は予報の如く委員を出さず、天台宗、本村観順。○真言宗、土宜法竜。○曹洞宗、有沢香庵。○日蓮宗、豊田心静。○臨濟宗各派、瑞岳惟陶。○妙心寺派、青山宗完。○真宗各派、三原俊栄。○西山派、時宗、融通念仏宗、真言律宗、華嚴宗、法相宗、河野良心。○大谷派、木曾琢磨。

#### 覚王殿建設の地〔明治35年9月10日 第九二三号〕

活きた仏様なら兎も角、土台が仏骨であるからドコへ建設しても善ひ。とりはけ京都には仏骨已上の名物が沢山あるからいらん。寧ろ慾しがる名古屋へやればよひ。「公平論者寄」

#### 覚王殿土地調査委員会〔明治35年9月12日 第九二四号〕

同会は去十日より開会することになり。名古屋派、京都派の二派を委員十名中にて、抽籤法にて五名つゝに分れ。分担して調査することになれり。

#### 覚王殿土地調査会〔明治35年9月12日 第九二四号〕

従来建仁寺内久昌院に設けありし全会は、去十日より寺町四条下の浄教寺に移したり。尚ほ前号に常務員のことを記したるが、其後ち模様がへとなり、大谷派の木曾琢磨、興正寺派の三原俊栄、時宗の河野良心の三氏か任することになりたり。

### 京都市の覚王殿問題〔明治35年9月12日 第九二四号〕

上京区長山本長敬、下京区長中山研一、商業会議所会頭西村治兵衛の諸氏は、何れも箇人として、市内の学務委員又は実業団体等に、京都に覚王殿を建設するは市民の興望と推察するに就き、相當の援助ありたき旨を記して書面を出せり。

### 新法主と覚王殿問題〔明治35年9月14日 第九二六号〕

仏骨奉迎正使たる大谷派新法主大谷光演師が、覚王殿建設地を名古屋とするの意見書を曹洞宗の日置黙仙師に渡したりとの噂高きより、北陸地方の宗教家は過日来、電報又は書面を以て東京なる新法主の許へ問合せ居たるが、何等の回答もなかりしよしなるに、此頃新法主より渥美契縁師への通知に拠れば、覚王殿建設の余りに時日を経るを以て、名古屋に建設する時は速かに竣成を見るべしと信じ、曩に日置師に書面を発したるも、我意見は強て名古屋を以て適當と信ずるにあらず。若し京都にて速かに建設し得れば夫れにても可なり。要は何れにせよ其速かならん事を希望するにあり。故に名古屋派に対しても又京都派に対しても、此際悪感情を抱かしめざる様、適宜の方法を取らるべき旨を申来りし由。

### 京都市会議長と覚王殿〔明治35年9月14日 第九二六号〕

雨森市会議長は市會議員に宛て、京都に覚王殿建築に就て、其尽力を書面を以て促がしたり。

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

### 覚王殿建築地実地調査〔明治35年9月14日 第九二六号〕

調査委員会は、昨十三日吉田町真如堂に集會し、神楽岡の候補地を踏査し、夫れより松ヶ崎、日ノ岡等の候補地を踏査したり。本日は休會して、明日より名古屋に出張して、候補地の実地踏査を爲す筈なりと。

### 京都市と覚王殿問題〔明治35年9月19日 第九三〇号〕

京都市の名譽職中、覚王殿問題に熱心せる堤弥兵衛、中野忠八、小牧仁兵衛、柴田弥兵衛、堀五郎兵衛等の諸氏発企となり、去十七日京都俱樂部に内貴市長、大槻助役、雨森市會議長、西村商業會議所会頭、其他代議士、名譽職等三十余名を招待し、前田誠節、村田寂順二師も來會あり。内貴市長は菩提會にして改造せば、大に尽力すべしと述べ、堤氏は此際覚王殿建築地京都派に声援を与へん爲め委員を選ばんと發議し、内貴市長の指名にて発企人六名の外、富田半兵衛、碓井小三郎、雨森菊太郎、片山正中、永田長左衛門等の諸氏を挙げたり。昨日右委員は市會議事堂に委員會を開きたり。

### 覚王殿は速成を尙ぶ〔明治35年9月20日 第九三一号〕

兵は神速を貴ぶと云ふが、覚王殿も又然りである。仏骨奉迎已來既に三年にもなつて居るのに、未だに奉安すべき所 無ひと云ふは日本仏教者の失体である。夫れ故私しは、本派を代表して暹羅へ行いた縁故もあり、旁覚王殿建設の急務なる事を呈議したので

ある。聞けば外務省からも曹洞宗の日置に対し、放つて置てはよく無からふと注意が在つたそふな。それを今日迄各宗の管長へも黙つて居るは、甚だ悪るひ故に、一昨日も書面を以て日置を懲らして遣つた。▲なに建設の場所は京都でも名古屋でもドチラでもよひ。然し名古屋の方は、知事市長を始め非常の熱心で尽力して居る事であるから、名古屋へ遣つた方が速く建設が出来て善からふ。それに名古屋には服部とか小栗栖とか云ふ財産家が、資産を投じてやると云ふのだから大丈夫である。ドーも京都には金の出し手が無ひに困る。風説に誰か、十万円寄附すると云ふそふなが、其拾万円の寄附者は三万円の資産すら無き者であると聞て居る。▲それに第一京都でやつた日にや、菩提会に在る拾一万円の借財をドーする事も出来ぬ。然るに名古屋では其菩提会の借財すら済してやると云のぢやそうだから、持つて来ひの事である。ナゼ一同が名古屋説に賛成せんダロウ乎。▲本派の如きも、覚王殿建設には二万円寄附すると云ふた。それは斯うである。初め菩提会では一千万円の資本を以て十町余歩の地所を求め、それに合して慈善病院も建つる、貧民学校も拵へるなど、非常な事である。本派は初よりそんな架空の望は懐かず先づ、覚王殿建設費を拾五万円と見積つた。之は信徒より募集しては兎角の弊が起るから面白くなひ、各宗僧侶が報恩の為に一ヶ寺平均二円宛出せば、惣体で拾五万位は出来る。そこで本派は末寺を一万と見なし「二万円」丈は寄付すると云ふたのであるが、菩提会とは少しも関係が無ひから、全会の借金には少しも痛む所は無ひ。然し中には仏

骨と菩提会とは同一事業である様に誤想して居る者もある由で、種々な間違が生ずるので困る。▲一体仏骨を以て曹洞宗は曹洞宗の為に、臨済宗は臨済宗の為に、妙法院は妙法院の為に利益を計からふなどと云ふケチな了簡があるから悪るひ。前田誠節の如きは菩提会へ妙心寺の金を三万円融通したはよひが、銀行に六七朱で預けて在つたものを、一割二分の利で貸附たと云ふ事である。何でも菩提会では三万円の借金の為に隔月毎に一千五百円づゝ出金して居ると云ふ噺ぢや。であるから。前田等が京都に覚王殿を建設すべしと主張する本意も那点に在るか判からん。▲今云ふ通り菩提会と仏骨とは別問題であるから。菩提会なる者が決して御遺形に関して容喙することは出来ぬ。御遺形は暹羅国王よりわれ／＼日本仏教徒へ下されたものであるから、之を代表した各宗管長と雖も勝手に之を左右する事は出来ぬ筈である。況や菩提会は社団法人でもなく、合資会社でも無く、何でもない者であるから、毛頭御遺形を私有視する事は出来ん。▲そこでマア、藤島一個人では名古屋の方が速成するから賛成ぢやが、我が本派として別に何れの説にも傾ては居らん。今日の模様はわが派の賛否によりてドチラかへ決まる様な姿が在る。何分にもツマラぬ争ひを已めて、勿々覚王殿を建設するのが日本仏教全体のものである。「藤島了穩氏談」

#### 京都の御遺形奉安新選定地（明治35年9月20日 第九三一号）

京都に於ける覚王殿建築候補地は、三者とも踏査上不合格になり



たるが、更らに大仏方広寺後方の地、並に豊国神社其他附近の地、二万余坪を以て新選定地と為さんと、目下市の有志者は交渉中なりと。

#### 覚王殿建設に関する陳情書〔明治35年9月20日 第九三二号〕

覚王殿建設地撰定に就て、北陸方に於ける信徒の意向は、之れが建設地を京都たらしめんとして、曩に一篇の建議書を管長會議に提出したるが、今回又陳情書を各派管長に提出せりと云ふ。

#### 覚王殿土地調査会〔明治35年9月22日 第九三二号〕

去十九日午後、比較調査事務所に委員会合し、京都、名古屋土地調査に就て協議したるが、来廿五日管長會議に報告するまでは、総て秘密を守ることになりたるも、結局委員中兩派に別れ居るもの、如くにて、委員九名一致の報告は為し能はざるべしと。

#### 名古屋派と真宗各派〔明治35年9月23日 第九三三号〕

大谷派は元より、近頃に至り覚王殿建築地名古屋派は、西本願寺の超然主義を除く外、真宗各派何れも全盟せりと。

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年9月27日 第九三五号〕

各宗管長会は去廿五日より開会すべき筈なるに、彼岸の期に當りたるを以て表面の口実として延期せるも、内容は別に外に一魂胆のある在りて、会期を遷延するもの、由にて聞くとくところ由れ

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

ば、先以南清に渡航せりと称する當地の弁護士吉田佐吉氏が、其実暹羅に渡航し、嘗て妙心寺の僧侶にして前田誠節氏の法弟たりし外山義文氏が、目下在暹領事たるを以て、吉田氏は外山氏と談じ、名古屋派たる稲垣公使の意志を翻さしめんとするにあり、云云といふにあり。▲管長会期日と会場 各管長会の会場は愈よ建仁寺と交渉纏り、同寺方丈を以て会場と為すに決したり。猶同開会は来る十月二日よりなり。▲実力調査 去廿三日午後より比較調査委員会開会。上京区室町三条上る、森田武兵衛氏外二名より申出たる金二十万円寄附に対し調査を為したる由。▲土地寄附願出 上京区浄土寺町、藤田三右衛門氏外十六名、共有に係る土地二町三反歩を覚王殿建設地の内へ寄附する旨昨日願出たるが、土地調査委員会は之を受理し、不日調査を為す由、此の地は東は如意獄及月待山の麓に界し、北は白川村、南は銀閑寺道及び疎水の流れに接し、西に神楽岡あり。過日調査委員が踏査せし神楽岡東面七町歩に接たる地。▲寄附の内議 来る十月一日の管長會議までに、京都附近より土地寄附を申出づるもの追々ある由にて、下京区今熊野町泉涌寺の西北にして、観音寺と劍神社との辺りなる山林田畑六町歩も、一兩日中に寄附申出で、又東福寺と稲荷大社の中間なる山林田畑八町歩も、目下所有者寄附の内議中のよし。▲建設土地制限 前項の如く土地寄附追々申出あるに付、土地比較調査会に於ては、土地は三万坪以上にして、市街を距る一里以内ならざれば、採用せざることに内規を定めたりと。

**覚王殿問題彙報**〔明治35年9月28日 第九三六号〕

建設地寄附願出 下京区今熊野町に在りて、北は阿弥陀峰、南は泉山御陵、西は劍の神社に接する田畑山林十四町六反は、今回弥々其所有者より覚王殿建設地の内として寄附し度旨、一昨日菩提会本部へ願出たる由なるが、同地は其中央に二町四面に亘る上部平坦なる小丘ありて、恰も官線京都駅に相對す。又京都市は早晚伏見町と合併し、益々膨脹すべきに就ては、其間に位する東九条、竹田、深草の三村も共に京都市に編入さるべきは、其所なるが教王護国寺の東部より東九条村に到るの中間田畑、則ち東は竹田街道、西は堀川筋に於て覚王殿を建設せば、官線京都駅に近く、參詣にも便宜なるべしとの説、土地調査委員中に起り、頃日東九条村有志者よりも土地寄附方を願出でたりと。▲実力調査二十万円を寄附すべしといへる森田武兵衛氏は、再昨日実力調査会場に到り答ふる処あり。猶確答は書面を以てすること、したる由。猶ほ同会は石川県にて十六万円、富山県にて十五万円、岐阜県にて十二万円、福井県にて十万円、合計五十三万円を寄附すべき出願者に対しては、逐次調査を為すこと、したり。

**覚王殿問題彙報**〔明治35年9月29日 第九三七号〕

建築設計調査委員 来月二日建仁寺會議にて、覚王殿建設地を決定する筈なるが、右決定の上は同殿其他建築物凶案其他に就て、各調査委員を設くる予定の由にて、該委員は多分宗派会より三名、菩提会より二名取るならんと云ふ。▲調査委員会 土地比較

調査会は、建仁寺の管長会期日も接迫し来りしを以て、昨日の日は休暇を廢して調査会を開く。▲建議書続々來る 覚王殿を名古屋に建設あり度旨の建議書、昨今近江以東の各地方より続々土地比較調査会所へ郵送し來る由。▲委員協議会 京都市有志者の委員は、過日來比較調査委員と會見し、其後在京都各宗管長を歴訪して、建設地の意見を叩きつゝ、ありしが、一昨日午後六時より、京都俱樂部に委員会を開き協議する処ありたる由。

**覚王殿問題彙報**〔明治35年9月30日 第九三八号〕

各宗派中、京都派三十二、名古屋派三十一にて、中立十二なりと云へば、中立の向背こそ両派の関ヶ原なるべし。本派及木辺派は各宗派管長とし出席せざる可し。▲石川県の吉本榮吉、梅田五月の二氏は大谷派本山に出頭し、渥美顧問に會し、京都派に加担せられたきを談し、若し本山にして名古屋派に賛成せば、向後一切取持ちを断ると述べたりと。▲京都市有志委員会は去廿八日、市議事堂に於て秘密会を開きたり。ソハ京都派のみにて全国にて何程の寄附金を得るや見積りたる上、京都市の寄附支出金を定むる方法の議會なりしと。▲大谷派門末の請願 大谷派本山が名古屋派に傾き居るに就、名古屋を除く外大谷派門末は、連署して京都建設に賛成せられん事を請願する事とし昨今調印中なるが、同時に各宗管長会へも同請願書を提出する筈なり。▲全国交渉事務所 建仁寺大中院内の京都派の全国交渉事務所には、間野蘭門、日向順照、新井徳水、春秋庵、出雲寺厳広等四氏、前代議士吉本

栄吉、梅田五月二氏、今湊寛了、五十嵐政雄、国島文教等三氏、昨今詰切り熱心に奔走し居れり。▲京都派の演説会 全国交渉事務所の者は、明一日市議事堂を借受け、覚王殿京都設置に関する演説会を開く由。▲土地寄附 上京区浄土寺町、藤田三右衛門氏外十六名、所有にかゝる土地二町歩寄附願出に付ては、曩に願出たる吉田山の東部山林七町歩と殆ど接続するを以て、此中間にある田畑をも寄附せんことの協議纏り、何時にても寄附すべき旨昨日申出たりと。

### 覚王殿問題〔明治35年10月2日 第九三九号〕

#### △寄附金の比較調査▽

目下頻りに京都名古屋両方の取合問題なる、覚王殿比較調査委員会の真相を聞くに、廿六日に京都派の廿万円寄附者なる森田武兵衛、同長治郎の兩人を寺町浄教寺内委員会へ招き、両派委員の立会にて其実情を尋ねしに、某々師等の弁護的保庇の下に□に武兵衛の代理を兼ねし長治郎一人にて立派に契約書を調し、二銭の印紙を粘用し十万円は負債償却に、十万円は菩提会将来の事業費として必ず寄贈せんと云ふ確実らしき書面を九名の委員え宛て差出したるも、其筋の調べにて武兵衛は僅かに四万円許の財産を有し、長治郎の方は、無資産者なるにも拘はらず大胆なる書面を認めしにより段々本人を招き再応念を入れて問ひ試みに、廿九日に至り終に本心を吐露し、全く寄贈と云ひしは或方より内々種々の条件を以て依頼を受けて寄贈すると契約せしも、其実は廿万円杯の

大金を寄贈すべき謂れ之れ無く、奉安地一定の後、有志と共に廿万円を募集なさんと云ふ本心の由を吐露せしかば、某々の内約云々の関係者は青菜の如く顔色変じ、一言の弁護も説明もなし能はず。見るも笑止千万の有様なりしと云ふ。之れに引替へ三十日は、名古屋方の寄附申出たる契約人服部小十郎及び野村朗の両名を委員会へ招き其実情を尋ねしに、奉安地一定の上は各宗管長及委員の指揮の下に何時にても、廿万でも五十万でも出金すべく、最も一人にて之を寄附すると云ふことは初めより約せしに非らず、県下の代表者として之を差出し県下の募集金を以て之を填補し、不足ある時は取換人にて之を弁へ一厘も他に厄介を負担せしめず、菩提会の負債も調査委員を設け漸次に支払ふことを承諾せり。此際先日迄で負債高と少額の差を生じたるより服部氏は大に質問を試みしも、是は又他日の事として兎も角五十万円出金のことは小栗富次郎、吉田禄在の三名にて正に引受たることを明答せしにより、反対派の某師等は再度青くなりて一言も彼は云ふ人なかりしとぞ。此服部小十郎は材木の巨商にて、其筋の調べに依れば七十余万円の財産家にて本年撰出の代議士たり。又小栗富次郎は百廿万円の財産家、吉田禄在も亦数十万円の財産家なりと云ふ。

又名古屋附近に奉安地決定せば近町村有志より人夫拾万人を寄附せんと申出たり。斯の如く土地は五万七万乃至拾万坪已上を寄附し、金員は五十万円儘に引請、人夫も已に拾万人を寄附せしと云ふ。斯る熱信なる

地に定めずして狭隘なる土地を買求め（或る条件にて）四万円の財産家が廿万円寄附せんと契約し、三日立ぬ間に寄附ではないと違約する如き、捕風捉影なる架空の説を以て京都派と云て力味居る大きな、否小本山の坊様達の意底が如何にも怪訝の至りなりと或る人は物語れり。

今日の社会坊主の事業ほど訳の分らぬものは多く廿世紀に見ざる奇々怪々なるものあり。仏教の各宗派将来の運命こそ実に憂ふべく悲むべきものならずや。「府下流寓の一生」

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月2日 第九三九号〕

全国交事務所にては、大谷派は名古屋派に意ありとの事に就て石川県、富山県、京都市等の重なる信徒連署の上、去三十日同派管長宛て京都派たらんことを陳情したり。▲市委員会は西山派に交渉するところありしも、即答に及びがたしとのことなりしと。▲京都市の森田武兵衛氏二十万円寄附の件に就き、去二十九日実力調査を為し、中野忠八氏証明を為したり。又名古屋より五十万円寄附申出者に対しても全様去三十日調査を為したり。▲去廿九日市委員会は調査会に至り種々協議するところあり。交渉派も市委員会和協議を遂げたりと。▲昨一日、市議事堂に於て京都派の演説会を開けり。▲名古屋派にても頃日来、吉田佐吉氏渡暹の報に報し、外務省と頻々交渉中にて、當地へも諸有志続々上京し居れり。▲京都派として北陸地方より来れる人々は、頗る懐温に冷氣を感じ居る模様なるも、名古屋派は中々景気好しとの評なり。▲

調査会は先月三十日限り閉鎖したり。▲本日より開かる管長会議には西本願寺は出席せず、永源寺派は欠席を届出たりと。▲鎌倉派の円覚、建長二寺は名古屋派にして、天台宗は京都派なり。▲當市今熊野町伊藤某は敷地三万坪寄附を申出でたり。▲菅竜貫、仮證依秀其他二三氏は、敷地問題にて例の通り奔走中なりと云ふ。此間に妙ナ風説あり。

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月3日 第九四〇号〕

昨二日より建仁寺にて各宗管長会を開く。同会は極めて秘密にして一切傍聴を禁じたり。▲実力調査会の模様 再昨日を以て結了を告げたる実力調査会の調査の模様を聞くに、同会にては別段決議を為さず、只京都及名古屋の各候補地に就て実力を調査せしのみにて、昨日開会の各宗派会に之を報告し、宗派会議として何分の決定を為す筈にて、委員の色分は調査会の模様によれば左の如し、京都派、日蓮宗豊田心静、臨濟各派上島恵材、妙心寺派青山宗完、真宗各派三原俊栄、名古屋派曹洞宗弘津説三、時宗河野良心、真言宗土宜法竜、中立派、大谷派木曾琢磨、天台宗木村観順、中立派は准名古屋派と目ざるゝが、兎に角其宗派の主腦の意向にて説は変化すべければ、京都派は僅少の差にて勝つならんかと云ふ。▲各宗派委員訪問 京都派なる交渉事務所の委員は、再昨日来宗派会議のため続々委員上京するを機とし、手分をなし大挙訪問に着手したり。▲菩提会理事長の辞職 大菩提会理事長中村勝契師は、名古屋派のために運動中なりしが、昨日突然任務に

堪へ難しとて辞表を提出したり。後任は一両日中に任命ある筈。  
 ▲覚王殿と曹洞宗 曹洞宗は従前より名古屋派に属せしが、愈々此程の同宗各派会に於て宗派の事業として運動するに決し、同各派管長より此旨全国門末に諭達を發したり。

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月4日 第九四一号〕

管長宗派会開会と共に京都、名古屋両派は何れも運動を開始し、為めに種々の醜聞あり。▲京都市有志委員は片山正中、中野忠八、堤弥兵衛、小牧仁兵衛、雨森菊太郎、永田長左衛門等の六氏より各宗派会へ請願書を出したり。▲其他滋賀地方よりも全様、京都派にて敷地委員へ願書を提出したるものあり。▲天台宗は中村勝契氏名古屋派にて座主は京都説にて、為めに中村氏は諸種の職務を辞退したり。▲各管長会開会當日、建仁寺内は車輛数多入り込み、警官の出張等あり。運動の集合に色氣付きたり。▲真言宗にては五派の管長ある上に、聯合総裁なるものありて、各宗管長会又は政府より交渉事務等に関する宗派の代表権を行ふは、聯合宗派の規約なるに、其協議なくして単独管長にて真言宗四名に定めて、今回の各宗派会議員を出したるは、聯合規約に背きたるものにて、聯合委員としての資格なしとの議論ありて、京都説派議員は正副議長選挙畢らば、先決問題として此資格問題を提議する事にしたりと。

#### 各宗派管長会〔明治35年10月5日 第九四二号〕

一昨日午前十一時、出席者五十八名にて日置副議長議長席に着き、土宜調査委員より京都、名古屋両地の選定候補地調査並に寄附金申出等の報告あり。津田日厚氏は番外と菩提会と覚王殿との關係に就て論ずるところあり。氏は奉安地選定の上は三ヶ年を期し工事を竣工せしむる事、二ヶ年以内に寄附金の納付を終了せしむる事、前項の実行責任を委員に帶しめ。菩提会の負債を五十日以内に返却せしむる事の三条を建議したり。夫れより蕪城、瑞岳、弘津諸氏の覚王殿と菩提会との關係に就ての議より結局之れが調査会を設け、九名の委員を選して菩提会に交渉せしめんことになり、天台宗一名、臨濟、黄檗にて一名、大谷派一名、真言宗一名、真宗各派一名、妙心寺一名、日蓮宗一名、西山、時宗、奈良三山にて一名都合九名にて、昨朝選出者を各宗派より議長手許に届出て、全日委員会を開くことになりたり。

●議海觀瀾 覚王殿問題の議席に就て其氣象を觀測するに、一番と二番との間に多少衝突するの氣味あるべく、十六番と十七番とは臨席中、犬猿畜ならざるの争点描くべし。議長と副議長とは微笑以て相迎ふべく、二十六番と五十九番とは靈犀一点の通ずる処あり。番外九人は春秋戦国の趙楚燕齊と見て可なり。名古屋派及び京都派たるもの刮目して此間の消息を知るべし。「物好子投」  
 ●らくがき 私は本山改革沙汰にはコリ／＼しました。先年石川党が革新旗を掲げた當時、私共の意見とは大同小異でありましたから、其小異を去て大同に組みし整々堂々とやりました。▲や

りました事はやりましたが結、果はお恥敷ひこと、なりました。石川の暴横がああ始末で、財務は益々紛乱して収拾する事の出来無ひ今日の仕誼です。私は今更仏祖に対して懺謝の念に耐へません。▲法主として凡夫です。而も貴族社会の人ですから、愛妾の一人や二人は在つても咎むるには及ばん。既に隣派にも「お栄お定」と云ふ二人の妾がある筈です。たゞ愛に溺るゝと云ふだけが枳穀邸の暗ひのです、摩尼生。▲愛山派のノロイのには驚きましたなあ。ナンダああ騒ぎを仕乍ら決局法主に一度の対面すらエイ遂げず、上局員等と会見して堂々君子の争ひもしなひ。▲彼等は鉞毒問題に熱衷する田中正造のそれよりもツマラン。維新當時の百姓一揆よりも劣等である。あんな薄志弱行で何を仕遂げるモノカ。想へば可愛想なものである、可隣生。▲覚王殿問題につき名古屋派の運動員は、西大寺派管長に金子入陳書を呈したと云ふて八釜敷云ふが、それ位の事は双方共有勝ちである。京都側にはソレよりはモソツト醜の臭なるものがある。撥ひてやらふか否氣の毒だから二三日は恕して置かう、群探生。▲石川は非凡の進まざるもの、渥美は平凡の進みたるものと或る人は云ふ。人格としては勿論舞台は数等上にあるが、コセ／＼した事は却て契縁の為にしてやられる。▲今度の騒ぎなどにナニうろたへてか、石川が乾児の土観を連れてノソ／＼と上京したが、これらが非凡の進まざる幼稚な態度、平凡の進んだ渥美はなほ黒幕宰相をキメ込んで居る。両者性質の異なる所も略ぼ推知する事が出来るではなひ乎、双対生。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月5日 第九四二号〕

天竜寺派は京都派に賛成でありながら、名古屋派の運動に由り中立の態度を採り、管長会議に欠席し居るを以て、臨済宗合議所より出席を求めたるが、向後若し出席を為さざる場合には、臨済宗聯合より排斥する事を内決したりと。▲名古屋派が何にか鄙劣なる運動を為したるとかにて、交渉事務所総代、平安全志会総代等より各宗派会へ□□調査請願書を差出したり。▲名古屋、京都両派の□□頗る激烈を加へ来り。何れも自派の優勢を声言し居れり。▲市有志委員会は、各宗管長並に代理者を中村楼に招待する筈なりしが、之れを見合せ、明日を以て一篇の請願書を出すことになしたり。▲名古屋派は運動費充実し居るもの、如く、京都派は運動□充実し居るもの、如しと語れる人あり。何れにしても骨問題なれば何にかにつけて臭いことどもなり。

●京都派の弱音 往訪の記者大中寺に、事務所を構へたる京都派の有志に就て、其形勢を問ひたるに答て曰く「若金力を以て運動するもの勝たば、名古屋派なるべく」また「若し正義を守りて活動するもの勝たば、京都派なるべし」京都派は貧乏なり、金力なし、故に金力を以ては到底名古屋派に拮抗する事能はず。唯宗教界の事に金力に由て為すべきや。將た正義に由て為すべきやは。「此一挙」によつて解決せらるゝを得べし又快ならずやと。余：は何となく之を京都派の弱音なりと思ふ。

●輿論の大勢 京都名古屋、その何れに覚王殿を建設するやは、最後の議決を待つて始めて知るべきも、今各宗派より集りた

る六十余名の議員中に就て、詳細取調べたる処によれば、今日迄の所名古屋派が「廿八」、京都派が「廿七」、未定が「七」と云ふ数なれば、運動の結果によりては、此未定議員がその何れへ賛成するやは判からず。而して其所謂運動は、名古屋派には最も鋭敏なるところあり。京都派には何となく手ぬるき所ありと云へば、勝敗の数、或は既に定りあるやに説くものもあれども、是れまた決して信ずるに足らず。兎に角今日已後の議場こそ、覚王殿問題の関ヶ原なるべし。「老禿子」

### 孰れか烏の雌雄を知らむ〔明治35年10月5日 第九四二号〕

覚王殿問題につき、京都はまた名古屋派の運動員等、おの／＼其事務所に在りて閑談をなす、曰く、我が京都派の事務所は大中寺にあり。大中とは大ひに中たると訓すれば最利疑ひなし。曰く我が名古屋派は万花園に小口をなす。万花とは万つ花と訓す。八方に総花を配するもの、豈に敗を取る理由あらんや。曰く我が京都は千歳の古都なり。地最も覚王殿建設に適す。曰く我が名古屋は将来の帝京なり。仏舍利を迎ふる事、なほ桓武帝の仏教に由て京都を経営したる如くすべしと。曰く名古屋派は金の鯨鯨あり以て勝つべし。曰く京都派は各宗本山に富む以て克つべし。曰く京都派は菩提会長の村田寂順師是が饒府たり。決して敗戦の理由なし。曰く名古屋派は奉迎正使の出でたる大谷派、之を主張す。軍略必ず其口に當るべし。曰く名古屋派の運動隊長は青山某氏なり、故に運動甚だ青し。曰く京都派に間野某氏あり。故に運動方

に間ノ抜けたる事多し。曰く京都派には菩提会に三万円貸附けたる前田誠節氏あり。豈抜目あらんや。曰く名古屋には三浦將軍の後援あり。深謀遠慮素より其所なり。曰く何／＼記者附評して曰く、孰れか烏の雌雄を知らむと。「二記者」

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月7日 第九四三号〕

去四日、建仁寺に開きたる各宗派交渉委員会は、出席者委員足利義藏、蕪城賢順、有沢香庵、浅井日通、小川光義、松田弘学、伊達亮真、木宮恵満、瑞岳惟陶、大菩提会副会長前田誠節、理事三原俊栄諸氏の外、番外として木村観順、土宜法竜、青山宗完、上島恵材、弘津説三、河野良心、津田日厚、諸氏集會したるが、京都派はもし京都に建設するとなれば、大菩提会の負債全部を負担せざるべからざるを以て、先づ同会を解散して、其負債を各宗派にて分担支弁し、而して後記名投票を以て位置に關して決議せんとし、名古屋派は、大菩提会の負債は悉く負担するを以て、同会を解散するに及ばず。而して決議は無記名投票とすれば可なりと謂ひ、大菩提会の解散と否とを先決問題とせんとの説出で、遂に何の纏る処なくして散會したるが、翌五日も引続き開會す。▲各宗派管長會 同會は本日午前九時より前回に引続き開會することとなりたり。▲交渉委員會 同會は去五日を以て終了する筈なりしが、猶ほ纏まらざるまゝ、午後三時三十分散會。昨日も引続き開會したる由。▲各宗派会解散説 京都名古屋両派競争の結果、成否如何に拘はらず、名古屋説に賛成せば一千元以上の金円

を贈与すべき秘密契約も行はれつゝありとの説喧しきに就ては、京都説派の平安同志会及全国交渉事務所にては、再昨日来協議の上、一日宗派会を解散し、更に清潔無垢の議員を挙げ、以て宗派会を組織し議決せられ度との檄文を、一昨日議員及其他に向て配布せり。▲永源寺派の除名 臨済宗永源寺派は、断然合議所の京都説に背き、名古屋説派に同意したるを以て、臨済宗聯合々議所にて聯合を除名する事に決し、電報を以て之を達したりと。

### 鶴的菩提会〔明治35年10月7日 第九四三号〕

菩提会は道業を成弁すべきものに非ずして、破壊的器械乃ち一種の「タイナマイト」になりて終ふせたるこそ悲しけれ。建仁寺に於ける管長会議に、怪しくも菩提会の性質調査と云ふ問題が起きたが、之は簡約的に云へば管長会議を小田原評定に了らしめて、名古屋派の勢力を防止せんとする策略に外ならずと云ふ。怪なる哉。〔二到子〕

●らくがき 覚王殿問題もいよく推詰つて来た。双方必死の運動は、却々はなくしひものであるが、結核は記名投票になれば京都派の勝利、無記名投票になれば名古屋派の凱旋たらん。▲京都派は云ふ、若それ無記名投票とならば、名派の買収政略歴々掩ふべからず。乃無記名主張者無記名賛成者は、勿論私臭を隠匿する為に集るものなれば、仮令之が為に京都派の不利に帰する事あるも、京都派は精神的乃ち不射利の上には、大勝利たるを證するに余りあるなりと。▲名古屋派は云ふ、記名となるも無記名

となるも、是れ議場に於ける一の権勢のみ。勿論名京両派の競争此の如く激甚なれば、事後の平穩無事を期する為に、議員中或は無記名案を呈出するもの無しと云ふ可らず。されど無記名に集りたるものは、悉く不正家なりとは決して速断すべからず。▲地の利より考へても、京都派の人は京都に在りて決議する事ゆへ、記名にても差支なしと思ふべけれども、名古屋派にしてみれば之に反対なれば、勢ひ無記名に賛成せざるを得なひ訳である。何ぞ必ずしも無記者を以て、名古屋派に買収したる者と云ふを得べけんや、云云。とは某温泉にて両派の運動員が語るところをチラリ耳に、ちらり耳生。▲イヨー面白かりし大朝の牡丹くづしは、終に東本の懇請によりて中止となつた。然し是れが為に朝日は立派な男前を売つたが、詰らんのは○○である。一新聞社位に向つて辞を厚ふし腰を低ふし、而も前途の誓言までして、過去経歴の一私事を取消して貰ふなど、は、実におぞまじき○○様である。悲末生。▲家従等自身共が、法主に畜妾を勧めて置き乍ら、法主の不行跡を責め、以ての外の所行ならずや。今回の義につき妾の手切金が五千円とかねたり付かせ、其内半分位は「コンシション」にして遣らふとは、実に斬り刻んでも飽きたらぬ奴である。本松生。▲青蓮居士謫仙人酒肆□名三十春湖州司馬何湏問金粟如来是後身、あ、明治の李青蓮を期するものは誰ぞや。誰何生。

### 覚王殿問題別報〔明治35年10月8日 第九四四号〕

▲会名の存亡 今日の形勢は、大菩提会々々名存亡問題で行悩みと



成り居りて、村田、前田の正副会長は、会名を死守して動かねば、名古屋派臭味の委員は、奉安会と称するものを組織して、事務を引かづんと云ふ事項にて、目下衝突中。▲双方の魂胆 菩提会名死守の徒は、帳簿調査を拒む防禦策も有れば、奉安会説を唱ふるものは、会名の異動即菩提会の死滅と、共に義務の継続を免れんとする苦肉策なりと。▲名古屋派の申出 覚王殿名古屋奉安を故障なく通過する時は、名古屋は異議なく従来の負債を引継ぐんと云ひ居れば、其方は帳簿の検閲事務の精査も経ることなれば、村田、前田等の當事者には頗る都合よき方法なれども、底には底あればオイソウかとも言はれず、入らぬ力身立をして居るとの批評あり。▲本派と菩提会 真宗本派が該問題に対しては、菩提会は御遺形に關し何等容喙する資格なしと宣言せしも、兼て同派が覚王殿建築にかゝる二万円の寄附金申込書には、菩提会々長を宛てあるとの事なり。▲本派と負債關係 菩提会が最初の負債、乃ち川東銀行より壹万円借入の時には、本派も各宗と同列に記名調印せし由。▲本派の逃げ出し 其後同会が新に鴨東銀行から三万円借入の時に至りて、本派は覚王殿建築には金式万円を寄附すべければ、同派門徒より寄附金募集を謝絶すと云ふ条件にて、逃出し同様に脱会せり。▲両派の勝敗 はドーかと云へば、目下菩提会改造寧ろ興亡問題が決了すれば、直ちに覚王殿位置の採決にとりかゝる可し。此勝敗はドーかと云へば、記名投票にすれば京都派勝利なるべく、無記名にすれば無論名古屋派の勝利なり。而して内議は既に無記名投票に決しおる様子なれば、其結果も知る

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

可きなり。

#### 覚王殿問題彙報 (明治35年10月8日 第九四四号)

五日建仁寺秘密會議の結果に由り、六日委員十八名は大菩提会本部に至り、面会委員として蕪城、土宜、浅井の云分を村田会長、前田副会長に面談せしめ、世に信用を墮落せる菩提会の会名変更に就て談するところありしも、両会長は之れ又容易に応せず。▲菩提会を名古屋に遷て、全会事業の教育慈善をも引受けんとて、名古屋派は協議を纏め居る由。▲前田誠節師は、大菩提会の負債に對し、債主等が名古屋説に加担し、負債償却の方法を立つべしと迫られ居るが為め、頗る苦悶し居れりとの説あり。或は何等か口実の下に會議を延期する事になるべしと。▲名古屋派は飽迄交渉委員会に於て名古屋説の纏りを付け、本會議は儀式的に結了する意志にて、若し本會議に於て名古屋が多数を以て勝利を制するも、委員会にて同議の纏りを見ざる以上は、大菩提会の負債は負担する能はずとの意を洩し居る由にて、之れが為め前田師は余程苦境に立ち種々熟考し居れり。若し同師にして名古屋の要求を納るゝに至らば、京都派は無論敗北に帰すべしと。▲されば其が死活の本尊たる前田師が軟化せざるやう、京都派は躍起となり居るが、一昨朝同師は京都派の有志に向ひ、余は京都建設説は最初の素志なれば、貫徹の決心なりと告げし由。▲全国同盟仏教団有志、菅竜貫氏外数名より、各宗管長に宛て建議書を呈出したりと。▲一昨朝妙法院内大菩提会に至り交渉の結果、各委員は更に

建仁寺に会合し、午後三時より秘密に協議する処ありし。要は大菩提会を存在し、覚王殿建設決定地派に於て同会の負債を負担すべしとて、遂に全継に至らず、午後六時退散せり。昨日は尚引続き同寺にて交渉委員会を開く由。

### 京、名両派の形勢定まる〔明治35年10月9日 第九四五号〕

仏骨奉安地に就て京都、名古屋の両地は、従来大に競争の紛擾を極め居りしが、近頃に至り京都派は、一万七千円の既往支出の運動費の経済と、三千円の運動者慰勞金を名古屋派より支出せば、之れを名古屋に譲るべしとの姿見へ始めたりと、某宗派会委員の一人は云へり。兎に角今日のところ名古屋派優勢たるもの、如し。

### 舍利殿入仏式〔明治35年10月9日 第九四五号〕

泉涌寺の舍利殿は、今回宮内省に於て大修理を加へられしを以て、仏殿に移安ありし仏牙の舍利は、去六日遷座、昨八日入仏供養を行ひたり。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月9日 第九四五号〕

大菩提会長村田寂順師は、覚王殿の設置につき京都名古屋の競争激しく、今日これを決すれば、其敗を取りたる方常に悪感情を懐き、延て宗派の不和を起し、終には覚王殿建設事業を成功する能はざるも知るべからずとて、この際寧ろ地を比叡山又は高野山の

如き、京都名古屋以外に求め、印度暹羅等の覚王殿に比し一層壮麗なる金石の塔廟を建立して、御遺形を此処に奉安し、尚京都名古屋に遙拝殿を建立し、双方共同一致して教化供養の基を作らば、始めて覚王殿建設の事業円満に且迅速に竣成すべしとの意見を発表し、これを印刷に附し各宗派管長に提出したり。▲管長宗派会 同会交渉委員会は未了の爲め、今日の姿にては當分本議に移の見込立ずと云へり。▲帳簿調査 大菩提会に於ける三十三年四月以来の会計帳簿を取調ぶることとなり、一昨日午後より交渉委員は妙法院に到り、別室に於て調査に着手せしが、尚昨八日も継続調査するよし。▲委員の方針 委員会にて略一致したる方針といふを聞くに、奉安地問題は之を最後に決すべし。何となれば奉安地既に一方に定まれば、他の一方は感情を害し、其他の問題を決せんとするも出席せずして、何も彼も奉安地派の意見に決すべきに依ると云ふにあり。▲寄附金仮納 名古屋派より五十万円、京都派より廿万円を夫々申込地に決定の上寄附すべしと云ふも、中には疑はしき点ありもし、奉安地に決せらるる上納入を怠る事もあらんなれば、先両方をして現金を提供せしめ、決定の上一方を返す事とせんとの意見、委員中に稍や多数なるよし。▲交換問題 奉安地に付、名古屋に覚王殿を京都には慈恵院宗教学派の服部賢成氏一昨日菩提会本部に到り、村田会長に意見を問ひしに、箇は別問題なり、決して交換問題など行はるべきものにあらずと答へしよし。又別に聞く処に依れば、委員会にも左の問題

は起り居らずといへり。▲総集会の上申 大菩提会特派使間野闈門、日向順照、今湊了の三師より、村田会長に向て、大菩提会規則第七条に依り「今回開設有之各宗派会の議として、本会を解散すべき様の稟議あるやに伝聞するに就ては、全国会員総集会を開設し、意思徴證有之候様致度候」との上申書を差出したり。

#### 覚王殿と京都市〔明治35年10月13日 第九四八号〕

京都市の片山正中、雨森菊太郎、堀五郎兵衛、中野忠八、渡辺伊之助、中山研一外三十七名の有志は、覚王殿を京都に建設する事至理至當なりとて、之に関する五箇の条件を列挙し、各宗派会に提出したりと。

#### らくがき〔明治35年10月14日 第九四九号〕

「読経禪老不知経、徒説千年仏骨靈、落日山門乱蟬寂、長松擎月独青々」とは杉聴雨居士が覚王殿會議を諷した詩であるそふな。長袖連の諷諫は是れぐらひな者だが、性急の拙者等はそんな氣楽な評をして居る違はなひよ。▲衣も着た雲助見たり建仁寺「これが拙者の寸評である。あたるか當らぬか勝手に推せよ、性急居士。▲近き未来に於て妾を放逐すべしと誓言した法伯の言は、ちようど大酒吞が今日限り禁酒ぢやと云ふて、毎日く今日限り云云と云ふに齊しき事ぢや。近き未来と云のはいつの事やら、大方入棺の時節を指すのであらふ。雖不當不遠生。▲渥美の兎角はさして措て、これに反抗する愛山とか交渉とかいふ者も如何がはしき

〔教学報知〕・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

者と思はれる。昨は大会に握手して、今は反目の態度を執るなんて、コンナ者に到底愛山護法の至誠心ありとは呑み込めぬ嘶である。▲余計な阿呆騒ぎする費用を、負債整理の為に献上して遣つた方がましであらふ。▲大概にして騒動も已めて、少し常識に返りて勘考するが宜いよ。内輪喧嘩の末、他人の仲裁を頼まねはならぬ様になつては、恥の上塗だよ。▲坊主同士の争論ですまづ、俗人の挨拶を以て平鎮した跡で、ドノ面ら下げて高坐の上で人倫が説かれる、と思ふか。チト頸節に灸でも据へて分別せろい、碧水。▲愛山派の人々は、石川に全く関係せぬと云ひ、石川其人も愛山派に關聯なき様に云ふけれども、愛山派の石川党たるは事実であつて、今さらいくら弁護しても社会が許さんよ。それよりは男らしく首領石川なりと明言すべしだ。▲頭まかくして尻かくさぬ雪中の兎では、江湖の全情が寄らぬはひ。ドーダ愛山派の人たち一番公言する勇氣はなひ乎、雪兎生。▲二合にして微酔し、三合にして適酔し、四合にして乱酔し、五合にして泥酔するとは、大抵上戸者連の云ところ。余輩は酒已外に迷利の酔人あるを知る。而して彼は一斛にして足らず、十斛にして足らず、海を干し山を呑て足らざるものである。恐るべきは名利の酔人なるかな、仙醒生。▲覚王殿は到頭名古屋に建設する事になつた。京都派の面目それ何かある、負惜生。

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月14日 第九四九号〕

各宗派管長会は、引続き一昨日午前十時三十分開會。出席議員四

十三名、日置嘿仙師議長席に、弘津説三師番外席に着き、議長は、本日は本会議を開き、大菩提会会則改正案第二読会を開く旨を宣告し、番外より同案第六条に理事十二人とあるを六人に修正し、同第七条第三項部長はの下「理事の中に就き」の七字を削り「各宗派より選出し」の八字を加ふこと、せんと。異議なく之を可決し、第六章会議の項中に、会監会の三字を加へんとの説出しが原案に決し、第十一条の各宗派会は同盟各宗派云々とある同盟の文字を削り、非同盟宗派に同盟を交渉するに努めんとの説起り、反対説もありしが結局同盟の二字を削ることとなり、其他異議なく第二読会を終り、引続き第三読会を開き、確定決議と為したり。此時正午なりしを以て休憩せしが、之より先き京都派は、其形勢の非なるより、一昨朝建仁寺山内久昌院に於て臨濟各派の密会を開き、正伝院には真宗各派（大谷派と木辺派とを除く）の密会を開き、土地撰定問題は記名投票とせんと名古屋派に交渉し、名古屋派は記名は後年に怨を遺す基なりとて之を容れず、交渉は終に破裂したり。此に於て午前十一時三十分頃、臨濟各派議員より議長へ欠席届書を差出し、十数名の欠席を見るに至りたり。午後一時十分再び開会。出席四十七番外には土宜法竜師着席し、議長は去る二日の本会に於て各員に配付し置きたる、第一号京都候補地、第二号名古屋候補地に付、調査委員の報告案を付議せんと宣告するや、津田日厚師は議事日程の変更を求め、左の意味の緊急動議を提出したり。御遺形奉安地及覺王殿建設に関する一切の権限を、二三大宗派に委任する事。津田師は右の如くせば

宗派の円満を保ち、冗費を省くの利益を見るに至ると述べ、議長之を採決せしに、九名の少数にて否決せられたり。津田師は是に於て宗派会の腐敗を罵り、蹶然起つて退場したり。而して之に引続き、下記の諸氏退場したり、誠照寺派管長代理稲田晃盛、仏光寺派管長代理奥博愛、興正寺派管長代理三原俊栄、三門徒派委員香川晃月、山元派委員藤堂智順、三門徒派管長代理林得善、誠照寺派委員幡智吼、興正寺派委員下間蓮明、弘津説三師は既に交渉に交渉を尽しあるに、猶斯の如く中途にして席を起ち去り、又は欠席を為が如きは頗る不徳義なり。議事はドシ／＼進行すべしと述べ、蕪城賢順師之に賛成し、無記名投票を以て採決すること、為り、三時開票を為したるに、投票総数三十八にして、名古屋の三十七票に対し、京都は一票にて、大多数を以て名古屋に決定し、会議は茲に結了したり。▲菩提会の役割 予想前項の如く、覺王殿は愈よ名古屋に建設せらるゝこと、為りたるが、十一月一日より実施する改正菩提会々則に依る役員は、左の如くなるべしとの予想なるといへり。顧問村田寂順、前田誠節、渥美契縁、藤島了穂、会長長宥匡、副会長日置嘿仙、奉仕部長木村観順、勸奨部長一柳智成、庶務部長土宜法竜、建築部長弘津説三、会計部長靈群諦全、会計監督部長河野良心。

#### 宗教法案〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

各宗派会に、覺王殿問題に次ぎ、宗教法案に就て会議を開く筈なりし処、何分覺王殿問題に就て宗派間に紛擾を来し、議場を退席

したる議員さへありし程なるを以て、閉会後別室にて出席宗派だけの協議会開き、宗教法案に関し政府に対する陳情委員を選挙せんこととしたるも、欠席者の少き俛にて委員を選挙するも穩かならねば、不日各宗間の円満なる交渉終るを待ちて、更に各宗派会を開き、陳情委員を選挙する事に決し散会したるが、今回の覚王殿に就ては、宗派間に一層の軋轢を生ずるに至りしかば、此処暫く円満なる各宗派会を開く事は六かしからんといふ。

#### 覚王殿と暹羅皇室〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

曩に仏骨を贈りたる暹羅皇室にては、其の後も成行に注意せられたるものと見え、近頃の紛擾に關して、何か取調ぶる所ありたりとの事なり。

●各宗派会の決議無効説 議員定数八十四名なれば、四十二名以上の出席者なければ開会する能はざるに、再昨日三十八名の出席者にて開会し、覚王殿建設地を名古屋と決したるは、会則違反したる無効の決議なりと唱ふる者あり。早晚紛議の種となるべしといふ。

#### 覚王殿建設地確定と名古屋〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

各宗派会に於て、覚王殿建設地の名古屋と確定せりとの報全地に達するや、全地の各新聞は何れも号外を発し、市内頗る混雑を極め、期成全盟会にては市郡有志者参集し、服部代議士を訪ひ意見を叩き、服部氏は今日に於ては第一の目的たる覚王殿は當地に設

立と決定したれば、此際期成全盟会は解散し、更らに大日本菩提会愛知賛同会を設け、総裁を徳川義礼侯に仰き、会長を深野知事に托し、市長を副会長とし、幹事評議員を設け、本部支部を置き、会則を發表せん考へなりと述べ、右に就き一昨夜服部代議士、吉田禄在、小栗富次郎の諸氏は有志を集めて、賛同会組織の協議を為したりと云ふ。

#### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

各宗派会にては九名の委員を設け、名古屋期成同盟会へ交渉の事、大菩提会へ交渉の事、欠席宗派へ交渉の事、各宗派会議費用を徵集する事等の事項に當らしむ。但し委員は比較調査委員を以て之れに充つる由。▲京都派即ち交渉事務所、平安全志会有志会等は、悉皆事務所を引き払ひたり。▲位置選定後グヅグヅ苦情を鳴らし、愚痴を繰り返へし居る連中ありと。▲菩提会々則改正案案に対し、不日名誉会監会を召集することに決したり。▲覚王殿建築落成までは、御遺形は依然妙法院に奉安する由。▲菩提会本部は十一月一日より名古屋に移さるべし。

#### らくがき〔明治35年10月15日 第九五〇号〕

覚王殿はとうぐゝ我輩の持論の通り、名古屋へ建設することなつて芽出度い。然し余輩のめてたひと云のは名古屋の為に云ふには非ずして、京都の為に云ふのである。▲京都の様な皮相論者の多い、金力のない不熱心な処に、若や全殿の建設をせにやらん事

になつたら、それこそ迷惑千万の事である。▲これで薩張り仏骨には縁切れとなつて、履歴付の菩提会の借金迄も向ふへなすり付けて、おしやしやんのしやんとして仕舞つた故、快哉の至りではなひ乎。▲名古屋人は運動したる目的通りになつたので祝着たらふし、我輩は我輩の思い通り邪魔物を追払つたので、京都の為に慶賀するなり。▲京都に建設せんといひ騒ぎ廻つた連中は、定めて遺憾千万であらふか。ナニ一つ考へ直して余輩の通り欣ぶ方が面白ひよ、非運動生。▲堂衆地の一人たる法光寺住職の河原賢明は、明治卅一年六月東六条の某衣屋にて法衣の潤色を頼み、物品は既に受取ながら未だに代金を支払はず。僅かしき染替金に度々債促の為め足を使はせるとはあきれぬぢやないか。全体卅一年六月より今年今日まではどれくらひ日数がたつと思ふか、店間生。▲今度の管長会議で名古屋派の勝利となつたに就ては、大谷派と曹洞宗とが与つて力らありとの事だ。元来名古屋は両派とも金庫とも云ふべき所であるからさもあるべし。▲而して京都派には策士として前田誠節一人しか居らず。名古屋派には日置黙仙あり弘津説三あり、土宜法竜ありと云始末だ。逆も勝てそふな事はない。▲それに愈よく議決と云ふ日になつて、唯一の前田までが臨済各派をおたて、欠席したのだから、敗北は見へすいた事よ。前田の拳動は実に男らしき所が少しもないよあは、アハ、生。

### 京、名両派の宗派別と末寺数〔明治35年10月17日 第九五一号〕

覚王殿建設地に就て京都、名古屋両派に各宗派は両立せしが、名古屋派に属するは天台宗末寺三千、天台真盛派末寺六百、真言宗末寺五千五百、曹洞宗末寺一万四千、西山派末寺一千五百、大谷派末寺一万、木辺派末寺五千、時宗末寺五百、融通念仏末寺五百五十、法相宗末寺八十、華嚴宗末寺五十、律宗末寺三十、円覚寺派末寺三百、建長寺派末寺三百、即ち宗派十四末寺総数三万六千六十ヶ寺にして、京都派は日蓮宗末寺四千、妙心寺派末寺三千六百、天竜寺派末寺二百五十、相国寺派末寺四十、大徳寺派末寺三百五十、建仁寺派末寺七十、南禅寺派末寺九百、東福寺派末寺三百五十、仏光寺派末寺四百、興正寺派末寺二百五十、三門徒派末寺五十、誠照寺派末寺二十五、山元派末寺二十、黄檗宗末寺五百五十即ち宗派十四末寺総数一万四百三十五ヶ寺なり。又た中立派は天台寺門派末寺六百、真宗本派末寺一万、高田派末寺六百、出雲路派末寺三十、永源寺派末寺二百即ち宗派五、末寺総数一万四千四百三十ヶ寺なり。右の末寺数は何れも大約の計算とす。又た中立派と称するは何れも多数の決議に従ふ派なるが、内容は名古屋派たりしが如しと云ふ。

### 覚王殿問題彙報〔明治35年10月17日 第九五一号〕

菩提会の態度 菩提会本部にては、今回の宗派会の決議は無効と見做し、右決議に関せず。従来に引継ぎ執務を為すことに決せりと。▲残務委員 宗派会閉会に際し、九名の比較調査委員に残務

取扱を托したるが、其中妙心寺派の青山宗完、興正寺派の三原俊栄、日蓮宗の豊田心静（以上三名菩提会本部理事）相国寺派の上島恵材の四委員は、京都派なるを以て出席せざるより、他の五委員より出席を交渉せしに、四委員は自分の一存にては回答に及び難ければ、各自宗派にて協議の上宗派より何分の回答に及ぶべしと答へたる由。▲天台宗 今回天台宗が挙つて名古屋説に投票したるに就き、同宗中に紛擾を生ぜん有様なるより、同宗委員伊達亮真師は弁疏の爲め、去十四日村田会長を訪ひしも不在なりしを以て、三原俊栄師に面談したるに、同師も打解け難き模様なりしと。▲本派と名古屋派 覚王殿建設地に付ては本派本願寺は何れの地に定まるも異議なしとて議員を出さざりしも、本派新門主の子弟たる木辺派管長木辺孝慈師の代理者足利義蔵師（本派本山教学局注記）名古屋派に投票せしより、同派にては本派の好意を喜び居る由。▲交渉委託 四名の欠席残務委員は、他の五委員の交渉に対し何等返答を与ざるより、五名の者は日蓮宗委員津田日厚師に其交渉を托し、津田師は昨日午前より交渉に取掛たるが、臨濟各派の如きは容易に融和する模様なき由。▲委員会 一昨日午前十時より、新京極誓願寺塔中大善院に於て、土宜法竜、弘津説三、河野良心、木村観順、木曾琢磨并に津田日厚等の諸師會合し、各方面に対する交渉策を協議したりと。▲専任残務委員 九名の残務委員中三名を専任残務委員とし、木曾琢磨、河野良心、三原俊栄三師をして之れに當らしむることゝしたるが、三原師は欠席者の一人なるを以て目下交渉中なりと。

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

## 仏骨問題〔明治35年10月19日 第九五二号〕

○覚王殿建築地定る

久しき題たりし覚王殿の建築地も、此程の會議に於て、絶対の大多数を以て名古屋に決定したり。覚王殿建築地の京都と名古屋に就ては、吾輩固より愚考なきにあらざるも、各宗派の委員達が、平生名利の争に汲々たるのみにて飽き足らず、仏骨に就てまで之を利源として競争するの浅間布を見るに忍びざるを以て、兩地の利害を別問題として速に決定せしを祝せんとするなり。即ち各宗委員を一日も早く利奔の途より救ふを得たればなり。泣た目の俄にひかる形見わけ。親の死したるに就て血の涙を流したる者も、形見分けの一段になると、兄弟互に利を争ふて眼光爛々たるを諷せし句なり。暹羅より仏骨を贈られたるは、仏教有縁の日本に因縁を深くせんために出たるなり。然るに之を受くる當時よりして、早やお祭騒ぎを為して莫大の費用を失ひ、次で大菩提会と云へる空漠なる計画を立て、事業の進歩よりは、旅費日當奪合を先とし、遂に十萬前後の負債を仏骨に負はしめたり。仏骨若し靈あらば、今日日本僧侶の我腹を肥して、仏を苦しむるをかこつならん。従来大菩提会、仏骨騒ぎに関係したる人々、秋宵月に対して往時を思ひ廻さば、如何なる感かある。

○今後の寄附金

已に建築地は名古屋に決定して一段落を告げたりと雖も、名古屋にては差當り十三万余円の旧債を支弁したる上、更に建築費用を負担せざるべからず。而して其寄附金と云へる中には、嘗て大菩

提会員が各地に出張して、無理やりに強て調印せしめたる寄附申込證、又は出張者自ら調製して三文判を押せし寄附申込證もあらんが、此等は到底物にならぬものと見ざるべからず。覺王殿の名は已に世の指弾を招きたる所なるに、今後実地に寄附金募集のため、種々の悪評を流さんことは、吾輩の忍びざる所なり。乞ふ名古屋の諸有志は、此の寄附金募集に就ては、各宗僧侶を使用することなく、遠く他所に及ぼすことなく、折角名古屋にて引受たることなれば、成るべく名古屋にて一手に支弁して、巍々たる覺王殿の建築を見んことを欲す。現今名古屋には、金城と東掛所と対峙して美觀なる上、更に此の覺王殿を以てせば、□足の美觀となるべし。名古屋人夫れ奮発あれ。

### 已哉矣各宗共同の事業 (明治35年10月19日 第九五二号)

貶□子

各宗の共同と云ふ事は、明治の初年に神仏合并の大教院ある時より始まつた。其後明治十七年、大政官第十九号の布達に、神官僧侶の教導職が廃せられたので、イクラカ共同熱は薄んじたが、東京などにはやはり和敬会などがあつて、随分相當に氣脈を通じて居た。それから学生などは青年会を結ぶやら、毎年積尊の降誕会を行つたり講習会を開いたりするので、比較的強固の団体が解けずにある。大同団や高等普通学校や各宗共済会や管長会なども、それ／＼提携の分子は存じて居つたが、著しき共同事業と云つたら、去る卅三年の出来事たる仏骨奉迎の一問題である。またそれ

に附帯して起つたる大菩提会である。勿論これは南北仏教の統一とか世界的仏教の活動とか云ふ美はしき名目さへも含まれつゝ生れたのであるから、各宗共同と云ふ事が果して行はれる者ならば、此二大事業の上に着々成効せねばならぬ筈である。而して可笑しひ事には、南北仏教統一の仏骨奉迎に於て、早く日本の真宗における東西兩派は主義を殊にしたのである。其他二三宗派の上には、断然提携を謝絶したのもあつた。去乍ら大勢が各宗共同に向ふて居るものならば、是非とも此の仏骨問題の上に成就せねばならぬのであるが、今度の建仁寺に於ける各宗管長会の有様で、全く此の觀念も空望に属して仕まつた。如何に云ひ甲斐なき坊主等でも、せめて小異を去つて大同を取ると云ふ不動着の精神くらいはありそふな者じゃが、それさへなくツてあの始末である。ソナラ名古屋派に属した方は立派かと云へばそふでない。大抵逸早く買収されたのである。それからまた京都派に属した方は買収の手残りもあるが、ツマリ阿堵物に窮した餓鬼輩である。要するに彼等は古来やかましき廢立の宗義さへ顧りみず、差別の當相を失はずして、平等の範圍に進まねばならぬのであるから、実は如何なる名利も打棄て共同せねばならぬ訳のものが、僅に名古屋と京都と覺王殿建築の位置を殊にしたため、早くも分列の兆候を示したのである。されば余輩は随分外教者とすら提携して、宗教社会の活動を促したひ伏案があるのぢやから、勿論各宗共同ぐらいの事は出来る筈の事と思ひ込で居たが、今度と云ふ今度は全く愛想が尽てしまつた。然し是は考てみると余輩が余り空想を



描き過ぎて居たからでもある。なに目前には各宗共同どころか、真宗合同どころか、僅に一派の和衷協同すら出来ないので、累々血を流さんばかりに修羅場を現出して居る大谷派さへあるのぢや。

其他の宗旨に於ても、殆どみな内容の平和な者はなひ。だから余輩は宗教共同を叫ぶよりも、各宗共同を叫ぶよりも、一派の共同を促さねばならぬ時機に向つて居るのである。ドウ考へても教界の事は絶念せねばならぬ。絶念してそふして松風と結び、臘月と伴ふ方が余程興味ある事と想はれる。忘れても坊主の影は追ふまいよ。餓へても仏物法物は食らふまいよ。而して独立独尊宗をキメ込ん哉、呵々。

らくがき〔明治35年10月20日 第九五三号〕

名古屋に覚王殿を建設する事にキマツてから、急に拾参万六千余円と云ふ巨額の借金が菩提会に頭はれたのは、何事ぢや是れで思ひ知るが、これまで菩提会を昇ぎ廻つた人間は、ミンナ泥の中間であるな。▲其中の親玉が前田〇〇で、次が三原〇〇で、其組下に間野とか何とか云様なオカシナ奴等がへばり付て居たのである。余は茲に於て、諸宗各派の坊主に一人も信用をおけぬ事となつた。ナント浅間敷ひものではないか、探見子。▲西本の役員達で、當世の事務に達した人間と云つたらマア松原が第一で、次が藤島、次が名和ぐらひな者であらふ。松原はあれ丈としたところで、藤島や名和は何をして居るのであらふ。彼等も頭脳早く朽ちて、無事これ泰平を気取る者ではあるまひ乎、推側子。▲鳥原に

は多く西本の坊主が遊蕩し、宮川町には多く東本の僧正が登樓す。是れに由つて自ら貧富の程度もしれるが、聊か地理の便否もあるのではあらふ。▲それから東本の坊主は、真面目ムキダシで出懸る者が多く、西本の小僧等は、何とか身をやつして俗人めかし出て懸る、以て其気配を察すべしだ、両遊生。

名古屋派の準備〔明治35年10月20日 第九五三号〕

覚王殿を名古屋に建設するの決議は、反対の各宗派に於て無効説を主張するに拘はらず、一方に於て、各宗派会の正副議長、日置の二師よりは、名古屋期成同盟会より、釈尊御遺形奉安地を、名古屋市の附近に議定したる旨を公然通牒したるを以て、同会員は其通牒に重きを置き、着々諸般の準備に着手し、尚契約に基き居る遺形を名古屋に奉還する事、及大菩提会本部を名古屋に移転するの時日に就き、去十七日、同盟会代表者服部小十郎、吉田禄在、小栗富次郎の三氏より、長議長に宛て照会の書面を差出したる由。

仏骨に関する暹羅皇室の意向〔明治35年10月28日 第九五九号〕

本邦に於て仏骨問題が紛擾を極め、覚王殿の建設さへ未だ着手せられざる此際、暹羅皇室并に政府及び国民の意向とて、曩に同国に渡航したる法学士吉田佐吉氏の語る所によれば、仏骨問題の消息は、一々本邦新聞の翻訳を以て同国の上下に伝はり、同皇室にても余程憂慮せらるゝ由。万一紛擾已まざるに於ては致方なし、

之を京都と名古屋とに分置するより外なかるべし。現に分骨は緬甸、錫蘭にも其例あり。同皇室に於ても、覚王殿の建築用材をも、各地に分与しても差支なき意向あるやに聞けりとなり。

#### 日置黙仙氏と名古屋 (明治35年11月9日 第九六七号)

名古屋市が突然にも発起して、覚王殿設置の地たらんとせし原因を尋ぬるに、曹洞宗の日置氏が、かねて自坊秋葉山の維持会の為め、屢全市へ出張して、曹流寺とか云へる寺にて事務を取る事なるが、その因み、市長青山氏や服部氏とも会談する事あり。折しも日置氏よりして、覚王殿建設に就ては、京都説もあり三方ヶ原説もあるが、一番名古屋に建設しては如何。若し御同意ならば、拙僧は誓つて成算ありと云ひ出て、偕てこそ一座茲に賛成して、今日の運に至りしなりと云ふ。

#### 菩提会事務引継 (明治35年11月9日 第九六七号)

大菩提会の新旧正副会長外各役員の事務引継は、昨八日菩提会本部に於て受渡しを為し、又会計事務は今後は僧侶は直接に取扱はず、俗人をして担当せしむる筈なるが、右に付本部なる会計諸簿は、近日名古屋市より同地方の各銀行員一名づゝ来京して之れが整理を為し、引継を受くる都合なりと云ふ。

#### 覚王殿問題の怪談 (明治35年11月13日 第九七〇号)

去八日、名古屋の服部代議士が、覚王殿問題に就き京都へ出張の

際、金五千円を携帯せしとの説あり。随うて、右は先頃開きし会監会議の買収費一万円の調達出来ず、其内金として提携せしなりとの説生じ、更に又菩提会の主なる役員某も既に買収せられ居れり。会監会の容易に名古屋説を可決せしは、右の為なりとも云へりと、尚覚王殿問題の内部には、種々の紛議を醸し居り、為に仏骨を名古屋に送り届るは近日ならんも、其建築奉安等に就ては尚面倒起るべく、夫の十三万余円の金を五十日間に調達すると云ふ如きは、到底出来ざるべしとの事にて、名古屋にても旧来の紳士は、同問題には成べく遠ざかるの方針を執り居れりと。

#### 覚王殿建設決議無効訴訟 (明治35年11月14日 第九七一号)

覚王殿建設地、平安同志会の服部賢成及び人見義高の両氏は、須古、若林の両弁護士を代理とし、真宗大谷派管長大谷光瑩外三十七名の各宗派管長を被告とし、十月十二日、各宗派会に於て覚王殿を名古屋に建設する事、其他の件々を決議したるは無効の決議なりとの訴訟を、京都地方裁判所に提起せりと。或人は之を聞いて、右は訴訟其物か目的にあらずして、一種の〇〇を以て……せんとするの野心より、画かれたる狂言に過ぎるべしと語れり。

#### 仏骨奉迎は例のお祭的金儲手段で出来た俗事 (明治35年11月14日 第九七一号)

○仏骨奉迎は、例のお祭的金儲手段で出来た俗事かと、思ひの外、聞ひて見りや準備當時の暹羅計画は、随分愉快な消息が有る

ナ。併かし今日の不始末と来チャ仕方が無い、惜むべしジヤ。  
 ○後人が羅馬法王を口を極めて悪く云ふが、必竟感服の出来ぬ見解で有る。基督教が泰西を根拠として四方に範圍を拡張したは、羅馬法王が政治的頭腦を以て伝道を画した結果で有る。此頭腦なき仕事は兎角活気を持たぬ……、今亦其通りで、仏教に倚つて東方策を建てると云ふことは、頗る傾聴に値する談で有る。併かし今日の坊様ン等ニヤ夫ンな消息は判るまい。仏骨奉迎の失敗、敢へて怪しむに足らずカナ……。

### 名古屋の積尊御遺形奉迎

〔明治35年11月14日 第九七一号〕

積尊御遺形は来十五日京都発臨時汽車にて午後二時名古屋駅着停車場に建造せる仮小屋に御休憩同三時発興し広小路通を東へ鉄砲町を南へ大須公園前を東へ順路仮奉安殿たる裏門前町曹洞宗万松寺へ入興同五時より僧侶の焼香参拝あり翌日より法要を営む筈▲大菩提会にては去日より市役所内に奉遷事務所を設置し会計部長中村勝契、土宜法竜両師来名事務を処理しつゝあり▲暹羅国公使は御遺形奉迎のため来十五日午前四時着列車にて来名する筈▲御遺形に供奉して来名すべき重なる人々は大谷、日置の正副会長村田、前田の前正副会長各奉迎使各宗管長各宗門跡大菩提会の各役員等なりと▲大菩提会奉遷事務所にては本日午後二時より各宗取締を召集して奉遷に関する打合及び各寺の受持事務を部署したるが奉迎のため上洛者は総代二名なりと▲奉迎参列者には市役所内なる大菩提会奉遷事務所より先年京都着當時同様参列券を附与す

るよし▲一昨日までに団体の名義を以て奉迎参列の申込をなしたるは曹洞宗吉祥講員三千名、名古屋工匠組合員三百名なりと。

### 仏骨の値一万元也

〔明治35年11月15日 第九七二号〕

仏骨に対する訴訟提起に附託し、原告服部賢成師外一名の代理須古、若林両弁護士より、仏骨は名古屋へ送らるゝに就き、本件訴訟の目的物たる仏骨仮処分の決定ありたき旨、一昨日京都地方裁判所に申請したり。同裁判所にては、供託金二万円を提供するに於ては、仮処分を許すべしと決定し、両弁護士より服部氏外一名に通知し、右供託金の果して調ふに於ては、仏骨は執達吏の手に一頓挫を来さんかと云へり。末世末法憂しや憂し。

●御遺形の京都御発程 本日を以て、名古屋に御発程なる御遺形は、五条を烏丸通り七条停車場に巡路を取り、各宗よりは管長又たは代理、並に委員二名を出し、御出立前一座法要を修し、委員二名は名古屋まで奉迎するとの事に、一昨日の宗派会に於て議決したりと云ふ。

●北陸有志の嚴談 石川、富山両県支部にては、曩に北陸地方へ積尊巡瞻会を開き、大菩提会本部に在る、暹羅国より下賜されし積尊を借用すべき旨願出で、既に其許可證を得、其日取は来る十七日より十六日間、富山県十二月三日より十日間、石川県にて巡瞻会を開く事となり居りし為め、同県にては既に其準備を整へ居りしに、俄然名古屋に奉遷と決し、其日も十五日と定められし

との事を伝聞したる同地有志は大に驚き、斯くては折角の準備も画餅に属すればとて、同地より大菩提会に対し急電にて問合せし処、巡瞻会施行日を延期せよとの確答ありしも、今更如何と申すべからずとて、一昨朝同支部の特派使入京し、大菩提会前役員に対し、厳談中なりと。裏面の消息人知るや否や。

### 仏骨と醜僧〔明治35年11月17日 第九七三号〕

去八日、服部代議士の手より、五千円の送賄を受けたりと、の怪聞に就ては、村田会長は怒り、日置副長は新聞社に取消を請求する等、紛雜を極めたるが、更に伝ふる所に依れば、初め京都派より名古屋の服部小十郎、吉田禄在諸氏に三万円を要請せしが勿付けられ、其後名古屋説に熱心なる日置、弘津、土宜三師、其間に調停して一万五千金に直切り、三師より一時立替支出すること、せしも、其実は服部、吉田諸氏より出金せしなりとぞ。而して五千金は、既に手附として受取り、一万円は仏骨を七条駅まで送り込むると同時に取引すべしとなり。其分配にも随分物議ある由なるが、六千金は会の有力なる某師受取り、四千金は末派に分配され、五千円は某々宗派の重なる僧侶に分たるべしといふ。現に某々等の如き条件付の運動屋までも、既に幾分づゝの分配を受けて、此霜枯の寒空に、時ならぬ春を歌ひ居るものありと云。●又仏骨共有権と決議、無効確認の訴訟を提起したる、服部賢成外一名の代理須古、若林両弁護士より、仏骨を名古屋に送るに付、該件訴訟の目的物たる仏骨に対する仮処分をなしたし、と申請した

るに、裁判所にては、供託金二万円を提供せば仮処分を許すべし、との事にて、百方奔走 漸く十四日正午に至り、一万円に相當する有価証券は用意し居たるも、何分十時間内外に残部一万円の工夫六かしく、到底調金の見込立たねば、仮処分の命令は哀れ水泡に帰着したり。尚右訴訟の口頭弁論は、来月九日午前九時開廷の筈なり。右に就て、或一方にて伝ふる所は、服部氏は前田誠節師の配下に在りて運動せしにも拘はらず、結局に至りて思ふ程の甘汁を吸ふ能はざりしより訴訟を提起し、何人かの仲裁を待つて、例の円満料を得んとする下心なり、など云ふ者あり。彼の十三万六千円の件に付ても種々の風評あり。奉迎委員長たる日蓮宗の津田日厚師は、昨日語るらく、該金は何も今日中に受取すべき約にあらず、去る五日の会監会にて確定議となりし事なれば、以後五十日間五回に十三万六千余円を皆渡すべき者なりと。

### 仏骨再び京都に入らん〔明治35年11月18日 第九七四号〕

仏骨の京都を出づるに際し、大谷派、曹洞、妙心寺派等の六派によつて締結されたる「第一回払込五万円を、二十四日までに払込むにあらざれば、仏骨は再び京都に引返すべし」との契約あれば、是非夫れまでに五万円の調金出来ざるに於ては、折角持ち帰らるる仏骨も、再び手放さざる可らず。左れど名古屋に在つては、今日の所、二十四日までに五万円の調金を見んこと到底覚束なければ、其結果、或は契約の如く、再び仏骨の舞戻りを見ずとも限らざる有り様なり、と云ふものあり。

御遺形奉安の名古屋(裏相の) (明治35年11月18日 第九七四号)

曰く日置の首唱、服部の賛成、青山の運動等は云はずもがな、三浦子暹羅公使、籠略手段等は今の要に非ず。かの土地調査委員、京都より二十四名派遣したる時に、前津の東陽館に招じて芸妓を招き、山海の珍味を積り馳走し、買収に努めたる結果、終に成効して、名古屋に奉安すること、なつたはよいが、一方名古屋の紳士豪商と云へる側にては、此事業を山師的行為と疑ひ、最初より手を下さずして傍觀し居り、殊に伊藤次郎左衛門の如きは、自己が管理する伊藤銀行へ、菩提会の出納方を申込み来たるも、之を拒絶して応ぜざるより、最初より奔走せし面々中にも、追々逃腰となるものあり。之がため、吉田等が京都連を買収したる金一万五千元も、今に至つては担任すべき人なく、其中の五千元丈は、或る高利貸より融通したるも、其余の一万円につきては、目下工夫中なりとの事なりと云ふ。果して然るものによ。

村田寂順師の仏骨嘆 (明治35年11月18日 第九七四号)

三年間、自己山内に奉安せし御遺形の群小に導かれて東遷するを、概し左の五首を詠せらる。余輩は老懐のせつなさに全情を表し、名けて仏骨嘆と云ふ。

● 靈尊東遷所感五首

万里迎來意氣揚。三年事跡却茫茫。は無東漸神通力。他自平安向尾陽。

欲迎靈骨策維持。豈料紛々傲戲兒。一致難成南北教。何時結果

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

大菩提。

休言三歳事遅々。忍耐無為無不為。凡慮不知覺王意。平安去卜殿堂基。

尾陽東去送遺形。金像珠襦寶貝經。経画三年辛苦跡。此心只頼覺王靈。

平安不起覺王堂。更送金輿向尾陽。却識真身徧法界。信心深処是靈場。

松洲日一氣呵成金鳴玉瑕余最善其五。

仏骨醜報 (明治35年11月18日 第九七四号)

先づ仏骨は名古屋に到着したれと、奉安するかせざる間に、早くも紛擾を惹起し、あり。全地の人士が、實際誠意誠心満腔の信仰を以て、仏骨を迎へたるに非ざること、到着當日の光景を見て知るべく。現に或一部の僧侶は、仏骨の到着を難ずる一片の檄文を各戸に配布し、夜九時に至り、明治館に於て茶話会と称す会合をなし、愛知協賛会員を招き、今後の方針に就て質さんと声言し、協賛会員等は少しく迷惑の色あり。何とかして慰撫せんと運動しつゝあり。而して此一部の僧侶は如何なる人人と聞くに、大谷派の大野美恵丸以下同臭の山師のみにて、底意は知れたる。難癖つけて、黄金仏の光りに浴せんづる野心より起りし一場の痴劇なれど、左りとして協賛会に在ては、少からざる打撃らしく見へたり。又由来紛擾の焦点たりし敷地問題、即ち東春日井郡の地所と愛知郡の地所は、共に荒蕪の地にして、先に遊廓移転に失敗し、

共同墓地に失敗し、今日にては横浜蚕糸銀行頭取久保勇、高須銀行の安田伊左衛門等が持余し居るものなれば、若し覚王殿建設敷地として、相當の代価を以て売買出来することあらば、一萬金を贈与すべしと称し、或は二萬金を呈せんと云ひ、運動をさく／＼怠りなきが、是れ服部小十郎、吉田禄在其他愛知協賛会の重立たる人々の、尤も苦心の存する所なり。将来紛擾をして益々大ならしむるは、此敷地問題なること、早く己に今日以前に、其萌芽を出したるにても知るべしと云ふ。

#### 大谷派の近状〔明治35年11月20日 第九七六号〕

新法主と石川、渥美両師の帰山せる結果として、大谷派に又亦紛擾を惹起しつゝあることなるが、今其情況を聞くに、渥美師は井上伯よりの承諾条件を以て法主に迫り、此際急に東上して伯の条件に服し、万事を依頼あるにあらざれば、本山の事到底致方なしと申出でしも、法主は其条件中に実行し難きものあるに加へ、天性強情にして、自ら屈し駕を他に枉ぐるは、宗門の不名誉なりとし「予は皇族方にあらざれば、頭を下げず。井上何物ぞ、彼は左程に予が信ずる人にあらず」など頑として応ずる色なし。▲新法主も亦、東京方面に於て近衛、岩倉諸公の忠告あり。本山の寺務を挙げて、井上伯に依頼するを喜ばず。随うて法主の東上に不同意を唱へ、十七日午前、枳殻邸にて其意を勧告し、為に老法主の意も亦定まりたるが如し。▲井上伯の条件に於て、法主及び寺僧が、最も実行に困難とするは、寺務の全部を挙げ、之を伯の推薦

にかゝる都築馨六氏等へ託する事にして、他の内事肅整、教学布教の如き孰れも賛成する所なるも、此寺務を僧侶外に委する一条に至りては、本山と末寺との關係を薄くし、本山の権力を俗人に占めらるゝ所以にして、大谷派の宗憲に背くものなりと云ふにあり。▲渥美師は、四十余日帰京運動したる結果を齎らし来たりたるに、本山の内事此の如く、老法主の意動かすべからざるを以て、十八日午後井沢総長、堅田法務、小早川會計等の諸重役、連署を以て法主の東上を勧告するの書を出さしめたるも、法主は相変らず応ぜざる様子なり。▲石川師は夫の四十二萬円の行方不明の為、自身及び前役員一同に盗名を負はされしとて大に憤り、必ず両法主及び靈寿院、並に新役員の前前に於て之を説明せん、と意気込み居りしが、恰も両法主会合せしにつき、十八日午前、枳殻邸に於て、両法主の前に出で、其説明なしたり。▲小早川師の態度は相変らず曖昧にて、一方は法主に東上を勧告する書面に連署すると共に、他方には自ら法主に面して、寺務を井上伯に委ね、俗人政治となすの非を説き、即ち陽に渥美師の運動を援くる如くし、陰に之を妨害しつゝあり。然りとて石川師に党するにもあらず。結局石渥二氏を操縦し、自ら入りて内局を組織せん野心満々たりと伝ふ。「大潮」

#### 名古屋覚王殿の悶着〔明治35年11月23日 第九七八号〕

釈迦の遺骨を安置□□ため、名古屋市に覚王殿を建設せんとする其の間に、幾多の醜聞ありしこと暴露さるゝや、同市會議員中に

は、□第一、吉田禄在、服部小十郎、加藤重三郎、服部□之輔等を排斥して、新たに協賛会役員を選ぶ事、第二、失費□償額を八万円、或は十五万円と称すること、怪むべきゆゑ十分調へ上げる事、第三、覚王殿敷地を、吉田禄在が所有の愛知郡常磐村大字御器所字八幡山附近に内定せるは不法ゆゑ、抽籤にて候補地中より選定する事、第四、其の建築は非法人団体等に受負はしめざる事とせん□□頻りに謀議しつゝあり。其の運動を始めば、吉田等との間に大悶着を生すべきが、是れとても皆野心ある連中ゆゑ、紛擾際限なかるべし。尤も市の実業家等は、斯る不生産のことに□□を捨つるの非なるを冷笑し、彼等仏骨を担ぎて私利を計る山師等の卑劣なるを嘲けり□□□□□□□□□□といふ。

#### 仏骨に関する訴訟の口頭弁論〔明治35年11月25日 第九七九号〕

服部賢成氏の提出せし、宗派会決議無効の訴訟は、十二月五日第一回口頭弁論の開始ある筈にて、弁護士は須古若林の二氏なりと。又た各宗派は、直接自宗派に痛痒を感じざる訴訟なるを以て、多分欠席を為すべく。服部氏の語るところに由れば、先づ此の訴訟には三ヶ年を要する見込の由。

#### 覚王殿名古屋敷地選定の競争〔明治35年11月30日 第九八三号〕

覚王殿設立地は京都、名古屋の両地競争の結果、漸く名古屋派の勝利に帰したるも、同派中又南部、東部の両派あり。南部派は予てより覚王殿敷地期成同盟会なるものを設け、必至の運動をなし

居れば、東部派も又、如何にもして愛知郡田代村月見阪西北の地を以て、右の敷地に充てんものと、去月中、田代、鍋屋、上野、千種等の各村長始め二千余名連署の請願書を呈出したるが、去る廿四日、更に鍋屋町大光寺に、發起人四十余名集会。協議の結果、去廿七日大会を開き、席上覚王殿敷地期成信徒同盟会なるものを組織し、会長には萱屋町中村與右衛門、副会長には古出来町柴田善右衛門を選定したりと。

#### 仏骨に関する訴訟〔明治35年12月13日 第九九三号〕

彼の服部賢成氏より、大谷光瑩師外三十七人を被告とし、仏骨共有権確認、及び決議取消の訴訟は、去九日口頭弁論開廷の筈なりしが、原被告の都合に由り延期となり、弥来年一月二十二日開廷の旨、去十一日京都地方裁判所より原被双方に通知せり。右被告の代理は、名古屋の弁護士加藤重三郎氏と確定したる由。

#### 仏骨訴訟の取下〔明治35年12月22日 第一〇〇〇号〕

洛西、嵯峨法輪寺住職、服部賢成なる人より、大谷光瑩師外三十七名を被告とし、仏骨に関する訴訟を地方裁判所に提起せしも、都合に由り一昨日取下げたりと、右に就て早くも種々の風説あり。

#### 暹羅皇太子殿下〔明治36年1月9日 第一〇〇四号〕

殿下には、去七日午前十一時卅分、旅館京都ホテルを御出門在ら

せられ、同五十分、東本願寺枳殻邸に成らせられたり。全邸にては、西南の両正門共、日暹両国の国旗を交叉し、特に殿下が御靴を脱ぐの繁を避け奉らんため、南の正門よりの入御を願いたり。

随行には、同国の文武の官吏数名、宮内省よりは、接待係市の高等官には高木警部長を始とし、内貴市長等の御案内にて入らせられ、庭園門前には光瑩、光演両法主を始とし、寺務所役員一同、家従等御奉迎申上げ、法主の案内にて直ちに入らせられ、茶菓の饗応を受けさせらる。此の饗応は、総べて殿下の御注文に任せ、純粹日本の礼式を以て、日本料理を供し奉りたり。殿下には座蒲団を召させられ、唯だ午餐の饗応の時のみ、椅子に寄せせられたりと云ふ。臨池亭の床には、吉堂の筆に成る、四季の花鳥の軸物を掛け、傍には銀製の鶏雌雄の置物が、描金の旅机の上に置きあり。違棚には石川丈山の筆に成る、飛白書一卷と描金の香具箱と、大形の太湖石と実生の松林の鉢植へ一ツを陳列したり。滴翠軒には、床に応挙の筆に成る、雪中に狗子の図の軸物を掛け、前には山梔子の盆栽が、天然木の台に乗せあり。盆石、蓬萊山、其の傍には若松の描金、料紙の硯箱、天然木の如意花瓶の中には葉牡丹の臘梅、人物、及び原秀月の作なる象の置物等なり。次の間には、梅樹の大木鉢植等あり。殿下へは、山陽の筆に成る涉成園記（枳殻邸）、及び同園十三景の写真等を献上したりと。夫れより殿下には、滴翠軒より上の楼下を経て、閨風亭に入らせらる。床には若仲の筆で、雪中梅花の軸物を掛け、前には陶器の大亀の置物をなし、明り窓の傍には、右に競馬、香道具、皆具、中が吉

野香同断、左には矢筈香同断、丹信の筆に成る、大形の草花帖書棚、描金、若松等あり。棚上の陳列には水晶の大円玉、拝領品たる伊勢物語三巻、孔雀石に紅白珊瑚附一台、銀製の小形風呂釜、純金鴛鴦雌雄、眉額には石川丈山の筆で、閨風亭と云ふ三字、余興には盲哑院より八名の盲児を呼び、音楽の合奏をなしたるが、殿下には余程御意に召され給ひたるやにて、一回終るや最一度せよとの思召にて、二回までも行いたり。夫より閨風亭にて、午餐の饗応を受けさせられ、再び滴翠軒に入らせられ、今一度茶菓を受けたしとの思召にて、再び召させられたり。日本料理で、日本儀式での饗応を受けたるは始めてなりとて。非常の御喜びなりしと承る。席上にて互に御汲み替せし盃をば、記念のためなればとて、一個御持ち帰りになり、御帰館遊ばされたるは、午後二時十分頃なりしと云ふ。

#### 大菩提会の昨今〔明治36年1月9日 第一〇〇四号〕

日本大菩提会愛知協賛会は、組織當時会長に深野同県知事を推薦したりしも、内務省の訓令あればとて、之を辞したるを以て、更に徳川侯爵を会長に、吉田禄在氏を副会頭に推したるが、侯爵は未だ会長を承認せず。事業は総て吉田副会頭の専断に出しものから、平素吉田氏と善からざる同地の有力者は、顧問の囑托をすら辞退したる程にて、同会の信用高まらざれば、少額の寄附者の外は、容易に出金を承諾せず。随て寄附金募集に着手以来既に数回に渉るも、応募額極めて少数にして、吉田、服部、小栗の三氏が



保證したる十三万六千余円の菩提会負債の如き、昨年未迄に僅に三万六千円許を仕払たる迄にて、残金は十二月二十五日頃迄に仕払ふべき約束なるにも拘らず、契約書中、寄附金を以て仕払ふ云々とあるを楯とし、容易に仕払をなさざれば、債権者側にてても非常に迷惑し居れりと。▲大谷派新法主が、今日まで菩提会長を承諾せざるは、同本山の財政整理、その端緒にだも就かざる以前に於いて、大菩提会長を承諾するは憚かる処あれば、本山の整理端緒に就くを待つて、承諾することゝなり居る由にて、その実副会長以下の各役員は、新法主を会長として取り扱ひ、法主も亦た多少其の考あるものゝ如く、万事に就いて関与しつゝありと。尚ほ新法主の就任も、今後兩三ヶ月以内なるべしと。暹羅皇太子殿下に随行して入洛したる日置大菩提会副会長は、同殿下御帰国の際は、菩提会を代表して長崎港迄御見送り申上る筈なり。

▼暹羅の皇太子殿下は御来遊になりましたが、釈尊の御遺形、乃ち善隣の御惠贈物を安置すべき奉安殿の建設は、如何になりましたが、御遺形や菩提会を種にモグリの挙動のありしは、事実なるも一向感心すべき美譚はありません。設正太児□

#### 覺王殿選地と菩提会 (明治36年2月15日 第一〇三二号)

大菩提会は覺王殿建築選地に関し、愛知協賛会に対し、此程十三件の要項を予め示し、寄附請願地の調査を囑托したり。其一項中に、候補地は名古屋市を距る事一里以内に限り。

#### 覺王殿選地と菩提会 (明治36年2月15日 第一〇三二号)

いたづらに 明し暮して いつ遂に

仏の道に 入る時ぞある

#### 大菩提会彙報 (明治36年2月19日 第一〇三四号)

日本大菩提会名古屋本部にては、愛知協賛会に対し、各地有志者より提出せし十一ヶ所の覺王殿建設地に対し、十五項の調査要件を付し、綿密の調査を依頼せしかば、同会役員過般実地を踏査し比較調査中なるが、菩提会土地選定比較調査委員会の決議に基き、名古屋市周囲線より一里以内の候補地のみ採用することに内定し、来廿八日迄に結了する由。▲実地踏査と比較調査との経過に抛れば、愛知郡田代村月見阪、同郡広路村妙見堂附近、同郡御器所村の三候補地は、調査要件に適し、孰れも十万余坪なるより合格したるも、他の九候補地は多分落選ならん。▲菩提会勸奨部長を、大谷派の和田円什師に囑托せんとて交渉中なるが、多分承諾するならん。▲名古屋市中裏門前町万松寺の仮奉安殿にて、去十四日より三日間、涅槃会を行ひ、仏供米袋四万枚を地方に配布し、善男善女に喜捨を請ひたるが、仏供米二十石賽銭三百余円に達せりと。

#### 仏骨問題と暹国民の感情 (明治36年4月19日 第一〇七八号)

暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは、日本に対しては非常の厚意なりしなり。然るに之に対する日本の処置は、非常の不始末

にして、今尚ほ十分の奉安所すら出来ざるは実に遺憾なり。唯だ幸にして此内部の失体も、同国民の間には未だ十分に知れ渡らず。格別感情を害し居る程の事もあらず。殊に同国人の性質として、決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とても之が為め、両国の交際上に関係を及ぼすなど云ふ事あらざる可し。全体仏骨は、一万円にても二万円にても、唯だ奉安所さへ出来れば夫にて十分なり。然るに日本の仏徒は、唯だ徒らに前後の思慮もなく大計画をなせし為め、斯の如き失体を演ずるに至れり、と稲垣公使は語られたる由。

#### 暹羅僧侶の状態〔明治36年4月25日 第一〇八三号〕

▲破戒僧の処置 暹羅法律の破戒僧に対する制裁は非常に厳密にて、往古僧侶が女犯の如き大罪を為す時は、終身懲役に処せられて、一生象の飼草を刈らされる程で有つた。今は多少寛大になつたが、夫でも我国古例の傘一本位では済まぬ。偕僧侶の破戒を発見さるゝや、寺院監督局に報告の上、直ちに其犯罪者に還俗を命ずる。夫と同時に袈裟法衣ツマリ僧侶に要する器具を没収する。茲で愈通常の人民となりて、僧侶の資格を失ふと同時に、罪人の取扱を受けて警察の手に渡す。夫から検事の告発によりて、裁判所に廻ると云ふ仕掛で有る。斯の如く、凡そ僧服を被着する中は、決して侮辱を与へぬドンな重犯罪でも、妄りに手を下す事はない。

#### 覚王殿敷地建標式〔明治36年4月30日 第一〇八七号〕

名古屋なる覚王殿敷地建標式は、去二十六日挙行の筈なりしが、雨天の為め翌廿七日に延引し、當日は中村部長祭文を朗読し、建標前には五色の御幣を樹て、御鏡餅、洗米、神酒等を供へ、各宗僧侶の読経あり。余興には煙火の打ち揚げありて、頗る盛況を極めたりと云ふ。

#### 覚王殿地鎮祭〔明治36年5月17日 第一〇〇〇号〕

来る二十七日より三日間、名古屋市に於て各宗管長会議を開き、次で三十一日地鎮祭を施行せん筈にて、本邦駐札暹羅公使、及稲垣公使を招待する筈なりと。

#### 覚王殿問題と収賄〔明治36年5月22日 第一〇〇四号〕

昨年覚王殿建設地につき、京都派と名古屋派との競争に際し、名古屋派より某大本山の或る重役へ、大金を送りし事実あり、と妙法院、西本願寺辺にチラホラ話して居るが、金高は逆ても三百五百の端金にあらずと云へり。何れの本山の重役なるや。而て事実の真相如何。

#### 覚王殿敷地争〔明治36年6月4日 第一一四号〕

名古屋に移されたる釈尊遺形奉安の覚王殿の敷地候補地、十一ヶ所ありて競争し、就中八事山（十萬坪）、月見坂（十三萬坪）の両所の争ひ甚しく、此程土地選定委員と菩提会重役との会合に於

て、月見坂に議決したるに、八事山派は之に服せず、飽まで更に各宗派会を開き決議を明かにすべしと主張し、四五日前より委員二名は京都に入り運動せしめ居るも、京都各本山は、既に名古屋に決議せし以上、敷地に就ては、彼是言ふべきにあらずとて取り合はず。特に名古屋に於て宗派会を開くとしても、遙々京都より出席するものなかるべしとのことなり。

#### 覚王殿建設善後策の協議〔明治36年6月27日 第一一三二号〕

名古屋に於ける稲垣暹羅公使と協議の結果、覚王殿建設善後策に就き、青山市長の遊説に基き、一昨日午後三時より、市議事堂に於て、県市会議員の第一回協議会を開きしが、小田原評定に終りたる由。

#### 仏骨の成行〔明治36年8月7日 第一一六三号〕

京都と争ひて名古屋に迎へ帰りし仏骨は、之を納むべき覚王殿の成らざる為め、万松寺内なる一院に仮に安置しあるが、夫の十三万六千円の出金問題尙解決せず。帰朝以来此事に奔走し居たる稲垣暹羅公使、再び名古屋に抵りて、右の処分を協議せん筈なりにしに、前田誠節師、差支あり来らざりし為め、公使は日置黙仙師及び加藤重三郎（市会議長）と共に京都に入り、村田寂順師等と会見し、負債始末の処分（稲垣公使は、為に刑事被告人を出すも已むを得ず、との説を持せりと）を協議せし由なるが、何分先立つ金の無き相談なれば、結局纏まらざりしよしにて、稲垣公使は昨

日、神戸出帆の芝罘丸にて清国漫遊の途に就き、日置、加藤氏は前夜、名古屋に帰れり。尤も覚王殿新設に熱心なる吉田禄在氏は、四面楚歌の聲に屈したれば、加藤市会議長之に代るべく。一説には京都に対する問題解決し、名古屋市民の一致する上は、東京某銀行に於て、仏骨を担保に貸金をなすべしとの内議ありと。

#### 稲垣公使と西本願寺〔明治36年8月7日 第一一六三号〕

稲垣満次郎氏は、去四日西本願寺に至り、覚王山日暹寺建設の件につき、同派法主に面じて何か協議する処あらんとしたるに、法主不在中の故を以て、神根善雄氏出て、面会其言分を聴取したる由。又其の前、即ち先月末のこと、日置黙仙師は特に書状を以て、小田執行長にまで同伴に就て申込たりと云へば、法主の諾否は未だ知らざれども、是非其承諾を得て、各宗統一の頭脳者に頂かんとして交渉中なりとか。

#### 覚王山日暹寺〔明治36年8月30日 第一一八二号〕

大菩提会にては、覚王殿建設に関し、同盟宗派会を来る九月下旬、若くは十月上旬京都に開きて、仏骨安置の為め覚王山日暹寺を建築し、予算五十万円の内廿五万円を名古屋に於て負担し、廿五万円を全国に広く勸財すること、せん筈にて、之が顧問には井上伯を推挙すること、なりたる由。

**覚王殿と同盟宗派会**〔明治36年9月2日 第一一八三号〕

大日本菩提会にては、九月下旬若くは十月上旬、當地に於て覚王殿建設に関する同盟宗派会を開く由なるが、仏骨安置の爲め覚王山日暹寺を新築する事とし、之が予算は五十万円にて内二十五万円は名古屋に於て、他は全国に於て勸財する事となるべしと云ふ。

**日暹寺創建と宗教局長**〔明治36年9月3日 第一一八四号〕

彼の覚王山日暹寺創建に就き、斯波宗教局長語て曰く、主務者の内規として、寺院の新設は特別の事情、若くは由緒あるもの、外、一切認可せざる方針にて、例へば移民地開墾地等の如き場所には、新設を認可するも、其他は廃寺の再興又は移転等に非ざれば認可せざるも、若し彼の釈尊遺形奉安殿が、寺院として認可を出願するが如きことあれば、多分認可する事となるべし。而して其出願の手續を推測するに、別に一宗一派を開く訳ならざるを以て、関係ある宗派の管長個人より、該特別寺院建立認可の出願を為すべく、其他の関係諸宗派は協定に依りて之を承認し、財産信徒其他必要の条項を具備して出願することならん。さて建立の暁に於て、該寺院の位置は如何と云ふに、現在の各宗派以後に特立することを許さざれば、必らず何宗派にか属すべき必要あり。

即ち出願の署名及び連署賛成せる各宗派に共属すべきものにて、彼の善光寺が天台、浄土両宗に共属するが如く、若し天台、真言、曹洞、臨濟、真宗、日蓮、諸宗が出願及び承諾せば、則ち此

各宗に共属するものと認められ、一個の寺院として他の寺院と異なる待遇を受けること能はざるも、斯くの如くなれば、日本仏教各宗共属の寺院として、特色を保つことを得べし云々。

**臨濟宗各派と日暹寺**〔明治36年9月3日 第一一八四号〕

名古屋に於て仏骨の始末を付くる一策として、日暹寺を設立せんと計画あるに付、京都臨濟黄檗各派の管長は、去二十八日建仁寺に於て、右問題に關し協議を開き、左の決議をなせり。

一、日暹寺創立諸般の件は、客年十月十三日各宗派會議に決定せし第五号議案、及同年十一月五日會監會議に決定せし第五号議案、其他之に關聯せし諸般の契約を履行したる上、之を処理すべきを至當とす。

一、前項の実行を為さざる以前に於ては、日暹寺創立諸般の手續に対し、連署調印すべきことは之を謝絶す。

**大菩提会存廢問題**〔明治36年9月4日 第一一八五号〕

紛争に次ぐ紛争を以てし、醜声に代ゆるに醜声を以てしたる、彼の大菩提会の前途愈々危く、今やその存廢を議するものあるに至るは、仏教界の一大不名誉たると共に、又今日各宗の所謂高僧なるもの、心操、如何を疑はずんばならず。抑々仏骨分受の議起りしは、去る卅三年二月、暹羅國駐劄稻垣公使の我國各宗管長に寄せたる一書に基き、同年五月大谷派新法主大谷光演師を正使に、前田誠節（臨濟宗妙心寺派）、藤島了穩（本願寺派）、日置嘿仙

(曹洞宗)の三師を副使に選び、同国に渡りて之を奉迎し、爾後京都妙法院内に安置し、建仁寺會議、妙心寺會議、妙法院會議等を経て、遂に昨秋建仁寺に開会せる各宗派会に於て、名古屋に覺王殿を建設するに定まりたるが、此の會議の前後に於ては京都派、名古屋派両々対立して、宗教界にあるまじき収賄沙汰を見るに至り、役員等の濫費蕩散より出でし十三万円の大菩提会の負債と、神聖なる仏骨とを交換することとなり、はるゞ暹羅より渡られたる仏骨は、アワレにも名古屋の辺隅なる万松寺といふ小寺に移されたるは、浅間しき限りなるが、元々名古屋派の熱心に仏骨を同地に迎へんとせるは、山師の僧俗相集て一儲せんとする魂胆に外ならざれば、其の後快く同会負債の償却を為さず、覺王殿建設の運びも、又々そのまゝになり居れり。然るに稲垣公使過般歸朝して、大に之を憂へ、頻りに運動したるもその効なく、遂に大菩提会をして何等かの名義の下に解散せしめ、かゝる醜劣なる歴史を伴はざる新らしき計画の下に、此事を成就せんとし、而して十三万の負債は、更に之を審査して、果して名古屋派が引受く可きものなるや否やを定めんとせしが、大菩提会々長村田寂順師大に怒り、その事の不當を鳴らせしより、稲垣氏は更に斯波宗務局長に計りて一策を案じ、日暹兩國親和の意を表せん為め、覺王山日暹寺を創立し、その創立費を五十万円とし、内廿五万円を名古屋に引受けしめ、残り二十五万円は全国より勸財すること、せば、人気立ちて功を遂ぐる可き易かるべし。従て菩提会の負債も償ふを得べしとし、日置副会長の如きは、目下専心諸方運動中な

「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について

るが、臨濟各派の如きは却て之を喜ばざる色ありといふとも、かくも本月下旬若くば、来月上旬頃京都に各宗派会を開きて、此の大問題を決すべしといへば、大菩提会に取ては、此の會議こそ其の運命の定まるべき時ならん。

#### 負債引受けの證文 (明治36年9月22日 第一一九九号)

醜の上に醜を重ねつゝある菩提会、十三万六千円の負債に就て、日置師より村田師へ宛て、左の證文を入れたり。

貴殿、日本大菩提会々長資格を以て負債せる一切の債務は、名古屋同会に於て引受支払ふべきは勿論なるを以て、各債権者より督促の都度、之を名古屋本部に廻送せられ度、本部は必ず之を埒明け、貴殿に紛擾を及ぼさざる可し。

明治三十六年九月九日

日本大菩提会副会長 日置 黙仙印

前日本大菩提会会長村田寂順殿

#### 覺王山失敗笑話 (明治36年9月22日 第一一九九号)

▲稲満先生とイナマン 名古屋名物にイナマンと云ふもの有り、佳味賞す可しと雖も過食すれば忽ち中毒を為す、稲満先生暹羅より帰り仏骨の縁故を以て同地に請聘せらる、此時先生盛んに例のイナマンの馳走に預り過食忽ち中毒を感じ、爾來頗る眼力を減ずとは真乎。

## 電話の奇声〔明治36年9月27日 第二〇二号〕

モシ／＼あなたは西本願寺ですか。私は菩提会の日置黙仙です。覚王山日暹寺建設に就いて、内務省へ願書を出すのに、奉迎宗派の名か欠けて居つては不都合であるから、是非一同に調印して差出せよ、との内命でありますからね、何卒此際貴山に於ても、奉迎當時に逆つて御調印か願いたいのですかね。ドーソ執行所へ此旨取次いで下さい。……ハイ私は本派本願寺執行代理のもので、御申入のことは承知しましたか、此事に就ては、先日も既に書面を以て御確答かしてありますから、私の方は終始一貫毫も変更はしません。飽までも、同盟各派とは一所になられませんのですから、左様御承知か願いたいです。若し内務省から此儀に就て、彼是故障かあるならば、先日の書面を願書に添へて、本願寺の調印せぬことを御明言下さるか宜し。夫でも内務省で分らぬと云ふなら、私の方から然るべき人を遣つて事情を具申します。ハイ左様ナラ……とは、去二十四日、西本願寺と日置黙仙師との間に於ける電話交換の直声なり。可睡齋老もコー屢々味噌を付けては、世に面目なかるべし。

▲可睡齋主火傷を為す 遠州秋葉山可睡齋は、火ブセの靈符を以て名有り。遠近此処に詣づるもの四時絶せず。而して現今の住職は、例の大日本菩提会の日置黙仙師たり。師は此靈符を振り散らして、財囊夙に豊なり。然るに何等の奇聞ぞ、秋葉山から火が出る位の騒にあらず。大事の住職、此頃ドエライ火傷をしたりとの風評あり。ハテ面妖な噂ぢやなと思へば、何にがさて覚王山日

暹寺の運動で、西本願寺の調印を請求して、マンマと見事手を焼いたとの意味で有りし。

▲稲満先生の窘窮 仏骨奉迎など、柄にも無き事に関係して、イナマン見た様な大味噌つけたる稲満先生は、帰朝早々誰れやらのお目玉を頂戴して、イヤが応でも仏骨の始末を付けねばならぬ順り合せとなり、先づ十三万六千円が不服ぢやから、今一応の再調査をすべしとの申込を、前会長の村田寂順へ申込しも、事の見事に蹴散らされたれば、今度は一生懸命の智恵を絞りにて、覚王山日暹寺の請願と出かけ見たが、豈に凶らんや本派本願寺の不承諾で大頓挫を来したれば、内ではお目玉先生に申訳立たず、外では暹羅国王に面目なく、清韓漫遊の威勢はホラも今は何処へやら、近來頗る気焰銷沈せしとかや。

▲稲満先生のホラ 東方策の著述で大ホラ吹き始めし稲満先生は、先頃帰朝早々大洞を吹いて曰く、自分が京都へ来た時、両本願寺の法主からは是非面会したいとの申込か有つた。其処で自分は両本願寺が其旧感の如何に関せず、此仏骨奉迎の善後策に關しては協力同心を誓はれる己上は、自分も喜んで面会すべしと雖も、先づ此意を諒せぬに於ては面会の必要なしと申込み、条件付を以て両山の法主と会見したりと吹きたれば、例の東方策風と知らぬ連中は大感服に感服し、偕こそ覚王山日暹寺の新意匠を歓迎したる次第なるが、此程に至り稲垣先生か法主会見の真相も判り、西本願寺の強硬態度にブチ當り大弱りに弱り居るとは、例に違はぬ滑稽と云ふ可し。『真仏教授』

### 日暹寺と絶縁〔明治36年9月29日 第二二〇四号〕

日暹寺創立に同盟調印を要求せられたる黄檗、臨済の八本山は、協議の上調印せざる旨返答せしに付き、去二十五日、日置黙仙師は最後の交渉を為せしも遂に纏まらず、内務省への創立出願に副申する為め、二十六日左の書面を同盟各派管長に提出し、全く日暹寺と絶縁したれば、同盟各派は愈両三日中に内務省へ出願すべしと。

#### 日暹寺創立出願に付承認書

一、今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也。

### 日暹寺の建立認可〔明治36年10月19日 第二一九号〕

賛同衆派の調印を以て、曩に建立を申請せる日暹寺の件は、知事より主務省への答申に差支なきとありて、愈認可の手續に及ぶべき筈なりと云ふ。

### 寺号認可と寄附金募集許可〔明治36年10月27日 第二二五号〕

覚王山日暹寺の創立及び寺号は、去十六日其筋より認可ありたるに付、同寺建設地愛知県愛知郡田代村月見坂日暹寺用地にて、去二十五日其祝典を挙げ種々催しあり。尚右寺号認可と共に、予て出願中なりし同寺に対する寄附金募集の件も許可されたりと。

### 日暹寺住職論〔明治36年11月29日 第二四九号〕

京都、名古屋の競争終て名古屋へ移転し。名古屋の人気沈滞して、御寺の建立となれり。これは仏骨奉安の略歴史にして、日本仏教の面よごしである。それはさてをき、今度廿幾宗派が聯合して、覚王山日暹寺建立を發起し、内務の認可を経たる協定書によれば、その住職は聯合各宗派の管長が交代兼務することに定りてある。その最初の住職は、天台の座主吉田源応師が勤めらるゝとのことは、近来各新聞紙上に散見するところである。

他宗のことは今論する必要はない。真宗としては、他派のことは、委くその派の宗制寺法を知らざれば抜として、我属する大谷派に就ては、聊論ぜねばならぬ次第がある。だが、理論は頗る単純である。その理論が単純なるだけ、それだけ事實は最重要である。

住職となればその寺に安置しある、本尊を己が本尊とするは當然である。議論のないことである覚王殿の頃、聯合各派が靈像前で読経したるとは、頗る趣きが変りてある。言を換て之をいへば、己が所信所奉として本尊に向ふものなれば、日暹寺の住職となれば、いやでも釈迦宗とならねばならぬ。釈迦宗とならねば日暹寺住職たるの資格はないのである。処が真宗は釈迦宗ではない。尤も偏固なる弥陀宗である。そこでその證拠として大谷派宗制第二章の全文を引て見よう。

第廿一条 本宗所奉ノ仏祖ハ阿弥陀如来（本尊）及ヒ 聖徳太子、七高僧、宗祖、並ニ伝灯歴代ノ宗主ニ限ルモノトス。

第廿二条 本尊ハ一向専念ノ宗義ニ基テ之ヲ一仏トシ 聖徳太子、七高僧、宗祖、及ヒ伝灯歴代ノ宗主ハ、一宗弘通ノ恩ヲ謝センカ為メニ之ヲ安置ス。故ニ謂レナク他ノ神仏等ヲ奉安スルコトヲ許サス。

既に一向専念の宗義に基て、本尊一仏と定た上は、ドンナ事故があらふとも、他の仏菩薩を本尊とすることは許さない。

「謂レナク」の裏は「謂アレハ」なれば、奉迎以来聯合といふ事故あれば、その事故より関聯したる日暹寺住職の一件なれば、敢て差支はあるまいと、或は當局者は弁解するかも知らぬが、それはいけない。これは本山なれば 龜山天皇及び 尊牌の奉安、末寺なれば養老寺の不動などの場合を反面的に説明したる文字にして、前文 聖徳太子以下に係り、本尊には関係なき文字たるは、少しく文章の起尽を考ふれば、すぐ分ることである。そこで分り易きやうに、左に対照を挙て見よう。

日暹寺住職は、釈迦を本尊として釈迦宗とならねばならぬ。真宗は一向専念の宗義に基て、弥陀一仏を本尊とする偏固なる弥陀宗なり。

この衝突は恐く調和の道はあるまい。日暹寺住職となれば真宗を止めねばならぬ。真宗僧侶は日暹寺住職となることは出来ぬ。況や管長に於ておやである。

法主殿も真宗々義を抛てまでも、日暹寺住職とならるゝ勇氣はあるまい。じやといふて、各宗派の協定を我俣に破ることは出来まい。殊に立派に調印して内務の認可を受たからは、なほさらの

ことであると思ふ。

この理由が充分に分たならば、恐く門末が承知はすまい。門末が今日まで何にもいはぬは気が付ぬからである。気が付けば誰でも無言では居られぬわけではないか、世間では負債の為に大谷派は亡滅するの、紛乱の為に瓦解するのといへど、そんなことでは大谷派は死なない。けれどもこの日暹寺賛同で、宗義の精神上大谷派は既に死滅したのである。誰が殺したのであるか、當局者が殺したのである。専攻院の先生方も、占部観順や村上專精では、テツペンよりイキリを立て、騒ぎたてたではないか。この一大事件を知らぬ顔とは何事ぞや。講師嗣講の職名は伊達ではないぞ。なぜ堂々として當局者を責めぬのであるか。

開宗の遅かりしこそもつけにして、最初當番の住職に當らざりしは、非常の幸福といわねばならぬ。今日なればまだ起死回生の方法なきにしもあらずである。その手術を行ふ準備として、まづ當局者の首切り……殺すのではない免職さするなり……は無論である。

なぜなれば、内に向ては上仏祖善知識に対し、下門末一般に対し宗義を蹂躪したる罪科は極重罪である。擯斥処分も重しとせざるところである。外に向ては日暹寺賛同破約を申込ねばならぬ。各宗派とて素手では承知すまいではあるまいか。首を切て違約を謝するは古今内外の例である。

各宗派に対しては日暹寺の賛同を取消し、覺王殿の昔しに還らば、従来の行掛りとして再び賛同するも可なれども、日暹寺の



まゝなれば、たとひ各宗派と敵対の位置に立つまでも、宗義擁護の本分として絶待的に分離せねばならぬ。かくの如くすれば起死回生の効も或は生ずるであらふ。

仏教統一論者の眼から見れば、つまらぬ議論といふであらふが、真宗の立場からは一日も速にこの解決を付けねばならぬ。依て輿論に問ふことゝしたのである。「天乳寄」

#### 日暹寺住職問題 (天乳に質問す) (明治36年12月5日 第二二五四号)

天乳曰、大谷派の宗制を以てせば、大派の管長は日暹寺の住職はならぬ。何とならば日暹寺は、本尊は釈迦なり。大派の本尊は弥陀なるを以てなりと。天乳子に質問す、是は大谷派のみならず各宗一般に宗制あり、各宗各々に本尊は異なる、然れども各宗各々に釈迦に依ざるはなし。日暹寺の住職の出来ぬ者は天主耶蘇宗のみなり。今日本何れの宗旨でも依教分宗で、釈迦教に依ざるはなし。先真宗で云はゞ教行信證にして、教は大無量寿經にして、釈迦教によりて、弥陀の本願南無阿彌陀仏の不行を信じて證を開く。故に開山は、娑婆永劫の苦をすて、浄土無為を期すること、本師釈迦のちからなり、長時に慈恩を報ずべしと仰せられたり。慈恩を報ずる為に、輪次に日暹寺の住職するに何の不可かあらん。何ぞ以て大派の管長の住職を拒はむや。諸宗みな例して知べし、大体を思へし、日本の諸宗はみな釈迦宗にして耶蘇宗に非ず。そこで耶蘇宗内には数多の分流あり。然れども耶蘇天主を奉ぜざるはなし。今釈迦宗内に諸宗分立して宗制を異にす。然れど

も釈迦を奉ぜざるは一宗もなし。殊に我真宗の開山は、長時に慈恩を報ぜよと教示し玉へり。何の理由ありて大派住職の日暹寺の管長を誹拒するや。答をまつ。「醍醐味生寄」

#### 菩提会の悲境 (明治37年3月8日 第二二二八号)

覺王山日暹寺建築募集の爲め、各宗派管長の調印請求中の処、大谷派本山は、委任状の不完全を口実にして拒抗する処となり、其他の本山は、時節柄不穩當の挙動なりとて、忠告的の下に味まく謝絶さるゝ処より、菩提会の悲境は益々其度を進めつゝ有りと云ふ。

#### 日暹寺と菩提会 (明治37年4月19日 第一三四九号)

日暹寺創立事業に付ては、客年末名古屋の各宗派会の結果、日暹寺は日暹寺創立事業、前田誠節師は大菩提会事業を分任することゝしたるも、時局の爲に各事業は中止の姿となり、負債十三万六千円の整理委員として、宗派会より選定せし天台宗の中村勝契、浄土宗西山派の長谷川觀石、興正寺派の三原俊栄、大谷派關地良成及び前田誠節の諸師会合するも要領を得ざりしが、此程来大谷派を除き各委員名古屋に会合し、両事業に対し左の協定を爲したる由。

一、日暹寺仮本堂は、大仏妙法院宸殿を模造し、愛知県愛知郡月見坂に予算一万七千円を以て建築する事。

但し、月見坂十二万坪の寄附地は、既に六万余坪登記を了り、

其余漸次登記手続中の事。

一、大菩提会負債整理に付ては、債権者中時局の為に、強て督促を為さざる示談整たるも、此内止を得ざる分は名古屋に於て調金し、漸次支払ふ事。

### 日暹寺の仏骨遷座 (明治37年8月12日 第一四三八号)

名古屋なる覚王山日暹寺の任職は、立教開宗の新古に依りて、順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、今月は満期に付、通次番たる天台宗真盛派管長石山覚湛師交代就任すること、為りたり。又月見阪十万坪の地は、既に登記済みとなり、仮覚王殿の工事中なるが、来る十五日、孟蘭盆会を以て地鎮式を行ひ、十一月十五日は、京都より名古屋に遷座の日なるを以て、紀念の爲め、同日万松寺仮殿より新築月見阪仮覚王殿に、遷座すること、なれり。

### 日暹寺柱立式 (明治37年10月20日 第一四九一号)

名古屋に於ける日暹寺の工事の模様を聞くに、坪数二千百坪本堂、玄関、事務室、庫裡等に分れ、目下必死に工事を急ぎ居れるが、来月十三日を以て仏骨は万松寺を出発し、翌十四日は柱立式にて、十四日を以て愈日暹寺仮覚王殿へ遷仏式を執行する予定にて、工事一切の費用二万円は、志水正太郎氏一手に引受け居るよし。

### 覚王殿と西本願寺 (明治37年10月22日 第一四九二号)

日本大菩提会か窮迫困頓其極に達し、仏骨仮奉安所の家賃すら仕払出来ず、仏骨立退の訴訟すら提起されたる程なるに、此頃意外にも生気俄に恢復し、覚王殿の建築に着するとて、其立柱式を予定奉安所の月見阪に挙行したり、との報道伝はるに至りたるは、同会の現状に照し、何人も怪訝に耐へざる所なるが、去りとして予算費二万円の大工事を廻収の見込なしに引受くる程の大工も有る筈なく、ト謂つて同会に左様なる予備金のなきは勿論なれば、茲には何にか理由の無くて叶はぬ事実なりとす。然るに此程の探聞に因れば、寄附者に於て予め承諾を与へしや否やを知らずと雖も、御遺形奉安所の建築に対しては、其全費額の中へ、成効と共に現金二万円の寄附を為す可き予約は、西本願寺によりて締結され有れば、菩提会は前に、西本願寺を蛇蝎の如く、仇讐の如く見做したるにも関せず、現場の窮厄に際して俄かに此兼約の存在することを廻想し、従来五十万円の百万円のと拵げし大風呂敷を縮少し、全然二万円の設計予算を以て建築に着手せしは、従来御遺形を我物顔にせし同盟宗派よりは一文半銭も出さずして、此迄毒蛇悪竜と見做せし西本願寺の予約寄附金の二万円だけにて、何にも蚊も成就せんと豹を想ひ着き、扱こそめ此着手に及びたる次第なりと云ふ。去れば是に就て、西本願寺が之を承諾するや否やは未知に属するも、事実茲に至りなば、覚王殿は西本願寺の一手建立となる可く。而して其任職は西本願寺以外の同盟各宗派管長となる勘定なれば、其奇観は蓋し奇妙不思議なるもの有らん

乎、と同地より通信ありたり。

**仏骨疑獄**〔明治37年10月22日 第一四九二号〕

名古屋に於ける菩提会の諸帳簿は、既に裁判所より押収せられたるか、聞く所に抛れば、覚王殿建築の名義の下に集めたる寄附金の支途、並に覚王殿敷地寄附等に就て、最も怪むべき多種の事情伏潜しありて、之か関係の僧侶並に俗人中にも、或は刑事問題を引起すならんと云ふ。是れ軍国多事、挙国一致以て外難に當るの時、嗚呼時も時として此の醜状、実に慚つべく、悲むべき憤慨事件にあらずや。